

点検・評価報告書

龍谷大学

目 次

序章	1
I. 理念・目的	5
II. 教育研究組織	33
III. 教員・教員組織	41
IV. 教育内容・方法・成果	
1. 「教育目標・学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」	77
2. 「教育課程・教育内容」	95
3. 「教育方法」	121
4. 「成果」	159
V. 学生の受け入れ	175
VI. 学生支援	227
VII. 教育研究等環境	253
VIII. 社会連携・社会貢献	275
IX. 管理運営・財務	
1. 「管理運営」	297
2. 「財務」	309
X. 内部質保証	317
終章	327

本報告書は、公益財団法人大学基準協会に提出後、誤植等が判明したため、一部修正を加えています。

龍谷大学は、1639 年に西本願寺に設けられた教育機関「学寮」を起源とし、「浄土真宗の精神」を建学の精神としている。本学は、この建学の精神を基盤とし、常に進取の気風を持って時代の要請に応え、新しい知の創造と人間の育成に取り組み、社会的使命を果たしてきた長い歴史と伝統を有している。

現在は、8 学部、9 研究科、1 専門職大学院、4 付置研究所を擁する総合大学であり、京都（深草、大宮）と滋賀（瀬田）に 3 つの学舎を設置している。

深草学舎には、同じ建学の精神に基づき教育を行う短期大学部を併設しており、本学および龍谷大学短期大学部を設置する学校法人龍谷大学は、浄土真宗本願寺派を設立母体としている。

1. 自己点検・評価の実施経過

本学における自己点検・評価活動は、概ね以下の 4 期に大別することができる。

<第 1 期>

1991 年 7 月の大学設置基準改正に伴う自己点検・評価の努力義務化を受け、同年 10 月に自己評価制度検討委員会を設置し、1992 年 4 月から自己点検評価委員会を中心に全学的な点検評価活動を展開した。約 5 年にわたる活動は『龍谷大学白書：開発（かいほつ）1993 年度第 1 部 「教育活動」「学術研究活動」』（1994 年 3 月発行）、『龍谷大学白書：開発 1996 年度第 2 部 「管理・運営」「財政」』（1997 年 5 月発行）に取りまとめている。

<第 2 期>

本学は、1952 年から大学基準協会に加盟登録しており、1996 年に同協会がそれまでの適格判定制度にかえて新たな大学評価を導入したことに伴い、1997 年に相互評価を受けた。この相互評価申請に先立って実施したのが第 2 期の自己点検・評価活動であり、約 1 年にわたる活動の結果は『龍谷大学 点検・評価報告書<相互評価用調書>』（1997 年 8 月発行）に取りまとめている。

<第 3 期>

2002 年 11 月の学校教育法改正に伴う認証評価の義務化を受け、2003 年度に事務組織として「大学評価・内部監査室」を設置し、「大学評価に関する規程」「大学評価に関する細則」を整備するとともに、2006 年度に大学認証評価を受審することを決定した（資料序-1, 2）。

この大学認証評価に先立って実施したのが第 3 期の自己点検・評価活動であり、約 4 年にわたる活動の結果は『龍谷大学白書：開発 2006 年度第 3 部（2007 年 5 月発行）』に取りまとめている。大学認証評価での適合認定（認定期間：2007 年 4 月 1 日～2014 年 3 月 31 日）以後も、2009 年度に法科大学院認証評価での適合認定（認定期間：2010 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日）、2010 年度に短期大学認証評価での適合認定（認定期間：2011 年 4 月

1 日～2018 年 3 月 31 日)を受け、本学の教育研究活動等の質を社会に対し保証している。

＜第 4 期＞

本学は、1975 年から 5 次にわたる長期計画を継続的に展開しつつ、1991 年からの自己点検・評価活動を積み重ね、大学の改革および発展に努めてきた。

昨今、大学の質の保証が一層求められる中で、本学では第 5 次長期計画（対象年度：2010～2019 年度）のアクションプランの一つとして「自己点検・評価活動の実質化」をあげ、本学独自の内部質保証システムを確立すべく、取り組んでいる。

すなわち、2010 年度に本学の内部質保証の方針である「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」の 2 つの視点（制度）により、大学の質を自ら保証し、高めていくことを明確にした（資料序-3）。2011 年度には、全ての学部、研究科等に自己点検・評価委員会を設置するとともに、事務組織として「大学評価支援室」を設置し、内部質保証のための 2 制度を毎年度、全学的に実施している。この内部質保証システムの確立に向けた取り組みについては、「X. 内部質保証」の章で詳しく述べる。

2. 自己点検・評価の体制

本学は、「大学評価に関する規程」に基づき、全学的な自己点検・評価の体制を整備している。大学評価に関する重要事項を審議・決定するため、大学執行部である部局長会の下に全学大学評価会議を設置し、その下に大学評価に関する具体的な業務を審議する大学評価委員会を設置している。さらにその下に、各組織の自己点検・評価委員会を設置し、日常的な評価・改善活動が行うことのできる体制を整えている（資料序-4）。

本認証評価の受審に際しては、大学内の継続的な自己点検・評価を認証評価につなげることを意図し、同一の体制で草案作成に取り組むとともに、大学評価委員会の下に学長指名委員で構成する認証評価起草委員会を設置し、本報告書の取りまとめにあたった（資料序-5）。

なお、認証評価起草委員会が取りまとめた本報告書は、大学評価委員会、全学大学評価会議、部局長会の承認を得ている。

3. 前回の認証評価結果を受けての改善活動

前回の認証評価（2006 年度）での評価結果「龍谷大学に対する相互評価結果ならびに認証評価結果」において、本学は 10 件の「助言」を受けている。これらの助言に対しては、当該組織が計画的に改善に取り組み、毎年度の改善状況報告を受け、その進捗状況を大学評価委員会が確認している。

これら改善活動の経過および内容は、2010 年度に「改善報告書」として大学基準協会に提出しており、本報告書においても、関係する項目で改善状況について記述している。

なお、2012 年度において、文部科学省の設置計画履行状況等調査における指摘事項はない。

4. 根拠資料

序-1 大学評価に関する規程

序-2 大学評価に関する細則

序-3 龍谷大学内部質保証のあり方について

序-4 自己点検・評価 組織体制図

序-5 自己点検・評価にかかる会議、委員会および構成員

I. 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

1) 大学全体

本学は、1639年に西本願寺に設けられた教育機関「学寮」を起源とし、これまで370余年の間、教育・研究の灯火を絶やすことなく、有為の人材を養成することに努めてきた。

この長い歴史の中で僧侶養成機関としての使命を果たすとともに、宗学を中心とする仏教学のみならず、広範の学識が必要であるとの認識に立ち、明治初期には僧俗共学の要請に応じ、英語学・物理学・倫理学・経済学等を取り入れた教育を始めた。1905年には専門学校令により仏教大学として認可され、1922年の旧制大学令による認可の際に龍谷大学と改称した。その後、1949年に新制大学文学部（4年制）として認可され、1960年に深草学舎を開設し、社会科学系の学部を設置して総合大学としての歩みを始めた。1989年には瀬田学舎を開設し、仏教系大学としては初となる理工学部を設置した。現在では8学部、9研究科、1専門職大学院、留学生別科、4付置研究所ならびに併設の短期大学部を擁する学生総数約2万人（大学：18,859人 短期大学部：483人）の総合大学へと発展している。

このような歴史的経緯の中で、大学運営および教学展開の拠り所となっているのが建学の精神である「浄土真宗の精神」であり、そのことを「龍谷大学学則」第1条に定めている（資料1-1 p.1）。

本学は教育基本法及び学校教育法にしたがい、浄土真宗の精神に基づく大学として、広く知識を授けるとともに、深く専門の諸学科を教授研究し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

（出典：龍谷大学学則 第1条）

ア) 建学の精神

本学の建学の精神である「浄土真宗の精神」は、普遍かつ不変のものであり、この建学の精神を具現化するところに本学の存在意義がある。このことを大学構成員に周知し、社会に示すべく、1969年に星野元豊第9代学長が、親鸞聖人の生き方を踏まえて、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」と要約した。また、1996年には、建学の精神を共に学び、共に実践するための平易な表現として「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の5項目にまとめた。

前述の「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」や5項目は、建学の精神がより深く理解されることを目的とした表現であり、「浄土真宗の精神」に置き換えることを意図としたものではなかった。しかしながら、近年、これらの表現が建学の精神そのものと理解され、建学の精神が「浄土真宗の精神」であるという認識が、大学構成員の間で共有されていないのではないかと危惧されていた。

この点について、2012年度に大学執行部である部局長会が、建学の精神そのものである「浄土真宗の精神」の下に、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」を本学の育成すべき人間像として、また、それを実現するための心として「平等」「自立」「内省」「感謝」

「平和」の5項目を位置づけ、整理した。

現在では、これらの内容を包括して、以下のように「龍谷大学の『建学の精神』」として明文化している（資料1-2）。

龍谷大学の「建学の精神」

龍谷大学の「建学の精神」は「浄土真宗の精神」です。

浄土真宗の精神とは、生きとし生けるもの全てを、迷いから悟りへ転換させたいという阿弥陀仏の誓願に他なりません。

迷いとは、自己中心的な見方によって、真実を知らずに自ら苦しみをつくり出しているあり方です。悟りとは自己中心性を離れ、ありのままのすがたをありのままに見ることのできる真実の安らぎのあり方です。

阿弥陀仏の願いに照らされ、自らの自己中心性が顕わにされることにおいて、初めて自己の思想・観点・価値観等を絶対視する硬直した視点から解放され、広く柔らかな視野を獲得することができるのです。

本学は、阿弥陀仏の願いに生かされ、真実の道を歩まれた親鸞聖人の生き方に学び、「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」ことのできる人間を育成します。このことを実現する心として以下5項目にまとめています。これらはみな、建学の精神あってこそその心であり、生き方です。

- ・すべてのいのちを大切にする「平等」の心
- ・真実を求め真実に生きる「自立」の心
- ・常にわが身をかえりみる「内省」の心
- ・生かされていることへの「感謝」の心
- ・人類の対話と共存を願う「平和」の心

（出典：2012年度第21回部局長会<2012年9月27日開催>資料）

イ）第5次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020年の龍谷大学（将来像）」

本学は、1975年から長期計画を策定のうへ大学運営を行っており、現在、2010年度から2019年度を対象年度とする第5次長期計画に基づき大学改革を進めている。長期計画策定にあたって、建学の精神の具現化に向けて本学が果たすべき「使命」および「基本方針」、「2020年の龍谷大学（将来像）」を以下のように明確化した。これらは将来像を実現するために取り組むべき課題と改革の方向性ととともに『RYUKOKU VISION 2020』に示している（資料1-3 p.4）。

使命

龍谷大学は、建学の精神（浄土真宗の精神）に基づく、すべての「いのち」が平等に生かされる「共生（ともいき）」の理念のもと、「人間・科学・宗教」の3つの領域が融合する新たな知の創造に努めるとともに、人類社会が求める「次代を担う人間」の育成を図り、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命とする。

（出典：RYUKOKU VISION 2020）

基本方針

1 教育にかかる基本方針

建学の精神に基づいて、「平等」、「自立」、「内省」、「感謝」、「平和」の意味を深く理解し、豊かな人間性と共生（ともいき）の精神を涵養するとともに、人間教育、教養教育、専門教育を通じて、「広い学識」と「進取の精神」を持って人類社会に貢献する人間を育成する。

2 研究にかかる基本方針

総合大学としての多様性と学際性を生かし、伝統と地域を基盤にした特色ある研究や国際水準の強みのある研究に取り組み、国際的な学術文化の向上と科学技術の振興、地域社会の発展に寄与する。

3 社会貢献にかかる基本方針

社会の要請に応じて、産業界や行政、NPO、NGO 等と連携を図りながら、社会人等に対して、生涯にわたる多様な学びの機会を提供するとともに、研究や社会連携活動を通じて持続可能な社会形成に寄与する。

（出典：RYUKOKU VISION 2020）

2020 年の龍谷大学（将来像）

1 建学の精神に基づく人間教育によって、豊かな人間性と創造性を育み、広い学識と進取の精神を培い、共生（ともいき）の精神を備えた人間を養成し世界に誇ることができる教育力のある大学になる。

2 正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学になる。

3 地域社会と国際社会に貢献することのできる優れた研究基盤を形成し、教育を重視する大学を実現し、社会の幅広い分野で貢献しうる有為な人間を輩出する大学になる。

4 長い歴史に育まれてきた伝統や京都・滋賀という地域を基盤にした特色ある研究を展開するとともに、総合大学ならではの学際的かつ個性豊かで国際的に通用する研究を推進する。そして、その成果を大学における研究・教育のみならず、広く社会全体に還元することにより地域に貢献するとともに世界で躍動する大学になる。

5 学生・教職員のそれぞれが、国際的な交流や共同研究をおこない、教育・研究の国際化をさらに進め、多文化共生キャンパスを展開するとともに、教育・研究・社会貢献において、情報基盤が整備された広範な国際的ネットワークを有する大学になる。

（出典：RYUKOKU VISION 2020）

ウ) 学部共通

第5次長期計画において明確化した方針の内、本学では「教育にかかる基本方針」を建学の精神に基づく教育上の理念・目的として位置づけている。そして、それを踏まえた各学部の教育理念・目的を龍谷大学学則に定めている（資料 1-1 p.2 第2条の2）。

各学部の教育理念・目的とは、「教育にかかる基本方針を踏まえた教学主体である各学部が掲げる『人間養成』の理念・目的と、『学生に修得させるべき能力等の教育目標』からなる教育上の目的」を明示するものである。

なお、この教育理念・目的を実現するための学生の具体的な到達目標については、「学位授与の方針」の中で「学生に保証する基本的な資質」に示している。

各学部の教育理念・目的の内容は、各学部の項において示すこととし、以下、学部横断的に開講している「教養教育」の目的・意義と、深草学舎の経済学部、経営学部、法学部、政策学部の学生を対象とした「学部共通コース」の趣旨について示す。

本学の学部の教育課程における授業科目は、理工学部のみ固有科目、教養教育科目および学部内共通科目からなり、それ以外の学部は専攻科目と教養教育科目からなっている（資料 1-1 p.9 第25条第1項）。

この内、教養教育科目は、学部横断的に共通して開講され、大宮学舎と深草学舎からなる京都学舎（文学部、経済学部、経営学部、法学部、政策学部）と瀬田学舎（理工学部、社会学部、国際文化学部）それぞれの教養教育科目会議が両学舎共通の「教養教育の目的と意義」に基づき運営している（資料 1-12～1-26）。

教養教育の目的と意義

建学の精神を具現化する高い倫理性や豊かな人間性ととも、知性・感性を兼ねそなえ、現代社会でたくましく生きる力を持った人間の形成を目的として各科目を開講している。

つまり、幅広い知識と知的な諸技法の修得により論理的思考力が涵養され、現実を正しく理解する総合的な判断力と国際的なコミュニケーション能力を持った「専門性を身につけた教養人の育成」の一翼を担うことを目的としており、その達成のために以下の目標を掲げている。

- ① コミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力の向上
- ② 歴史認識と社会認識に基づく自己の確認と自律
- ③ 学問や科学技術が問いかけている諸課題・問題の理解
- ④ 知的訓練ないし知的鍛錬

（出典：各学部履修要項）

本学では、従来の学問領域にとらわれない複合的な視点を持つ人間が求められているという視点に立ち、「国際関係コース」、「英語コミュニケーションコース」、「スポーツサイエンスコース」、「環境サイエンスコース」からなる「学部共通コース」を開設している。対象は、深草学舎の経済学部、経営学部、法学部、政策学部の学生であり、当該4学部の教育課程の専攻科目として位置づけている（資料 1-1 p.9 第25条第2項）。コースを履修す

る学生は、2年次第2学期から所属学部のカリキュラムに沿って学修する一方で、学部の枠組みを越えて、自らの興味・関心に基づき、また自分の将来の進路に照準を合わせたコース科目を系統的かつ重点的に履修できるようになっている。

学部共通コースでは、以下のように4つのコース共通の「コース開設の趣旨」を定めている。加えて、コース毎に「コースの目的」を定めている（資料1-13～1-15, 1-26）。

コース開設の趣旨と目的

大学に対する社会の要請や、学生の関心や進学目的は、様々な社会状況や時代を敏感に反映したものとなっています。従来の学部編成だけではこれらの要請に応えられない部分が生じています。

そこで、経済、経営、法、政策学部のカリキュラムを学修する一方で、学部の枠組みを越え、自らの興味・関心に基づくあるいは自分の将来の進路に照準を合わせた講義を、系統的かつ重点的に受けられるように開設されたのが「学部共通コース」です。

「学部共通コース」では、各コース独自の科目と、本学で既に開設されている科目の中から各コースの趣旨や目的に沿った科目を選び、それらを体系化・組織化して提供するものです。

学部共通コースは「国際関係コース」「英語コミュニケーションコース」「スポーツサイエンスコース」「環境サイエンスコース」の4コースを開設しております。

各自の進路と各コースの内容をよく照合し、検討したうえで、履修することが望めます。

（出典：経済学部、経営学部、法学部、政策学部の各履修要項）

エ）研究科共通

第5次長期計画において明確化した方針の内、本学では「教育にかかる基本方針」を建学の精神に基づく教育上の理念・目的として位置づけている。そして、それを踏まえた各研究科の教育理念・目的を、「龍谷大学大学院学則」第3条の2に、法務研究科の教育理念・目的を「龍谷大学専門職大学院学則」第4条の2に定めている（資料1-1 p.130, p.216）。

各研究科の教育理念・目的は、研究科全体と専攻内の修士課程・博士後期課程の別に定められており、教育にかかる基本方針を踏まえた、教学主体である各研究科・専攻が掲げる『人間養成』の理念・目的と、『学生に修得させるべき能力等の教育目標』からなる教育上の目的』を明示するものである。

なお、この教育理念・目的を実現するための学生の具体的な到達目標については、「学位授与の方針」の中で「備えるべき能力」と「将来発揮することが期待される能力」として示している。

各研究科の教育理念・目標の内容は、各研究科の項において示すが、以下、複数の研究科から所属することができる研究科横断型の共通プログラム（大学院修士課程対象）について示す。

本学では、複数の研究科を横断する共通プログラム（大学院修士課程対象）として、「NP0・地方行政研究コース」と「アジア・アフリカ総合研究プログラム」を開設している。

NP0・地方行政研究コースは、地方自治体やNP0団体等分権社会において活躍する「地

域公共人材」(高度専門的な資質を有する人材)を育成することを目的としている(資料 1-4 p.94)。政策学研究科が中心となり、法学研究科、経済学研究科、社会学研究科と共同運営している。

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、グローバル化が進行し、日本とアジア・アフリカの関係が発展する中、アジア・アフリカの地域研究を主体とした大学院教育を実施し、民際と文化理解の視点から専門家を育成することを目的としている(資料 1-4 p.96)。国際文化学研究科が中心となり、法学研究科、経済学研究科と共同運営している。

以下、各学部・研究科の教育理念・目的を示す。

2) 文学部

文学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、人文学の知的体系の研究・教授を通じ、現代社会の複雑な変化や諸問題に、自己を見失うことなく積極的・主体的に対応しつつ、社会に貢献できる教養及び専門性を備えた人間を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学学則第2条の2)

また、学科・専攻の教育理念・目的は、2011年度第12回教授会(2011年10月19日開催)において決定し、明確化している。

3) 経済学部

経済学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、経済学が培ってきた基礎的理論や社会の経済的諸現象を論理的に分析する能力を修得し、さらに国際的・地域的な多様性を理解して、課題の発見と解決に努める人間を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学学則第2条の2)

4) 経営学部

経営学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、経営学の理論を修得させることに加えて、実践的かつ実学的素養を身につけさせることを教育理念とする。また、激しい時代の変化に対応でき、社会から信頼される経営人を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学学則第2条の2)

また、学生の理解を促進するために、以下の経営学部生に期待する5つの「最低到達目標」を設定し、「教育理念・目的」を補完している。

- ・建学の精神を理解し、社会人として通用する素養と倫理観を持つ

- ・自分の考えを文章で表現し、それを発表し討議する能力を身に付ける
- ・基本的な財務諸表類を読み、会社の概要を説明できる
- ・広く国際感覚を持った社会人としての素養と語学力を身に付ける
- ・学修した専門領域での知識を切り口に現代企業の特徴を説明できる

5) 法学部

法学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、日本国憲法の理念を基礎に、法学と政治学の教育・研究を通じて、広い教養と専門的な知識をもって主体的に行動し、鋭い人権感覚と正義感のもとに自ら発見した問題を社会と連携して解決できる、自立的な市民を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学学則第2条の2)

6) 理工学部

理工学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、科学と人間の調和を重視し、理学と工学における基礎から応用にいたるまでの広範な教育・研究を通じて技術の高度化に対し貢献できる高い倫理観を持った科学技術者を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学学則第2条の2)

なお、以上の教育理念・目的をより具体化した「理工学部の教学理念と教育目標」を以下のとおり定め、各学科の『履修要項』に記載している。

理工学部は、日本の仏教系大学では初めての自然科学系学部で、情報化と国際化が著しい現代において、科学と人間の調和を最も重視し、技術の高度化のみならず精神文化の豊かさに対し貢献できる科学技術者の育成を教学の理念としています。

20世紀において科学技術は大きな発展を遂げ、われわれの生活に多大の貢献をしてきましたが、同時に環境に対して大きな負荷を与え、また精神文化や倫理にも少なからず影響を与えてきました。特に、科学技術に携わる人材の倫理観の欠如は、大きな社会的問題を引き起こしています。本学設立の基礎である仏教の思想と高い倫理性を基礎におき、最新の科学技術の高度な専門知識を備え、21世紀の社会に大いに貢献できる有為な人材を育てることこそ本学理工学部に与えられた使命であり、存在価値であります。

自然を学ぶことから出発した理学と、人間生活の向上に資することを目的とした工学とは引き離すことのできない自然科学の2大分野であり、共に急速に発展しています。これら最新の理学と工学を融合させることにより、新しい視点に立った学問の道を開き、若い世代に教育していくことによって、時代の要請にかなない先端技術の発展に寄与し得る人材を育成することを理工学部の目標としています。このため、基礎から応用までバランスがとれ、科学全体を総合した教育課程を構成しています。

(出典：理工学部各学科履修要項)

また、学科の教育理念・目的を、2004年度第18回教務委員会（2005年3月15日開催）において決定し、各年度の『履修要項』作成時に各学科の教務委員が中心となって確認し、『履修要項』に掲載している。

7) 社会学部

社会学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、多様な価値が錯綜する現代において、人が営む共同体である「社会」のあり方を学び、人と人、人と組織や社会との関わり方やそこで発生する諸問題の分析・解決の視点と手法を身につけた人間を育成することを目的とする。

（出典：龍谷大学学則第2条の2）

8) 国際文化学部

国際文化学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、多様化する国際社会の中で、自己の属する文化の理解を基軸として、異文化を受け入れてこれを尊重し、国際的なコミュニケーションのできる能力と人格を備えた人間を育成することを目的とする。

（出典：龍谷大学学則第2条の2）

9) 政策学部

政策学部の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

建学の精神に基づいて、共生の哲学を基礎に、政策学の教育と研究を通じて広い教養と専門的な知識を身につけ、社会の持続可能な発展のために主体的に行動するとともに、自ら発見した問題を社会と連携して解決できる、高い公共性と市民性を持つ自立的な人材を育成することを目的とする。

（出典：龍谷大学学則第2条の2）

10) 文学研究科

文学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

文学研究科	建学の精神に基づき、各専攻領域に関わる文献資料・史料に依拠し、確固たる基礎学力を基盤として独創的かつ精緻な研究を継承発展させ、自立して研究活動を行うのに必要な高度な研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を培い、学術の振興と文化の発展に寄与することを目的とする。
-------	--

真宗学専攻	修士課程	インド・中国・日本にわたる浄土教思想の流れ、親鸞の教義と伝道活動、真宗教学の歴史的変遷の3分野について研究・教育することを目的とし、広い視野に立って真宗教学の真理性を究め、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
	博士後期課程	3分野を基軸として、諸文献を書誌学的・思想的に深く研究し、専門的な知識と高い研究能力を身につけることを目的とし、他の学問領域との関連交流をふまえ、現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
仏教学専攻	修士課程	インド・中国・日本などの諸地域におよぶ仏教学を多角的視野から学ぶことによって専門的知識と論理的洞察力を修得することを目的とし、異思想や異文化あるいは現代社会の諸問題にも対応できる学識豊かな人材を養成する。
	博士後期課程	仏教学に関するより高度な専門的知識と研究能力を修得することを目的とし、進取の気概を持って広い視野より分析研究できる人材を養成する。
哲学専攻	修士課程	哲学の歴史を深く学び、基本的な文献を原語で読解する能力を育成するとともに、諸科学の歴史や現代の動向にも目を配った広い視野を養うことを目的とし、論理的洞察力に富んだ人材を養成する。
	博士後期課程	専門の文献読解能力の向上と、諸科学の知識の吸収につとめつつ、現代の学界の情勢をも把握して、論文執筆に関連する諸能力を育てることを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。
教育学専攻	修士課程	教育学と教育心理学の領域で、教育の本質・方法や社会・文化との関係、発達や学習などについて研究・教育を行うことを目的とし、実践的課題に専門的に応えられる人材を養成する。
	博士後期課程	修士課程と同じく2領域の問題の所在や課題解決の方途を解明するため、先行研究を批判的に検討しながら新たな知見を見いだせる研究・教育を行うことを目的とし、高度に専門的な研究のできる人材を養成する。
臨床心理学専攻	修士課程	建学の精神にある共生の精神を持ちながら、近接する心理的支援の現場において共働的な臨床実践を実現するため、被支援者にかかわる人間関係を適切に把握し、高度な臨床心理学的専門性を発揮できる人材を養成する。
	博士後期課程	建学の精神にある共生の精神を持ちながら、修士課程での研究を発展させ、臨床心理学における社会的な要請に応えるための高度な研究に取り組み、臨床心理学における研究者としての人材を育成する。
日本史	修士課程	日本史の精緻な教育と研究指導とを目的とし、基礎的研究能力に優れ、専門知識・技能を有するだけでなく、洞察力と柔軟性に富み、歴史的主体として現代社会に貢献できる人材を養成する。

学 専 攻	博士後期課程	日本史の精緻な教育と研究支援とを目的とし、専門知識・技能において特に優れ、かつ洞察力と柔軟性に富み、専門性を発揮する職業人として、また歴史的主体として、現代社会に貢献できる人材を養成する。
東 洋 史 学 専 攻	修士課程	中国をはじめアジア諸地域の歴史に関する専門的な知識と技能を修得することを目的とし、広い視野に立ってアジア全体を深く洞察できる人材を養成する。
	博士後期課程	アジア諸地域の言語や歴史に関する高度で専門的な知識と技能を修得することを目的とし、研究者として広い視野に立ってアジア全体を深く分析研究できる人材を養成する。
日 本 語 日 本 文 学 専 攻	修士課程	広い視野に立って日本の言語と言語文化に関する豊かな学識と高い研究能力を身につけ、日本語・日本文学についての専門性が求められる職業を担い得る卓越した能力を培うことを目的とし、言語文化の側面から現代社会に貢献できる人材を養成する。
	博士後期課程	日本の言語と言語文化に関する専門的な視野に立って進取の気概を持って研究を推進し、自立した有為の研究者として独創的な成果をあげる能力を培うことを目的とし、日本語・日本文学の専門研究の立場から現代社会に貢献できる人材を養成する。
英 語 英 米 文 学 専 攻	修士課程	英米文学・英語学・英米文化を広い視野から学ぶと同時にそれぞれの分野での専門的知識を修得することを目的とし、国際化する現代社会の諸問題に対応できる人材を養成する。
	博士後期課程	英米の文学や言語、文化に関する専門的知識の修得を目的とし、将来は広い角度からそれぞれの分野の問題を研究していける人材を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

なお、教育理念・目的に関して、「大学院文学研究科『教育理念・目的』・『3つの方針（入学者受入れの方針 [AP]、学位授与の方針 [DP]、教育課程編成・実施の方針 [CP]）』検証にかかる基本方針」に基づき検証を行い、日本史学専攻の教育理念・目的については、2012年度第17回文学研究科委員会（2013年1月23日開催）において、2013年度から変更することが決定した。

11) 法学研究科

法学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

法学研究科	「真実を求め真実に生きる」という建学の精神と日本国憲法の理念を基礎に、法学・政治学の領域で高度な研究・教育を通じ、世界と
-------	--

		地域で活躍し、共生(ともいき)の社会を担う、人権感覚に溢れた研究者及び専門職業人の養成を目的とする。
法 律 学 専 攻	修士課程	大学における4年間の学修によって獲得された一般的教養と専門的教養の基礎の上に、さらに広い視野に立った深い学識と専攻分野における研究能力を育むことを通じて、研究者及び高度の専門性を要する職業人に必要な能力を涵養する。
	博士後期課程	修士課程における学修によって獲得された深い学識と研究能力の基礎の上に、専攻分野において、研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人として自立して研究活動を遂行するのに必要な高度の研究能力と、その基礎となる豊かな学識を涵養する。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

12) 経済学研究科

経済学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

経済学研究科		世界と地域社会における対話と共生に基づく平和と発展に貢献することを目指して、世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等を養成することを目的とする。
経 済 学 専 攻	修士課程	激変する現代社会の諸問題に応えることができる人材の育成を目標とし、特に世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等の人材を養成する。
	博士後期課程	修士課程における学修による深い学識と研究能力の基礎の上に立って、専門分野における研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目標として、国際的水準の創造的研究を実現できる研究者等の人材を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

13) 経営学研究科

経営学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

経営学研究科		建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得するための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。
経	修士課程	建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得する

営 学 専 攻		ための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる専門職業人及び研究者を育成することを目的とする。
	博士後期課程	建学の精神をふまえつつ、経営学の高度で専門的な知識を会得するための研究の推進及び応用能力の涵養を通じて、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる自立した研究者を育成することを目的とする。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

14) 社会学研究科

社会学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

社会学研究科		多様な価値が錯綜する現代社会において、社会学・社会福祉学分野への社会的期待が高まる中、建学の精神に基づき、高度の専門性と実践性を兼ね備えたバランスのとれた高度専門職業人、研究者及び教育者としての能力や人材を養成することを目的とする。
社 会 学 専 攻	修士課程	複雑で多様な現代社会の諸問題を分析できる社会学的な学識と能力を有する専門社会調査士や職業ジャーナリストのような高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とし、現実社会に対応した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成する。
	博士後期課程	高度で創造的研究を行うことのできる自立した研究者を育成することを目的とし、社会学の研究領域で価値ありと認められる研究成果を生み出す能力を有する人材を養成する。
社 会 福 祉 学 専 攻	修士課程	現代社会における社会福祉学の専門性と実践性を兼ね備えた高度専門職業人及び研究者を育成することを目的とし、現実の社会福祉問題に直結した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成する。
	博士後期課程	社会福祉学の研究方法を身につけ、創造的で自立した研究者を育成することを目的とし、社会福祉問題の分析における高度の研究能力を有する人材を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

15) 理工学研究科

理工学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

理工学研究科		本学の設立基盤である仏教の思想を基礎に置き高度の専門知識を有する科学技術者を育成し、日本の社会に貢献するとともに科学技術のあるべき道に導く指導者を育てることを目的とする。
数 理	修士課程	コンピュータと数学を活用して、自然科学や情報科学の諸分野における様々な問題を解析・研究することを目的とし、コンピュータ・

情報学専攻		サイエンスに関する深い知識を有すると同時に、種々の問題を数理的思考に基づいて把握・解析できる能力をもった独創性豊かな人材を養成する。
	博士後期課程	自然現象や社会・経済現象の解明に不可欠な理論解析能力と計算機シミュレーション・情報処理などの数理的手法を身につけることを目的とし、数理科学と情報科学の両分野における深い知識と鋭い思考力をもった人材を養成する。
電子情報学専攻	修士課程	電子情報通信分野の急速な進歩に柔軟かつ的確に対応できるように、電子工学・情報工学・通信工学の3分野で、専門的かつ総合的な知識と能力を身につけることを目的とし、ハードウェアからシステムやソフトウェアまで、幅広い研究開発を行うことのできる人材を養成する。
	博士後期課程	電子工学・情報工学・通信工学の専門的かつ総合的な知識と能力をさらに深め、自ら課題設定・課題分析・課題解決を行い、学術論文として発表する実力を身につけることを目的とし、電子情報通信分野で国内のみならず世界に通用するリーダーシップを発揮することのできる人材を養成する。
機械システム工学専攻	修士課程	ハード・ソフトの両視点でバランスのとれた機械システム工学に関する教育を基礎に、材料・機械力学、熱・流体力学、機械設計・加工、制御システムなどに関する高度な知識を修得させることを目的とし、安全性や信頼性の高い機能的な機械システムを総合的に構築できる人材を養成する。
	博士後期課程	ハードウェアとソフトウェアに対する均衡のとれた知識を基礎に、力学系、エネルギー系、システム系の3分野に関する高度で幅広い知識や技術を修得させることを目的とし、安全性や信頼性に優れた機械システムを総合的に構築でき、深い洞察力や応用力、さらには地球の自然やエネルギーに関する環境思考を身につけた人材を養成する。
物質化学専攻	修士課程	物質化学に関する授業、研究を通じて高い専門知識とその応用力を身につけることを目的とし、それらを駆使して科学技術に関する問題を分析・整理し、解決に導くことのできる人材を養成する。
	博士後期課程	物質化学に関する高度な研究を通じて高い専門知識とその応用力を身につけることを目的とし、それらを駆使して科学技術に関する問題を発見・分析・整理し、解決に導くことのできる自立した研究者を養成する。
情報メデ	修士課程	人・環境にやさしい高度情報化社会が創出されるにあたり、その確固たる基盤の形成に寄与することを目的とする。この目的を達成するために、現在の産業構造に対応できるだけでなく、必要とされる先端情報メディア技術、新たな情報産業の創出に適合することがで

イ ア 学 専 攻		きるよう、専門知識、問題解決能力及びコミュニケーションスキルを有し、論理的かつ創造的に思考できる人材を養成する。
	博士後期課程	21 世紀の課題である持続的循環型社会を実現するために、急速に発展する情報科学とダイナミックな展開をはかる技術革新の分野において高度な専門的知識を有し、多面的な様相を見せている課題に対して総合的に理解し、その課題解決を追求する能力をもつ人材を養成する。
環 境 ソ リ ュ ー シ ョ ン 工 学 専 攻	修士課程	環境負荷排出と環境質損失という従来型の問題に加え、遺伝子資源の保全や生活環境におけるアメニティの確保など広範囲な分野を包括する環境諸問題への対処を図るため、工学的知識に加え、自然環境・生態系に関する幅広い生態学的知識と工学的センスを併せ持った人材を養成する。
	博士後期課程	環境諸問題への包括的対応を図るために、課題解決型の工学的知識に加え、自然環境・生態系に関する幅広い知識をもった、豊かで潤いのある生活環境の創造を志す人材を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第 3 条の 2)

16) 国際文化学研究科

国際文化学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

国際文化学研究科		建学の精神に基づいて、多様化する国際社会を適切に理解し、高度な専門知識をもって国際社会で活躍できる人材を育成するとともに、国際文化学の発展に貢献できる研究者を養成することを目的とする。
国 際 文 化 学 専 攻	修士課程	国際文化学に立脚しながら、多様化する国際社会において、高度な専門性や実践能力が求められる職業を担うことのできる人材を育成し、国際文化学を専攻するに必要な学識を深め、研究能力を高めることを目標とする。
	博士後期課程	国際文化学に立脚した専門分野において自立できる研究者を養成することを目的とし、高度な専門性や学識、研究能力が要求される国内外の研究機関にて活躍し、国際文化学の発展に貢献できる人材を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第 3 条の 2)

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

実践真宗学専攻	修士課程	本学の建学の精神である浄土真宗の教えに基づき、釈尊の教示した仏教、及び親鸞の宗教を、世界的視野、かつまた地域的視点より実践的に領解し、現代における人間存在の根本問題、並びに社会的存在として惹起する諸問題に、具体的に対応できる宗教的实践者としての能力を養成することを目的とする。
---------	------	--

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

18) 政策学研究科

政策学研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

政策学研究科		建学の精神に基づいて、共生の哲学を基礎に、現代的で人類的な課題に対する専門知識に支えられた市民的思考力と、協働による課題解決アプローチを構想できる政策研究能力を修得し、政策の立案実施にかかる能力を持った人材を養成することを目的とする。
政策学専攻	修士課程	市民的公共性と持続可能な発展への貢献を志向性として獲得し、地域がかかえる具体的課題を政策分析の対象として扱うことができる政策学の学問的知識を修得し、地域の課題を設定して解決できる能力を有する専門的職業人及び研究者を養成する。
	博士後期課程	市民的公共性と持続可能な発展という考え方を自ら考察でき、地域課題を包括的で統合的な政策によって解決できる政策学の知識と構想力を有する研究者及びより高度な専門的職業人を養成する。

(出典：龍谷大学大学院学則第3条の2)

19) 法務研究科

法務研究科の教育理念・目的を、以下のとおり定めている。

法務研究科は、建学の精神に基づく「共生(ともいき)」の理念と「日本国憲法を護り発展させる」という法学教育の理念を実現するため、「理論と実務」を架橋し、専門的能力を着実に育む教育プログラムを提供することにより、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成することを目的とする。	
---	--

(出典：龍谷大学専門職大学院学則第4条の2)

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

1) 大学全体

本学の建学の精神や、第5次長期計画において明確化した「教育にかかる基本方針」とそれを踏まえた各学部・研究科の教育理念・目的の大学構成員（教職員および学生）への周知や社会への公表は、主として以下の印刷物の配付やホームページへの掲載により行っている。

媒体	建学の精神	教育にかかる基本方針	各学部・研究科 教育理念・目的	対象
龍大月報	○	—	—	教職員
学生手帳	○	○	○	学生（※1）、教職員
履修要項	—	○	○	学生、教員
出講手帳	○	○	○	教員（非常勤含む）
ホームページ	○	○	○	学生、教職員、社会

※1 学生とは、学部生および研究科生をいう

（出典：学内各種資料を基に作成）

以下、特記すべき点について示す。

ア) 建学の精神

建学の精神については、学部入学生全員が参加する新入生オリエンテーションの一環として、本学の淵源である西本願寺への参拝を位置づけ、その際の本学宗教部長の講話によって、本学の歴史と建学の精神に触れる機会を設けている。

また、全ての学部の1年次に、教養教育科目として建学の精神を学ぶための必修科目「仏教の思想A」「仏教の思想B」（各2単位、計4単位）を開講している。この科目の目的と意義は以下のとおりである。

「仏教の思想」目的と意義

本学は「一切の人間が平等に真実心を与えられているという親鸞精神を建学の精神にもち、真の人間たるにふさわしい世界を開くことをめざし、深い学識と教養をもちながら国際社会の一員として努力する人間を育成すること」をめざしています。

「仏教の思想」は本学の建学の精神を学ぶために必修科目として位置づけられています。

この講義では本学のよき伝統を知り、仏教の思想を通じて自己をふり返り、幅広い物の見方と心の豊かさを育てることを目的とし、以下の教育目標を掲げています。

1. 人間にとっての宗教の意義を明らかにする。真実を見極める眼を育てる。
2. 倫理・歴史として「仏教の思想」を学ぶ。
3. 人間学として「仏教の思想」を学ぶ。
4. 広い視野を育てるために「仏教の思想」を学ぶ。
5. 現代世界のあり方を考える思想として「仏教の思想」を学ぶ。

6. いのちのかけがえのなさに目覚め、異なる意見と対話・交流しあえるような姿勢を培うために、「仏教の思想」を学ぶ。
7. 「仏教の思想」を通して、龍谷大学の建学の精神を学ぶ。

(出典：各学部履修要項・シラバス)

また、授業では宗教部発行の『龍谷大学「建学の精神」』も活用し、建学の精神の普及に努めている（資料 1-5）。なお、同冊子は新任教職員の就任時研修においても、建学の精神を記した「就任者ガイドブック」とともに活用している（資料 1-6）。

本学では、各学部の教学理念を通底する建学の精神の具現化を実現するため、「仏教の思想」担当（可能）専任者を各学部に 1 名以上所属させることとしている（資料 1-7）。

さらに、本学の構成員に対する建学の精神の普及活動として、以下のような法要、宗教行事を学年暦に定め、建学の精神に基づく教育を施す拠点である礼拝堂（深草学舎：顕真館、大宮学舎：本館、瀬田学舎：樹心館）において実施している。これらの法要・行事の法話の内容については、小冊子（『りゅうこくブックス』、『宗教部報りゅうこく』）にまとめ、学内の随所に配置し、誰でも手に取ることができるようにしている。

法要・行事	学舎	日程	法要における 法話担当者	内容
お逮夜法要	深草学舎	毎月 15 日	本学教員	親鸞聖人のご命日前夜を機縁とする法要
ご命日法要	大宮学舎	毎月 16 日	本学教員	親鸞聖人のご命日を機縁とする法要
ご生誕法要	瀬田学舎	毎月 21 日	本学教員	親鸞聖人のお誕生日を機縁とする法要
顕真アワー	大宮学舎	毎月 1 回 水曜日	本学教員	ご命日法要を補完して行う法要
親鸞聖人降誕会法要（創立記念日）	全学舎	5 月 21 日	学長および学内外講師	親鸞聖人のお誕生日と本学の創立を記念して行う法要
報恩講	全学舎	10 月 18 日	学長および学内外講師	親鸞聖人のお徳をしのび、その恩徳に報ずる法要。本学では創立の淵源である学寮を創設した西本願寺第 13 代宗主良如上人の祥月命日に行っている。

(出典：宗教部内資料を基に作成)

その他、学寮以来の伝統を受け継いで、授業期間中に 3 学舎で教職員が当番制で行っている「朝の勤行」において、毎月 1 回「学長法話」を行っている。学生による「朝の法話」も学生が組織する伝道部が中心になって随時行い、特に報恩講前の 1 週間を「顕真週間」として位置づけ、重点的に法話を実施している。

社会への公表については、ホームページに「建学の精神」のページを設けるほか、学長法話の内容を掲出し公開している（資料 1-8）。また、宗教部主催の「公開講演会」や学友会宗教局 6 サークル（男声合唱団、宗教教育部、伝道部、パイオニアクラブ、仏像研究会、仏教青年会）から選出された学生で組織する顕真週間実行委員会主催の宗教文化講演会を深草学舎の顕真館で行い、広く本学の建学の精神に接する機会としている。

イ) 第 5 次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」

第 5 次長期計画において明確化した「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」については、第 5 次長期計画の全体像を明示したグランドデザイン冊子『RYUKOKU VISION 2020』を教職員に配付するとともに、ホームページで広く公表している（資料 1-3）。

また、「教育にかかる基本方針」については、本学の教育理念・目的と位置づけ、学生へは、『学生手帳』や各学部・研究科の『履修要項』等に明示している（資料 1-9 p.8）。さらに、履修登録説明会において、「教育にかかる基本方針」を踏まえて各学部・研究科の教育理念・目的が定められていることを説明している。

ウ) 学部共通

学部の教育理念・目的の学生への周知は、全学生に『学生手帳』、『履修要項』を配付し、毎学期開始時に各学部で実施している履修登録説明会で行っている（資料 1-9 p.8, 1-12～1-26）。特に、新入生には毎年度『学則・諸規程』を配付するほか、新入生オリエンテーションの中でも周知を図っている（資料 1-1 p.2）。

教職員への周知は、『学生手帳』を配付しているほか、大学ホームページに掲載し、常に閲覧できるようにしている。また、教員に対しては、各学部の教授会で周知がなされ、2011 年度から実施されている全学的な自己点検・評価においても、各学部の自己点検・評価委員会の下で、教育理念・目的の適切性と周知の状況について検証している。

各学部の教育理念・目的の社会への公表については、大学ホームページに掲載することにより行っている（資料 1-10）。

学部横断的に開講する「教養教育」の目的・意義については、学部の教育理念・目的とともに、各学部の『履修要項』に共通事項として明記し、学生には毎学期行われる各学部の履修登録説明会において周知している。また、教職員には教養教育科目の編成等を審議する京都学舎教養教育科目会議および瀬田学舎教養教育科目会議を通じ、毎年度「教養教育の目的・意義」の確認を行い、2011 年度から実施されている自己点検・評価においても、京都・瀬田各学舎教養教育自己点検・評価委員会の下で、目的・意義の適切性と周知の状況について検証している。

深草学舎の経済学部、経営学部、法学部、政策学部の学生を対象とした「学部共通コース」（2 年次第 2 学期から履修可能）の趣旨と各コースの目的については、当該学部の『履修要項』に明示し、当該学部の 2 年生を対象とする履修登録説明会にて説明している。また、2011 年度から実施されている自己点検・評価においても、各コースの自己点検・評価委員会の下で、「学部共通コース」の趣旨と各コースの目的の適切性と周知の状況について検証している。

エ) 研究科共通

研究科の教育理念・目的の学生への周知は、全研究科生に『学生手帳』や『履修要項』を配付し、毎学期開始時に各研究科で実施している履修登録説明会で周知している（資料 1-9 p. 9, 1-27～1-36）。特に、新入生には『学則・諸規程』を配付するほか、新入生オリエンテーションの中でも周知を図っている（資料 1-1 p. 130, p. 216）。

教職員への周知は、『学生手帳』を配付しているほか、大学ホームページに掲載し、常に閲覧できるようにしている。また、教員に対しては、各研究科の研究科委員会で周知がなされ、2011 年度から実施されている自己点検・評価においても、各研究科の自己点検・評価委員会の下で、教育理念・目的の適切性と周知の状況について検証している。

社会への公表は、大学ホームページや大学院案内誌『龍谷大学大学院 2013』において行っている（資料 1-4）。

研究科横断型の共通プログラム（大学院修士課程対象）である「NP0・地方行政研究コース」と「アジア・アフリカ総合研究プログラム」については、『龍谷大学大学院 2013』において目的を説明し、対象研究科生に対しては履修登録説明会で周知している。

（３）大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

１）大学全体

本学の建学の精神や、第５次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」、第５次長期計画において明確化した「教育にかかる基本方針」を踏まえた各学部・研究科の教育理念・目的の適切性については、主に毎年度の自己点検・評価活動において定期的に検証を行っている。

以下、その検証の状況について示す。

ア) 建学の精神

本学の建学の精神である「浄土真宗の精神」については、建学の精神が適切に周知され、構成員に共有されているかという観点から、毎年度の自己点検・評価活動において定期的に検証を行っている。

建学の精神である「浄土真宗の精神」の内容については、1969 年に星野元豊第 9 代学長が親鸞聖人の生き方を踏まえて「真実を求め、真実に生き、真実を顕かにする」と表現し、1980 年代後半まで、建学の精神に準ずる表現として用いられていた。

1993 年の自己点検・評価の検証において、本学の建学の精神の表現が非専門家には難解であるとの指摘があり、学内外に理解されやすい表現に改める必要があるという提言がなされた。これを受けて「建学の精神検討委員会」を設置し、1996 年に建学の精神である「浄土真宗の精神」を共に学び共に実践するために、平易なことばで 5 項目にまとめた。

このように、本学では、1990 年代以降、建学の精神の周辺に、様々な表現が設定されてきた。

2011 年度から開始した全学的な自己点検・評価において、建学の精神の周知状況について検証したところ、建学の精神の理解を深めるための手段であった表現等が、あたかも新たな「建学の精神」であるかのごとく使用されている状況が一部で確認され、建学の精神

が「浄土真宗の精神」であるという認識の共有が大学構成員の間で不十分であることが判明した。

このような状況が自己点検・評価活動の中から確認されたことに伴い、全学大学評価会議から、2011年度の自己点検・評価における大学全体の「努力課題」として改善の指摘がなされた（資料 1-11）。

この結果を受けて、2012年度第21回部局長会（2012年9月27日開催）において、建学の精神の社会的な理解や認知の向上は、理解のしやすさによって実現するのではなく、建学の精神を具現化する活動によってなされるべきことを再認識し、現在使用されている建学の精神にかかる表現の位置づけを明確にし、構成員の共通認識とするために「龍谷大学の『建学の精神』」を審議・決定した（資料 1-2）。これにより、建学の精神にかかる表現の位置づけが整理、明確化され、共通の認識で改めて周知を図っていくこととなった。

イ）第5次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020年の龍谷大学（将来像）」

第5次長期計画は、1期5年の中期計画を2期にわたって展開する中長期計画方式を採用している。前半期の第1期中期計画終了時点の到達点を見極めるとともにその時点の外部環境の変化や文教政策動向、社会からの要請等を踏まえて第2期中期計画を策定・展開し、グランドデザインで掲げた第5次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020年の龍谷大学（将来像）」の実現をめざしている。

「教育にかかる基本方針」については、各学部・研究科の教育理念・目的の拠り所であることから、建学の精神や各学部・研究科の教育理念・目的との整合について、毎年度の自己点検・評価活動において検証を行っている。

ウ）学部・研究科共通

教育理念・目的は、2009年度末までに全ての学部・研究科において明確化していたものの、その時点では、まだ定期的に検証するための体制は構築されていなかった。2011年度に本学独自の内部質保証システムを確立するため、全学的な「自己点検・評価」を構築し、各学部・研究科、教養教育（京都・瀬田各学舎）、学部共通コース（4コース）といった教学主体に自己点検・評価委員会を設置した。以後、各学部・研究科の教育理念・目的については、各学部・研究科の自己点検・評価委員会が毎年度検証を行っている。教養教育や学部共通コースの目的等については、教養教育（京都・瀬田各学舎）、学部共通コース（4コース）の自己点検・評価委員会が毎年度検証を行っている。研究科横断型プログラムの目的等については、コースを担う運営委員会、および関連する研究科の自己点検・評価活動において、毎年度検証を行っている。

これら教学主体の点検・評価結果について、全学大学評価会議が評価し、その評価結果をフィードバックしている。

2）文学部

教育理念・目的の適切性については、これまで大学案内誌作成時に、各学科・専攻において、学部・学科・専攻が掲げる理念・目的等を、教務委員を通じて確認してきた。また、学部全体で組織的に取り組むため、教務委員会を中心に定期的に検証することを2011年度

第12回教授会（2011年10月19日開催）にて決定し、2011年度第25回教務委員会（2012年3月13日開催）にて、2012年度以降毎年度、教育理念・目的の検証を行うことを決定した。これらの決定事項を踏まえ、2012年度第6回教務委員会（2012年6月6日開催）にて検証方法を定め、検証を行った。その結果を2012年度第19回教務委員会（2012年12月19日開催）および第16回教授会（2012年12月19日開催）にて報告している。その結果を毎年度実施している自己点検・評価活動において検証している（資料1-38 p.17）。

3）経済学部

2009年度末の教育理念・目的の設定以降は、カリキュラム改革や演習方法の変更の際に、その都度、教務委員会にて適切性について検証を行ってきた。2012年度以降は、将来構想委員会と学部執行部会議を経て、各年度初回の教授会において審議し、理念・目的の適切性について検証する体制を構築した。その結果を、毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している（資料1-38 p.67）。なお、学外有識者10名からなる経済学部アドバイザーボードによる会合を年2回開催し、学外者から学部教育について全般的に助言を得ており、その内容は自己点検・評価活動に活かされている。

4）経営学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料1-38 p.113）。

「改善」の評価が付された場合は学部執行部会議、教務委員会で検討を行い、毎年度初回の教授会で審議事項として取り上げ、検証を行っている。

5）法学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料1-38 p.139）。

また、毎年度『履修要項』作成の際に、教務委員会において、定期的な検証を行っている。2012年度以降は、毎年度初回の教授会で検証を行っている。その結果を、毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している。

6）理工学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料1-38 p.167）。また、カリキュラム改革を実施する際にも、必要に応じてその適切性を詳細に検証している。

7）社会学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料1-38 p.193）。

2012年度から、毎年度初回の教授会等で理念・目的および3つの方針についての周知を図り、その適切性についての検証を行っている。

8) 国際文化学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 241）。また、毎年度初回の教授会において全構成員に確認し、内容の修正等の意見があれば継続的に審議することとしている。

9) 政策学部

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 275）。自己点検・評価委員会の提起により、教授会においては審議事項として検証している。

2011 年に学部を設置する際、理念・目的を踏まえた科目編成を計画しており、その計画に則って、完成年度に向け編成を進めている。また、FD 研究会において、基幹科目の実施や学生教育における運営手法、およびその前提となる教育理念・目的の適切性を検討・確認している。

10) 文学研究科

『履修要項』、大学院案内誌『龍谷大学大学院』作成時に、専攻主任を通じて、各専攻において、毎年度検証している。なお、2012 年度からは、2012 年度第 8 回文学研究科委員会（2012 年 7 月 18 日開催）において制定した「大学院文学研究科『教育理念・目的』・『3 つの方針（入学者受け入れの方針 [AP]、学位授与の方針 [DP]、教育課程編成・実施の方針 [CP]）』検証にかかる基本方針」に基づいて検証を実施している。その結果を毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している（資料 1-38 p. 33）。

11) 法学研究科

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 151）。また、毎年度履修要項作成の際に、研究科教務委員会において、定期的な検証を行っている。さらに、2012 年度以降は、5 月の研究科委員会において、その適切性について検証を行っている。

その結果を毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している。

12) 経済学研究科

経済学研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証する場としては、研究科委員会、研究科運営委員会を整備している。通常 2 週間に 1 回開催している研究科運営委員会において、研究科長、主任、運営委員の間で情報交換を行い、その都度、必要に応じて、研究科委員会で議論がなされる。併せて 2012 年度からは、各年度初回の研究科委員会において審議し、理念・目的の適切性について検証する体制を構築した。その結果を毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している（資料 1-38 p. 81）。

13) 経営学研究科

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 127）。「改善」の評価が付された場合は執行部会議で検討を行い、年度初回

の研究科委員会で審議事項として取り上げ、検証を行っている。

14) 社会学研究科

研究科に社会学・社会福祉学の両専攻の専攻主任と教務主任4名を含む7名から構成される制度整備検討委員会を設置し、研究科長の諮問に基づき、社会学研究科が掲げる理念・目的の適切性の検証を行っている。その結果を、毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している（資料 1-38 p. 205）。

なお、制度整備検討委員会は研究科が抱える諸課題についての検討を行っている。さらに同委員会は、その検討に基づき、社会学研究科委員会に対して課題解決のための具体的な方策も答申している。

15) 理工学研究科

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 179）。また、カリキュラム改革を実施する際にも、必要に応じてその適切性について検証している。

16) 国際文化学研究科

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 257）。また、毎年度初回の研究科委員会において確認し、内容の修正等の意見があれば継続的に審議することとしている。

なお、修士課程において 2011 年度から新カリキュラムに変更した際、国際文化学研究科執行部および大学院カリキュラム委員を中心に、その適切性について検証を行った。

17) 実践真宗学研究科

『授業科目履修要項』、大学院案内誌『龍谷大学大学院』作成時に毎年度検証している。なお、2012 年度からは、2012 年度第 8 回実践真宗学研究科委員会（2012 年 7 月 18 日開催）において制定した「大学院実践真宗学研究科『教育理念・目的』・『3 つの方針（入学者受け入れの方針 [AP]、学位授与の方針 [DP]、教育課程編成・実施の方針 [CP]）』検証にかかる基本方針」に基づいて検証を実施している。その結果を毎年度実施している自己点検・評価活動において確認している（資料 1-38 p. 299）。

18) 政策学研究科

毎年度実施している自己点検・評価活動において、教育理念・目的の検証を行っている（資料 1-38 p. 287）。

研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証する場としては、研究科委員会、執行部会議、教務委員会、FD 委員会、FD 研究会が整備されている。通常 2 週間に 1 回開催される執行部会議において、研究科長、教務主任、教務委員の間で定期的な情報交換が行われており、必要に応じて、研究科委員会で議論がなされる。

開設初年度の教育・研究活動をふまえて、理念・目的の適切性を含めた研究科全体のあり方（カリキュラム改革、コース運営、研究生支援等）について、2012 年度第 2 回 FD 研

研究会（2012 年 9 月 19 日開催）で検討を行い、次年度以降の改善策をまとめた。

19) 法務研究科

法務研究科における理念・目的の適切性については、自己点検・評価制度の下、法科大学院教授会において定期的に検証を行っている（資料 1-38 p. 315）。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学では、「建学の精神」のもと、第 5 次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」を設定している。また、第 5 次長期計画において明確化した「教育にかかる基本方針」を踏まえ、教学主体である各学部・研究科が掲げる「人間養成」の理念・目的と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」からなる教育上の目的を各学部・研究科の「教育理念・目的」として「学則」に定めている。

これらは、主として印刷物の配付やホームページへの掲載によって、教職員や学生、社会に周知・公表している。その他、教職員や学生に対しては、宗教行事、教授会、履修登録説明会などの場を活用して周知している。

なお、2011 年度から開始した全学的な自己点検・評価制度において、建学の精神の周知状況について検証し、教職員や学生が共通の認識を持つために、部局長会が建学の精神にかかる表現の位置づけを整理し、明確にした。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、教育理念・目的等を適切に設定し、公表していると判断する。

（1）効果が上がっている事項

1) 建学の精神にかかる表現の位置づけの整理、明確化

2011 年度から開始した自己点検・評価制度において、建学の精神の周知状況について検証したところ、建学の精神の理解を深めるための手段であった表現が、あたかも「新しい建学の精神」であるかのごとく誤解されている状況が一部で確認された。このことについて全学大学評価会議から、現状を点検し改善すべきとの指摘がなされ、部局長会がこれを受け、「龍谷大学の『建学の精神』」を改めて明文化することを、2012 年度第 21 回部局長会（2012 年 9 月 27 日開催）において決定した（資料 1-2）。これにより、建学の精神にかかる表現の位置づけが整理でき、明確化された。

その後、教授会および課長会を通じて教職員に周知するとともに、ホームページや『龍大月報』で広く周知した（資料 1-39）。2012 年度事務職員会総会時の研修会（2013 年 3 月 19 日開催）においても、全事務職員を対象に「建学の精神について」をテーマに、本学教員を講師とした講演会を実施した。

また、学生のサークルボックスや研究科生の共同研究室、専任教員の研究室、講師控室、事務室等にポスター等を掲げたり、英文に翻訳したリーフレット等を作成したことにより、教職員や学生が常に目にすることができるようになった。

2) 必修科目「仏教の思想」を活用した建学の精神の周知

本学では、建学の精神を学ぶために、全ての学部の1年次に必修科目として「仏教の思想A」「仏教の思想B」(各2単位、計4単位)を開講している。この授業において、宗教部発行の『龍谷大学「建学の精神」』をサブテキストとして使用し、本学の建学の精神や各種法要等の宗教行事に関する意義等を説明している(資料1-5)。また、2012年度から、全学部の1年生を対象に、本学が所蔵する学術資料等を展示している「龍谷ミュージアム」を活用した授業を実施している(資料1-40)。

このように「仏教の思想」は、学生が建学の精神や本学の歴史を学ぶための中心科目として機能している。

3) 教育理念・目的の明確化

各学部・研究科の教育理念・目的を策定したことにより、各学部・研究科の特色が明確になり、その下に学位授与の方針等が体系的に位置づけられるようになった。

(2) 改善すべき事項

1) 建学の精神の周知

本学の歴史や建学の精神を学ぶための中心科目である「仏教の思想」は、全ての学部の1年次に開講する必修科目としているため、文学部以外の学部では、他校からの編・転入生には受講する機会がない。文学部では、本学または宗門関係校において関連科目の単位を修得している者以外の編・転入生には「仏教の思想」の受講を課している(資料1-41)。

また、各研究科においては、本学の歴史や建学の精神を学ぶ機会が学部に比べて少ない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 建学の精神にかかる表現の位置づけの整理、明確化

改めて明文化した「龍谷大学の『建学の精神』」が、今後も教職員や学生に周知・共有されることをめざし、大学構成員への周知や学外発信を継続していく。新たな印刷物等に建学の精神に関する内容を記載する場合は、その作成担当部署が宗教部に相談のうえ、誤解が生じないような表現とするよう、宗教部を中心とした点検体制を整備する。また、周知、共有の状況については、毎年度の自己点検・評価において検証する。

なお2013年度には、入試広報誌『GUIDE BOOK』、『履修要項』、『学生手帳』、『出講手帳』にも、明文化した「龍谷大学の『建学の精神』」を明示する。

2) 建学の精神のさらなる周知

建学の精神や本学の歴史を学ぶ中心科目である「仏教の思想」に加え、自校史教育や学士力養成に重点を置いた科目からなる「龍谷科目」(仮称)の設置を教務会議等で検討する。

3) 教育理念・目的の明確化

各学部・研究科の教育理念・目的と、その下に位置づけられる方針等については、毎年度の自己点検・評価において、その整合性を点検・評価する。

(2) 改善すべき事項

1) 建学の精神の周知

文学部以外の学部において、他校からの編・転入生が「仏教の思想」を受講する機会がないことについて、各学部の3年次以降のカリキュラムが異なることから、全学部で一斉に文学部方式を導入することはできない。よって、宗教部が発行する『龍谷大学「建学の精神」』の配付や、本学の各種法要、宗教行事の意義等を入学式や各学部の履修登録説明会の場で説明することで周知に取り組む。研究科においても同様にに取り組むこととする。

4. 根拠資料

- 1-1 平成24年度 学則・諸規程
- 1-2 「建学の精神」について（提案）（2012年度第21回部局長会（2012年9月27日開催）資料）
- 1-3 RYUKOKU VISION 2020
- 1-4 龍谷大学大学院 2013
- 1-5 龍谷大学「建学の精神」-共に学び共に実践するために-
- 1-6 就任者ガイドブック
- 1-7 「仏教の思想」担当（可能）専任者の所属と移籍・交流について
- 1-8 学長法話 <http://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/event/houwa/index.html>
- 1-9 学生手帳 2012
- 1-10 教育活動に関する情報
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/info_03.html
- 1-11 2011年度 自己点検・評価における全学的課題事項の改善の方途について（上申）
- 1-12 2012年度 授業科目履修要項<2003年度以降入学生><社会人特別コース> / 龍谷大学文学部
- 1-13 2012年度 履修要項 経済学科・現代経済学科・国際経済学科 / 龍谷大学経済学部
- 1-14 2012年度 履修要項 / 龍谷大学経営学部
- 1-15 2012年度 履修要項 / 龍谷大学法学部法律学科・政治学科
- 1-16 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部数理情報学科
- 1-17 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部電子情報学科
- 1-18 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部機械システム工学科
- 1-19 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部物質化学科
- 1-20 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部情報メディア学科
- 1-21 2012年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部環境

境ソリューション工学科

- 1-22 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部社会学科
- 1-23 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科
- 1-24 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部地域福祉学科・臨床福祉学科
- 1-25 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学国際文化学部
- 1-26 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学政策学部
- 1-27 2012 年度 授業科目履修要項 / 龍谷大学大学院文学研究科
- 1-28 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院法学研究科
- 1-29 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院経済学研究科
- 1-30 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院経営学研究科
- 1-31 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院社会学研究科
- 1-32 2012 年度 履修要項 Syllabus（講義概要・授業計画） / 龍谷大学大学院理工学研究科
- 1-33 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院国際文化学研究科
- 1-34 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院政策学研究科
- 1-35 2012 年度 授業科目履修要項 / 龍谷大学大学院実践真宗学研究科
- 1-36 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学法科大学院
- 1-37 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学留学生別科
- 1-38 龍谷大学 学部・研究科規程（内規）集
- 1-39 龍大月報 第 551 号
- 1-40 2012 年度教養教育科目（共同開講科目）Syllabus（抜粋）
- 1-41 編入学生・転入学生（学士入学生を含む）の単位認定要領（抜粋）

Ⅱ．教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、2012 年 5 月現在、8 学部（文学部、経済学部、経営学部、法学部、理工学部、社会学部、国際文化学部、政策学部）、9 研究科（文学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、理工学研究科、社会学研究科、国際文化学研究科、実践真宗学研究科、政策学研究科）、1 専門職大学院（法務研究科）、留学生別科を設置し、深草学舎に短期大学部を併設している（図 2-1）。

これらの学部および研究科の理念・目的は、「龍谷大学学則」、「龍谷大学大学院学則」、「龍谷大学専門職大学院学則」に定めている（資料 2-1 p.2 第 2 条の 2, p.130 第 3 条の 2, p.216 第 4 条の 2）。

2015 年に開設する予定の農学部においても、本学の建学の精神を具現化するという観点のもとで、以下の 4 つの観点を基礎とし、国内外を問わず地球社会が抱える農業問題や食にかかる環境問題、さらには人口拡大による食料安全保障に関わる人類的課題に対して、共存と調和を果たし、持続可能な社会の実現に貢献することを目的に教育・研究に取り組むこととしている。

- ① 本学の「建学の精神」を具現化できるもの
- ② 将来にわたって社会からの要請に応えられる人間育成に資するもの
- ③ 瀬田学舎の既存 2 学部との相乗効果が期待できるもの
- ④ 学生募集・就職（進路）の両面において見通しが立てられるもの

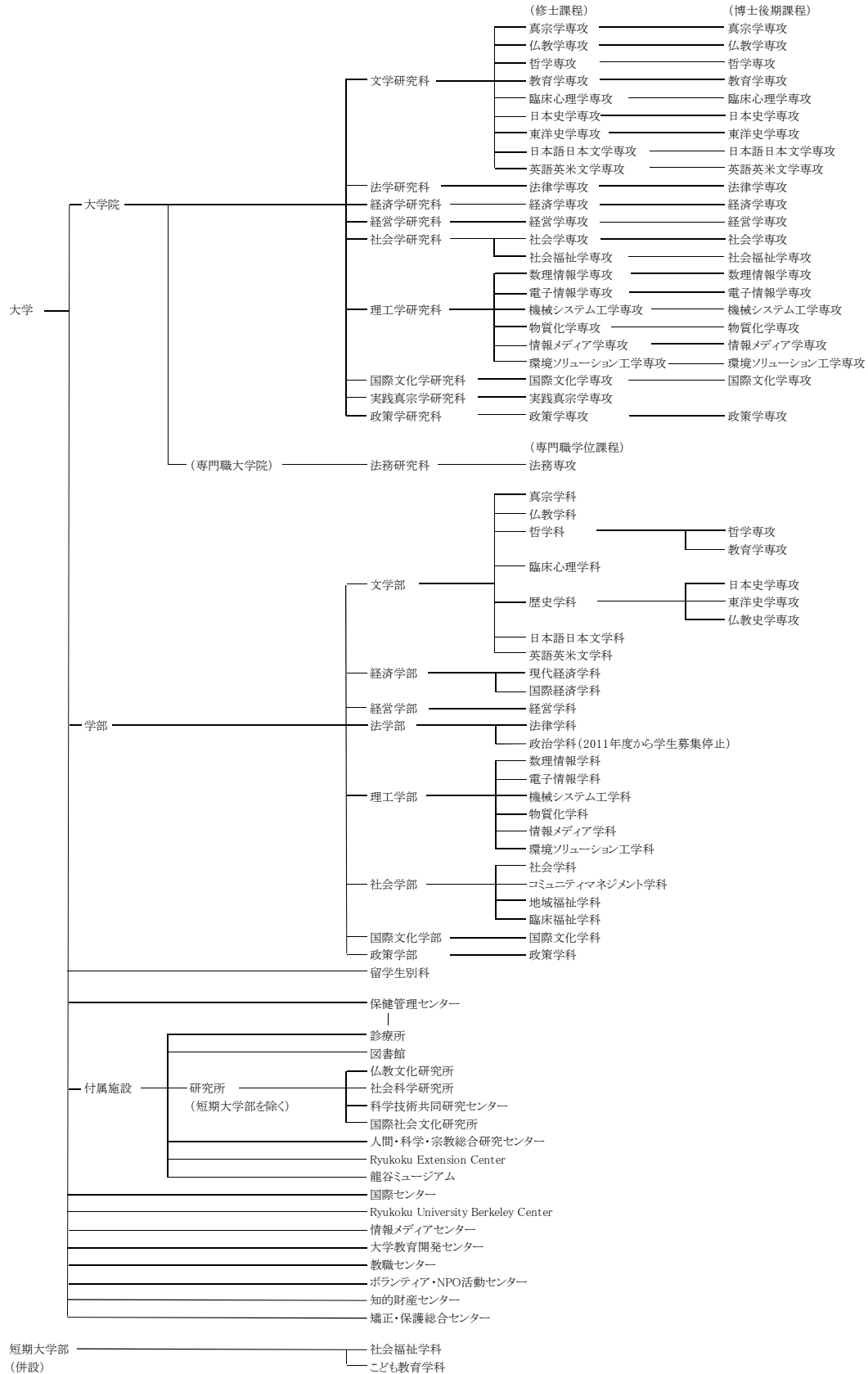
このように、建学の精神に基づき、他大学にはない本学独自の教学理念をもって、本学らしさを体現した学部を展開しようとしている。

一方、研究組織としては、現在付属施設として 4 つの付置研究所（仏教文化研究所、社会科学研究所、科学技術共同研究センター、国際社会文化研究所）および人間・科学・宗教総合研究センターを設置している（資料 2-7～2-9）。

付置研究所の理念・目的は、仏教文化研究所規程、社会科学研究所規程、科学技術共同研究センター規程、国際社会文化研究所規程にそれぞれ明確に定めている（資料 2-2 第 3 条, 2-3 第 3 条, 2-4 第 3 条, 2-5 第 3 条）。

本学は第 2 次長期計画（1985～1990 年度）によって、理工学部を擁する総合大学となったことを契機として、新たな龍谷大学像を創造する基本理念を「人間・科学・宗教」というキーワードに集約した。この理念は現在推進している第 5 次長期計画においても「使命」や「基本方針」等の本計画の基盤となる概念において継承している（資料 2-6）。同時に、組織を編制する際の拠り所ともなっている。

図 2-1 教育研究組織図（2012 年 5 月 1 日現在）



(注)

①大学学長は、短期大学部学長を兼ねる。

②大学の付属施設の内、診療所、図書館、Ryukoku Extension Center及び龍谷ミュージアムは短期大学部の付属施設を兼ねる。

③大学の保健管理センター、国際センター、Ryukoku University Berkeley Center、情報メディアセンター、大学教育開発センター、教職センター、ボランティア・NPO活動センター、知的財産センター及び矯正・保護総合センターは短期大学部の教学組織を兼ねる。

(出典：『学生手帳 2012』をもとに作成)

1) 教育組織の編制

本学は、学術の進展や社会の要請に応えるため、建学の精神に基づき、学部・研究科を展開してきた。また、「人間・科学・宗教」の3つの領域が融合する新たな知の創造に努めることで、学部・研究科という既存の組織だけではなく、全学横断的な教学組織を整備する等の教学創造を行っている。

1975年以降、建学の精神に基づいた教育理念および学術の進展や社会の要請に応えるために策定した長期計画の推進により、計画的・段階的に教育組織を拡充してきた。第1次～第4次長期計画（1975～2009年度）は、各時代の大学教育に対する社会的要請を踏まえて、本学の教育理念を教育組織として具体化してきた過程でもある。現在は第5次長期計画（2010～2019年度）を推進中である。前回の認証評価を受審した2006年度以降は、以下の教育組織を設置・再編している。

[2006年度]

経済学部経済学科を現代経済学科・国際経済学科に改組

[2007年度]

大学院理工学研究科に情報メディア学専攻・環境ソリューション工学専攻修士課程を開設

[2009年度]

大学院理工学研究科に情報メディア学専攻・環境ソリューション工学専攻博士後期課程を開設

大学院実践真宗学研究科修士課程を開設

教職センターを設置

[2010年度]

矯正・保護総合センターを設置

[2011年度]

政策学部および大学院政策学研究科政策学専攻修士課程・博士後期課程を開設

龍谷ミュージアムを設置

[2012年度]

文学部に臨床心理学科、大学院文学研究科に臨床心理学専攻修士課程・博士後期課程を開設

文学部史学科を歴史学科へ名称変更、史学科国史学専攻を歴史学科日本史学専攻に名称変更

大学院文学研究科国史学専攻を日本史学専攻に名称変更

また、第5次長期計画を象徴し、その原動力になる重点課題として、2015年4月に「国際文化学部の深草学舎への移転」「瀬田学舎における農学部の設置」を実現すべく、現在、改革を推進中である。

2) 研究組織の編制

4つの付置研究所及び人間・科学・宗教総合研究センターを研究組織として置き、それら

を中心に研究を展開している（資料 2-7～2-9）。

付置研究所は、建学の精神、学部教育理念を踏まえつつ、研究にかかる基本方針に立脚して、これら学部の設置に応じて編成してきた。研究所における研究への申請に所属学部等による制限はないが、「仏教文化研究所」は文学部、「社会科学研究所」は法学部、経済学部、経営学部および政策学部ならびに法務研究科、「科学技術共同研究センター」は理工学部、「国際社会文化研究所」は社会学部および国際文化学部の研究活動に対応するものとなっており、それら学部教授会が選任する委員により運営がなされている。

■ 仏教文化研究所（大宮学舎 1961 年 4 月 1 日設置）

- 目 的 仏教文化およびその関連領域に関する総合的学術研究ならびに国際的研究交流を行い、もって学術研究の向上に寄与する。
- 規 程 仏教文化研究所規程
- 構 成 所長、兼任研究員等 230～250 名
- 定期刊行物 『仏教文化研究所紀要』、『仏教文化研究所叢書』、『仏教文化研究所報』、『龍谷大学善本叢書』
- 研 究 活 動 指定研究、共同研究、個人研究、常設研究、特別指定研究

■ 社会科学研究所（深草学舎 1969 年 4 月 1 日設置）

- 目 的 社会科学における各分野の枠にとらわれず、様々な分野の研究者との共同研究を推進することで、新たな社会科学の創造と発展に寄与する。
- 規 程 社会科学研究所規程
- 構 成 所長、専任研究員、兼任研究員等 100～130 名
- 定期刊行物 『社会科学研究所年報』、『社会科学研究所叢書』
- 研 究 活 動 指定研究、共同研究、個人研究

■ 科学技術共同研究センター（瀬田学舎 1989 年 4 月 1 日設置）

- 目 的 科学技術およびその関連分野に関する研究・開発を行い、科学技術の創造と発展に寄与し、あわせて研究成果の社会還元を図る。
- 規 程 科学技術共同研究センター規程
- 構 成 所長、研究員等 20～30 名
- 定期刊行物 『科技研ジャーナル』
- 研 究 活 動 共同研究

■ 国際社会文化研究所（瀬田学舎 1997 年 4 月 1 日設置）

- 目 的 高齢化や国際化の急速な進展に伴い複雑な諸問題を抱えつつある「社会」「福祉」および「国際文化」に関する学際的、総合的調査・研究ならびに国際的研究交流を推進するとともに研究成果の社会還元を図る。
- 規 程 国際社会文化研究所規程
- 構 成 所長、研究員等 30～40 名
- 定期刊行物 『国際社会文化研究所紀要』

研究活動 指定研究、共同研究、個人研究

これら付置研究所は、学部との対応関係からその設置がなされてきた経緯があり、2015年に予定されている国際文化学部の深草学舎への移転や瀬田学舎における農学部の新設に対応した新設や再編が必要である。

本学の所有する資源を活かし、人間・科学・宗教に関連する高度な研究成果を国内外に発信し、本学が戦略的に行う研究を推進するものとして位置づけられているのが、「人間・科学・宗教総合研究センター」である。文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成事業に採択された研究プロジェクトを中核として構成されている。現在、以下の9研究センター（研究プロジェクトを含む）を展開している（資料2-10～2-18）。

- ①古典籍デジタルアーカイブ研究センター
- ②人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター
- ③地域公共人材・政策開発リサーチセンター
- ④アジア仏教文化研究センター
- ⑤アフラシア多文化社会研究センター
- ⑥革新的材料・プロセス研究センター
- ⑦里山学研究センター
- ⑧現代インド研究センター
- ⑨混一疆理歴代国都之図研究プロジェクト

これらの研究センターや研究プロジェクトは常置の付置研究所とは異なり、文部科学省あるいは本学の全学研究高度化推進会議において認められた3年ないし5年という期間の時限的な研究組織であり、その設置は、学内選考における、さらには文部科学省による「採択」という過程を経るため、その時点における社会の要請や学術の進展に応じたものとなっているものと考えている。

（2）教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

経済学部の学科再編や、実践真宗学研究科および政策学部・政策学研究科の開設等、学部・研究科等の教育組織における全学的な展開については、各検討委員会での検討や評議会審議、各設置委員会での検討等、展開に向けたプロセスにおいて教育組織の適切性について検証を行っている。

また、大学全体として2011年度より自己点検・評価を実施し、教育研究組織の適切性も含め毎年度検証する仕組みを構築した。毎年行われる内部質保証のための自己点検・評価においては、自己点検・評価シートの作成を通じて、定期的に研究組織の適切性について検証を行うこととなっている。

2. 点検・評価

[基準の充足状況]

教育組織については、第5次長期計画に基づき学部・研究科の新設、学科・専攻の再編

等を行っており、大学を取り巻く環境に応じた教育の多様化への対応という点では一定達成できていると判断できる。ただし、各学部において、教養教育と専門教育が有機的に連携した教育システムが的確に構築されているとは言い難く、教育の個性化・高度化をめざす上で課題が残っている。

研究組織については、4つの付置研究所や9つの研究センターにおける研究プロジェクトの成果から、活発な研究活動が行われていると判断できるが、2015年に予定されている国際文化学部の深草学舎への移転や瀬田学舎における農学部の新設を見据えた付置研究所の新設や再編の検討が課題である。

なお、2011年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、教育研究組織の適切性も含め毎年度検証する仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、概ね適切な教育研究組織を整備していると判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）教育組織

本学の建学の精神を具現化するという観点から組織の設置・再編を行っている。2015年に開設予定の農学部においても、建学の精神に基づき、他大学にはない本学独自の教学理念をもって、本学らしさを体現した学部を展開しようとしている。

２）研究組織

4つの付置研究所が、人文・社会・自然の各分野において、いわば網羅的に多様な形態の研究（指定研究、共同研究、個人研究、常設研究、特別指定研究）を遂行し、国内外での研究会、成果物の刊行、Web公開等により社会にその研究成果を還元しており、理念目的に照らして適切に機能している。

人間・科学・宗教総合研究センターは、いわば先鋭的に文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業に採択された研究プロジェクトを中心に組織していることから、学術の進展や社会の要請に照らして、適切なものとなっているといえる。

（２）改善すべき事項

１）教育組織

教育組織の改革としては、本学の長期計画に基づき学部・研究科の新設、学科・専攻の再編等を行った結果、教育の多様化という点では一定達成できたと評価できるが、各学部とも教養教育と専門教育が有機的に連携した教育システムが構築されたとは言い難く、教育の個性化・高度化をめざす上で課題が残ったと言える。

第5次長期計画では、学部の専門教育、教養教育、語学教育のそれぞれの位置づけと役割を明確にし、それらを有機的に連携させ、教育課程の再編と水準向上を図ることが重要であると認識している。教養教育については、現在、京都と瀬田で教育課程が独自に展開し、かつ国際文化学部の深草学舎への移転と瀬田学舎における農学部の新設によって、各学舎の学部編成が変化することに伴い、教養教育の枠組みも大きく変わることから、その組織体制のあり方が課題となっている。

2) 研究組織

2015 年に予定されている国際文化学部の新設や瀬田学舎への移転や農学部の新設を見据えた付置研究所の新設や再編の検討が課題である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 教育組織

第5次長期計画に基づき、全学的な将来構想にかかる検討を進め、新学部の設置や既存学部の改組等により、大学の理念・目的や学術の進展、社会の要請に適合した教育組織を編成していく。

また、自己点検・評価制度の実質化を図るため、定期的な自己点検・評価の実施および自己点検・評価制度の適切性や機能性を検証していく。

2) 研究組織

本学の研究機関やプロジェクトは、その設置理念・目的に沿った研究活動を遂行しており、学術の進展や研究成果の社会への還元に寄与していると言える。今後は、自己点検・評価制度における定期的な検証を行い、その質を一層向上させていく。

(2) 改善すべき事項

1) 教育組織

今後も、学術の進展と社会の要請に応えるため、第5次長期計画に基づいた「教育組織の見直しと既存学部の教学改革・新学部創設」、「学士課程教育の充実と学位の質保証」、「大学院教育の再構築に向けた重点政策の検討」、「教育の国際化の推進」等の課題について全学的な検討を行い、さらなる教学展開を図っていく必要がある。

教養教育については、本学における教養教育の責任体制を明確にするため、現在、京都学舎と瀬田学舎に分かれて運営している教養教育について、京都・瀬田両学舎の教養教育を統合した「教養教育センター」（仮称）を設置することを2012年度第2回全学教学会議（2013年2月27日開催）において決定した。これにより組織的な活動が推進されることが期待される。

2) 研究組織

2015年度に予定されている国際文化学部の新設や瀬田学舎への移転や農学部の新設に伴い、付置研究所の再編・新設について研究企画委員会等において検討する。

国際社会文化研究所の主たる構成員である国際文化学部と社会学部の教員のうち、国際文化学部教員のみが、瀬田学舎から深草学舎へ移転することとなる。このことに伴い、国際社会文化研究所を再編するのか、それとも現研究所を維持するのかについて検討をすすめる。

また、農学部に関連して、その理念・目的に沿った共同研究等を行いうる付置研究所の新設について検討をすすめる。

4. 根拠資料

- 2-1 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)
- 2-2 仏教文化研究所規程
- 2-3 社会科学研究所規程
- 2-4 科学技術共同研究センター規程
- 2-5 国際社会文化研究所規程
- 2-6 RYUKOKU VISION 2020 (既出 資料 1-3)
- 2-7 龍谷大学仏教文化研究所 Ryukoku University Research Institute for Buddhist Culture
- 2-8 龍谷大学社会科学研究所
- 2-9 人間・科学・宗教総合研究センター
- 2-10 古典籍デジタルアーカイブ研究センター
- 2-11 人間・科学・宗教オープン・リサーチセンター
- 2-12 地域公共人材・政策開発リサーチセンター (LORC)
- 2-13 アジア仏教文化研究センター
- 2-14 アフラシア多文化社会研究センター
- 2-15 革新的材料・プロセス研究センター
- 2-16 里山学研究センター
- 2-17 現代インド研究センター
- 2-18 混一彊理歴代国都之図研究プロジェクト

Ⅲ. 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

1) 大学全体

建学の精神を具現化するために本学が求める教員像は、「学校法人龍谷大学就業規則」「教育職員選考基準」、各学部の教員人事に関する規程および「龍谷大学研究活動に関する指針」に定めている(資料 3-1, 3-2, 3-3)。

具体的には、まず、「学校法人龍谷大学就業規則」第4条に、教職員の義務として、教育基本法および学校教育法に従い、浄土真宗の精神に基づく法人の目的を尊重することを定めている(資料 3-1 第4条)。

職員は、教育基本法及び学校教育法に従い、浄土真宗の精神に基づく法人の目的を尊重しなければならない。

(出典：学校法人龍谷大学就業規則 第4条)

次に、本学の教育職員選考に関わる全学的な基準を示した「教育職員選考基準」において、各職位の教員の能力・資質について示すとともに、教員の募集・採用・昇格についての手続きを定めている(資料 3-2)。

教育職員選考基準

(目的)

第1条 専任教育職員(以下「専任教員」という。)の採用及び昇任の選考は、この基準によって行う。

(運用上の原則)

第2条 本基準は、全学的に定める標準基準であり、運用にあたっては、各学部の事情を考慮しつつすすめることとする。

(選考の原則)

第3条 第1条の選考は、人格、経歴及び教育・研究・社会的業績等を総合的に考慮して行う。

(採用及び昇任の基準)

第4条 第1条の選考は、原則として、次の基準の各号の一に該当し、教育上、研究上の能力があると認められる者を対象として行う。

2 教授

(1) 大学卒業後14年以上、大学における研究歴又は教職歴を有する者

(2) 前号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(3) 博士の学位を有する者

(4) 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者

3 准教授

(1) 大学卒業後5年以上、大学における研究歴又は教職歴を有する者

(2) 前号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (3) 専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者

4 講師

- (1) 修士の学位を有する者又は大学卒業後2年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (3) その他特殊な専攻分野について教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者

5 助教

- (1) 修士の学位を有する者又は大学卒業後2年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (3) その他特殊な専攻分野について教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者

6 助手

- (1) 学士の学位を有する者
- (2) 前号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(出典：教育職員選考基準 第1条～第4条)

各学部は、「教育職員選考基準」第2条に基づき、本基準の下に教員人事規程を定め、教員に求める能力を示している。

本学の教育組織は、原則として学部を基礎に研究科を積み上げる構造で編制しており、教員は学部所属し、研究科の教員組織は学部所属の教員で編成している（専門職大学院である法務研究科を除く）。研究科の各課程における担当教員は、「大学院担当教員選考基準」を全学的な基準として定め、その資格等を明確化している（資料3-4）。また、各研究科の特性に鑑み、必要に応じて基準を設けることができるよう同基準に規定している。

加えて、「龍谷大学研究活動に関する指針」において、研究者としての責務や公正性等について定めている（資料3-3）。

龍谷大学研究活動に関する指針

浄土真宗の精神を建学の精神とする龍谷大学は、すべての「いのち」が平等に生かされる「共生(ともいき)」の理念のもと、学術文化の振興や豊かな社会づくり、世界の平和と発展に貢献することを使命としている。

ついては、下記のとおり本学の研究者の研究活動に関する指針を定めることにより、本学の研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保・維持する。

記

(定義)

- 1 研究者とは、本学において研究活動に従事するすべての者をいう。

(責務)

- 2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を確保するとともに新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するように努め

る。

(法令等の遵守)

- 3 研究者は、関係する法令、本学の諸規程、学会等の指針を遵守して、研究活動を行い、研究費の適正な執行に努める。

(公正性)

- 4 研究者は、研究の遂行及び成果の発表や特許出願等においては、捏造、改ざん、盗用等、研究者としての倫理に反する行為は行わない。

(個人情報の保護)

- 5 研究者は、研究活動に関わって収集した個人情報を含む資料等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

(研究環境の維持)

- 6 研究者は、人権の尊重と相互信頼に努め、快適に研究活動できる環境を維持するよう努める。

(安全への配慮)

- 7 研究者は、研究活動を行う上で、事故等が発生しないよう安全の配慮に努める。

(利益相反)

- 8 研究者は、本学における研究者としての責務と、個人的な利益、あるいは本学以外の組織に対する責務との衝突・相反に十分に留意し、利益相反による弊害が生じないように努める。

(出典：龍谷大学研究活動に関する指針)

各学部の教員組織の編制にあたっては、大学設置基準第7条2項に定める「大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする」ことを前提に、各学部の「教育理念・目的」や「教育課程の編成・実施方針」を実現することをめざした組織を編制し、同基準第13条に定める教員数を上回る専任教員を配置している。

また、本学では、学校教育法第93条に定めるとおり、各学部において、「龍谷大学学則」第63条に規定する教員をもって構成する教授会を置き、「龍谷大学学則」第64条や「学部教授会規程」第1条および各学部の規程に定める以下の事項に関して、審議・決定している（資料3-5 p.16, 3-6 第1条, 3-7）。

○教授会において審議・決定する事項

- (1) 教育職員の人事に関する事項
- (2) 学部長及び評議員の選挙に関する事項
- (3) 研究及び教授に関する事項
- (4) 学科課程の編成、履修の方法及び課程修了の認定に関する事項
- (5) 学業評価に関する事項
- (6) 学生の入学、退学、休学、復学及び卒業に関する事項
- (7) 学生の補導厚生に関する事項
- (8) 学部内諸規程の制定改廃に関する事項
- (9) 学位称号に関する事項

(10) その他学部における重要な事項

本学においては、専攻科目を主に担当する教員と教養教育科目を主に担当する教員のいずれも各学部にも所属し、教授会の構成員になることで、学部全体の組織的な連携体制を確立している。

各学部には、その学部を代表し、学部運営を担う学部長を置いている。学部長は、学部教授会を主催し、定められた事項を審議・決定している。

各学部においては、教務、研究、学生生活、キャリア（就職・進路支援を含む）の4部門に対し、それぞれ役職者である主任を置き、これらに学部長を含めた学部執行部体制を構築している。

教務関係では、各学部に関する責任を担う教務主任を置くとともに、教務主任に加え複数の教務委員からなる教務委員会を組織し、教育課程の編成や学業成績に関する事項等を審議し、議案によっては、委員会の議決をもって教授会に諮る場合がある。教務主任は、学部長とともに教務に関する全学的課題について審議する全学教学会議の構成員でもあり、学部を代表して審議に加わっている。

研究関係では、各学部に関する研究活動を推進する研究主任を置くとともに、研究主任は、研究組織や研究の運営等に関する基本方針や、研究員や研究室等に関する全学的課題について審議・決定する全学研究運営会議の構成員として、学部を代表して審議に加わる。

学生生活関係では、各学部における学生生活面に関する役割を担う学生生活主任を置くとともに、学生生活主任に加え複数の学生生活委員と学部教務課長からなる学生生活委員会を組織し、学生生活指導に関する事項について、教授会の審議決定に基づき、その執行にあたる。また、学生生活主任は、学生生活指導に関する全学的課題について審議する学生生活指導会議や、学生の生活に関する全学的事項について審議・決定する学生生活連絡会議の構成員として、学部を代表して審議に加わる。

キャリア（就職・進路支援を含む）関係では、各学部に関する学生の就職・進路支援やキャリア開発を担うキャリア主任を置くとともに、キャリア主任は、キャリア開発支援政策等に関する全学的課題について審議するキャリア主任会議の構成員として、学部を代表して審議に加わる。

また、各学部は学部長を補助することを目的として、学部長補佐を置くことができる。学部長補佐の職務および人数は、学部・研究科の運営上の必要性に応じて、学部長が決定することができる。学部長は、研究科長との協議の上、学部長補佐を研究科長補佐として、研究科に置くこともできる制度となっている（資料 3-8）。

研究科の教員組織の編制にあたっては、「大学院設置基準」第8条第2項に定める「大学院は、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする」ことを前提に、各研究科の「教育理念・目的」や「教育課程の編成・実施方針」に沿った組織を編制している。

また、「龍谷大学大学院学則」第47条に規定する教員をもって構成する研究科委員会を置き、「龍谷大学大学院学則」第47条および各研究科の規程に定める以下の事項に関して、審議・決定している（資料 3-5 p.206 第47条, 3-7）。

○研究科委員会において審議・決定する事項

- (1) 大学院の授業担当に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 入学・退学その他学生の身分に関する事項
- (5) 課程修了の認定に関する事項
- (6) 第 17 条第 3 項に規定する学位の可否に関する事項
- (7) その他必要な事項

＊第 17 条第 3 項＝「本学大学院に博士の学位論文を提出した者には、各研究科委員会の審議を経て、博士の学位を授与することができる」

各研究科には、その研究科を代表し、研究科運営の責任を担う研究科長を置いている。研究科長は、研究科委員会を主催し、定められた事項について審議・決定している。

各研究科においては、大学院委員を選出し、研究科長とともに大学院政策や大学院学則の改正等を審議・決定する大学院委員会の構成員として、研究科を代表し審議に加わる。

その他、研究科教務主任、大学院入試運営委員等、研究科運営に必要な諸委員を配置している。

本学では、学部や研究科以外に、全学的な組織である龍谷ミュージアムおよび保健管理センターに所属する教員を配置している（資料 3-9, 3-10）。また、本学のいずれかの学部等（短期大学部および専門職大学院を含む）に所属している専任教員が、研究活動を推進するため、付置する研究所等に「専任研究員」として移籍する制度を設けている（資料 3-11）。

また、本学独自の制度として、2002 年度から「教員人件費枠」を設定しており、財政上の制約を踏まえつつ、各学部（研究科を含む）の自主性のもと、教員人事政策を長期的な視野で策定し、教学と大学運営の両立を図りながら、計画的な教学展開にかかる検討を可能にしている（資料 3-12）。

このように、大学と大学院等において教員組織の運営体制を構築し、責任の所在を明確にしているが、「教員組織の編制方針」としては、明文化していない。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項を示す。

2) 文学部

文学部として求める教員像については、「学校法人龍谷大学就業規則」第 4 条第 1 項の規定を踏まえ、教員の募集要項に「本学の建学の精神を尊重するとともに、大学の教育方針を理解し、教育活動に意欲的に取り組む意志を有する者」と明記している。この教員像については、人事調整委員会（文学部教員人事規程第 4 条）の議を経て、教授会にて募集要項の記載内容を確定する際に、教員間で共有している（資料 3-7 p. 3）。また、教員に求める能力・資質等については、「教育職員選考基準」第 4 条および「文学部教員人事規程」第 3 条に明確に定めている（資料 3-2, 3-7 p. 3）。

教員構成については、人事調整委員会にて確認している。確認の流れとしては次のとお

りである。まず、教育組織の編制原理としている各学科・専攻の教育理念・目的に基づき、補充人事の必要性について学科・専攻から申し出がなされる。その申し出を受けて、人事調整委員会において審議を行い、教授会にて、学科・専攻から申し出のあった補充人事の内容について確認を行っており、教育課程編成上必要とされる専門分野を考慮した教員組織を構成している。また学部の教員数については「教員人件費枠」に収まるよう調整されており、教員組織の構成に財務的観点も加えられている。具体的には、「文学部教員人事計画（2012～2022年度）」を策定し、計画的に教員人事を進めている。

3) 経済学部

教員に求める能力・資質については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加えて、「経済学部人事規程」において明確にしている（資料 3-7 p. 45）。教員組織の編制については、学部長、各主任と教授会構成員の 15 名からなる将来構想委員会（月 1 回開催）において審議の上、毎年度「教員人事計画」を策定する際に、職階や年齢の構成バランスについて確認している。

4) 経営学部

「龍谷大学学則」第 1 条および第 2 条において基本的な大学教育のあり方と、経営学部の「教育理念・目的」を明示しており、それらを実現するために必要とされる能力・資質等を備えた教員を確保している。また、教員に求める能力・資質については、「経営学部教育職員選考規程」に明示している（資料 3-7 p. 85）。教員の果たすべき役割については「教育・研究・社会貢献・学内運営」の 4 分野にわたるものとして位置づけ、教員それぞれの自律性を重視しながら、個々の教員の教育・研究活動の活性化を進めている。

採用人事は、学部長の諮問機関である「経営学部専攻科目採用人事に関する委員会」からの答申に基づき教授会で審議した上で実施している。

5) 法学部

求める教員像については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「法学部教員選考規程」および「法学部教員選考手続細則」に定めている（資料 3-7 p. 131, p. 133）。

教員組織の編制は、教授会で「教員人事計画」を審議・決定し、それに基づき計画的に採用人事を行っている。

6) 理工学部

理工学部の教育方針にふさわしい人物は「龍谷大学理工学部教員人事規程」において明確に定めている（資料 3-7 p. 155）。採用や昇任の人事は、ここで定められた学位や教育の実績等の基準を踏まえて、学部・学科の専門分野や担当科目のバランス等に鑑み適切に行っている。助教については任期付き（任期は 5 年）を主に採用している（資料 3-7 p. 159）。

教員組織については、各学科の専門領域およびカリキュラムを明確化し、学部・学科で計画的に編制している。また、学科会議、教務委員会および教授会を通して、教員は教育に関して組織的な連携を行っている。

7) 社会学部

社会学部は、共生社会の実現とそのための方策として、「現場主義」に基づいた実習・演習重視の教育課程を構成し、それを担当するにふさわしい能力・資質については、「社会学部人事規程」に定めている（資料 3-7 p. 183）。また、教員構成の面でも、各学科のカリキュラム編成にふさわしい人材を、学部人事調整委員会・教授会における慎重な検討の上で計画的に採用しており、適切な教育課程の運営を行っている。

8) 国際文化学部

全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「国際文化学部教育職員選考規程」を定めており、これにより教員に対して常に必要とされる能力・適性・資質などについて明確化をはかっている（資料 3-7 p. 211）。

多文化を多様な研究方法によって学ぶ国際文化学部の国際性・学際性に対応して、カリキュラムの充実、コース間のバランス、教員の外国籍と日本国籍の比率、女性と男性の比率、年齢構成等を意識した人事選考を行っている。

募集方法については、全て公募で行っており、英語表記による募集を併せて行っている。

9) 政策学部

政策学部では、政策学の幅広い領域に対応した学問領域を専門とする教員、専門教育と連携する教養教育分野の教員によって構成している。教員に求める能力・資質については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「龍谷大学政策学部教員選考規程」に定め、教授会の責任において計画的に人事を行っている（資料 3-7 p. 261）。具体的には、政治学、法学、経済学、社会学、人文科学系、自然科学系、外国語系、スポーツ系の教員、また、理論と実践がともに能力として求められる政策学の特徴から、NPO や地方自治体など実践の現場で優れた能力を発揮した教員を配置している。

10) 文学研究科

文学研究科は文学部を基礎として設置されている研究科である。文学研究科の教学展開に必要な教員採用人事は、全て文学部教授会において行っている。

ただし、担当科目の資格審査については、文学研究科委員会において「文学研究科授業科目資格審査（内規）」に基づき行っている（資料 3-7 p. 21）。

11) 法学研究科

求める教員像については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「法学部教員選考規程」および「法学部教員選考手続細則」に定めている（資料 3-7 p. 131, p. 133）。また 2012 年 5 月に制定された大学院担当教員選考基準にも定めている。

法学研究科は法学部を基礎として設置されている研究科であり、法学研究科の教学展開に必要な教員採用人事は、法学部教授会において行っている。なお、担当教員の資格審査は、全学的な基準である「大学院担当教員選考基準」に基づき行っている。

12) 経済学研究科

経済学研究科の教員組織は、経済学部教員組織を基礎とし、研究科において独自の採用や昇任人事は行っていない。経済学部教員採用に際して、「経済学部人事規程」に基づき、将来構想委員会で協議の上、公募要領において、大学院担当にふさわしい能力・資質を条件づけている（資料 3-7 p. 45）。

教員組織の編制は、経済学部教授会と協働して、毎年度「教員人事計画」を策定する際に、職階や年齢の構成バランスについて確認し、編制している。

13) 経営学研究科

経営学研究科の教員組織は、経営学部教員組織を基礎とし、専攻科目担当の教授によって構成されている。経営学研究科設置科目であっても、担当（可能）者が准教授の場合には基本的には開講していない。ただし、開講科目の必要上、教養教育科目担当の教授や専攻科目担当の准教授に担当を委嘱する場合もある。その場合、当該年度に限って経営学研究科委員会の構成員としている。

授業時間割の編成については、経営学研究科執行部が経営学研究科委員会に提案し、教員間の連絡・調整を行っている。経営学研究科委員会において審議し、その内容を決定していることから、経営学研究科における最終的な教育責任は、経営学研究科委員会が負うものとなっている。

14) 社会学研究科

人事は社会学部で行うため、社会学研究科が専攻独自の採用や昇任人事は行っていないが、社会学部での教員採用の際に、応募者に対して大学院（修士・博士後期の各課程）の担当にふさわしい能力・資質を条件づけている。また、大学院科目の担当に際しては、研究科委員会で資格認定を行った上で担当が決定される（資料 3-7 p. 197, p. 199）。

研究科教員の構成と構成員の専門分野、研究テーマ、担当科目等については、大学院紹介資料や社会学研究科の『履修要項』に明示されており、社会学研究科長、各専攻主任、各教務主任を中心に教学課題に対処し、研究科委員会や専攻会議を開催して連携的な教育研究の推進を図っている。

15) 理工学研究科

理工学研究科の教育方針にふさわしい人物は「龍谷大学理工学部教員人事規程」において定められている（資料 3-7 p. 155）。採用や昇任の人事は、ここで定められた学位や教育の実績等の基準を踏まえて教授会で審議され、その後大学院科目の担当資格・研究指導資格の有無について、大学院研究科委員会で審議・決定される。資格認定の方法は、「大学院指導教員の資格認定と研究科委員会構成員の決定方法」に明確に定められている（資料 3-7 p. 171）。教員組織については、各専攻の専門領域およびカリキュラムを明確化し、研究科・専攻で適切かつ計画的に編制している。また、専攻会議、研究科教務委員会および研究科委員会を通して、教員は教育に関して組織的に連携している。

16) 国際文化学研究科

全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「国際文化学部教育職員選考規程」を定めており、これにより教員に対して必要とされる能力・適性・資質などについて明確化を図っている（資料 3-7 p. 211）。

また、教員の組織的な連携体制については、学部の 4 コース（国際共生、地域文化、芸術・メディア、言語）とは別に設けた 4 つの科目群（エリアスタディーズ、グローバルスタディーズ、日本研究、言語・教育）に教員をグループ分けすることで、新たな連携や競合関係を生み出している。またこのことは、副指導教員の必須化など、複数指導体制の整備とあいまって、コースや科目群の枠を超えた協力や教員相互の学び合いを促進する効果も上げつつある。

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科は文学部を基礎として設置されている研究科である。実践真宗学研究科の教学展開に必要な教員採用人事は、文学研究科と同様、全て文学部教授会において行っている。

ただし、担当科目の資格審査については、実践真宗学研究科委員会において「実践真宗学研究科授業科目資格審査（内規）」に基づき行っている（資料 3-7 p. 291）。

18) 政策学研究科

政策学研究科の教員選考方針については、全学の「教育職員選考基準」と「龍谷大学政策学部教員選考規程」に明示している（資料 3-7 p. 261）。政策学研究科が求める具体的な「教員像」について研究科独自で設定しているものはないが、教員選考の際には、政策学研究科の理念・目的の実現に寄与しうる人材であることを確認しつつ進めている。

19) 法務研究科

法務研究科においては、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」および「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細則」において、教員に求める能力・資格等について明示している（資料 3-7 p. 303, p. 309）。教員組織の編制方針については、「教員人件費枠」および法科大学院教員人事計画において定めている。

また、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会内規」により、教育研究に関する諸権限と責任は教授会に帰属することを定めている（資料 3-7 p. 301）。

（２）学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

１）大学全体

本学の教員組織は、各学部・研究科の教育理念・目的の実現のために教育課程に沿って編制するとともに、大学設置基準の必要教員数を十分に満たす人数をもって構成し、全学的な方針である「補充人事手続について」および各学部が自ら策定する「教員採用計画」に基づき、財政基本計画である「教員人件費枠」を踏まえつつ、教員組織を整備している（資料 3-13, 3-14, 3-12）。

教員を採用する際には、「主たる担当科目」のカリキュラム上の必要性や、教員がどのような役割を果たすのかを明確にした上で、これに適した教育・研究業績があるかどうかを審査し、採用の可否を決定しており、各学部・研究科の教育課程に対応した教員組織を整備している。

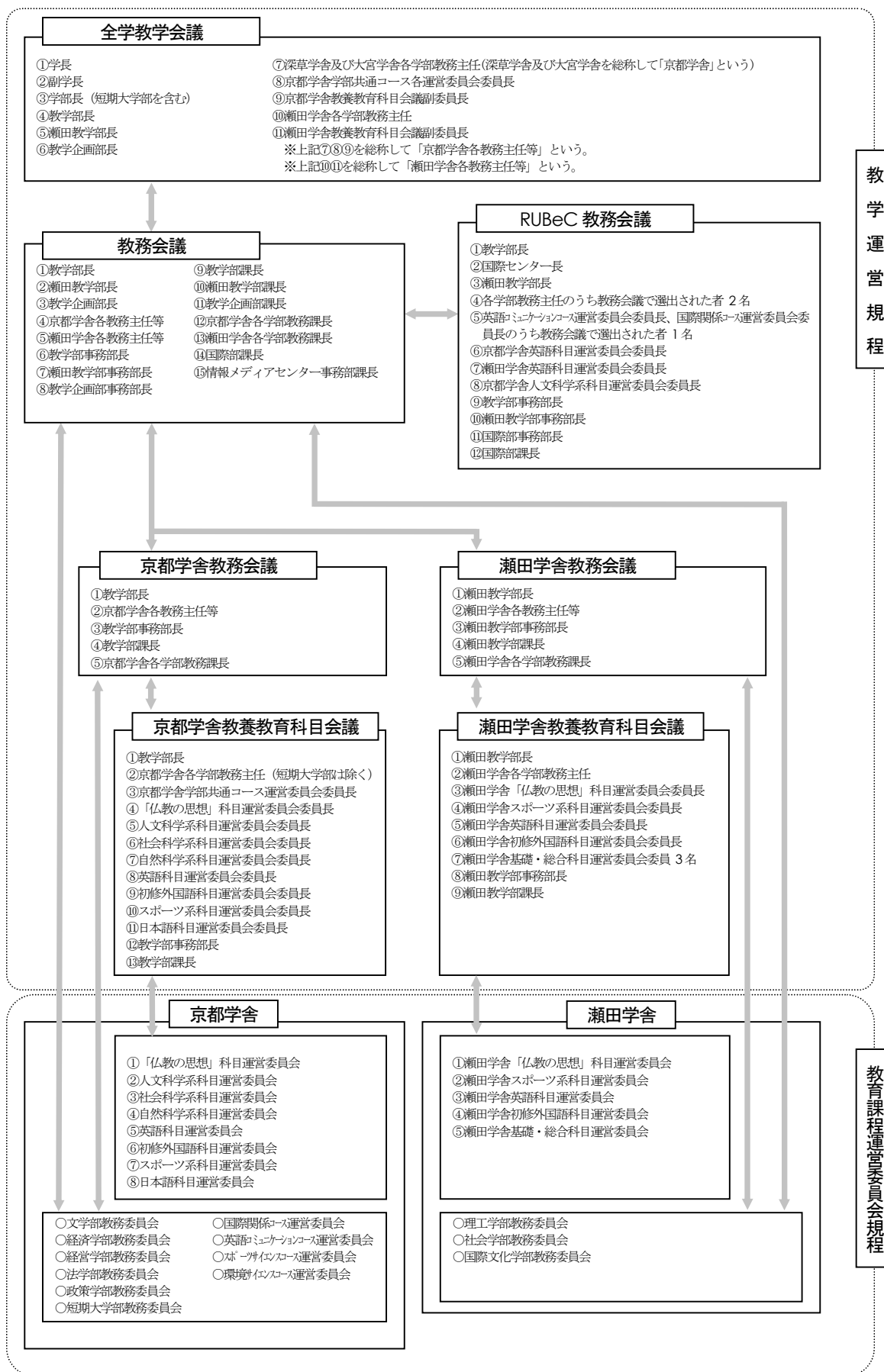
なお、研究科の各課程における担当教員は、「大学院担当教員選考基準」を全学的な基準として定め、その資格等を明確化している（資料 3-4）。また、各研究科の特性に鑑み、必要に応じて基準を設けることができるよう同基準に規定している。これらの基準に基づき、各研究科の教育課程に対応した教員組織を整備している。

教員の組織的な連携体制、学部の教育課程（学士課程教育）については、「教学運営規程」および「教育課程運営委員会規程」に定めている（資料 3-15, 3-16）。教学に関わる全学方針については、「全学教学会議」「教務会議」「京都学舎教務会議」「瀬田学舎教務会議」の審議過程において教授会との往復審議によって、全学的な連絡調整を行っている。

教養教育に関わる内容については、「京都学舎教養教育科目会議」と「瀬田学舎教養教育科目会議」が主体的に審議するとともに、教授会においても審議が行われる体制となっている。この他、本学独自の留学プログラムである BIE Program（Berkeley Intercultural English Program）について審議する RUBeC 教務会議がある。

「全学教学会議」の議長は学長であるが、これら「教務会議」および京都学舎に関する会議体の議長は教学部長が、瀬田学舎に関する会議体の議長は瀬田教学部長が担っている。

教学運営組織図



（出典：教学部作成資料）

研究科の教育課程については、「龍谷大学大学院学則」に定めるとおり大学院委員会が設置されている（資料 3-5 p.207 第 48 条）。大学院委員会は、学長を議長とし、副学長をはじめ、大学院担当理事、各研究科長（専門職大学院を含む）、教学部長、瀬田教学部長、各研究科（専門職大学院を含む）選出の委員（1 名ずつ）を構成員としている。また、大学院委員会のもとに、大学院政策を審議する機関として、大学院政策推進委員会を設置している。大学院政策推進委員会は、学長が指名する副学長を議長として、大学院担当理事、各研究科長（専門職大学院を含む）、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長が構成員となっている。2013 年度からは大学委員政策推進委員会に変えて大学院運営委員会を設置し、大学院政策の具体的事項等を審議・決定することとなっている。

これによって、全学的あるいは研究科横断的な教育内容に関わる課題については、研究科長を軸にして、各研究科に設置される研究科委員会との往復・調整がなされる仕組みになっている。また、学士課程教育との接続についても、教学部長、瀬田教学部長を軸にして審議できる仕組みになっている。

ア) 学部共通

ここでは、学部横断的な教育課程である教養教育科目、学部共通コースについて述べる。

京都学舎教養教育科目を主に担当する教員は、京都学舎の 5 学部（文学部・経済学部・経営学部・法学部・政策学部）に所属している。

京都学舎教養教育科目の運営については、京都学舎教養教育科目の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、8 つの科目運営委員会（「仏教の思想」「人文科学系」「社会科学系」「自然科学系」「スポーツ系科目」「英語科目」「初修外国語科目」「日本語科目」）を設置し、京都学舎教養教育科目会議において、各科目運営委員会の意向を反映しつつ、京都学舎全体として教員組織の整備を図っている（資料 3-15 第 26 条, 第 31 条, 3-16 第 6 条）。

瀬田学舎教養教育科目を主に担当する教員は、瀬田学舎の 3 学部（理工学部・社会学部・国際文化学部）に所属している。瀬田学舎教養教育科目の運営については、瀬田学舎教養教育科目の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、「仏教の思想」「スポーツ系科目」「英語科目」「初修外国語科目」の各科目運営委員会を設置し、「人文科学」「社会科学」「自然科学」分野については、瀬田学舎 3 学部から選出された担当者によって構成される瀬田学舎基礎・総合科目運営委員会を設置している。瀬田学舎教養教育科目会議において、各科目運営委員会の意向を反映しつつ、瀬田学舎全体として教員組織の整備を図っている（資料 3-15 第 29 条の 4, 3-16 第 10 条）。

学部共通コースの教育課程については、各コースの「教育課程編成・実施の方針」に基づいて科目を配置し、各コース運営委員会が責任をもって運営している。運営委員会は、学部共通コース科目を主に担当する教員と当該学部選出の教員とで編成している。各年度の授業時間割については、各コース運営委員会の議を経て、当該学部の教務主任が参画する京都学舎教務会議にて審議・決定しており、授業科目と担当教員の適合性を判断する体制を整備している。

イ) 研究科共通

ここでは、研究科横断的な教育課程である「NP0・地方行政研究コース」、「アジア・ア

フリカ総合研究プログラム」について述べる。

NPO・地方行政研究コースは、地方自治体やNPO団体など分権社会において活躍する「地域公共人材」（高度専門的な資質を有する人材）を育成することを目的として2003年度から開設している大学院修士課程の教育課程である。

法学研究科および政策学研究科に所属する研究科生において、本コースを選択することが可能であり、カリキュラムについては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、政策学研究科・法学研究科・経済学研究科・社会学研究科・経営学研究科における開設科目により構成されている。なお、本コースには、「NPO・地方行政研究コース運営委員会」を設置し、政策学研究科・法学研究科・経済学研究科・社会学研究科の4研究科で共同運営している。

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、法学研究科、経済学研究科、国際文化学研究科の3つの研究科が共同で運営するアジア・アフリカの地域研究に特化した大学院修士課程の教育課程である。なお、カリキュラムについては、「教育課程編成・実施の方針」に基づき編成し、政策学研究科開講科目の一部履修も可能となっている。

また、本コースを運営する「アジア・アフリカ総合研究プログラム運営委員会」については、共同運営する法学研究科、経済学研究科、国際文化学研究科の大学院科目担当資格を有する教員にて構成している。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項を示す。

2) 文学部

文学部の「教育課程編成の方針」に沿った教員組織を構成しており、専任教員106名（うち教授80名、准教授14名、講師12名）を配置し、設置基準上必要な専任教員数63名を上回っている。

なお、2012年5月1日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および2012年11月28日現在における開設科目の専任比率は以下のとおりである。

・年齢構成：

31歳～40歳：11名（10.4%）、41歳～50歳：23名（21.7%）、51歳～60歳：26名（24.5%）、
61歳以上：46名（43.4%）

・専任教員一人当たりの学生数：37.3名

・開設科目の専任比率：全開設授業科目 42.5%
 必修科目 85.3%

年齢構成については、2006年度の認証評価時に「文学部の51歳以上の専任教員が多いので、年齢構成のバランスを保つよう改善の努力が望まれる」との助言を受けた。評価当時、51歳以上の教員比率は評価当時69.1%であった。2010年度および2011年度に行った採用活動の結果、2012年度現在、同比率は67.9%と減少している。これは、2012年度に、定年退職者の後任人事として50歳以下の教員を一定数採用したことに起因している。

また、2011年度と単年度比較しても、同比率は減少しており、今後さらに改善していくことができるものと見込んでいる。

3) 経済学部

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、現代経済学科、国際経済学科それぞれの授業科目を開設しており、その科目を担当するための教員組織を整備している。

経済学部の教員構成については、専任教員 44 名（うち教授 23 名、准教授 13 名、講師 8 名）である。なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：

26 歳～30 歳：1 名 (2.3%)、31 歳～40 歳：11 名 (25.0%)、41 歳～50 歳：12 名 (27.3%)、
51 歳～60 歳：8 名 (18.2%)、61 歳以上：12 名 (27.3%)

- ・専任教員一人当たりの学生数：52.9 名

- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目 66.0%

必修科目 27.3%

授業科目と担当教員の適合性については、採用時に審査委員会が判断の上、教授会にて確認しており、教務委員会においても毎年度、適合性を検証している。

4) 経営学部

幅広い教養と経営学の基礎学力を身に付け、時代の要請に応える人材を育成するため、卒業後の進路を想定した履修モデルを設けた教育課程を編成している。教員組織は、この教育課程に則した教員配置を行うことを目標に編成しており、その編成方針に沿った教員組織の整備を行っている。2012 年度においては 2013 年度新規採用（3 名）を決定し、併せて授業科目の充実に向けた体制整備に努めた。今後も、経営学部の「教員人件費枠」を有効に活用し、かつ計画的な教員採用を実施する。

なお、授業科目と担当教員の適合性については、採用人事の際に設置された審査委員会で検討し、その審査結果を教授会において審議している（資料 3-7 p.85）。

本学部の教員構成については、専任教員 46 名（うち教授 30 名、准教授 14 名、講師 2 名）であり、設置基準上必要な専任教員数 23 名を上回る教員を配置している。

なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成

31 歳～40 歳：9 名 (19.6%)、41 歳～50 歳：10 名 (21.7%)、
51 歳～60 歳：10 名 (21.7%)、61 歳以上：17 名 (37.0%)

- ・専任教員一人当たりの学生数：46.1 名

- ・開設科目の専任比率：全開講授業科目 73.2%

必修科目 59.3%

5) 法学部

教育課程編成・実施の方針に基づき科目を開設している。当該開設科目と担当教員の適

合性については、採用時はもとより、毎年度、次年度科目編成に際して、教授会および教務委員会において確認を行っている。

法学部の教員構成については、専任教員 43 名（うち教授 30 名、准教授 12 名、講師 1 名）であり、設置基準上必要な専任教員数 21 名を上回る教員を配置している。

なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：

26 歳～30 歳：1 名 (2.3%)、31 歳～40 歳：10 名 (23.3%)、41 歳～50 歳：9 名 (20.9%)、
51 歳～60 歳：10 名 (23.3%)、61 歳以上：13 名 (30.2%)

- ・専任教員一人当たりの学生数：44.9 名

- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目（法律学科） 72.9%
全開設授業科目（政治学科） 71.5%

6) 理工学部

学部の教育理念・目的に沿った教育を効率的に行えるよう組織を整備している。教員構成については、専任教員 90 名（うち教授 52 名、准教授 13 名、講師 17 名、助教 8 名）となっており、大学設置基準を満たしている。なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

- ・年齢構成：

26 歳～30 歳：1 名 (1.1%)、31 歳～40 歳：17 名 (18.9%)、41 歳～50 歳：33 名 (36.7%)、
51 歳～60 歳：25 名 (27.8%)、61 歳以上：14 名 (15.6%)

- ・専任教員一人当たりの学生数：26.8 名

- ・開設科目の専任比率：全開設授業科目 80.2%
必修科目 97.2%

国際化に対応して、外国人の専任教員も講師以上で 4 名在籍している。女性教員も増加し 4 名在籍している。また、実験・実習教育を適切に遂行するために実験（実習）講師（助手）および助手を各学科に配置している。

授業科目ごとにカリキュラムチェックリストと授業自己点検報告書を記述し、授業科目と担当教員の適合性等をチェックしている。

7) 社会学部

授業科目と担当教員の適合性の判断については、学科毎にカリキュラム運営・教員配置が行われ、それらを教務委員会ならびに教授会において判定する仕組みを備えている。

本学部の教員構成については、専任教員 60 名（うち教授 41 名、准教授 14 名、講師 5 名）であり、設置基準上必要な専任教員数 43 名を上回る教員を配置している。

なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

・年齢構成：

30 歳以下：1 名（1.7%）、31 歳～40 歳：4 名（6.7%）、41 歳～50 歳：19 名（31.7%）、
51 歳～60 歳：23 名（38.3%）、61 歳以上：13 名（21.7%）

・専任教員一人当たりの学生数：42.8 名

・開設科目の専任比率：全開設授業科目 58.3%
必 修 科 目 79.0%

なお、前回認証評価において、「社会学部の専任教員 1 人あたり学生数が、実習が多い地域福祉学科、臨床福祉学科で多い。入試判定の際のいわゆる歩留まりの見込み違いによる一時的な現象とはいえ、改善が望まれる。」と助言を受けた。

助言を受けた当時、専任教員 1 人当たりの学生数は、地域福祉学科で 54.6 人、臨床福祉学科で 53.3 人であった。指摘を踏まえ、適正な入学者数を確保することに努め、学部の入学者数比率（過去 5 年平均）は 1.11 倍となっている。また、入学定員について、教員 1 人あたりの学生数を改善するため計画的に教員採用を行った結果、地域福祉学科については、2012 年度において、47.7 人に改善した。また、臨床福祉学科については、2008 年度には 46.9 人にまで改善したが、2012 年度においては 54.5 人となった。これは、2011 年度に 2 名の教員が退職したが、2012 年度に 2 名中 1 名の補充人事が行えず、未補充のままであったことが要因である。2013 年度にはこの 1 名を採用するため、改善が見込まれる。

現在、少しでも教育環境を改善するため、教育補助員やゼミサポーターを必要に応じて配置する等の、改善措置を講じている。

今後も引き続き、入学者数を可能な限り入学定員に近づけるよう努めるとともに、教員採用計画に沿って採用していくことで、改善を図っていく。

8）国際文化学部

教員を「国際共生コース」「芸術・メディアコース」「地域文化コース」「言語コース」の 4 つのコースに配置している。各コースには主任および副主任を設け、年 10 回程度のコース会議にて、教育内容や授業科目と担当教員の適合性等について判断している。

教育課程の編成や運営は、教務委員会で検討・推進している。その構成員は、全てのコースから選出されており、コースにて検討が必要となる事項に関しては、各コース会議での検討を経た後、教務委員会に報告し、審議することとなっている。

また多くの独自プログラムを持つ国際文化学部では、教務委員会やコース会議では検討しきれないものがある。そのため、Japanese and Asian Studies Program(JAS)委員会やプロフェッショナル英語コース(PEC)運営委員会等を設け、各々が運営方針・運営内容について検討し、その検討結果や提案事項を教務委員会に報告して、情報の共有を図っている。

本学部の教員構成については、専任教員 37 名（うち教授 26 名、准教授 9 名、講師 2 名）であり、設置基準上必要な専任教員数 22 名を上回る教員を配置している。

また、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員の一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

・年齢構成：

31 歳～40 歳：5 名 (13.5%)、41 歳～50 歳：11 名 (29.7%)、51 歳～60 歳：16 名 (43.2%)、
61 歳～70 歳：5 名 (13.5%)

・専任教員一人当たりの学生数：54.8

・開設科目の専任比率：全開設授業科目 40.9%

必修科目 17.6%

なお、必修科目の専任教員担当率が低い数値となっているが、これは本学部では他学部と比して必修で受講する外国語科目が多いことが主因である。逆に大学での学びの根幹をなす演習科目については、基礎演習のみならず演習Ⅰ～Ⅳすべての科目で専任比率 100%としている。

9) 政策学部

学部教育の理念・目的に対応する「学位授与の方針」を定めており、このことを達成しうる科目を編成し、教育課程を担う教員組織の整備を進めている。

専任教員は、第 1 セメスターから始まる必修科目や基礎演習Ⅰ・Ⅱ、第 4 セメスターから始まる各コースの中核となる科目を担い、学部 4 年間の学生教育に責任をもって取り組んでいる。第 3 セメスターの「コミュニケーション・ワークショップ演習」は専任教員が担当し、学内プロジェクトである「龍谷 GP」の採択により、学部内に龍谷 GP 委員会を整備し、科目設計と運営を支えている。課外ではあるが、政策学部が地域と連携して行う実践的プログラムである Ryu-SEI GAP は教務委員会の下に運営委員会をおき、専任教員が各プロジェクトやプログラムの全体運営に責任を持つ体制を整備している。

本学部の教員構成については、専任教員 25 名（うち教授 16 名、准教授 6 名、講師 3 名）、であり設置基準上必要な専任教員数 16 名を上回る教員を配置している。

なお、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数および 2012 年 11 月 28 日現在における開設科目（専門教育）の専任比率は以下のとおりである。

・年齢構成：

31 歳～40 歳：8 名 (32%)、41 歳から 50 歳：5 名 (20%)、51 歳～60 歳：5 名 (20%)、
61 歳以上：7 名 (28%)

・専任教員一人当たりの学生数：23.5 名

・開設科目の専任比率：全開設授業科目 89.3%

必修科目 100.0%

10) 文学研究科

専攻の「教育課程編成・実施の方針」に沿った教員組織および授業科目と担当教員の適合性を判断する体制を整備している。「文学研究科授業科目資格審査（内規）」に教員に求める能力・資質を明確に規定しており、これに沿った教員組織を編制している（資料 3-7 p.21）。

11) 法学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づき科目を開設している。当該開設科目と担当教員の整合性については、採用時はもとより、毎年度、次年度科目編成に際して、研究科委員会および教務委員会において確認を行っている。

なお、2012年5月1日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数については、以下のとおりである。

- ・専任教員の年齢構成

20代：1名、30代：9名、40代：5名、50代：6名、60代：10名

- ・専任教員一人当たりの学生数：2.19名

12) 経済学研究科

研究科の科目担当、研究指導は、原則として、経済学部所属教員の内、専攻科目担当教員全員が構成員となり、教員組織を整備している。

経済学研究科の教員構成については、専任教員29名（うち教授14名、准教授8名、講師7名）である。なお、2012年5月1日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数は以下のとおりである。

- ・年齢構成：

26歳～30歳：1名（3.5%）、31歳～40歳：8名（27.5%）、41歳～50歳：9名（31.1%）、
51歳～60歳：5名（17.2%）、61歳以上：6名（20.7%）

- ・専任教員一人当たりの学生数：1.1名

また、教員採用については、経済学部において原則として公募制を導入しており、5名からなる審査委員会を構成し、面接や研究発表を含む様々な角度から総合的に評価することで、採用の公平性と適格性は高まっている。

授業科目と担当教員の適合性については、採用時の確認に加え、修士課程、博士後期課程において求める担当教員の資格の有無を研究科委員会において確認している。

13) 経営学研究科

経営学研究科の教育研究組織は、経営学部専攻科目の担当教員の内、教授職にある者から構成される。

日中連携ビジネス・コースの科目を中心に、社会人学生を主な対象とする科目では、非常勤講師として実務家教員を委嘱し、ビジネス現場の最新の動向が反映されるように努めている。

教員構成については、専任教員23名（うち教授23名）となっている。専任教員の年齢構成は、41歳～50歳：1名（4%）、51歳～60歳：8名（35%）、61歳以上：14名（61%）であり、61歳以上の比率が高くなっている。

専任教員一人あたりの学生数は、1.8名である。

14) 社会学研究科

社会学研究科が定める「教育課程編成・実施の方針」において、社会学専攻では、「社会現象を俯瞰できる総合的な洞察力と個別事象に密着できる科目を設けての体系的な編

成」(修士)、「社会学諸理論の理解力とグローバルでなおかつ現場に根ざした実践能力を修得できる教育課程の編成」(博士後期)、社会福祉学専攻では、「社会福祉の共通基盤を学び、対象者や問題の特性に応じた各論科目を設けての体系的な編成」(修士)、「社会福祉思想の深化、社会福祉の制度改善と実践向上に資する高度な能力を獲得する教育課程の編成」(博士後期)することと定め、それに沿って教員組織を整備している。

教育課程に相応しい教員組織の整備のため、大学院担当教員の採用や大学院科目の担当に際しては、「社会学研究科授業担当資格審査内規」に則り審査した後、教授会で採用人事が審議され、研究科委員会で担当の可否が決定される(資料 3-7 p. 197)。

大学院担当教員の採用については、大学院担当教員のみ募集することはなく、学部担当教員の採用の際に、大学院担当として、定められた基準に照らして専門分野、経歴、業績等の条件を示し、それらを審査・検討した上で採用(担当可否)を決定している。

社会学研究科の教員構成については、専任教員 30 名(うち教授 28 名、准教授 2 名)であり、2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数は以下のとおりである。

・年齢構成：

26 歳～30 歳：0 名(0.0%)、31 歳～40 歳：0 名(0.0%)、41 歳～50 歳：6 名(20.0%)、
51 歳～60 歳：16 名(53.3%)、61 歳以上：8 名(26.7%)

・専任教員一人当たりの学生数：修士課程 1.4 名、博士後期課程 1.3 名

開講科目 90 科目に対して、専任教員のべ 79 名が担当しており、専任比率は 87.8%となっている。

15) 理工学研究科

研究科の理念・目的に沿った教育を効果的に行えるよう組織を整備している。授業担当・研究指導は、「大学院指導教員の資格認定と研究科委員会構成員の決定方法」に基づき、修士課程では教授、准教授および講師が担当し、博士後期課程では博士号をもつ教授および准教授が担当している(資料 3-7 p. 171)。ただし、講師が修士課程研究科生の特別研究の主旨指導教員になるときは、必ず教授または准教授が副指導教員となり、2 人体制で指導している。

教員の採用は、大学院科目を担当することを想定して教授会で選考を行っており、大学院の科目担当資格および研究指導資格は、研究科委員会において厳正に審査している。授業科目ごとに授業自己点検報告書を作成し、授業科目と担当教員の適合性等をチェックしている。また、電子顕微鏡、科学計算用の計算機、工作機、計測器等の維持管理および運用のために、実験(実習)講師および助手を配置し、研究科生に対する教育・研究指導を支援している。

16) 国際文化学研究科

国際文化学研究科の教員組織は、次のように編制している。

専任教員：33 名(教授 23 名、准教授 8 名、講師 2 名)

また、新たに大学院科目を担当する教員については、その研究業績を研究科委員会にて審議している。

加えて、学部の4コース「国際共生コース」「芸術・メディアコース」「地域文化コース」「言語コース」とは別に、研究科における4つの群（エリアスタディーズ、グローバルスタディーズ、日本研究、言語・教育）に教員をグループ分けしている。このグループにおいて、担当教員同士での科目の運営や調整を行っている。

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科の教育課程編成・実施の方針に沿った教員組織および授業科目と担当教員の適合性を判断する体制を整備している。「実践真宗学研究科授業科目資格審査（内規）」に、教員に求める能力・資質を明確に規定しており、これに沿った教員組織を構築している（資料3-7 p.291）。

18) 政策学研究科

政策学研究科の教員組織は、次のように編制している。

修士課程： 専任教員 22 名（教授 16 名、准教授 6 名）

博士後期課程： 専任教員 12 名（教授 12 名）

これらの専任教員は、それぞれの研究分野において十分な業績を持っている。特に、政策学研究科は、修士課程のみならず博士後期課程においても、現職職業人を高度の専門的職業人として養成することを重要な目的の一つとしていることから、地方自治体首長、地方自治体職員、NP0 で管理職を経験した職員、国際的ジャーナリスト等の経歴を持つ専任教員を配置している。いずれも実務と理論をつなぐ教育課程の体系に必要な諸科目を担っている。大学院教育には准教授以上を当てており、教育研究水準の維持向上およびその活性化に資する教員組織の構成となっている。

19) 法務研究科

2012 年 5 月 1 日現在における専任教員の年齢構成、専任教員一人当たりの学生数は以下のとおりである。

・年齢構成：

31 歳～40 歳：0 名（0.0%）、41 歳～50 歳：3 名（18.8%）、51 歳～60 歳：8 名（50.0%）、61 歳以上：5 名（31.3%）

・専任教員一人当たりの学生数：4.56 名

男女構成については、16 名全員が男性である。

また、設置基準上、必要最低教員数の半数以上は原則として教授でなければならないと定められており、法務研究科では専任教員 16 名全員が教授である。

これらの専任教員については、研究上の優れた業績を持つ研究者教員を配置するとともに、十分な実務経験を持つ実務家教員も配置している。専任教員のキャリアについては、研究者 13 名（うち 5 年以上の法曹実務経験のある者 3 名を含む）、実務家 3 名（法曹実務経験者 2 名、官庁出身者 1 名）である。

また、2012 年度に専任教員が担当する科目の割合は 75.2%である。

なお、授業科目と担当教員の適合性については、「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考内規」および「龍谷大学大学院法務研究科（法科大学院）教員選考手続細

則」に基づき、新規採用時または昇任審査の際に、その研究業績および教育経験等をもとに審査を行っている（資料 3-7 p. 307, p. 309）。

（３）教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

１）大学全体

本学においては、学部を基礎としてその上に研究科を積み上げる構造で教育組織を構成しており（法務研究科を除く）、原則として教員は学部に所属する。そのため、教員の募集・採用・昇格は、「教育職員選考基準」および各学部が定める教員人事規程に基づき行っている（資料 3-2, 3-7）。各学部が補充人事を進めるにあたって、人事手続きの適正な実施および全学的調整を図るため、毎年度、学部長会において「補充人事手続について」を確認している（資料 3-13）。

教養教育科目や学部共通コース科目を主に担当する教員も、各学部に所属しているため、各学部教授会において募集・採用・昇格を行っている。こうした人事の適切性を確保するため、各学舎の教養教育科目会議やコース運営委員会の意見が十分に尊重されるよう、「教育職員選考基準に準拠しながら運用する補充人事フローチャート」を「専攻科目又は固有科目担当者」「教養教育科目担当者」「学部共通コース担当者」毎に整備している。

補充人事の手続きは、各学部教授会において、「主たる担当科目」が学部カリキュラム上でどのような位置づけにあるかを明確に説明できることを条件としている。その上で、各フローチャートに沿って、まず学部長会で審議・了承を得た後、部局長会で決定している。その後の具体的な募集および採用手続きは、当該学部において行っている。

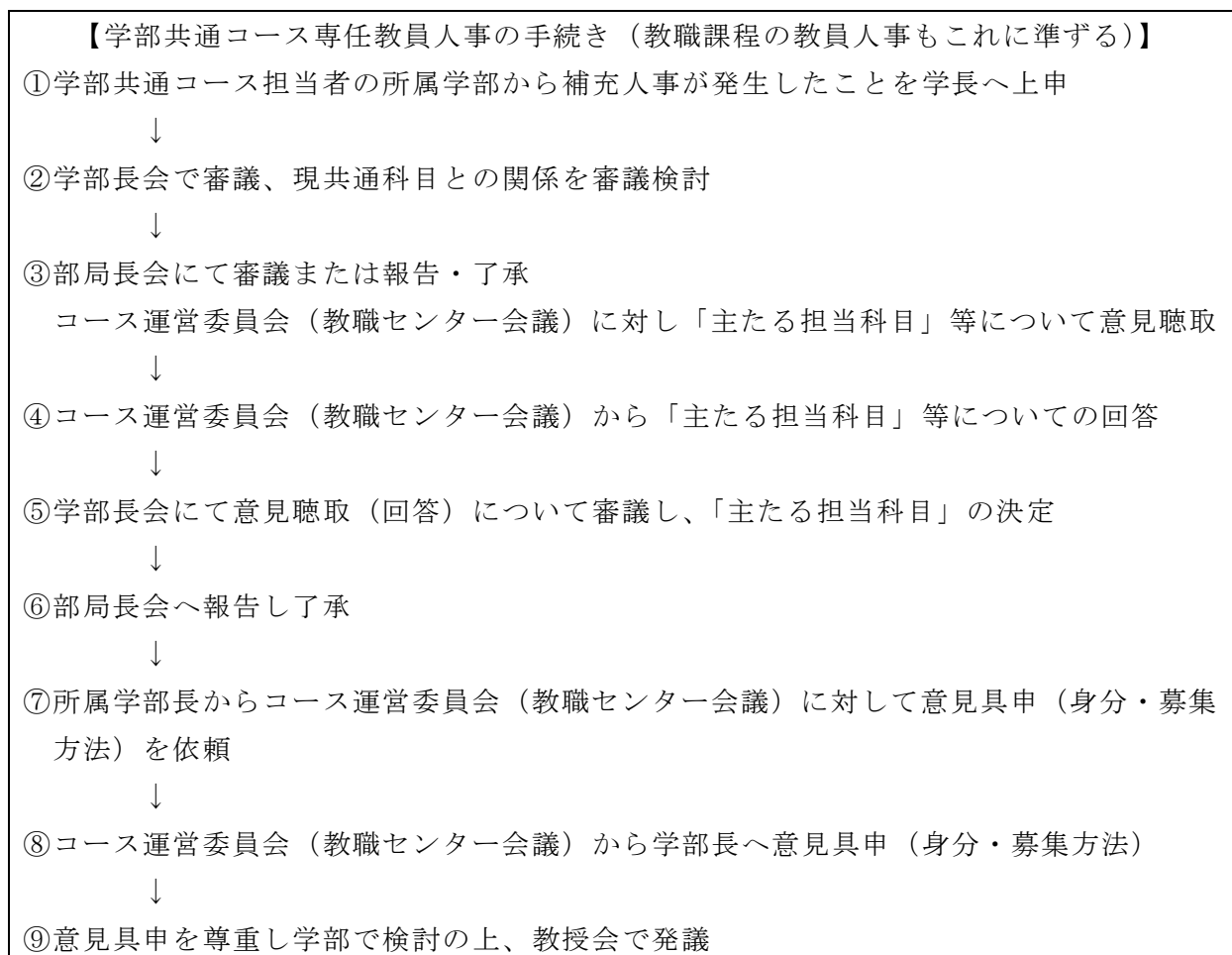
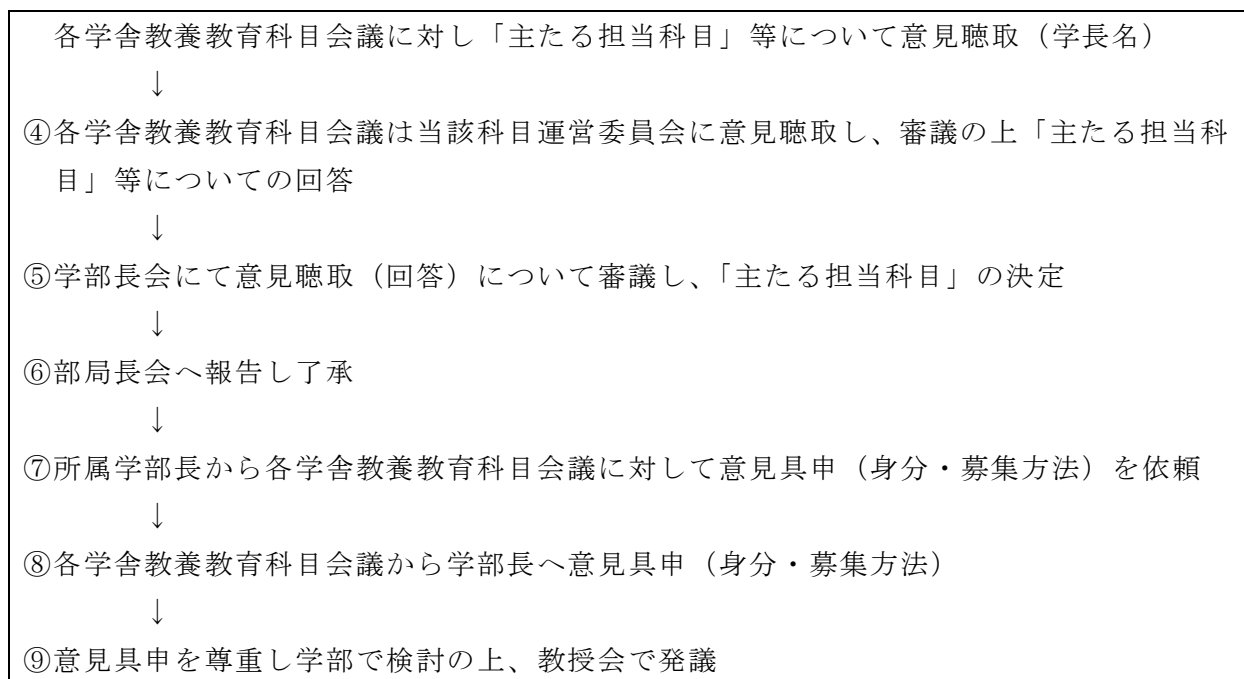
教員人事に係る主な人事フローチャートは、次のとおりである。

【専攻科目または固有科目担当者の補充人事手続】

- ①補充人事の「主たる担当科目」と学部カリキュラムにおける必要性を明記し学長へ上申
↓
- ②学部長会で審議、承認
↓
- ③部局長会にて審議または報告・了承
↓
- ④教授会で発議

【各学舎教養教育科目担当者の補充人事について】

- ①教養教育科目担当者の所属学部から補充人事が発生したことを学長へ上申
↓
- ②学部長会で審議、学部学科との関係を検討
現専攻科目担当者間との調整について審議検討
↓
- ③部局長会にて審議または報告・了承



（出典：「教育職員選考基準に準拠しながら運用する補充人事フローチャート」より作成）

なお、全学必修科目である「仏教の思想」については、各学部の教学理念を通底する本学の建学の精神を具現化するために設置する重要な科目であることから、同科目担当者を全学部配置し、さらに「仏教の思想」担当（可能）専任者の移籍・交流を積極的に行う

ため、『仏教の思想』担当（可能）専任者の移籍・交流手続きに関する手順」及び『仏教の思想』担当（可能）専任者の移籍・交流手続きフローチャート」を別途規定している（資料 3-13 p.4）。

研究科の教員は、先述のとおり専門職大学院である法務研究科を除いて学部を基礎として組織しているため、学部の専攻科目を担当する教員の募集を行う場合は、研究科の教育課程との整合性を踏まえている。

付置研究所の教員人事については、「研究所等における専任研究員任用規程」第3条に規定している（資料 3-11）。龍谷ミュージアムの教員人事については、「龍谷ミュージアムに所属する教育職員の任用等に関する規程」に規定している（資料 3-9）。保健管理センターは、センター長の任用について「保健管理センター長の任用等に関する規程」に規定している（資料 3-10）。これらの教員の採用・昇格については、部局長会がその責を担っている。

各学部が、「補充人事の基本方針」、「教員人件費枠」等に基づく「教員採用計画」に従って、適切に教員人事を進めているかどうかについて、学部長会が合意プロセスの中でその都度点検している（資料 3-14）。

教員の昇格については、「教育職員選考基準」第10条第2項に基づき、各学部教授会で発議し、『龍大月報』によって全学の専任教員に推薦依頼が公示され、公平性を担保している（資料 3-17）。

なお、非常勤講師を採用する場合は、「学校法人龍谷大学非常勤講師就業規則」に基づき、教育・研究業績を踏まえて選考を行い、当該教授会、当該研究科委員会、京都学舎教養教育科目会議、瀬田学舎教養教育科目会議、京都学舎教務会議等の議を経て、専務理事（学長）が採用を決定している（資料 3-18）。

以下、各学部・研究科の募集・採用・昇格に関する取り組みについて述べる。

2）文学部

全学統一である「教育職員選考基準」および「文学部教員人事規程」に教員の募集・採用・昇格に関して規定し、これらに基づき手続きを行っている（資料 3-7 p.3）。

開設授業科目を担当する教員の採用にあたっては、各学科・専攻からの補充人事申請書に基づき、補充分野の採用人事を行う必要性について、人事調整委員会（文学部教員人事規程第4条）で判断のうえ、教授会に諮っている。

補充分野の採用にあたっては、教授会にて承認を得た後、「文学部教員人事規程」第7条第1項に基づき、当該学科・専攻から「主たる授業担当科目」「身分」「職階」「募集方法」「推薦条件（付帯事項）」について意見具申がなされ、人事調整委員会で判断のうえ、教授会に諮る体制を採っている。

人事調整委員会は、教授会で選出された6名の委員（2012年度までは、専攻科目担当教授から3名、専攻科目担当准教授または講師から1名、教養教育科目担当教授から1名、教養教育科目担当教授、准教授または講師から1名を選出し、2013年度からは、真宗学科・仏教学科、哲学科・臨床心理学科、歴史学科および日本語日本文学科・英語英米文学科、の4ブロックから各1名、教養教育科目担当から2名を選出する）をもって構成している。

採用人事にあたっては、異なる分野の教員により、年齢構成や専門分野のバランス、授業科目と担当教員の適合性について判断する体制を採り、教授会と連携して人事にあたっている。

3) 経済学部

全学的な基準である「教育職員選考基準」に加えて、「経済学部人事規程」を制定することで、経済学部が行う教員の募集・採用・昇格等に関する手続き等を明確に定め、教員人事を行っている（資料 3-7 p.45）。

教員の採用については、原則として公募制を導入しており、教授会の下に4名からなる審査委員会を構成し、面接や研究発表を含むさまざまな角度から総合的に評価することで、採用の公平性と精度は高まっている。

4) 経営学部

経営学部専任教員の人事については、「経営学部教授会規程」、「経営学部教育職員選考規程」、「経営学部募集委員会運用細則」、「模擬授業および面接に関する運用細則」に基づいて行っている（資料 3-7 p.83, p.85, p.91, p.93）。また、特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」、「経営学部特別任用教員選考規程」に基づき行っている（資料 3-19, 3-7 p.95）。経営学部教員の採用、昇格の基準・手続に関する事項は、全て前述の規程中に明文化している。これらの規程に基づき、教授会の責任の下で教員人事を行っている。

5) 法学部

教員の募集・採用・昇格については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「法学部教員選考規程」および「法学部教員選考手続細則」に基準を定めている（資料 3-7 p.131, p.133）。これらの基準に従い、教員の募集・採用・昇格を行っている。

6) 理工学部

教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きは、「教育職員選考基準」と「龍谷大学理工学部教員人事規程」において明確化されており、それらに基づいて教員人事が厳正に行っている（資料 3-7 p.155）。専任教員の募集は原則として、学会誌やホームページ等による公募で行われている。教員の採用ならびに昇格は、教授会で選出された委員からなる選考委員会において、専門分野および授業科目との適合性、教育および研究実績等に基づいて厳正に審査し、その報告に基づいて教授会で審議・決定している。

7) 社会学部

教員の募集・採用・昇格については、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「社会学部人事規程」に基準を定めている（資料 3-7 p.183）。実習助手を除くほぼ全ての採用人事は完全公募制で行われ、広く有能な人材を確保できるよう努めている。審査においては、その都度、当該分野から2名、隣接分野から2名の計4名の審査員からなる審査委員会を設置し、面接や模擬授業等を実施するとともに、様々な角度から総合的に審査し、

公平な評価を行っている。昇格人事においても、基準年を経過した教員にその機会が与えられ、本人の意思も確認した上で発議の後、採用および昇格に係る審査委員会からの結果を教授会で報告し、無記名投票によってその採否を決定する。

8) 国際文化学部

全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「国際文化学部教育職員選考規程」「国際文化学部教育職員募集委員会運用細則」および「教員人事に関わる選考基準の目安」を定め、募集・採用・昇格等の教員人事を行っている（資料 3-7 p. 211, p. 217, p. 221）。

教員募集に関しては、特に国際文化学部の特色として、外国籍の教員と日本国籍の教員比率や男女比、年齢構成等について常に配慮している。また、各コースからの意見や人事調整委員会、教務委員会からの意見を聴取しつつ教授会にて検討している。

昇格人事に関しては、昇格のための明確な指標を「教員人事に関わる選考基準の目安」にて定め、客観性を保っている。

9) 政策学部

募集・採用・昇格は、全学的な基準である「教育職員選考基準」に加え、「政策学部教員選考規程」に基づいて行っている（資料 3-7 p. 261）。教員の募集・採用は、「教員組織編成の方針」に則した人材について学内外から募っている。選考過程では、募集する教員の担当科目に近い専門領域の教員を含む3名によって選考委員会が組織され、業績と人物を審査し、教授会にて採否が決定される。

昇格は、推薦者が同意者2名の連署をもって推薦書を学部長に提出し、これに基づき教授会にて発議を行い、3名による選考委員会が組織され、業績と人物を審査し、教授会にて昇格の可否が決定される。

10) 文学研究科

文学研究科は文学部を基礎として設置されている大学院である。文学研究科の教学展開に必要な教員募集・採用・昇任に係る手続きは、全て文学部教授会において行っている。

11) 法学研究科

法学研究科独自の採用や昇任人事は行っていないが、「法学部教員選考規程」および「法学部教員選考手続細則」に準拠することで法学部との連携を密にしつつ、また、法学研究科の開設科目を担当することを前提とし、これら規程および細則に従い、教員の募集・採用・昇格を行っている。

12) 経済学研究科

経済学研究科の教員組織は、経済学部の教員組織を基礎としているため、研究科独自の採用や昇任人事は行っておらず、「経済学部人事規程」に基づき、将来構想委員会で協議の上、経済学部が行っている（資料 3-7, p. 45）。

13) 経営学研究科

経営学研究科の教員組織は、経営学部の教員組織を基礎としているため、経営学部の「経営学部教授会規程」、「経営学部教育職員選考規程」、「経営学部募集委員会運用細則」、「模擬授業および面接に関する運用細則」に基づいて行っている。特別任用教員の採用に関しては「特別任用教員規程」、「経営学部特別任用教員選考規程」に基づき行っている。経営学研究科の教育を担当する特任教授の採用と更新については、経営学研究科委員会で承認した後に、経営学部教授会で了承している。

14) 社会学研究科

社会学研究科が直接教員の募集・採用・昇格を行ってはいないが、新規科目担当教員の採用については、教授会において厳格に審査を行い、採用の可否を決めることとしている。

審査にあたっては、「社会学研究科授業科目担当資格審査内規」および「大学院社会学研究科担当者の資格基準」に則って、当該専攻から2名、隣接専攻から1名を審査委員として選出し、履歴、業績を含め担当者を総合的に評価している（資料 3-7 p. 197, p. 199）。その後、評価の報告書を作成し、研究科委員会に提出の後、審議した上で採用の可否を決定している。

15) 理工学研究科

教員の募集・採用・昇格は、大学院科目を担当することを想定して理工学部教授会で選考を行っており、「教育職員選考基準」と「龍谷大学理工学部教員人事規程」に明記された規定に基づき手続きを行っている。大学院の科目担当資格・研究指導資格については、研究科委員会で「大学院指導教員の資格認定と研究科委員会構成員の決定方法」に基づいて厳正に審査されている。全ての人事は、教授会の前に主任会議に諮られ、厳正に対処している。

16) 国際文化学研究科

国際文化学部教授会において、「国際文化学部教員選考規程」、「国際文化学部教育職員募集委員会運用細則」、「教員人事に関わる選考基準の目安」に沿って教員人事を行っている（資料 3-7 p. 211, p. 217, p. 221）。また国際文化学研究科独自の教員人事として、より多様な専門分野に対応するため、退職した元専任教員を国際文化学研究科が必要とした場合にのみ、特任教員として採用している。

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科は文学部を基礎として設置されている大学院である。実践真宗学研究科の教学展開に必要な教員募集・採用・昇任に係る手続きは、全て文学部教授会において行っている。

授業科目の資格審査については、「実践真宗学研究科授業科目資格審査（内規）」に基づき、研究科長および研究科長補佐の2名によって構成される資格審査委員会を組織し、資格審査を行い、研究科委員会において承認を得ることとしている（資料 3-7 p. 291）。

18) 政策学研究科

政策学研究科独自の採用や昇任人事は行っていないが、大学院のカリキュラム編成上特に必要な場合、特別任用教員については、研究科委員会の議を経て、政策学部教授会にその採用について依頼をしている。

19) 法務研究科

法務研究科における教員の募集・採用については「教育職員選考基準」に基づいて行う。教員募集については、法科大学院特有の教育理念・目的に沿った多様かつ高度な内容のカリキュラムを運用する必要性から、一般公募ではなく関係教員等への推薦依頼に基づく個別審査制をとっている。選考については、「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考内規」および「龍谷大学大学院法務研究科(法科大学院)教員選考手続細則」に基づいて実施している(資料 3-7 p. 307, p. 309)。

昇格については、「教育職員選考基準」第3章の規定に基づいて行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

1) 大学全体

全学的取り組みとして、2011 年度から教員活動自己点検を全教員対象に実施している(資料 3-20)。本制度導入により、教員各自が自身の教育研究等の活動に対し自己点検を行う機会となり、自ら検証・確認を行うことで明らかになった諸課題に対し、改善に結びつけるための自己研鑽の場として活用している。

また、大学教育開発センターにおいて、教員の資質の向上のため、各種の研修等を実施している。

具体的には、交流研修・教育活動研究開発機能プロジェクト事業として、2011 年度には、龍谷大学の教育理念をはじめ、本学の教育研究活動支援サービスの利用方法等に関する「教育職員新任者就任時研修会」を1回(4月)、フォローアップ研修を1回、学内教職員のFD活動に関する啓発と交流を図るための「FDサロン」を2回、文教政策の動向等を踏まえ、大学教育やFD活動等に関する社会性・話題性のあるテーマを設定した「FDフォーラム」を1回、公開授業と講評会、各学部・研究科が実施するFD活動の取り組み状況や成果を全学に紹介する「FD報告会」を13回、授業方法等の改善を図るために、教職員のパソコンスキル向上や新たなICT手法の提供等を目的とした「ICT支援セミナー」を3回開催している(資料 3-21 p. 10~11)。2012 年度は、「教育職員新任者就任時研修会」を1回(4月)、フォローアップ研修を1回、「FDサロン」を4回、「FDフォーラム」を1回、「FD報告会」を16回開催している。

また、2011 年度に行った自己点検・評価の課題を全学的に共有することを目的として、2012 年1月に、大学教育開発センター、大学評価支援室、教学部の共催による「FDと評価に関する研修会」を実施した。2012 年9月には、大学教育開発センター、キャリア開発部(2012 年10月よりキャリアセンターに改称)、教学部が共催し、各学部の教務主任とキャリア主任を対象に「キャリア教育に関する講演会」を実施した。

非常勤講師も含めた研修会としては、2012 年11月に「シラバスに関する研修会」を実施している。

この他、大学や各学部教授会では、人権にかかる研修や学生対応にかかる研修、ハラスメント研修等を行っている（資料 3-22, 3-23）。

また、学問水準の向上および教育の充実発展を図るため、一定期間研究に専念できる長期・短期の国内および国外研究員制度を整備している。

ア）学部共通

ここでは、教養教育科目、学部共通コースの取り組みについて述べる。

京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コースでは、1999 年度から FD 活動の一環として「プロジェクト E（教養教育科目、学部共通コースに対して教育全般、授業、教材等の研究開発を奨励することを目的とする制度）」を制度化しており、2012 年度からその目的をより明確化するために、「教養・学部共通コース FD 研究開発プロジェクト」に名称変更して、各科目運営委員会および学部共通コース運営委員会を中心にプロジェクトの遂行にあたっている。本プロジェクトについては、各学舎教養教育科目会議または各学部共通コース運営委員会において、取組内容について精査し、教務会議において選定を行っている。2012 年度は 8 件のプロジェクトを選定した（資料 3-24）。

このように教養教育の FD については、各科目運営委員会を中心とした取組がなされている一方で、教養教育全体の枠組みでの定期的・組織的な FD 活動は低調である。

イ）研究科共通事項

ここでは、NP0・地方行政研究コース、アジア・アフリカ総合研究プログラムの取り組みについて述べる。

政策学研究科、法学研究科、社会学研究科と経済学研究科とが共同運営する NP0・地方行政研究コースでは運営委員会が組織されており、コース運営方法とともに、各研究科で確認された教育上の課題についても定期的に議論・共有する場を確保している。

アジア・アフリカ総合研究プログラムでは、運営委員会が組織されており、コース運営方法のみならず、各研究科で確認された教育上の課題についても定期的に議論・共有する場を確保している。

以下、各学部・研究科の特記すべき事項を示す。

2）文学部

学部における教員の教育研究活動等の点検については、各教員が 2011 年度から「教員活動自己点検に関する実施要項」に基づき、「教員活動自己点検シート」を作成している。これを下に各教員が自らの活動を点検し、教育研究活動等の改善・向上に取り組んでいる。

教員の資質の向上を図る方策として、「文学部 FD 委員会内規」に基づき文学部 FD 委員会を設置し、教育のあり方についての協議及び授業等教育活動の改善を図っている（資料 3-7 p. 15）。教育活動に関する教職員相互の情報交換や認識を共有する場として、文学研究科との合同で「文学部 FD 研究会」を開催しており（2012 年度は 2 回開催）、全学へは FD 報告会として公開している。

3) 経済学部

教員の資質の向上を図る方策として、経済学部 FD 委員会を設置し、学部教育のあり方についての協議や授業方法の改善に向けた検討を進めている（資料 3-7 p. 65）。教員間の研修機会としては、所属教員がそれぞれの研究分野やテーマを発表する定例の研究会（年 4 回）を実施し、教員相互の情報交換や研鑽を行っている。

さらには、学部・大学院合同で外部講師を招聘する「FD 報告会」（年 1 回）を企画・開催し、学んだ内容を教育改善に活かしている。

4) 経営学部

教員の資質の向上を図るための方策については、経営学部 FD 委員会および教務委員会と定期的に審議している（資料 3-7 p. 65）。

2012 年度は 2 回の FD 報告会を開催した。プログラム科目については報告書にまとめ、経営学部学生、教職員に配付している。また、教員の資質の向上を図るべく、2011 年度より、「教員活動自己点検シート」を活用し、教員活動の自己点検を行っている。

5) 法学部

教員の資質の向上を図るべく、2011 年度より「教員活動自己点検シート」を活用し、教員活動自己点検を行っている。また、教務委員が FD 委員となり、学部教務事項との有機的連携を図りつつ、教員の教育改善に資するべく、法学部 FD 委員会が FD 活動の年間スケジュールを定め、このスケジュールに基づき FD 活動を行っている（2012 年度には 10 回開催）（資料 3-7 p. 137）。さらに、研究員制度を活用し、教員の研究支援を行うとともに、その成果を教育活動に還元している。

6) 理工学部

教員の資質向上を図るために、理工学部 FD 委員会を月 1 回程度開催し、学部が抱える教学課題の解決に日常的・継続的に取り組んでいる（資料 3-7 p. 165）。また、理工学研究科と合同して、FD 報告会を年 2 回開催し、FD に関する情報の共有化を図っている。さらに、学外講師等による FD 研修会を年 1 回、理工学研究科と合同開催し、学外の優れた FD 事例を取り入れ、教員の資質向上に努めている。教育の質を持続的に高めるためには、学生の立場に立ったカリキュラムを編成する必要があると、科目ごとの履修状況や学生による授業評価など、教育の実施状況・成果を客観的なデータとして可視化し、それらを教育の質に結びつけていくための FD 活動を推進している。

7) 社会学部

教員の資質向上を図るために、社会学部 FD 委員会を設置し、FD 報告会・研修会・講演会等の開催を毎年企画している（資料 3-7 p. 191）。

2012 年度は、①学部卒業生の進路実績に関する FD 報告会、②「自己発見レポート」の分析結果を基にした学部入学生像に関する FD 報告会、③大学におけるコンプライアンスと認証評価に関する FD 報告会の計 3 回を開催した。

その他の FD 活動としては学部教育の基本方針である「現場主義」に基づく教育実践と

して取り組んでいる「大津エンパワねっと」事業の効果測定として、アンケート調査を実施し、その分析結果を担当教員・地域リーダー間で共有した。

8) 国際文化学部

研究業績については、2008 年度から年度末までに学部長まで報告することを義務づけ、その研究業績表を教授会で回覧することで、教員間における情報の共有と意欲向上につなげてきた。

また、2011 年度からは、「教員活動自己点検」として研究活動のみならず、教育活動や社会貢献活動について自身の 1 年間の取り組みについて振り返り、次年度の活動に繋げるシステムを構築している。英語版のシート記入要項を作成することで、英語圏の教員にも作成可能になるよう工夫し、自己点検への意識づけを行っている。

なお、研究業績表については、2011 年度末(2012 年度版)に龍谷大学研究者データベースを構築したことに伴い、データベースへの更新に変更し、その後も継続して実施している。

FD 活動については、FD 検討委員会にて国際文化学部生の基礎科目である「基礎演習 A・B」のあり方や学部におけるキャリア教育のあり方、優秀レポートの選定、共通講義の講評、夏期休暇中の学生への課題について検討を行っている（資料 3-7 p. 239）。

また、各々の教員が研究内容について報告会を行うことで知識の共有を図っている。さらに、学生の満足度が高かった授業を他の教員に公開し、その授業を参観することで自己研鑽に結びつけ、その後講評会を行うことで、各教員の教育活動の質向上に活かしている。

9) 政策学部

政策学部では、教育の活動の向上と発展に寄与し、FD を推進することを目的として「政策学部 FD 委員会内規」に基づき、教授会の下に、政策学部 FD 委員会を設置し、授業等教育活動の改善を図っている（資料 3-7 p. 273）。

政策学部はその学問的特性から、幅広い専門領域の教員によって構成されており、教員の教育・研究における交流が、その資質の向上に重要な意味を持つ。そのため、学部設置初年度の 2011 年には、FD 研究会、公開授業、FD 報告会等を計 14 回開催し、2012 年度も FD 研究会、FD 講演会、FD 報告会、人権問題研修会等の教育や科目運営を対象とした研究会を 16 回開催している。事例の共有にとどまらず、共通シラバス科目の運営方針の検討や、配慮を必要とする学生対応の検討などについて意見交換を行い、教育の質の向上に取り組んでいる。また、別途「政策学コロキウム」を 4 回にわたって行い、教員それぞれの専門領域の研究交流を進めた。地域協働総合センターや龍谷大学地域人材・公共政策開発リサーチセンター（LORC）との連携の下に、教育研究を実践する場の拡大を学部として支援する体制を採っている。大学間共同教育推進事業についても、学部内での連携・協力を推進するため、情報を共有する機会を設けている。

さらに、2011 年度より実施している「教員活動自己点検」を活用し、各教員が自己の教育・研究・社会貢献の取り組みを振り返り、改善するように努めている。

10) 文学研究科

文学研究科における教員の教育研究活動等の点検については、2011 年度から教員活動自己点検に関する実施要項に基づき、各教員は、「教員活動自己点検シート」を作成している。これを下に各教員が自らの活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に取り組んでいる。

教員の資質の向上を図る方策として、「大学院文学研究科 FD 委員会内規」に基づき文学研究科 FD 委員会を設置し、教育のあり方についての協議および授業等教育活動の改善を図っている（資料 3-7 p. 31）。教育活動に関する教職員相互の情報交換や認識を共有する場として、文学部との合同で「FD 研究会」を開催しており（2012 年度は 1 回開催）、全学へは FD 報告会として公開している。

11) 法学研究科

教員の資質の向上を図るべく、2011 年度より「教員活動自己点検シート」を活用し、教員活動自己点検を行っている。また、教務委員が FD 委員となり、研究科における教務事項との有機的連携を図り、教員の教育改善に資するべく、FD 活動を行っている（2012 年度には 2 回開催）。また、必要に応じて法学部と共同で FD 活動に取り組んでいる。さらに、研究員制度を活用し、教員の研究支援を行うとともに、その成果を教育活動に還元している。

12) 経済学研究科

教員の資質の向上を図る方策として、経済学研究科 FD 委員会を設置し、研究科教育のあり方についての協議や授業方法の改善に向けた検討を進めている（資料 3-7 p. 79）。

所属教員がそれぞれの研究分野やテーマを発表する定例の研究会（年 4 回）を実施し、教員相互の情報交換や研鑽を行っている。

さらには、学部・大学院合同で外部講師を招聘しての「FD 報告会」（年 1 回）を企画・開催し、学んだ内容を教育改善に活かしている。

13) 経営学研究科

教員の資質の向上を図ることをめざし、研究科長等を構成員とする経営学研究科 FD 委員会を設置している（資料 3-7 p. 125）。経営学研究科構成員による FD 報告会の開催に加え、京都産業学センターの活動の一環として、京都産業学研究会も開催している。2012 年度は 2 回の FD 報告会を開催した。

また、教員の資質の向上を図るべく、2011 年度より「教員活動自己点検シート」を活用し、教員活動自己点検を行っている。

14) 社会学研究科

教員の研究活動等を自己点検するため、専任教員全員が「教員活動自己点検」に取り組んでいる。また、社会学研究科内に設置した制度整備検討委員会や社会学研究科 FD 委員会を中心に、研究科授業科目内容の点検、科目編成の合理化を図っている（資料 3-7 p. 205）。FD の実質化にむけては、社会学部と合同で講演会等を実施しているが、さらなる取り組みをめざしている。

15) 理工学研究科

教員の資質向上を図るために、理工学研究科 FD 委員会を月 1 回程度開催し、研究科が抱える教学課題に日常的・継続的に取り組んでいる（資料 3-7 p. 177）。また、理工学部と合同で、FD 報告会を年 2 回開催し、FD に関する情報の共有化を図っている。さらに、外部講師等による FD 研修会を年 1 回、理工学部と合同開催し、学外の優れた FD 事例を取り入れ、教員の資質向上に努めている。また、学内に科学技術共同研究センターを設置して研究の場を確保するとともに、大型研究機材の導入も積極的に支援し、学術雑誌・図書の拡大を行う一方、産学連携コーディネーターの任用により外部研究資金の獲得への支援を積極的に推進している。

16) 国際文化学研究科

全教員が「教員活動自己点検」制度により自己点検を行っている。また、教育・研究業績表を作成し、自己点検・評価への意識を醸成している。

現状と課題における共通認識を持つため、国際文化学研究科 FD 委員会を設置している（資料 3-7 p. 255）。

2013 年 3 月には、修了生全員を対象としたアンケート「国際文化学研究科カリキュラムについて」を実施した。回答結果を分析した上で、今後の FD 活動に活用する。

17) 実践真宗学研究科

2011 年度から教員活動自己点検に関する実施要項に基づき、各教員は、「教員活動自己点検シート」を作成している。これを下に各教員が自らの活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に取り組んでいる（資料 3-7 p. 297）。

教員の資質の向上を図る方策として、「大学院実践真宗学研究科 FD 委員会内規」に基づき実践真宗学研究科 FD 委員会を設置し、教育のあり方についての協議及び授業等教育活動の改善を図っている。教育活動に関する教職員相互の情報交換や認識を共有する場として文学部と文学研究科との合同で「FD 研究会」を開催しており（2012 年度は 1 回開催）、全学へも FD 報告会として公開している。

18) 政策学研究科

政策学研究科では、個々の教員の教育力だけではなく、組織としての教育力を高めるべく、研究科 FD 委員会を設置し、また FD 研究会を開催している（2012 年度は 4 回開催）（資料 3-7 p. 285）。教員の多くは国内外の地域協働プロジェクト研究に参画しており、これらの経験・実績を FD 研究会での議論に活かしている。

また、法学研究科、経済学研究科、社会学研究科と共同運営する NPO・地方行政研究コースでは運営委員会が組織されており、コース運営方法の他、各研究科で確認された教育上の課題についても定期的に議論・共有する場が確保されている。

さらに、全学の自己点検・評価のプロセスの中でも、各教員が自己の教育・研究・社会貢献の取り組みを振り返り、改善するように努めている。

19) 法務研究科

教員の資質向上のための取り組みについては、法科大学院 FD 委員会のもと、学期毎に学生による「授業アンケート」や教員相互による「授業参観」を行っている(資料 3-7 p. 313)。これらの結果については、各担当者にフィードバックするとともに、特に「授業アンケート」についてはポータルサイト上で学生にも結果を公表している。また、分野毎に行っている FD 部会のほか FD 全体会(4回)等でも成果を共有し、組織的な取り組みを行っている。なお、これらの成果は『龍谷大学法科大学院 2011 年度 FD 活動報告書』によって、広く共有している(資料 3-25)。

また、2011 年度より法務研究科においても、教育・研究・社会貢献・大学管理運営等を総合した「教員活動自己点検」を実施している。

2. 点検・評価

[基準の充足状況]

本学では、「学校法人龍谷大学就業規則」「教育職員選考基準」、各学部の教員人事に関する規程および「龍谷大学研究活動に関する指針」に、求める教員像あるいは研究者像を明示している。ただし「求める教員像」としては明確に定めていない。

また、本学の教員組織は、各学部・研究科の教育理念・目的を実現するために教育課程の編成を確立するとともに、大学設置基準の必要教員数を十分に満たす人数をもって構成し、全学的な方針である「補充人事手続について」および各学部が自ら策定する「教員採用計画」に基づき、財政基本計画である「教員人件費枠」を踏まえつつ、教員組織を整備している。ただし、「教員組織の編制方針」としては定めていない。

教員の募集・採用・昇格は、「教育職員選考基準」および各学部が定める教員人事規程に基づき行っている。各学部が補充人事を進めるにあたって、人事手続きの適正な実施および全学的調整を図るため、毎年度、学部長会において「補充人事手続について」を確認している。

教員の資質向上については、大学や各学部、研究会が主催する各種研修会の他、2011 年度から教員活動自己点検を全教員対象に自己研鑽を目的として実施している。

以上のことから、求める教員像や教員組織の編制方針に準ずる方針を定め、それに基づき教員組織を整備していると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

全学的取り組みとして、2011 年度から教員活動自己点検を全教員対象に実施している。本制度導入により、教員各自が自身の教育研究等の活動に対し自己点検を行う機会となり、自ら検証・確認を行うことで明らかになった諸課題に対し、改善に結びつけるための自己研鑽の場として活用されている。

こうした取り組みにより、組織や個人の FD 活動がより活発に展開されるようになったり、組織の自己点検・評価に活用される例が見られるようになった。さらに、教員同士が互いの点検結果を参考にし合うことで、自身の活動に役立てることにつなげている例もあった。

（２）改善すべき事項

各学部の FD 活動に比して、教養教育科目の FD 活動は低調である。また、教養教育科目は全学部横断的に展開しながらも、京都学舎教養教育科目と瀬田学舎教養教育科目とに分かれて運営されており、本学の学士課程教育における位置づけが定めにくくなっている。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

教員活動自己点検については、2011 年度の制度実施後、2012 年度第 30 回部局長会（2012 年 11 月 29 日開催）において制度総括を行い、今後も継続して実施することを確認した。総括では、①2012 年度のシステム導入に伴う効率化、②目的達成度の向上、③組織としての活用、の 3 点を課題としつつ、より高い効果を上げていくことをめざし、毎年度検証および改善を実行することを前提に、継続的に実施することとなった（資料 3-26）。

（２）改善すべき事項

2012 年度第 2 回全学教学会議（2013 年 2 月 27 日開催）において、京都学舎・瀬田学舎を一つにした「教養教育センター（仮称）」の設置について承認された。これを受けて今後の教養教育における組織的な FD について、教養教育センターで検討し、FD を推進していく。

４．根拠資料

- 3-1 学校法人龍谷大学就業規則
- 3-2 教育職員選考基準
- 3-3 龍谷大学研究活動に関する指針
- 3-4 大学院担当教員選考基準
- 3-5 平成 24 年度学則・諸規程（既出 資料 1-1）
- 3-6 学部教授会規程
- 3-7 龍谷大学 学部・研究科規程（内規）集（既出 資料 1-38）
- 3-8 学部長補佐及び教学部長補佐に関する要項
- 3-9 龍谷ミュージアムに所属する教育職員の任用等に関する規程
- 3-10 保健管理センター長の任用等に関する規程
- 3-11 研究所等における専任研究員任用規程
- 3-12 「龍谷大学財政基本計画」の改訂について
- 3-13 補充人事手続きについて
- 3-14 教員採用計画一覧
- 3-15 教学運営規程
- 3-16 教育課程運営委員会規程
- 3-17 龍大月報 第 545 号
- 3-18 学校法人龍谷大学非常勤講師就業規則
- 3-19 特別任用教員規程
- 3-20 教員活動自己点検シート（2011 年度・2012 年度）

- 3-21 龍谷大学 大学教育開発センター通信 2011 年度 No. 3
- 3-22 全学人権問題研修会（ご案内）
- 3-23 教職員を対象とした多様な学生対応を考えるワーキング（研修機会の提供）等について（報告）
- 3-24 2012 年度 FD・教材等研究開発プロジェクトの選定について（提案）
- 3-25 龍谷大学法科大学院 2011 年度 FD 活動報告書
- 3-26 教員活動自己点検の継続的实施について
- 3-27 専任教員の教育・研究業績（教育活動・学会等および社会における主な活動）
- 3-28 専任教員の研究活動

IV. 教育内容・方法・成果

1. 「教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

1) 大学全体

「教育にかかる基本方針」に基づき定められている各学部・研究科の「教育理念・目的」は、各学部・研究科が掲げる「人間養成」の理念目的と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」からなる教育研究上の目的をその内容としている。

この「教育理念・目的」を踏まえた学部・研究科の「学位授与の方針」は、全学共通事項として「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」と「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に基づき、各学部・研究科において策定し、『履修要項』の冒頭およびホームページに明示している（資料4(1)-1～4(1)-4）。

ア) 学部共通

学部における「学位授与の方針」は、「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に以下のように定義されている。

「学位授与の方針」の定義と考え方

「学位授与の方針」とは、学部・学科・専攻が教育活動の成果として「学生に保証する基本的な資質」であり、学位授与の要件を明示するものである。また、学位授与に必要とされる単位数および卒業認定の方法についても併せて明示する。

その「学生に保証する基本的な資質」の記載にあたっては、学生の到達目標を観点（領域）別に分類し、「学生を主語」にわかりやすく示し、広く社会に伝わるよう表現を工夫する。また「教育課程編成・実施の方針」との整合性の検証が可能なよう策定する。

（出典：学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る「記入要領」）

学部における「学生に保証する基本的な資質」については、B. S. ブルームの教育目標分類学をベースとして、図4(1)-1のように、本学の「建学の精神」に「知識・理解」「興味・関心」「技能・表現」「思考・判断」「態度」を加えた観点（領域）を達成目標と向上目標に分類し、専攻科目（理工学部のみ固有科目）の「学生に保証する基本的な資質」と、教養教育科目の「学生に保証する基本的な資質」を定めている。

このうち教養教育科目の「学生に保証する基本的な資質」については、文学部、経済学部、経営学部、法学部、政策学部にて構成される京都学舎教養教育科目、理工学部、社会学部、国際文化学部にて構成される瀬田学舎教養教育科目毎に、「教養教育の目的・意義」を踏まえ、京都および瀬田各学舎教養教育科目会議で設定し、当該学舎の各学部が専攻科目の「学生に保証する基本的な資質」との整合性を調整し、各学部の「学位授与の方針」に包括している（資料4(1)-5）。

図 4(1)-1 学位授与の方針 策定時検討資料 例) 文学部

各学部教育理念・目的 (教育研究上の目的)			建学の精神に基づいて、人文学的知体系的の研究・教授を通じ、現代社会の複雑な変化や諸問題に、自己を見失うことなく積極的・主体的に対応しつつ、社会に貢献できる教養及び専門性を備えた人間を育成することを目的とする。		
領域	目標 類型	観点 (領域)	専攻科目の 「学生に保証する基本的な資質」	教養教育科目の 「学生に保証する基本的な資質」	学位授与の方針
情意的領域	向上目標	建学の精神		【全学共通】 ○仏教、ことに浄土真宗に基づいた建学の精神、すなわち「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の意味を深く理解している。 ○豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。	【全学共通】 ○仏教、ことに浄土真宗に基づいた建学の精神、すなわち「平等」「自立」「内省」「感謝」「平和」の意味を深く理解している。 ○豊かな人間性と高い倫理観をそなえ、社会的責務に対する自覚を持っている。
認知的領域	達成目標	知識・理解	【学部独自】 ○人間社会の根本を見つめるために、「言語(ことば)」の持つ力を深く理解することができる。 ○テキストの正確な読解に基づいて、人文学の幅広い教養を身につけている。	【学舎共通】 ○幅広い学問領域について基礎的な知識を持ち、それぞれの領域が持つ見方について説明することができる。	【学部独自】 ○人間社会の根本を見つめるために、「言語(ことば)」の持つ力を深く理解することができる。 ○テキストの正確な読解に基づいて、人文学の幅広い教養を身につけている。 【学舎共通】 ○幅広い学問領域について基礎的な知識を持ち、それぞれの領域が持つ見方について説明することができる。
	向上目標	思考・判断 (論理的思考力、創造性)	【学部独自】 ○人間や社会の諸問題について主体的・積極的に判断し、対応できる。 ○課題の探求、発見、追究、解決という一連のプロセスを達成する能力を身につけている。	【学舎共通】 ○幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができる。	【学部独自】 ○人間や社会の諸問題について主体的・積極的に判断し、対応できる。 ○課題の探求、発見、追究、解決という一連のプロセスを達成する能力を身につけている。 【学舎共通】 ○幅広い分野の知識・理解をもとにして、問題に対して多角的な思考、判断を行うことができる。
情意的領域	達成目標	興味・関心	【学部独自】 ○人文学の知に基づいて、人間社会の営みに対する問題意識を持つことができる。	【学舎共通】 ○人間とそれをとりまく環境について、探求心を持って具体的な課題設定ができる。	【学部独自】 ○人文学の知に基づいて、人間社会の営みに対する問題意識を持つことができる。 【学舎共通】 ○人間とそれをとりまく環境について、探求心を持って具体的な課題設定ができる。
	向上目標	態度 (態度、価値観等)	【学部独自】 ○人間社会の諸問題に対して、人文学の知に基づいて積極的に解決しようとする姿勢を持つことができる。	【学舎共通】 ○多様な価値観を認めつつ、学びを通じて自己の認識を広げ、感性を磨くことができる。 ○外国語を自律的に学習する態度を身につける。	【学部独自】 ○人間社会の諸問題に対して、人文学の知に基づいて積極的に解決しようとする姿勢を持つことができる。 【学舎共通】 ○多様な価値観を認めつつ、学びを通じて自己の認識を広げ、感性を磨くことができる。 ○外国語を自律的に学習する態度を身につける。
技能表現領域	達成目標	技能・表現	【学部独自】 ○日本語を正確に理解し、論理的な文章を書くと同時に、自らの見解を分かりやすく伝達するための方法を習得し、実践することができる。 ○情報及び情報手段を主体的に選択し、活用するための基礎的な知識・技能を習得する。 ○他者との相互理解を可能とするような対話能力を身につけている。	【学舎共通】 ○英語を媒介とした知的情報の受信、選択、分析、発信を基本とするコミュニケーション能力を実現する。 ○任意の外国語一つ(英語を除く)について、基本レベルの聞き取り、読み書き、口頭表現ができる。	【学部独自】 ○日本語を正確に理解し、論理的な文章を書くと同時に、自らの見解を分かりやすく伝達するための方法を習得し、実践することができる。 ○情報及び情報手段を主体的に選択し、活用するための基礎的な知識・技能を習得する。 ○他者との相互理解を可能とするような対話能力を身につけている。 【学舎共通】 ○英語を媒介とした知的情報の受信、選択、分析、発信を基本とするコミュニケーション能力を実現する。 ○任意の外国語一つ(英語を除く)について、基本レベルの聞き取り、読み書き、口頭表現ができる。
学位授与に必要とされる単位数及び卒業認定の方法			(1) 学部にて4年以上在学し、所定の科目を履修しその単位を修得した者に対し、学長は教授会の議を経て卒業を認定する。 (2) 卒業認定を受けるためには、所定の124単位以上の単位数を必要とする。 (3) 卒業年次には、「卒業論文」を提出しなければならない。卒業論文提出後に口述試問を実施し、複数の教員によって厳格な評価を行う。		

(出典：教務会議資料)

各学部における「学位授与の方針」は、各学部『履修要項』およびホームページの情報公表欄に統一的に明示している(資料 4(1)-4)。そのため、本項目では、各学部の「学位授与の方針」の記述は省略する。

なお、第4セメスター（2年次第2学期）から開講される深草学舎の経済学部、経営学部、法学部、政策学部の4学部にて構成する「学部共通コース」（国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース）においては、「学位授与の方針」の定義と考え方にに基づき、各コースの目的を踏まえ、各学部共通コース運営委員会が、専攻科目として位置づけているコース科目に関して、「知識・理解」、「興味・関心」、「技能・表現」、「思考・判断」、「態度」毎に「学生に保証する基本的な資質」を設定し、「コース修了に必要とされる単位数及びコース修了認定の方法」を定め、当該学部が「学位授与の方針」との整合性を調整した後、当該学部の『履修要項』およびホームページの情報公表欄に明示している（資料4(1)-4）。そのため、本項目では、各コースの「学生に保証する基本的な資質」と「コース修了に必要とされる単位数及びコース修了認定の方法」の記述は省略する。コースの修了認定は、各コース運営委員会が行い、その結果を当該学部教授会にて審議の上、学位授与を認定している。

イ）研究科共通

研究科における「学位授与の方針」は、学部における「学位授与の方針」の「学生に保証する基本的な資質」を、「備えるべき能力」と「将来発揮することが期待される能力」に置き換えて、修士課程・博士後期課程それぞれの専攻単位に策定し、「学位授与の諸要件」とともに明示しており、基本的な定義や考え方は学部と同じである。

研究科横断型の共通プログラム（修士課程対象）として、法学研究科、政策学研究科にて構成されている「NPO・地方行政研究コース」と、経済学研究科、法学研究科、国際文化学研究科にて構成されている「アジア・アフリカ総合研究プログラム」を設置している。そこでは、各コース・プログラムの目的を設定し、該当する科目に関して、「備えるべき能力」と「将来発揮することが期待される能力」を設定し、当該研究科が「学位授与の方針」との整合性を調整した後、明示している。

各研究科における「学位授与の方針」は各研究科『履修要項』およびホームページの情報公表欄に統一的に明示している（資料4(1)-4）。そのため、本項目では、各研究科の「学位授与の方針」の記述は省略する。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

1）大学全体

「教育課程編成・実施の方針」は、全学共通事項として「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」と「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に基づき、各学部・研究科において策定し、『履修要項』の冒頭およびホームページに明示している（資料4(1)-1～4(1)-4）。

ア）学部共通

学部における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に以下のように定義している。

「教育課程編成・実施の方針」の定義と考え方

「教育課程編成・実施の方針」とは、「各学部教育理念・目的」、「学位授与の方針」を実現するための教育課程に係る方針のことである。策定にあたっては、体系性や「学位授与の方針」との整合性・適切性に配慮する。

具体的には、「学位授与の方針」に明示した内容について、「学生に保証する基本的な資質」に対応して、それぞれの資質が獲得できる具体的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序（配当年次等）の考え方、FD等）を明示する。

（出典：学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る「記入要領」）

「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」との整合性・適切性に配慮し、策定にあたっては、「学位授与の方針」の「学生に保証する基本的な資質」と同様に、図4(1)-2のように、本学の「建学の精神」に「知識・理解」「興味・関心」「技能・表現」「思考・判断」「態度」を加えた観点（領域）を達成目標と向上目標に分類し、専攻科目（理工学部のみ固有科目）の「教育課程編成・実施の方針」と、教養教育科目の「教育課程編成・実施の方針」を定めている。

この内、教養教育科目の「教育課程編成・実施の方針」については、文学部、経済学部、経営学部、法学部、政策学部にて構成される京都学舎教養教育科目、社会学部、国際文化学部、理工学部で構成される瀬田学舎教養教育科目毎に、京都・瀬田各学舎教養教育科目会議で「教育課程編成・実施の方針」を設定し、当該学舎の各学部が専攻科目の「教育課程編成・実施の方針」との整合性を調整し、各学部の「教育課程編成・実施の方針」に包括している（資料4(1)-5）。

図 4(1)-2 教育課程編成・実施の方針 策定時検討資料 例) 文学部

領域	目標 類型	観点 (領域)	専攻科目の 「教育課程編成・実施の方針」	教養教育科目の 「教育課程編成・実施の方針」
情意的領域	向上目標	建学の精神	○高い倫理性を培うために、専攻科目としては「倫理学概論」「宗教学概論」「人権教育論」等を通して教育を行う。	○「仏教の思想 A・B」(各 2 単位) 合計 4 単位を、1 年次配当で全学必修科目として展開する。また、「仏教の思想 A・B」を履修した学生より高度な知的要求に応える仏教関連科目として、「数異抄の思想 I・II」(各 2 単位) を 2 年生以上に提供する。
認知的領域	達成目標	知識・理解	○多面的・総合的な人間理解をめざして、6 学科 5 専攻を設けて、それぞれの学問領域を系統的に学修できるように、1 年次から専門科目を配置するなどして体系的なカリキュラムを展開する。また、専攻を置かない学科および哲学科教育学専攻では、学科・専攻内コースを設け、3 年次から専門的な学問領域をより深く学修できるようにする。 ○特に、必修である卒業論文を 4 年間の学修の集大成として位置づけ、それにむけて各学科・専攻のコアとなる科目群を「普通講義」「特殊講義」「講読」「基礎演習」「演習」に分類して年次指定も含めてバランスよく配置し、人文学の各分野の専門領域を体系的に学べるようにする。 ○各学科・専攻の学修を進める上での基礎的・全般的な知識や思考を修得するために、概説・概論等を行う「普通講義」科目を開講する。 ○各学科・専攻の専門分野の基礎的な文献を読解する能力の養成をはかり、それによって人文学の幅広い教養を身につけることができるように、「講読」科目を 2 年次に降に開講する。 ○1・2 年次で学んだ各学科・専攻の専門分野の基本を踏まえて、さらに学修の専門化・深化をはかるために、特定のテーマを取り上げる「特殊講義」を 3 年次から開講する。 ○課題の探求から発見、追究を経て解決へといたる学修のプロセスに必要な作法や知識、あるいは研究方法や思考力を養うために、4 年間を通じて「演習」科目を必修として開講する。	○人文・社会・自然およびスポーツの分野に属する科目を幅広く開講し、最低 16 単位を卒業要件として履修させる。
	向上目標	思考・判断 (論理的思考力、創造性)		
情意的領域	達成目標	興味・関心	○学生自身が明確な問題意識や目標を持って、主体的に履修設計をし学修できるようにするために、フリーゾーン(24 単位)を設定するなどして柔軟な履修方法を実施する。 ○学生の多様な興味・関心を喚起し、学修意欲を促進するために、指定された科目群のうちから決められた数の科目を任意に選択して履修する「選択必修科目」や、どの科目を履修するかはすべて学生の選択に任せられている「選択科目」を開講する。 ○各学科・専攻の専門領域の基礎的な知識・思考を踏まえて人間社会に対する問題意識を醸成するために、概説・概論等を行う「普通講義」科目を開講する。 ○人文学の知に基づく問題解決に取り組む姿勢を学ぶために、現場での実習を重視した「臨床心理学実習」「文化財実習」「考古学実習」「博物館実習」や「社会活動ボランティア」等の「実習」系科目を開講するほか、インターンシップ・プログラムも展開する。	○必修外国語科目として、英語、初修外国語(ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語)の計 5 つの言語から、1 つもしくは 2 つの言語を選び、12 単位を卒業要件として履修させる(ただし、2 つの言語を選択する際は、必ず英語を含むこととする)。なお、留学生については、「日本語」および「留学生のための英語入門」を 12 単位に含めることができる。
	向上目標	態度 (態度、価値観等)		
技能表現領域	達成目標	技能・表現	○「読むこと」「書くこと」「探すこと」「発表すること」等、大学での学びの基本的な方法やツール等を習得し、基礎的学修能力を養成するために、「基礎演習」(1・2 年次)を開講する。 ○学生が自主的に設定した学修テーマに基づく発表とディスカッション、レポート作成等を通じて、課題を追究し、解決へと至る能力を養成するために、「演習 I」(3 年次)および「演習 II」(4 年次)を開講する。 ○人文学の学修の多様化・高度化を支援し、パソコン等情報機器を活用した調査、データの収集と整理、画像処理、情報発信、文献検索等のスキルを習得するために、情報教育関連の科目を開講する。	

(出典：教務会議資料)

学部における「教育課程編成・実施の方針」は、各学部『履修要項』およびホームページの情報公表欄に統一的に明示している(資料 4(1)-4)。そのため、本項目では、各学部の「教育課程編成・実施の方針」の記述は省略する。

また、第 4 セメスター(2 年次第 2 学期)から開講される深草学舎の経済学部、経営学部、法学部、政策学部の 4 学部にて構成されている「学部共通コース」(国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース)に

においても、「教育課程編成・実施の方針」の定義と考え方にに基づき、各学部共通コース運営委員会が、専攻科目として位置づけられているコース科目に関して「教育課程編成・実施の方針」を設定し、当該学部の「教育課程編成・実施の方針」との整合性を調整した後、『履修要項』およびホームページの情報公表欄に明示している（資料 4(1)-4）。そのため、本項目では、各コースの「教育課程編成・実施の方針」の記述は省略する。

イ) 研究科共通

研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、基本的な定義や考え方は学部と同じであり、各研究科・専攻の修士課程・博士後期課程に定められている「学位授与の方針」に明示した「備えるべき能力」、「将来発揮することが期待される能力」に対応して、それぞれの資質が獲得できる具体的なカリキュラムと学位論文の指導体制について明示することとしている。

また、修士課程のみの実践真宗学研究科を除いた各研究科・専攻においては、修士課程と博士後期課程との接続を意識して、『履修要項』およびホームページにおいては、修士課程と博士後期課程を併記している。

法学研究科、経済学研究科、政策学研究科にて構成されている「NP0・地方行政研究コース」と、経済学研究科、法学研究科、国際文化学研究科にて構成されている「アジア・アフリカ総合研究プログラム」では、各コース・プログラムの「備えるべき能力」と「将来発揮することが期待される能力」に基づき、「教育課程編成・実施の方針」を設定し、当該研究科が整合性を確認した後、明示している。

各研究科における「教育課程編成・実施の方針」は各研究科『履修要項』およびホームページの情報公表欄に明示している（資料 4(1)-4）。そのため、本項目では、各研究科の「教育課程編成・実施の方針」の記述は省略する。

（３）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

１）大学全体

各学部・研究科の「教育理念・目的」と「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」については、各学部・研究科の『履修要項』に明示し、教員と学生が常に共有できるようにしている。

教員に対しては、毎年度初回の教授会や研究科委員会において周知を行い、学生に対しては、入学時のオリエンテーションや年度始めの履修登録説明会において説明を行うこととしている。

ただし、「教育理念・目的」と「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」が『履修要項』に掲載されていることは教職員と学生に認識されているものの、内容の周知に関しては不十分な点が見受けられる。

社会に対しては、ホームページを通じて各学部・研究科の「教育理念・目的」と「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」を公表している。これらの公表にあたっては、「情報公開規程に関する細則」に従って公開することを規定している（資料 4(1)-6）。

ただし、学部・研究科等の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」は、「学

位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」を共通の方針として策定しているが、『履修要項』およびホームページの記載からは、「策定に係る基本方針」や「策定に係る『記入要領』」に示されている定義や考え方を踏まえた「教育理念・目的」と「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」との整合性が十分取れていない学部や研究科がある。また、全体として、現在明示している内容のみでは、「策定に係る基本方針」に示されていた策定の目的や留意点を満たしているとは言い難く、学生に伝わりにくいものとなっている。

この点については、2012 年度の自己点検・評価において改善すべきと指摘され、現在、改善方策について検討を進めている。

＜学部共通＞

ここでは、教養教育科目と学部共通コースについて示す。

学部横断的に開講される京都・瀬田両学舎の教養教育科目に関する部分は、各学部の『履修要項』に基づき、履修登録説明会で周知している。また、第4セメスターから開始される学部共通コースについては、年度始めのオリエンテーション期間中に経済学部、経営学部、法学部、政策学部の履修登録説明会にて、各コースの「学生に保証する基本的な資質」と「コース修了に必要なとされる単位数及びコース修了認定の方法」、「教育課程編成・実施の方針」を2年生全員に対し説明している。社会に対しては、ホームページにて公表している。

＜研究科共通＞

各研究科・専攻の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、『履修要項』を始め、大学院紹介パンフレット『龍谷大学大学院 2013』やホームページにすべて明示している（資料4(1)-7）。

以下、各学部・研究科の特記すべき事項を示す。

2) 文学部

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」について、以下のとおり周知している。

- ①教職員全員：ホームページに掲載している。
- ②文学部教員：教員活動自己点検シート記入時の配付文書に理念・目的を確認する指示文を掲載し、教授会で報告している。
- ③文学部学生：『履修要項』に掲載するとともに、履修登録説明会時に説明を行うことで周知している。

文学部教員および文学部教務課職員は、自己点検・評価に携わることにより、より一層の周知が図られ、理解が浸透していると思われる。

社会に対しては、ホームページに掲載することで公表している。

3) 経済学部

経済学部の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程の編成・実施方針」について、教員については、毎年度初回の教授会において適切性について検証するとともに、方針の周知を行い、理解の浸透に努めている。

学生には『履修要項』に掲載するとともに、履修登録説明会等において周知し、社会に対しては、ホームページに掲載し、公表している。

4) 経営学部

「教育理念・目的」、「最低到達目標」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、全学生に配付する『履修要項』に明示している。

学生に対しては、每学期開始時に全学年に実施している履修登録説明会で説明を行い、周知している。教職員に対しては、『履修要項』とともに年度初回の教授会で資料を配付し、周知している。また、『履修要項』に加え、大学ホームページに掲載することで社会に公表している。さらに学部ホームページでは「経営学部を知る9つのポイント」を掲載し、イラストを交えてわかりやすく学部、学科、コースの教育目標等を説明している。

5) 法学部

法学部の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、『履修要項』に明示している。

そして、『履修要項』を毎年度始めに学生に配付し、履修登録説明会において学生に周知している。また、この要項は教職員にも配付しており、教授会において周知している。社会に対しては、ホームページで公表している。

さらに、新任教員に対しては、毎年5月頃に、教務委員会が開催する「新任教員FDサロン」の中で周知を図っている。

6) 理工学部

理工学部が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、学部ホームページや『履修要項』を通じて、教職員および学生に周知している。また、各学科の教育目標も『履修要項』で周知されている。このように、教育目標、学位授与方針等は理工学部全教職員に共有されており、各教職員の行動指針となっている。学生は教育目標、学位授与の方針等を理解した上で、卒業に必要な学修、単位の取得を行っている。社会に対しては、学部ホームページの学部紹介ページにて公表している。

7) 社会学部

社会学部の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、教職員および学生に対しては、主に『履修要項』等で周知し、社会に対しては、ホームページに掲載し、公表している。

8) 国際文化学部

国際文化学部が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・

実施の方針」は、教員については教授会において周知し、学生には『履修要項』に明示することで周知し、社会にはホームページで公表している。

また、1年生に対しては新入生オリエンテーションの際に説明を行うことで周知している。

加えて、1年生の必修科目である「基礎演習」の合同授業として、複数の教員による「国際文化学とは？」をタイトルとした講義を行っており、その中でも周知を図っている。

9) 政策学部

「学部の理念・目的」を教育目標として示し、これを達成するための「学位授与の方針」、「教育課程・編成の方針」の周知にあたっては、教員については教育の理念・目的と同様に、年度初回の教授会では審議事項としている。事務職員についても課内会議において教授会資料を配付・確認して情報を共有している。また、FD研究会、時間割の編成期における教授会や毎年度実施している自己点検・評価を通じて周知・確認している。学生に対しては『履修要項』に掲載し、履修登録説明会で配付・説明することで周知を図り、社会に対しては、ホームページで公表している。

10) 文学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」について、以下のとおり周知している。

①教職員全員：ホームページに掲載している。

②文学研究科教員：教員活動自己点検シート記入時の配付文書に理念・目的を確認する指示文を掲載し、研究科委員会で報告している。

③文学研究科生：『履修要項』に掲載するとともに、履修登録説明会時に説明を行うことで周知している。

文学研究科教員および文学部教務課職員は、自己点検・評価に携わることにより、より一層の周知が図られ、理解が浸透していると思われる。

社会に対しては、ホームページや大学院案内誌『龍谷大学大学院』に掲載することで公表している。

11) 法学研究科

法学研究科の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、『法学研究科履修要項』および大学院案内誌『龍谷大学大学院』に明示している。その『法学研究科履修要項』を毎年度始めに研究科生に配付し、これらを毎学期始め履修登録説明会において学生に周知するとともに、社会に対しては、大学ホームページで公表している。

また、『法学研究科履修要項』を教員にも配付し、研究科委員会において周知している。

12) 経済学研究科

経済学研究科の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」について、教職員については、毎年度初回の研究科委員会において適切性について

検証するとともに、方針の周知を行い、理解の浸透に努めている。

研究科生には『履修要項』に掲載するとともに、履修説明会等において周知し、社会に対しては、ホームページに掲載し、公表している。

13) 経営学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、全研究科生に配付する『履修要項』に明示している。

研究科生に対しては、年度開始時に全学年に実施している履修説明会で説明を行い、周知している。教職員に対しては、『履修要項』とともに年度初回の経営学研究科委員会で資料を配付し、周知している。また、社会に対しては、ホームページにて公表している。

14) 社会学研究科

「教育理念・目標」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」については、研究科委員会内に設置された制度整備検討委員会やFD委員会等において検証した結果を社会学研究科委員会にて報告・審議することを通じて、教員にはその内容の周知や共有を図っている。

研究生に対しては、『履修要項』や大学案内誌『龍谷大学大学院』にて周知を図り、社会に対しては、研究科ホームページ等を通じて公表している。また、入学時オリエンテーション・大学院入試説明会等において、研究科生（新入生）および受験生に対して、それらの概要を説明している。

15) 理工学研究科

理工学研究科の「教育理念・目標」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、各専攻別に、研究科ホームページや『履修要項』を通じて、教職員および研究科生に周知している。教育目的、学位授与方針等は理工学研究科全教職員に共有されており、各教職員の行動指針となっている。研究科生は教育目的、学位授与の方針等を理解した上で、課程修了に必要な学修を行っている。社会に対する公表は、研究科ホームページや大学院案内誌『龍谷大学大学院』を通じて行っている。

16) 国際文化学研究科

国際文化学研究科が定める「教育理念・目標」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、教職員については毎年度初回の研究科委員会において周知し、研究科生には、『履修要項』を配付し、履修登録説明会において周知している。社会に対しては、ホームページで広く公表している。

17) 実践真宗学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」について、以下のとおり周知している。

①教職員全員：ホームページに掲載している。

②実践真宗学研究科教員：

教員活動自己点検シート記入時の配付文書に理念・目的を確認する指示文を掲載し、研究科委員会で報告している。

③実践真宗学研究科生：

『履修要項』に掲載するとともに、履修登録説明会時に説明を行うことで周知している。

実践真宗学研究科教員および文学部教務課職員は、自己点検・評価に携わることにより、より一層の周知が図られ、理解が浸透していると思われる。

社会に対しては、ホームページや大学院案内誌『龍谷大学大学院』に掲載することで公表している。

18) 政策学研究科

政策学研究科の「教育理念・目標」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、教職員については毎年度初回の研究科委員会において確認を行い、研究科生には、『履修要項』を毎年度始めに配付し、履修登録説明会において周知している。新入生については、入学前および入学後のガイダンスで繰り返し説明している他、質問等には政策学部教務課職員が対応する体制が整えられている。

社会に対しては、ホームページで公表している。

（４）教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

1) 大学全体

「教育理念・目的」と「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」については、他の教育関連の項目も含め、2011 年度から新たに運用を開始した自己点検・評価制度において、全学大学評価会議の下に置かれた大学評価委員会が統括する形で各教育組織に自己点検・評価委員会を設置し、組織内の点検・評価を行っている。

各教育組織が検証した自己点検・評価については、全学大学評価会議が評価し、その結果を各教育組織に報告している。その際、改善勧告、努力課題と指摘された項目に対し、各教育組織は改善に向けた実施方策を明記した改善計画書を提出し、その後、改善結果を記した改善報告書を提出している。

2011 年度の自己点検・評価の過程で、2009 年度に全学的に整備された「教育理念・目的」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」が、各教育組織の運営・責任主体において、毎年度、『履修要項』作成時やカリキュラム変更時に確認はされてきたものの、周知と検証という点でなお強化する必要があることが判明した。

そこで、2012 年 1 月に大学評価支援室、大学教育開発センターおよび教学部の共催で、「FD と評価に関する研修会」を開催し、学長・各副学長・各学部長・各教務主任・各教養教育科目の委員長を招集し、全学部・研究科の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」を配付し、理念・目的、方針から個々の授業の成績評価に至るまでの全体の関係性や検証の必要性における認識を共有する機会を設定した。

学部・研究科の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」を共通の方針として策定しているが、2011年4月に開設した政策学部では、この「策定に係る基本方針」や「策定に係る『記入要領』」に示されている定義や考え方が十分反映されていないことが自己点検・評価において判明した。この指摘を受けた政策学部では、2012年度第19回政策学部教授会（2013年1月23日開催）において、この基本方針を確認するとともに、それを踏まえた「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に改めた。

このように自己点検・評価制度において、定期的に検証する機会は確保されたものの、適切性の検証内容としては、その指標も含め構築途上にある。特に各学部においては、「教育課程編成・実施の方針」と「学位授与の方針」との整合性を検証するために、「カリキュラム・マップ」や「カリキュラム・チェックリスト」を用いる等して、可視化・構造化を図ることとしている。

2) 文学部

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、2011年度第25回教務委員会（2012年3月13日開催）にて、「2012年度 文学部教学事項の課題」の一つとして検証を行うことを決定し、2012年度第6回教務委員会（2012年6月6日開催）にて検証方法を定め、検証を行った。その際、2011年度に実施した教育課程編成・実施の方針を検証するためのアンケートの集計結果を検証資料の一つとして活用できると判断し、2012年度第3回文学部FD委員会（2012年10月3日開催）にて、アンケート結果を参考に検証を行った。その結果を、2012年度第19回教務委員会（2012年12月19日開催）および第16回教授会（2012年12月19日開催）にて報告している。

さらに、2012年度第14回教務委員会（2012年10月3日開催）において、2011年度に実施できなかった「学位授与の方針」達成度調査を行うことと、「教育課程編成・実施の方針」を検証するためのアンケートを引き続き行うことも併せて決定しており、2013年度においても検証を行う準備を進めている。

3) 経済学部

「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、2009年度末に策定して以降、カリキュラム改革や演習方法の変更の際に、その都度、教務委員会等で適切性について検証を行っている。

2012年度以降は、各年度初回の教務委員会において、方針の適切性について検証する体制を構築した。また、2012年度の教務委員会における検討を経て、「学位授与の方針」に示される各項目の達成度に関して、学生に実態調査を行った。

これらの検証の適切性については、学部の自己点検・評価委員会において点検している。

なお、学外有識者10名からなる経済学部アドバイザリーボードによる会合を年2回開催し、学外者から学部教育全般について助言を得ており、それらの内容は自己点検・評価に活かされている。

4) 経営学部

適切性については、自己点検・評価委員会において毎年度検証を行っている。そこで確認された改善事項については、学部執行部会議や教務委員会で検討を行い、その結果を教授会で審議している。

5) 法学部

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」については、毎年度、『履修要項』作成および次年度の時間割編成時に、各分野、教務委員会、法学部執行部会議、教授会と段階的にチェックし、定期的な検証を行っている。

特に 2010 年度には、2011 年度に実施する学部・学科の改組に向け、教授会および教務委員会において細部にわたり検証を行ってきた。さらに 2012 年度は、4 月の教授会において、その適切性について検証を行った。引き続き翌年度以降においても、毎年同時期に教授会にて検証を行っていく。

なお、「学位授与の方針」については、2013 年 3 月の卒業式の際に、卒業生に対し「学位授与の方針」に関する達成度アンケートを実施した。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

6) 理工学部

理工学部が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、設定されてからあまり時間が経過しておらず、現在は周知徹底の期間と位置づけているため、現行方針の検証は専ら理工学部自己点検・評価委員会において行っている。ただし、カリキュラム改革を必要に応じて行っており、その過程で教育課程編成・実施の方針等の適切性について検証することとしている。

7) 社会学部

2012 年度より、卒業式において、卒業生に対して「建学の精神」ならびに学部の「学位授与の方針」に関する「卒業生アンケート」を実施した。教授会においてアンケートを作成する過程で、学部の「学位授与の方針」の適切性について検証を行った結果、整理・再編の必要性が浮かび上がってきた。この点に関しては、次年度以降に見直し作業を行う予定である。

また、学部の教育理念に基づく方策として掲げる「現場主義」は、現代の社会的要請に適合する展開をめざしており、普遍性や必然性の観点からも検証を行っている。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

8) 国際文化学部

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、毎年度初回の教授会にてチェックを行い、定期的な検証を行っている。

また、組織単位だけでなく、全教員が個別の「教員活動自己点検シート」を提出し、教育・研究・社会貢献について重点目標を設定し、達成状況や今後の課題等について、自己点検している。特に教育領域では、学部の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」に沿っ

た授業の検証を行っている。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

9) 政策学部

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」について、年度始めのFD委員会で確認し、また教授会で審議事項とするとともに、自己点検・評価委員会で毎年度確認、検証を行っている。時間割編成期の教授会においても、『履修要項』に記載されている「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」を審議事項とし、教務委員会の科目編成の基本方針としている。

また、毎年度実施する教員の自己点検・評価活動においては、学部の教育理念・目的等をもとに、教員それぞれが自己の活動について点検・評価を行っている。

なお、今回の自己点検・評価の過程において「策定に係る基本方針」や「策定に係る『記入要領』」に示されている定義や考え方が十分反映されていないことが判明した。このことに伴い2012年度第19回政策学部教授会（2013年1月23日開催）において、この基本方針を確認するとともに、それを踏まえた「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」に改めた。

10) 文学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、2012年度第8回文学研究科委員会（2012年7月18日開催）にて、「大学院文学研究科『教育理念・目的』『3つの方針（入学者受入れの方針[AP]、学位授与の方針[DP]、教育課程編成・実施の方針[CP]）』検証にかかる基本方針」を策定し、それに基づいて10月にカリキュラムアンケートを実施した。

検証にあたっては、2011年度に実施した大学院文学研究科で独自のアンケートの集計結果も参考資料として活用し、各専攻FD委員を通じて専攻内において確認を行い、2012年度の文学研究科委員会にて確認を行った。

11) 法学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」については、毎年度、『履修要項』作成および次年度科目編成時に、各分野、教務委員会、法学研究科執行部会議、法学研究科委員会と段階的にチェックし、定期的な検証を行っている。

さらに2012年度は、5月の研究科委員会において、その適切性について検証を行った。引き続き次年度以降においても、毎年同時期に研究科委員会にて検証を行っていく。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

12) 経済学研究科

「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、2009年度末に設定以来、検証や見直しは行ってこなかったが、2012年度以降は、各年度開始時の研究科運営委員会において、それぞれ方針の適切性について検証する体制を構築した。

また、2014年度以降に既存のプログラムの見直しに伴うカリキュラム改革を実施するに

あたり、その検討と併せて、適切性について検証することになる。

これらの検証の適切性については、研究科の自己点検・評価委員会において点検している。

13) 経営学研究科

適切性については、毎年度、自己点検・評価委員会において検証を行っている。改善事項については経営学研究科執行部会議で検討を行い、経営学研究科委員会で審議事項として取り上げ検証を行っている。

14) 社会学研究科

「教育理念・目標」と「学位授与の方針」についての検証の責任主体は、社会学研究科内に設置された制度整備検討委員会であり、「教育課程編成・実施の方針」の検証の責任主体は、社会学研究科 FD 委員会である。それぞれの委員会の取り組みの中で、委員が研究科内の現状を点検・確認し、問題点を抽出することで検証している。また、両委員会での検証結果に基づき、不十分な点、改革すべき点については、社会学研究科委員会において、具体的な改革に向けた提案を行うとともに審議を行っている。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

15) 理工学研究科

理工学研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は、設定してからあまり時間が経過しておらず、現在は周知徹底の期間と位置づけている。そのため、方針の検証は専ら理工学研究科自己点検・評価委員会において行っている。ただし、カリキュラム改革を必要に応じて行っており、その過程で「教育課程編成・実施の方針」の適切性について検証することとしている。

16) 国際文化学研究科

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、毎年度研究科委員会にてチェックを行い、判明した改善すべき点については検討を行っており、定期的な検証を実行している。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

17) 実践真宗学研究科

2011 年度に完成年度を迎え、2012 年度からカリキュラムを一部変更するにあたって検証を行い、「大学院実践真宗学研究科の新カリキュラムについて（答申）」として取りまとめ、2011 年度第 10 回実践真宗学研究科委員会（2011 年 9 月 28 日開催）において審議した。この過程により検証を行うことができた。

「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、2012 年度第 8 回実践真宗学研究科委員会（2012 年 7 月 18 日開催）にて、「大学院実践真宗学研究科『教育理念・目的』・『3 つの方針（入学者受入れの方針 [AP]、学位授与の方針 [DP]、教育課程編成・実施の方針 [CP]）』検証にかかる基本方針」を策定した。

これらの決定事項を踏まえ、カリキュラムアンケート等を実施する予定である。検証にあたっては、2011 年度に実施した実践真宗学研究科独自のアンケートの集計結果も参考資料として活用するとともに、2012 年度の実践真宗学研究科委員会にて確認を行った。

18) 政策学研究科

研究科の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」の適切性については、研究科委員会、執行部会議、教務委員会、FD 研究会にて定期的に検証している。通常 2 週間に 1 回開催する執行部会議において、研究科長、教務主任、教務委員の間で情報交換を行っており、必要に応じて研究科委員会で審議している。

さらに、毎年度末に研究科生に対して、カリキュラムの適切性および学位授与の方針に対する達成度を調査するアンケートを実施しており、研究科生の視点から検討する仕組みも整えている。アンケート結果や開設初年度の教育・研究活動をふまえて、2012 年度第 2 回 FD 研究会（2012 年 9 月 19 日開催）で、教育目標、学位授与方針および教育課程編成・実施の方針の適切性も含めた研究科全体のあり方の検討を行った。

これらの検証の適切性については、自己点検・評価委員会において点検している。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学の「教育にかかる基本方針」に基づき定められている各学部・研究科の「教育理念・目的」を踏まえた「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」は、全学共通事項として「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」と「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に基づき、各学部・研究科にて策定し、『履修要項』の冒頭およびホームページに明示している。

なお、2011 年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、学部・研究科の「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」を毎年度検証する仕組みを構築しているが、周知と検証という点については、さらに強化する必要があると認識している。

以上のことから、建学の精神を具現化するために、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は概ね適切に明示していると判断する。

（１）効果が上がっている事項

「教育理念・目的」を踏まえた学部・研究科毎の「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」は、全学共通事項として定めた「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」に基づいて策定したことにより、「建学の精神」の具現化や「教育にかかる基本方針」の実現に向けた関係性の高い構造になっている。

（２）改善すべき事項

2011 年度の自己点検・評価で、2009 年度に全学的に整備された「教育理念・目的」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」が、各教育

課程の運営・責任主体において、毎年度、『履修要項』作成時やカリキュラム変更時に確認されてきたものの、周知と検証という点で強化する必要があることが指摘された。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

全学共通の「基本方針」に基づいて策定した利点を損なわないよう、各学部・研究科等が毎年度実施する自己点検・評価における検証を継続するとともに、大学評価支援室を中心に、全教職員の認識を高めることを目的とした研修会等を実施する。

(2) 改善すべき事項

各学部が掲げる「教育理念・目的」、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」および「入学者受入れの方針」の周知や検証については、毎年度実施する自己点検・評価において徹底して行うことで強化を図ることとする。

4. 根拠資料

- 4(1)-1 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針について（提案）
- 4(1)-2 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る「記入要領」
- 4(1)-3 龍谷大学 学部・研究科 「教育理念・目的」「3つの方針」集
- 4(1)-4 教育活動に関する情報 （既出 資料 1-10）
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/info_03.html
- 4(1)-5 学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針（策定時検討資料）
- 4(1)-6 情報公開規程に関する細則
- 4(1)-7 龍谷大学大学院 2013 （既出 資料 1-4）

IV. 教育内容・方法・成果

2. 「教育課程・教育内容」

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

1) 大学全体

各年度の授業科目の開講状況については次のとおりである。まず、授業期間中の半期 15 回の開講が確保できる授業期間および試験期間を「学年暦」に定めている（資料 4(2)-1）。

「学年暦」は、大宮・深草学舎からなる京都学舎（文学部・経済学部・経営学部・法学部・政策学部）、瀬田学舎（理工学部・社会学部・国際文化学部）、大学院（実践真宗学研究科含む）、法科大学院について、開講する前年度秋季に教務会議および大学院委員会で審議され、評議会で決定している。

また、開講する授業科目には、その内容に応じてセメスター制をひき、それぞれ配当年次を設定している。また、科目のレベルを簡明に示す「グレイドナンバー制」については、一部の学部で採用し科目を体系的に開設している。

開設科目については、各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、教授会等において必要な科目を適切なセメスターで開講することを確認している。

なお、「学年暦」に則り、「教育課程編成・実施の方針」に基づいた授業開講に至るまでのプロセスは以下のとおりである。

ア) 学部共通

学部における「教育課程編成・実施の方針」は、各学部が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」との整合を教育課程において確保するために策定され、「学位授与の方針」の「学生に保証する基本的な資質」に対応して、体系的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序（配当年次等）の考え方等）を明示している。これらを具現化したものが、教養教育科目と専攻科目（理工学部は固有科目）から編成される各学部の授業科目群である。

各年度の授業科目の開講に際しては、前年度秋季に京都（大宮・深草）・瀬田各学舎教務会議において、学生数の変動、カリキュラム改革の方向性、過年度の履修登録状況、開講クラス数を踏まえ、「授業時間割の基本方針」を策定している（資料 4(2)-2）。

「授業時間割の基本方針」では、「仏教の思想」（全学部必修科目）、各学舎において開講する教養教育科目および各学部専攻科目、資格等に関する諸課程科目の開講授業時間帯を適切に配置するため、「授業時間割配置マップ」を策定している（資料 4(2)-3）。

この「授業時間割の基本方針」と「授業時間割配置マップ」に基づき、京都学舎では、教学部長と京都学舎の各学部教務主任、各学部共通コース運営委員会委員長からなる京都学舎教務会議と、教学部長や京都学舎の各学部教務主任、教養教育科目の各科目運営委員会委員長からなる京都学舎教養教育科目会議との合同会議で、「教養教育科目」および深草 4 学部（経済学部・経営学部・法学部・政策学部）の専攻科目として位置づけられている「学部共通コース科目」の次年度の授業科目開講を審議・決定している。

瀬田学舎では、瀬田教学部長や瀬田学舎の各学部教務主任からなる瀬田学舎教務会議と、瀬田教学部長や瀬田学舎の各学部教務主任・教養教育科目の各科目運営委員会委員長からなる瀬田学舎教養教育科目会議との合同会議において、教養教育科目と学部専攻科目（理工学部は固有科目）の次年度の授業科目開設を審議・決定している。

なお、本学で開講している全ての授業科目については、学則に規定し、履修の順次性を明確にするために、配当年次（セメスター）と単位数を『履修要項』に明示している。また、各科目のシラバスには「系統的履修」の項目があり、授業担当教員が、関連する他の科目を指示できるようにしている。

教養教育科目（京都学舎教養教育科目・瀬田学舎教養教育科目）および深草学舎の学部共通コースの特徴的な点は以下のとおりである。

京都学舎教養教育科目（文学部・経済学部・経営学部・法学部・政策学部）では、「仏教の思想」、「外国語科目（必修・選択）」と、「教養科目」の6つのプログラム（人間発達プログラム・環境プログラム・人権と平和プログラム・情報と社会プログラム・歴史と文化プログラム・思想と科学プログラム）を展開している。

「仏教の思想」については必修科目とし、全学部の1年次においてクラス指定で開講し、共通のシラバスで運営している。

「外国語科目」の内、必修としては、①英語専修型、②英語重視型、③初修外国語重視型、④初修外国語専修型のいずれかの履修パターンを選択するようになっており、いずれのパターンにおいても12単位を必修としている。選択科目としては、必修外国語科目の発展科目や必修外国語科目に含まれない外国語科目を開講している。なお、「外国語科目」については、履修の順次性を確保するために先修制を採っている。

「教養科目」の6つのプログラムは、テーマに基づく幅広い知識を総合的に学ぶという位置づけになっているが、現状では、『履修要項』でモデルを掲示しているに留まっており、実際に学生が幅広い分野の科目を履修しているかという点については、組織的な検証が十分できているとは言えない。

なお、教養科目と選択外国語科目については、受講者数を適正規模に維持するために「予備登録制」をとっている。

瀬田学舎教養教育科目（理工学部・社会学部・国際文化学部）では、仏教、スポーツ、外国語、人文科学、社会科学、自然科学の各分野からなる「基礎科目」と、21世紀のキーワードである「情報」「福祉」「国際」「環境」を中心として、幅広い視野に立脚した「総合科目」を展開している。

「仏教の思想」については必修科目とし、全学部の1年次においてクラス指定で開講し、共通のシラバスで運営している。

「外国語科目」については、理工学部と社会学部が「英語」を必修科目としている。また、社会学部は「初修外国語」も選択必修科目としており、理工学部は「英語」6単位必修、社会学部は「英語」6単位必修、「初修外国語」2単位選択必修としている。国際文化学部は、「外国語科目」を専攻科目と位置づけているため、教養教育科目としての「外国語科目」は開講していない。

「基礎科目」と「総合科目」の一部では、履修の順次性を確保するために先修制を採っ

ており、受講者数を適正規模とするために「予備登録制」も採っている。

深草学舎4学部の専攻科目として位置づけられている学部共通コース科目については、各コースが定める「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各学部共通コース運営委員会で審議の後、学部共通コース運営委員長と該当学部の教務主任が参画する京都学舎教務会議の審議を経て、毎年度、必要な授業科目を開講している。各学部共通コースは、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、体系的に科目を開講しており、その体系については、該当学部の『履修要項』で示しているとおりである。

イ) 研究科共通

研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、各研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」との整合を教育課程において確保するために策定され、「学位授与の方針」の「備えるべき能力」と「将来発揮することが期待される能力」に対応して、具体的な教育課程（科目区分・構成等）を明示している。これらを具現化したものが、各研究科の修士課程、博士後期課程の授業科目群である。

授業科目の開講については、各研究科の研究科委員会において、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、開講の前年度秋季に審議・決定している。なお、本学で開講している全ての授業科目については学則に規定している。

その他、大学院における教育課程の重要な要素であるリサーチワークを実施するため、各研究科の『履修要項』において、研究指導要領や関連規程を明示している。

ただし、近年、一部の研究科・専攻において入学定員の未充足状態が続いており、その影響で授業科目を不開講とする場合がある。

研究科横断型の共通プログラム（修士課程対象）については、政策学研究科、法学研究科、経済学研究科、社会科学研究科で共同運営されている「NP0・地方行政研究コース」では、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、地域公共政策、公法学、地域社会学等について多角的な視野から調査・研究するため、この4研究科に経営学研究科からの提供科目を加えた多様な専門科目によるカリキュラム編成を行っている。また、市民活動団体や自治体等76団体と結んだ地域連携協定を活用し、「地域」を焦点に、連携団体の「実務」と大学院の「理論」とともに学べる環境と科目を設けている。また、全国の先駆政策を担うリーダーに直接触れる「地域リーダーシップ研究」等の科目、地域社会で世代・職業分野を越えて多様な主体と協働する能力を育成する科目の開設に積極的に取り組んでいる。

経済学研究科、法学研究科、国際文化学研究科にて共同運営されている「アジア・アフリカ総合研究プログラム」では、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、アジア・アフリカの地域研究を目的とし、この3研究科に政策学研究科からの提供科目を加えた専門科目によりカリキュラム編成を行っている。共同運営する3研究科の「学位授与の方針」に示した資質等を獲得するため、初年度に「アジア・アフリカ総合研究特別演習」を必修科目として設置するとともに、アジア・アフリカ地域研究に必要な知識能力を得るため「中国政治論研究」「現代中東論」「アフリカ政治論研究」などのアジア・アフリカ地域に関する「地域研究科目」と、「国家・民族論研究」「民族学概論」「言語教育政策論」などの専門分野の「総合研究科目」の科目区分を設け体系的な教育プログラムを開講している。

以下、各学部・研究科の項では、特記すべき事項について述べる。

2) 文学部

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各履修要件区分を設定し、方針に記載されている内容を具体化した科目を開設している。また、履修する科目の順次性については、『履修要項』に、カリキュラム概念図、学科・専攻別の開設科目一覧・カリキュラム・マップを明示している（資料4(2)-4）。

カリキュラム・マップは、学習内容の順次性と科目間の関連性を同時に図示化したフローチャートやダイアグラムである。カリキュラム・マップを示すことで、教職員と学生が可視化されたカリキュラムを共有することができ、学士課程教育全体を俯瞰することが可能となる。文学部では、2011年度に簡易版のカリキュラム・マップを作成し、2012年度から『履修要項』に掲載しているが、今後は本格的なものへとブラッシュアップしていく必要があると認識している。

教育課程の編成・実施方針に基づき、各履修要件区分を設定し、方針に記載されている内容を具体化した科目を開設している。また順次性を確保するために、各科目の担当セメスターや年次指定を『履修要項』で明示している。教養教育科目・専攻科目、各開講科目の年次・履修順序の適切性については、2011年度にアンケートを実施し、各学科・専攻とも概ね適切との回答を学生から得ている。

専攻科目については、各授業科目に難易度を示す「グレイドナンバー」を付けることを2012年度第2回文学部FD委員会（2012年5月30日開催）にて承認し、2013年度の授業科目『履修要項』において明示することとした。

ナンバー	科目の性格・内容・レベル
99 番以下	卒業要件単位対象外科目
100 番台	入門科目-----第1セメで履修すべき科目
200 番台	基礎的科目----第1・2セメで履修すべき科目
300 番台	基本的科目----第3・4セメで履修すべき科目
400 番台	専門中級科目--第5・6セメで履修すべき科目
500 番台	専門上級科目--第7・8セメで履修すべき科目
600 番台	大学院修士課程レベルの科目（LM共通科目を含む）
700 番台	大学院博士後期課程レベルの科目

3) 経済学部

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、現代経済学科・国際経済学科の各プログラムにおいて、順次性を確保した授業科目を体系的に配置するよう、教務委員会で検証を行っている。また、専攻科目と教養教育科目の配置についても、適切かつ体系的な開設となるよう教務委員会や教授会で慎重に議論の上、決定している。それらは『履修要項』に明示し、カリキュラム体系や、教養教育科目、経済学部専攻科目、学部共通コース科目および学科別の開設科目一覧を掲載している（資料4(2)-5 p.51～54, p.55～169）。

科目配置としては、専攻科目を1年次にも配置し、基礎から応用へと段階的・系統的に学修できる体系的なカリキュラムを展開している。現在の日本経済と、それを取り巻く国際的な経済動向に対して興味・関心が持てるように、第1セメスターに全員が履修する科

目として「現代と経済」を開講している。さらに、経済学の基礎的な知識が身につくように、1年次配当の必修科目として、「マクロ経済学入門」と「ミクロ経済学入門」を開講している。

学科選択を行う第3セメスターからは、それぞれの専攻科目を開講している。なお、経済・社会の諸問題について積極的な取り組みを促すために、1年次から4年次にいたるまで、少人数・双方向教育による演習科目を開講している。

また、それぞれの科目にはグレイドナンバーを付し、学修計画を立てる際の参考に供している。一部科目には先修制を設け、系統的な履修に配慮している。

4) 経営学部

各授業科目は、必修科目（卒業要件を満たすために必ず履修しなければならない科目）、選択必修科目（指定された科目の中から一定の単位数を必修とする科目）、選択科目（どの科目を履修するか自由な科目）、および随意科目（主として各種の資格取得に関わる科目で卒業要件には含まれない）のいずれかに指定されている。また、それぞれの科目にはグレイドナンバーを付し、学生が学修計画を立てる際の参考に供している。具体的なグレイドナンバーの付与基準は、以下のとおりである。

100…その学問分野における学修の入門となるような内容の科目

200…基礎的な内容の学部専攻科目、標準的なレベルの教養教育科目

300…学部における基本となる内容の学部専攻科目、やや高いレベルの教養教育科目

400…中級レベルの学部専攻科目

500…応用レベルの学部専攻科目

また、科目の学修効果をより高めるために、事前に指定された科目を修得していなければ履修希望科目を履修することができない先修制を一部科目に設けている。

以上の方策により、学生の体系的な履修を促している。なお、これらの内容については『履修要項』に明示している他、毎学期開始時に全学年に実施している履修登録説明会で説明を行っている（資料4(2)-6）。

5) 法学部

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、毎年度の科目編成時に、各分野、教務委員会、法学部執行部会議、教授会と段階的に検討を行い、授業科目を開講している。

また、低年次における履修指導科目の開設に加え、グレイドナンバー制を活用し、授業科目の体系的配置を行い、その適切性を実現しながら、各年次に相応しい科目を配置することによっても、教育課程を体系的に編成している。

教育課程の体系に沿った履修を担保するために、コース制を採っている。具体的なコースは以下のとおりである。

学部内コース：司法コース、現代国家と法コース、市民生活と法コース、犯罪・刑罰と法コース、国際政治と法コース、

学部共通コース：国際関係コース、英語コミュニケーションコース、スポーツサイエンスコース、環境サイエンスコース

教育課程の体系性のさらなる担保に資すべく、『履修要項』において、4年間の学修プ

ログラムを図示している（資料 4(2)-7 p. 43）。

6) 理工学部

教育課程編成・実施の方針を具体化するために、理工学部においては、次のような体系的なカリキュラムを編成し、各学科『履修要項』に「設置科目」を示している（資料 4(2)-8 p. 42～p. 43, 4(2)-9 p. 42～p. 43, 4(2)-10 p. 42～p. 43, 4(2)-11 p. 46～p. 47, 4(2)-12 p. 42～p. 43, 4(2)-13 p. 42～p. 43）。

理工学部の教育課程は、教養教育を主に担う教養教育科目（瀬田学舎 3 学部共同の教養教育）と理工学部の専攻領域を幅広く学ぶための学部内共通科目、学科の専攻領域の教育をめざす学科固有科目の 3 つの分野に分かれている。

各学科では「カリキュラム・フローチャート」を作成し、順次性のある体系的なカリキュラムを明示している（資料 4(2)-8 p. 44～p. 45, 4(2)-9 p. 44～p. 45, 4(2)-10 p. 44～p. 45, 4(2)-11 p. 48～p. 49, 4(2)-12 p. 44～p. 45, 4(2)-13 p. 44～p. 45）。

このように、理工学部においては、その「教育理念・目的」を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。

7) 社会学部

「基礎から応用にいたる多様で体系的なカリキュラムを編成し、特に体験のなかで自ら積極的に学ぶ姿勢を身につけるために実習・演習科目を重視し、少人数の中で双方向的な教育を実施する」という「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各学科の『履修要項』に教育課程として、設置科目、卒業要件等を示している。その中で「基礎科目」、「教養教育科目」、「専攻科目」に分類し、学生が幅広い知識を身につけると同時に、専門領域を学ぶことが出来るように以下のように単位数、科目群をバランスよく配置している（資料 4(2)-14 p. 33, 4(2)-15 p. 33, 4(2)-16 p. 35）。

○社会学科

教養教育科目 26 単位、専攻科目 76 単位、フリー 22 単位

○コミュニティマネジメント学科

教養教育科目 26 単位、専攻科目 78 単位、フリー 20 単位

○地域福祉・臨床福祉学科

教養教育科目 26 単位、専攻科目 78 単位、フリー 20 単位

また、授業科目については、シラバスに「系統的履修」科目を指定して、学生が系統的に順次学べるように配慮している。また、一部の実習科目等では、先修制を設ける等体系的な科目履修を促進している。

8) 国際文化学部

「教育課程編成・実施の方針」と授業科目との整合性については、毎年度時間割編成時に、各コース会議、教務委員会、学部執行部会議、教授会等と段階的なチェックを行い、定期的に検討を行っている。

教育課程を体系的に編成するため、外国語については全て先修制としている。また、情報分析を行うための「調査分析の基礎」を、第 1 セメスターと第 2 セメスターに必修科目

として配置している。さらに、課題を発見し、その解決策を見いだす能力を身につけるため、初年次教育として基礎演習を必修科目に設定している。この科目を履修することで、国際文化学へのイントロダクションとレポートの書き方を修得し、プレゼンテーション、ディスカッションの技術が身につくとともに、自身のテーマを追求する知的好奇心を獲得することができる。続いて受講する「基礎演習B」において、国際文化学部のコースを理解し、高いレポート作成能力を修得することができるとともに、学部のカリキュラムの理解を深め、2年生から始まるコースの選択に臨むこととなる。

また、初年次における履修指導科目の配置に加え、コース内で各年次に相応しい科目を配置している。

なお、カリキュラム全体の体系性、順次性を示すため、『履修要項』にて、4年間の学修の流れと開設科目一覧、卒業要件の表等を掲載している（資料4(2)-17 p.20～22, p.29～44）。

また、それぞれの科目が学生に身につけさせる能力を「カリキュラム・チェックリスト」にて確認している

併せて、語学力を向上させることを目的とした短期留学や、コース主体の短期研修、学生交換協定の締結等を行っており、座学と実践を通した、より効果的な教育を展開している。

9) 政策学部

政策学部では、「教育課程編成・実施の方針」に基づきカリキュラムを展開している。『履修要項』には、各コース別に卒業要件表を明示している（資料4(2)-18 p.20～24）。また、専攻導入科目、専攻基本科目、専攻コース科目、専門演習で構成される専攻科目では、1年次から段階的・系統的に履修する体系を有している。『履修要項』にはこの体系を図とともに示している（資料4(2)-18 p.28）。また、科目に難易度に応じたグレイドナンバーを付け、基礎的内容から応用レベルまで6段階（100・200・300・400・500・600）に区分して各科目を体系的に開設している（資料4(2)-18 p.57～p.62）。後述するコース制と併せ、難易度と専門領域を併せた系統的履修を誘導している。

第1 Semesterから第3 Semesterまでに専攻導入科目を配置し、学生の学びに求められる基礎的技法を少人数の演習科目で、基礎的な知識を講義科目で学べるようにしている。第2 Semesterから第3 Semesterを中心に（一部は第1 Semesterから）、4科目8単位の必修科目を含む専攻基本科目を配置し、政策学の領域を構成する学問分野の基本習得できるようにしている。第4 Semester以降を中心に（一部は第2、3 Semesterから）、専攻コース科目を配置し、社会における政策課題の発見および解決とその過程に求められる政策学の専門性が習得できるようにしている。

事前に各専攻コースの専門性を深めるため、第3 Semesterの段階では、選択必修科目として政策構想コースに「地域・都市政策総論」、環境創造コースに「環境政策総論」、地域公共人材コースに「地域公共人材総論」を配置し、その基礎のうえに第4 Semesterからは系統的な専攻を深めるため政策構想（地域・都市政策プログラム、国際・比較研究プログラム）、環境創造、地域公共人材の3コースの専攻コース科目を設けている。

「教育理念・目的」に掲げる公共性、市民性ある人間形成を教養教育とともに実現する

ため、第2 Semesterから積み上げて履修するグローバル・シチズンシップ・エデュケーション科目を配置している。

幅広い専門領域から学びを深めていくために、少人数、双方向の演習科目を、全ての学生が第1 Semesterから第8 Semesterまで履修できるよう、「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」、「コミュニケーション・ワークショップ演習」、「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」を配置している。また、より学修を深めたい学生向けの少人数演習科目として、大学院と合同開講する「コミュニケーション応用演習Ⅰ・Ⅱ」、「政策学研究発展演習Ⅰ～Ⅴ」を配置している。

さらに、2012年度には、一部科目群に対して（財）地域公共人材開発機構による地域資格である「地域公共政策士」資格の第1種プログラムの認証を受けており、政策形成能力、環境政策の担い手としての基礎能力（同資格は大学院修士レベルを基準としており、学部での学修は基礎能力となる）の修得を、第三者の社会的認証により可視化することが可能となった。同資格は修士課程での学修を必要としており、同プログラムは学部・大学院をつなげる学修の体系を示すものともなっている。

10) 文学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各履修要件区分を設定し、方針に記載されている内容を具体化した科目を開設し、『履修要項』に明示している（資料4(2)-19）。

11) 法学研究科

教育課程の編成・実施方針に基づき、毎年度、科目編成時に、各分野、教務委員会、法学研究科執行部会議、法学研究科委員会と段階的にチェックし、定期的な検討を行い、授業科目を開設している。

教育課程の体系性に沿った履修を担保するため、修士課程において、「法学コース」、「政治学コース」、「NPO・地方行政研究コース」、「アジア・アフリカ総合研究プログラム」といった4つのコースおよびプログラム制を採っている（資料4(2)-20）。

12) 経済学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、修士課程には経済学総合研究プログラム、民際学研究プログラム、財政学・税法プログラム、アジア・アフリカ総合研究プログラム、NPO・地方行政研究コースを開設し、各プログラム・コースに32単位の修了要件を設けて、必要な授業科目を配置している（資料4(2)-21）。

経済学総合研究プログラムと民際学研究プログラムには、研究者養成のためのリサーチ・ワーク重視型と、高度職業人育成のためのコース・ワーク重視型を設置している。

財政学・税法研究プログラムは、財政および税法に精通した高度職業人を育成することを目的としており、必要な理論と応用分析能力の体系的な修得を可能とする教育課程を編成する。また研究科生は、他研究科と共同運営するNPO・地方行政研究コース、アジア・アフリカ総合研究プログラムも選択することができる。

博士後期課程では、12単位の修了要件を設け、国際的水準の研究を行える研究者の育成をめざしている。そのために、研究者に求められる世界への深い理解と創造的な理論構築、あるいは高度な応用分析の能力を養うための体系的な指導を行う。

全ての研究科生に対し演習指導教員および副指導教員を付け、研究目的に照らして適切で体系的な受講や博士論文作成を指導する。

13) 経営学研究科

修士課程については、アカデミック・コース、ビジネス・コース、社会人ビジネス・コース、日中連携ビジネス・コース、社会人課題研究型コースの5つのコース毎に、必修科目と選択科目、演習科目と講義科目が配置されている（資料4(2)-22）。博士後期課程については、特殊演習が開講され、系統的な研究指導を行っている。

14) 社会学研究科

社会学研究科が提供する授業科目は、「教育課程編成・実施の方針」に基づいて、『履修要項』に「教育課程」として示し、研究科生の研究課題に対応できるように、科目選択等の指導体制を整備している（資料4(2)-23）。しかしながら、カリキュラムの体系的性、順次性等については、研究科全体としては不十分であり、今後、整備していく必要がある。

2008年度からは、社会学研究科に対する多様なニーズに対応するために、社会学専攻を社会学コースとジャーナリズムコースに分け、前者においては専門社会調査士課程を設置し、後者においては職業ジャーナリスト等の高度専門職業人の養成をめざしている。

15) 理工学研究科

理工学研究科は、教育課程（修士課程・博士後期課程）として6つの専攻を置いている。

「教育課程編成・実施の方針」を具体化するために、各専攻において、『履修要項』に記載している「開設科目」を体系的に設置している（資料4(2)-24 p.38～p.58）。

修士課程の特別研究においては、11項目からなる「修士論文審査基準」を設定し、この科目のキャップストーンとしての位置づけを明確にしている。

博士後期課程では、研究科生が自己の研究テーマに従って、修士課程から博士後期課程まで継続して研究することができる指導体制も整備されており、研究指導体制の一貫性・継続性が保たれている。

16) 国際文化学研究科

「教育課程の編成・実施方針」に基づき、修士課程では国際文化学の理論と研究方法を修得させるため、共同演習型科目の「国際文化学」を開設している（資料4(2)-25）。また、研究成果の発表を行う共同研究会型科目の「コアセミナー」を開設している。さらに、専修科目を4つの科目群（エリアスタディーズ、グローバルスタディーズ、日本研究、言語・教育）に分類し、科目群毎に体系的に履修ができるよう教育課程を編成している。これらの科目群に対応した基礎的科目として「国際文化研究A～D」の4科目を開設し、教育課程と実践的科目を連携させている。

「国際文化学」は初年次に配当している。国際文化学という学問領域を理解し、その研究理論、研究領域、研究方法等について基礎知識を修得するよう指導している。

「コアセミナー」においては、研究科生が設定した研究テーマ、選択した研究方法、

構築した理論等の発表を通じて専門的な知識を深めさせ、修士論文作成の基礎的準備を支援している。また同科目では、学術研究会や国際学会等への参加を奨励し、専門職に対する意識の向上を図る。

博士後期課程では、「演習」の指導を通じ、専門的知識を深め、研究会や学会への参加・発表、学術誌への投稿を積極的に奨励している。併せてフィールドワークまたは留学を支援し、国内外での研究者との交流を深め、将来の専門家としての育成を図っている。

17) 実践真宗学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各履修要件区分を設定し、方針に記載されている内容を具体化した科目を開設している。また順次性を確保するために、各科目の配当セメスターや年次指定を『履修要項』で明示している（資料4(2)-27）。

18) 政策学研究科

協働型アプローチによる地域課題解決という発想をベースにして、政策学に関わる専門科目を学ぶ体制を整えている。

政策学研究科修士課程に、次の2つの研究コースと1つのサブコースを設置している。研究コースを設けることで、関連分野の基礎的素養の涵養に配慮しつつ、教育研究の柱となる専攻分野を体系的に提示している（資料4(2)-26 p.26）。

①地域政策研究コース

地域政策研究に重点をおく研究科生を対象に、持続可能な発展という視点を基礎におきながら、参加と協働による地域政策について理論と実践の両面から研究を展開する。

②NPO・地方行政研究コース

行政とNPOの現職職業人と若い研究科生とのシナジー効果によって視点を新たにしながら、現場を変えたいという使命感と実務能力をもった高度の専門的職業人を養成する。

③地域公共人材サブコース

上の2つのコースに進む全ての研究科生を対象に、高度の専門的職業人にとって必要な実践的能力の獲得をサポートするために、演習科目とインターンシップ科目を配置する。

さらに、本研究科は、京都府内で産官学民の連携によって開発が進められている地域資格（地域公共政策士）認定制度に参画しており、資格取得に必要な科目を開設することで、アカデミックな学位とともに、高度の専門的職業人にふさわしい職能資格も取得可能な大学院教育を実現している（資料4(2)-26 p.26）。

（2）教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

1）大学全体

各学部・研究科の「教育課程編成・実施の方針」に基づいて配置した科目は全て、その内容についてそれぞれのシラバスに記載し、学生に示している。

「教育課程編成・実施の方針」に基づく教育内容の提供について、教育内容の整備や、

教育に係る各方針と教育内容の整合に関わる事項について、全学的あるいは学部横断的・研究科横断的に審議・決定する機関としては以下のようなものがある。

ア) 学部共通

学士課程教育にふさわしい教育内容を確保するため、全学的あるいは学部横断的に審議・決定する主な機関としては以下のようなものがある。

全学教学会議 〈審議事項〉

教育課程に関する全学的事項
授業科目の開設基準に関する事項
教育指導に関する事項
教育体制に関する事項
その他教学に関する重要な事項

教務会議 〈審議事項〉

カリキュラムの全学的な編成および運営に関する事項
学則等、教学規則に関する事項
学年暦に関する事項
全学教学会議から委任を受けた事項
各教授会から委任を受けた事項
その他前各事項に準じる事項

教務会議【京都学舎教務会議・瀬田学舎教務会議】

〈審議事項〉

教務会議の審議事項の内、専ら各学舎にかかる事項

京都学舎教養教育科目会議・瀬田学舎教養教育科目会議

〈審議事項〉

カリキュラム編成に関する事項
履修方法に関する事項
運営・管理に必要な事項
授業担当者（非常勤採用人事を含む。）に関する事項
時間割に関する事項
その他委任を受けた事項

これらの審議・決定機関の内、全学教学会議は、学長・副学長をはじめ、全学部の学部長、教務主任と教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長が主たる構成員になっており、教務会議は全学部の教務主任と教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長が主たる構成員になっている。

学舎に関わる会議には、当該学舎の教務主任と教学部長（京都学舎）・瀬田教学部長が主たる構成員になっている。

これによって、全学的あるいは学部横断的な教育内容に関わる課題については、教務主任を軸にして、学部教授会・教務委員会との調整がなされる仕組みになっている。

これらの審議・決定機関でなされた教育課程の教育内容に関わる決定事項は、各学部に関わる方針や開講科目を全て明示し、履修方法や単位制度、教育課程（カリキュラム）の編成、卒業について明記している各学部の『履修要項』に反映している。

このように、京都学舎・瀬田学舎ともに学部横断的に展開される教養教育科目の内容に関する事項については、京都学舎・瀬田学舎の当該学部の『履修要項』において共通原稿で記載されている。深草学舎の4学部（経済学部・経営学部・法学部・政策学部）で展開されている学部共通コースについても同様である。

なお、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各学部の教育課程に相応しい教育内容を提供するため、全学部のシラバスに記載する項目は、教務会議において審議・決定しており、各科目に「到達目標」（文学部の専攻科目と短期大学部のみ科目の性質に鑑みて「目的・ねらい」としている）を明示している。

入学後の教育内容のみならず、入学前教育や高大連携に配慮した教育内容についても、各学部教務主任を軸とし、高大連携推進委員会および運営委員会にて審議している。

付属校・教育連携校推薦入試合格者に対しては、高大連携推進室が所管の部署となり、各学部教務主任を構成員とする高大連携推進運営委員会での審議を経て、入学前教育を実施している。

付属校・教育連携校推薦入試以外の専願入試合格者に対しては、教務会議の下に、各学部が当該入試合格者の入学後の状況に関するデータに基づき、必要に応じて入学前教育を実施している。この入学前教育の結果は、教務会議で毎年度報告され、学部間で共有している。

なお、2012年度からは、大学への帰属意識や態度形成を目的とした「入学準備サポートプログラム（全学）」を、建学の精神を同じくする付属校・教育連携校推薦入試合格者以外の専願入試合格者を対象に開始し、2012年12月25日と26日の2日間にかけて実施した。

この「入学準備サポートプログラム（全学）」には、入学後に学ぶ学舎におけるスクーリングが含まれており、参加者の交通費等負担の問題から任意参加としていたが、対象者の73.5%となる778名の参加があった。また、これとは別に各学部が実施する入学前教育（入学準備サポートプログラム（学部））も実施している。

学士課程全体を通じて展開するキャリア教育については、キャリアセンター会議において審議され、各学部のキャリア主任を通して、学部毎にキャリア教育科目を位置づけている。また、インターンシップ支援オフィスを設置し、本学独自のインターンシッププログラムである「協定型インターンシップ」を2007年度から全学部において単位化している。

学生を海外に派遣するプログラムについては、国際部（国際センター）が運営する交換留学制度、BIE Program (Berkeley Intercultural English Program)、大学から承認を得た私費留学制度、短期留学制度があり、これらについては、各学部教授会が各学部の要件に照らして点検し、審議の上、卒業要件単位に認定している。

次に、学部横断的に開講されている京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コース科目について示す。

＜京都学舎教養教育科目＞

京都学舎教養教育科目は、「仏教の思想」、「外国語」、6つのプログラムからなる「教養

科目」の3つの分類による科目編成となっている。各分類の特徴は以下のとおりである。

「仏教の思想」は、必修科目として位置づけ、「釈尊を中心とした仏教の思想」、「親鸞を中心とした浄土真宗の思想」の講義を通して、建学の精神である浄土真宗の精神を学び、他者を理解できる心と幅広い視野を養うことを目的とし、全学部クラス指定で開講し、統一したシラバスで運営している。

「外国語」は、必修外国語科目として英語・ドイツ語・フランス語・中国語・スペイン語の5言語、選択外国語科目として、ポルトガル語・ロシア語・コリア語・ラテン語・ギリシア語の5言語、計10言語（留学生用の日本語を加えれば計11言語）を開設している。2014年度からはコリア語を必修外国語群に入れ、アジア圏の言語を加えることによって、必修外国語における西欧言語とアジア言語のバランスの改善、多様化を図っている。

「教養科目」は、人文・社会・自然およびスポーツの分野に属する科目をプログラムとして編成して、幅広い教育内容を学生に提供している。

プログラムの内容は以下のとおりである。

- ①人間発達プログラム：人間という“発達する存在”を心理学・教育学・自然科学・スポーツ科学等の観点から学ぶ。
- ②環境プログラム：自然・人間・社会そして自己の相互関係を理解する力を養い、「環境」の幅広さと奥行きを学ぶ。
- ③人権と平和プログラム：戦争・地域紛争・民族差別・男女差別等の諸問題を人権・平和という観点から学際的に学ぶ。
- ④情報と社会プログラム：現代社会に不可欠なコンピュータの理解を通して情報のあり方、活用方法等を学ぶ。
- ⑤歴史と文化プログラム：世界の様々な国や地域の歴史・文学・芸術・民俗・宗教・社会文化等を総合的に学ぶ。
- ⑥思想と科学プログラム：人類の知的遺産である様々な思想や科学の基本と特性を“学問のすすめ”的な科目を通して学ぶ。

＜瀬田学舎教養教育科目＞

瀬田学舎教養教育科目では、仏教、スポーツ、外国語、人文科学、社会科学、自然科学の各分野からなる「基礎科目」と、21世紀のキーワードである「情報」「福祉」「国際」「環境」を中心として、幅広い視野に立脚した「総合科目」を展開している。

「基礎科目」に配置される「仏教の思想」は、瀬田3学部で必修であり、京都学舎教養教育科目と同様に、建学の精神である浄土真宗の精神を学び、他者を理解できる心と幅広い視野を養うことを目的とし、全学部クラス指定で開講し、統一のシラバスで運営している。

＜学部共通コース＞

深草学舎4学部で構成する学部共通コースの教育内容について、4つのコース別に以下に示す。

「国際関係コース」では、世界の国・地域に対する関心を深め、異文化を尊重する心を育てるための科目群を開設している。また、外国語によるコミュニケーション能力を養う

ための外国語科目群を開設している。

「英語コミュニケーションコース」では、英語の4技能(Speaking, Listening, Writing, Reading)を伸ばせるようにバランス良く科目を開設している。

「スポーツサイエンスコース」では、学生の履修のしやすさを考慮し、2009年度より全科目の2単位化を実施、また、今日の社会的ニーズを踏まえて内容の現代化を図り、その視点から科目を統廃合し、新規科目を開設した。また、新しい資格として「公益財団法人日本体育協会公認アシスタントマネジャー」の科目認定の整備を行う等、コースに相応しい新たな教育を実施している。

「環境サイエンスコース」では、環境問題の解決に向けて学際的な視点を取り入れたカリキュラム展開を行っている。特に、環境問題に対する視野を広げることを目的に環境フィールドワークを設け、2011年度からは国内だけではなく海外での実習を実施するなど、総合的に問題解決に取り組んでいる。また、認定NPO法人自然環境復元協会の「環境再生医」の認定校としてカリキュラムを整備している。

イ) 研究科共通

大学院教育にふさわしい教育内容を確保するため、全学的あるいは研究科横断的に審議し、決定する機関としては以下のようなものがある。

大学院委員会 〈審議事項〉

大学院政策に関する事項

大学院学則および専門職大学院学則等の改正に関する事項

研究科(専門職大学院を含む)等の設置・廃止に関する事項

課程修了の認定・学位授与に関する事項

その他各研究科(専門職大学院を含む)に共通する重要事項

大学院政策推進委員会 〈審議事項〉

大学院委員会に提案する大学院政策に関する事項

その他各研究科に共通する重要事項で大学院委員会に提案する事項

これらの審議・決定機関の内、大学院委員会は、学長・副学長をはじめ、大学院担当理事、各研究科長(専門職大学院を含む)、教学部長、瀬田教学部長および各研究科(専門職大学院を含む)選出の委員1名ずつが構成員になっており、大学院政策推進委員会は、学長が指名する副学長をはじめ、大学院担当理事、各研究科長(専門職大学院を含む)、教学部長、瀬田教学部長、教学企画部長が構成員となっている。なお、2013年度より大学院政策推進委員会に代わる新たな審議機関として、大学院運営委員会を発足し、各研究科及び学士課程とのさらなる連携・接続を図っていく。

これによって、全学的あるいは研究科横断的な教育内容に関わる課題については、研究科長を軸にして、各研究科に設置される研究科委員会との往復・調整がなされる仕組みになっている。また、学士課程教育との接続についても、教学部長、瀬田教学部長を軸にして審議できる仕組みになっている。

これらの審議・決定機関でなされた教育課程の教育内容に関わる決定事項は、研究科委

員会の責任のもと、各研究科に関わる方針や開講科目全てを明示し、履修方法や単位制度、教育課程（カリキュラム）の編成、学位の取得について明記している各研究科の『履修要項』に反映している。

また、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各研究科の教育課程に相応しい教育内容を提供するため、全研究科のシラバスには、各科目に「到達目標」（文学研究科のみ科目の性質に鑑みて「目的・ねらい」としている）を明示している。

ただし、近年、一部の研究科・専攻において入学定員の未充足の状態が続いており、これが、課程の教育内容の提供に影響を与えているという状況がある。

研究科横断的に設置されているコース、プログラムについては以下のとおりである。

NP0・地方行政研究コースでは、特別研究において論文指導を行い、NP0や自治体職員等の社会人研究科生を交えて討議する「特別演習」を必修科目とし、個別指導と集団指導を複合させた修士論文指導体制を整備している。

また、全国の先駆政策を担うリーダーに直接接する「地域リーダーシップ研究」、「先進的地域政策研究」や社会人院生の現場の活動を研究する「フィールドワーク研究」「フィールドワーク特別研究」、マルチパートナーシップの実現をめざす「協働ワークショップ実践演習」「コミュニケーション・ワークショップ実践演習」等、コースならではの科目を開設している。

アジア・アフリカ総合研究プログラムのカリキュラムは、アジア・アフリカ地域に関する「地域研究科目」と専門分野の「総合研究科目」の二本柱で構成され、アジア・アフリカ地域に関する地域研究科目を履修し地域研究を修得すると同時に、専門分野（政治学、経済学、国際文化学）科目を履修し、各専門分野の基礎理論を修得する。加えて、本プログラムは「フィールド調査」に重点を置き、初年度必修科目である「アジア・アフリカ総合研究プログラム特別演習」等においてフィールド調査の技法について指導を行っている。

また、研究科生の研究を推進し、その成果の向上に資するよう「フィールド調査補助費」を設け支援している。この「フィールド調査」は、主として海外の地域を対象とするものであり、研究科生がこうした調査経験を経てその成果を最終的に修士論文としてまとめられるよう研究指導を行っている。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項を示す。

2) 文学部

「教育課程の編成・実施方針」の理解を促進するため、学科・専攻毎にカリキュラム・フローチャートを作成し、『授業科目履修要項』に明示している。また、シラバスには、各科目における到達目標を掲載し、課程に相応しい教育内容を明示している。

文学部の教育課程の特色としては、全年次にわたる必修の演習科目の設置とクラス担任の配置である。

1年次「基礎演習」（4単位）、2年次「基礎演習」（4単位）の基礎教育的意味を持つ授業科目、3年次「演習Ⅰ」（4単位）、4年次「卒業論文（演習Ⅱ）」（8単位）の応用・発展教育的意味をもつ授業科目を開設している。各年次の演習にはクラス担任（指導教員）を置き、指導教員による学修の系統的指導により、4年次には「卒業論文」として4年間

の学修の成果が集大成できる指導体制を整備している。

これら演習科目の指導を補完するものとして全学科・専攻の「基礎演習」には TA を配置し、指導に当たっている。その際、『「基礎演習 TA」運用マニュアル』を使用して、研修を兼ねた説明会を行っており、その中で文学部の教育理念・目的、3つの方針との関係についても TA に説明した上で、この「基礎演習 TA」制度を周知している。

また、2012 年度から取り組んでいる龍谷 GP 事業「ラーニング・アウトカムを具現する『卒業論文』の質保証 ―継続的なアカデミック・リテラシー教育の再構築―」の中において、基礎演習をはじめとした正課と連携した学修支援を行う「文学部アクティブ・ラーニング・コーナー」を深草図書館内に開設し、レポート指導や学修相談を受け付けている。研究科生や研究生をチューターとして配置し、学生の指導にあたっている。研究科生や研究生に対しても、「基礎演習 TA」と同様に『「文学部アクティブ・ラーニング・コーナー」運用マニュアル』を使用して、研修を兼ねた説明会を行っており、その中で文学部の教育理念・目的、3つの方針との関係についても説明した上で、アクティブ・ラーニング・コーナーに関する業務について説明を行っている。

初年次からの円滑な学習を促すため、学科・専攻別冊子『スタディガイド』を作成し、文学部での学びの特徴や論文・レポート執筆の進め方、資料の検索や活用方法を解説している。また、専願制入試による合格者に対する入学前教育を実施し、入学後の学修が円滑なものとなるよう努めている。

以上の取り組みを下に、最終的に自ら卒業論文を書き上げられる能力を身につけることができるよう学修支援体制を整えている。

文学部におけるキャリア教育の取り組みとして、選択専攻科目「キャリア形成論」を開設し、初年次からキャリア啓発に努めることによって、学びへの意欲を発揚するとともに、個々の学生の進路に対する動機付けを行い、入学後早い段階で4年後の進路に対する自発的な将来設計を促す仕組みを取り入れている。また、第2、4、5、6セメスターの各学科・専攻の演習科目の時間を用いて、キャリアセンターと連携し、キャリア啓発のための授業を行うことをシラバスに明示している。

3) 経済学部

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、教育課程を編成・展開し、学生一人ひとりが有する学修目標に柔軟に対応できるよう、1年次から4年次に至るまで、少人数・双方向教育による演習系科目（1年次：入門演習・基礎演習Ⅰ、2年次：基礎演習Ⅱ・演習Ⅰ、3年次：演習Ⅰ・演習Ⅱ、4年次：演習Ⅱ・卒業研究）を開講する等、学習環境・支援体制を整備している。

また、初年次教育にも配慮し、入門演習や経済学の技法（入門科目）等、高校からのスムーズな接続ができるよう教育を実施している。

4) 経営学部

経営学部の専門科目は、経営学・会計学をより専門的に学修するための科目であり、基礎から段階を追って学修できるカリキュラムとなっている。まず第1セメスターでは、経営学・会計学とはどのような学問なのか、どのようなテーマを学修するのかを具体的にイ

メージできるように科目を設置しており、「情報リテラシー」、「現代のビジネス」、「簿記入門」および「経営と情報」を必修科目としている。第2セメスターでは、経営学・会計学の学問分野毎にその入門的な科目を開設しており、「現代の企業会計」を必修としているほか、「現代社会と企業」、「経営とコンピュータ利用」、「企業経営の管理」、「日本と世界の経済」および「初級商業簿記」を選択必修科目としている。第3セメスターになると、次の第4セメスターでの所属コース・モデル決定に向け、それぞれの学修目標を意識した系統的な科目を設置しており、「現代企業の成り立ち」、「マーケティングの基礎」、および「企業の国際化」を選択必修科目としている。

それぞれのセメスターにおける講義科目は、有機的に結びついて体系的な履修が行えるように設計している。また、演習を通して少人数教育を行っている。演習はまず第1セメスターにおいて大学で学修することの意義を考え、学修を進めていくための知識、例えば、ディスカッションの仕方、レポートの書き方といった基本的な技術を学ぶ。第2・3セメスターでは第4セメスター以降に行われる演習の基礎的なゼミという位置づけで行い、その後第4セメスターから第7セメスターにかけて専門演習を開設し、第8セメスターでの演習論文（「卒業論文」）指導まで4年間を通して開設している。

5) 法学部

教育課程編成・実施の方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供している。

特に初年次においては、「大学入門科目」として基礎演習を開設し、初年次教育・高大連携に配慮した教育を実施している。

4年（8セメスター）間の演習科目の配置は、以下のとおりである。

1年次 第1セメスター：基礎演習Ⅰ

第2セメスター：基礎演習Ⅱ

2年次 第3セメスター：ブリッジセミナー法律学・政治学特講E（ブリッジセミナー政治学）

第4セメスター：演習Ⅰ

3年次 第5セメスター：演習Ⅰ（第4セメスターから継続）

第6セメスター：演習Ⅱ（卒業研究含む）

4年次 第7セメスター：演習Ⅱ（卒業研究含む）（第6セメスターから継続）

第8セメスター：演習Ⅱ（卒業研究含む）（第6セメスターから継続）

また、低年次における履修指導科目を開設するとともに、授業科目のグレイドナンバー制を活用しつつ、各年次に相応しい科目を開設している。

なお、卒業論文（卒業研究）は必修科目ではないが、各演習担当者は作成・提出を促しており、2012年度の演習登録者に占める提出率は、61.5%となっている。

6) 理工学部

学士課程教育としては、固有科目との有機的な結びつきのもとに、幅広い教養と総合的判断力を養うことを目的とした教養教育科目、専門領域に関する授業科目である理工学部共通の基礎教育を行う学部内共通科目、各学科専門分野の基礎および応用を教育する学科固有科目を開設している。

また、各学科固有科目において、専門分野の高度化に対応した特別研究を実施している。各学生はそれぞれの研究テーマに沿い、様々な先端の実験装置を使って研究を遂行する。運用は各学科で異なるが、3年次後期の段階から指導教員の研究室に所属し、1年間にわたり指導教員による Person-to-Person 指導がきめ細かく行われる。この成果は、関係学会・研究会における研究発表、各種の競技会や展示会への出品につながる場合もあり、研究室公開やオープンキャンパス、新春技術講演会などの場で広く一般に公開されている。

3年次の「学外実習」として、国内および海外（主に米国カリフォルニア州）の企業等におけるインターンシップを正規の教育課程の科目として位置づけている。

また、後期中等教育から高等教育へと学生がスムーズに移行できるように、高大連携による高校への出張講義や入学前教育、初年次導入教育などを実施している。

7) 社会学部

社会学部では、学部の基本理念ならびにそれに基づく教育方針である「現場主義」の下で、社会学科、コミュニティマネジメント学科、地域福祉学科、臨床福祉学科の4学科が、それぞれの教育課程編成・実施方針に基づき特徴的な教育を展開している。

各学科とも、フィールドワークや施設実習等、社会生活の現場に出向く実習科目を充実させることで、学んだ理論を実際の現場で検証するという実践的な教育を軸に教育課程を編成している。また、社会福祉士、精神保健福祉士、社会調査士等、各学科に特徴的な資格取得課程も設置している。そしてこれらを効果的に実施するべく、少人数のゼミ形式での学修を初年次から卒業年次まで取り入れている。

さらに学生には、大学での学修の基礎となる幅広い教養を身につけさせ、学生の多様な学修ニーズに応えるべく、外国語科目をはじめとして、多彩な教養科目群を用意している。

また、各学科ともに、初年次教育の重要性を認識しており、歴史科目をはじめとする高大連携科目や、大学生活への適応を促す目的も兼ねた入門演習科目等を設置している。さらに、入学前教育については、入試形態に応じて適切な課題を与えることで対応し、入学後、速やかに順応できるよう指導している。

8) 国際文化学部

「国際文化学」という学際的で幅広い学問領域が学修対象となるため、自らが学ぶ専攻分野を明確にできるよう、4つのコースから主専攻、副専攻を選択して学修できるようにしている。

学生は、2年生からこれらのコースから主専攻1コース、副専攻1コースを選択し、それぞれのコースに配置する科目を中心に学修することで、幅広い学問領域から、自身の興味・関心のある分野を選択することができ、より明確な目的意識を持って取り組むことができる。

異文化を理解するために必要なツールとして、外国語によるコミュニケーション能力の育成にも力を入れており、必修外国語として「英語」「フランス語」「中国語」「韓国語」の中から、入学時に1言語集中型か2言語型を選択し、1年生では週5回の外国語科目を、2年生では週3回の外国語科目を集中的に履修することができる。1、2年生において集中的に外国語を学修することによって、これらのコミュニケーション能力を活かし、異文

化理解を深めることができるようにしている。

併せて、英語による講義科目を毎年 10 科目以上開講し、「外国語で学ぶ」教育も展開している。

さらに、実践的な語学力を養い国際感覚を身につける長期・短期の留学プログラムを整備している。留学前教育を正課科目として位置づけ、留学中は、SNS を活用した国際文化学部独自の正課科目「SNS を活用した異文化交流実践」を受講することとしている。現地の大学での学修に加え、担当教員から課せられる課題を現地で達成することで、この科目の単位が認定される。帰国後には、留学で得た知識を他の留学経験者と共有し、自身の今後の進路につながるよう、「留学体験に基づくキャリアディベロップメント」を科目として配置している。

9) 政策学部

1 年生から専攻科目を配置しているが、多岐にわたる専攻科目を系統的に履修させるために、専攻導入科目、専攻基本科目、専攻コース科目、専門演習に区分している。難易度を示す「グレイドナンバー」を付け、段階的修得、系統的履修を誘導する編成を行っている。

2 年生後期からは、幅広い学びを専攻として深めるため、選択必修科目を持つコース制度を実施している。選択必修科目はコースを履修する学生全員が修得すべきものであることから、2 年生前期に配置し、コースの基盤となる教育内容を提供している。

政策学部がその教育理念・目的、学位授与方針に掲げる、公共性と市民性ある人材の育成については、1、2 年生での教養教育科目の履修と併せて、第 2 セメスターから系統的に配置され、積み重ねて履修するグローバル・シチズンシップ・エデュケーション科目により、豊かな人間性の醸成と重ねて進められる。

教養教育科目、専攻科目、積み重ねて履修するグローバル・シチズンシップ・エデュケーション科目の系統的履修は、学部教育全体を通じて提供される少人数の演習科目を軸として進められる。1 年生に配置される「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」では、大学での学びに必要な技術を専任教員が示し、学びのコミュニティの「先輩」となるクラスサポーターがその円滑な運営をサポートする。2 年生前期の「コミュニケーション・ワークショップ演習」では、その後の本格的な演習科目での議論をより実りあるものとするコミュニケーションとグループワークの理念と技法を学ぶことができるようになっている。2 年生後期以降、「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」が始まり、政策学の専門演習として重要な科目として位置づけられている。さらに、「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」に加えて履修できる「コミュニケーション応用演習Ⅰ・Ⅱ」、複数教員により 2 講時連続で行われる「政策学研究発展演習Ⅰ～Ⅴ」を配置し、講義科目と演習科目により複層的な教育課程を構成している。2 年生前期のコース選択、演習選択にあたっては、『コース・演習履修ガイド』を配付し活用することで、各コースの学びの内容や各担当ゼミナールの研究分野への理解を促している。

なお、2 年生前期の「コミュニケーション・ワークショップ演習」の科目運営にあたっては、学部の全員が履修する演習科目を効果的なものとするため、地域公共人材に必要なコミュニケーション能力育成プログラムとして本学の「龍谷 GP」制度によって設計、実施、効果を検証しており、その一例として、学修を補助する『コミュニケーション・ワークシ

『ジョブ演習学習ポートフォリオ 2012（学生用）』や『コミュニケーション・ワークショップ演習ハンドブック 2012（教員用）』を作成し活用する等している。

政策学部は2011年に設置した学部であり、卒業論文に取り組む学生はまだいないが、「演習Ⅱ」は通年演習に卒業論文作成の2単位を合わせた6単位としており、卒業論文の作成を強く推奨している。

10) 文学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づく、大学院教育に相応しい教育内容を確保するため、シラバスには、各授業科目における到達目標を明示している。

11) 法学研究科

2012年度より、修士論文・課題研究の作成にかかる中間報告会を複数回実施し、関連分野の複数教員から集団的指導を受けて論文作成ができる体制を整備している。

また、夜間における開講等、社会人が働きながら学ぶことができるよう科目を編成し、その学修を支援している。

12) 経済学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づき、専門分野の高度化に対応した教育を実施している。具体的には、修士論文・課題研究の進捗状況およびフィールド調査報告を兼ねた合同演習を開催（年2回）し、演習担当以外の教員や研究科生からの指導・助言をおこなう体制を整備している。さらに、修士論文・博士論文の口述試験の公開など、学生の主体的な参加を促している。

13) 経営学研究科

経営学研究科における特色ある教育として、日中連携ビジネス・コースと社会人ビジネス・コースに開設されている京都産業学プログラムが挙げられる。日中連携ビジネス・コースについては、実務家教員を中心に教育を行っている。桃山学院大学、日中経済貿易センターと提携し、中国・大連においてフイージビリティ・スタディを開設している。

京都産業学プログラムについては、2011年度に特任教員を採用し、教育の充実を図っている。また、京都市産業観光局と提携し、「京都の産業と産業政策」を開設している。

14) 社会学研究科

各教員の専門分野を活かした授業科目を提供することにより、専門分野の高度化に対応した教育を実施している。また、研究計画書の作成・提出、中間報告会において成果をまとめて発表することで、研究科生は計画的に研究を進めていくことが求められている。

15) 理工学研究科

数理情報学専攻では、数理解析、応用数理、情報科学の3つの分野に分かれており、それぞれ講義や演習、少人数セミナーを通じて、より専門性を高める教育を行っている。

電子情報学専攻では、高度情報化社会を担い支える電子情報通信工学の3つの分野の高

度な技術者の育成をめざし、電子情報通信分野の急速な進歩に柔軟に対応できるように、電子工学、電子通信工学、情報通信工学の3分野に分けて、総合的かつ高度な教育を行っている。

機械システム工学専攻では、ハードとソフトの均衡の取れた基礎力と応用力を身につけた地域・国際社会に貢献できる技術者、研究者の育成をめざし、力学系、エネルギー系、システム系の3分野における専門的な立場からの教育と研究を通じて幅の広い教育を行っている。

物質化学専攻では、学士課程で修得した知識・能力に基づき、それらを敷衍・高度化したより広範で高い知識・能力を身につけた技術者、研究者の育成をめざし、共生・循環、グリーンケミストリー、工業倫理（技術者倫理）、持続的学修と自己発現能力、専門知識と問題解決能力、国際的コミュニケーション能力に重点を置いた教育を行っている。

情報メディア学専攻では、情報科学の理論的な手法、産業・技術展開の具体的な事例に基づく教育および実システム化の教育を並行して行うことにより、現在および将来の産業と社会を牽引する情報技術およびメディア技術のスペシャリストの養成をめざした教育を行っている。

環境ソリューション工学専攻では、人間の諸活動から生じる環境問題について工学的な視点から研究を進めてきた「エコロジー工学」と、生物および自然のメカニズムや自然と人との関わり合いについて理学・農学的な視点から研究を進めてきた「生態環境マネジメント」の2つの分野を持ち、それぞれ講義や演習を通じて、より専門性を高める教育を行っている。

以上に示した教育内容の適切性は、「龍谷大学大学院理工学研究科学位論文審査等規程」に基づき、キャップストーン科目と位置づけられている特別研究に関するアウトカムズとして修士論文審査・公聴会、博士論文公聴会・口述試験（各専攻単位で公開で実施）によって最終的に確認されている。

16) 国際文化学研究科

修士課程では、諸文化の形成・展開・変容や文化交流の仕組みの分析、さらに多様な文化交流を促進する実務能力の修得を目指し、異文化理解・異文化間コミュニケーション・国際交流等の問題について取り組む授業科目を設置している。これらの科目は「共通科目」（国際文化学、コアセミナーA・B、国際文化研究 A～D）と「専修科目」とに区分され、「専修科目」は「エリアスタディーズ」「グローバルスタディーズ」「日本研究」「言語・教育」の4つの科目群に分類される。

「エリアスタディーズ」は、東アジアや南アジア、中東、アフリカ、欧米等、世界各地の文化事象や文化交流について研究する領域である。

「グローバルスタディーズ」は、グローバル化とともに変容する文化や思想、政治や経済、持続可能な社会構築について研究する領域である。

「日本研究」は、日本の伝統的な芸能や芸術、宗教から現代日本の社会や大衆文化等、日本固有の文化と世界の中の日本について研究する領域である。

「言語・教育」は、国際社会における言語とアイデンティティ、言語教育や言語政策、世界の教育改革について研究する領域である。

1 年生では全てにわたる科目から幅広く履修して異文化への理解を深め、国際文化学研究の基盤をつくとともに、各自の研究テーマを確定し、2 年生では演習での専門的・個別的研究指導のもと、各自の具体的テーマに即した研究を推進して修士論文を作成し、実践的研究成果と実践的技能の獲得をめざしている。

博士後期課程では演習を配置し、徹底した指導にて専門的な知識を与え、また研究会や学会への参加・発表、学術誌への投稿を積極的に奨励している。併せてフィールドワークや留学を支援し、国内外での研究者との交流を深め、将来の専門家として育成している。

なお、前回認証評価において、「国際文化学部と同様に国際文化学研究科においても外国人留学生の割合は高いが、学部学生とは対照的に日本から留学する院生がごく僅かである。また、教員の国際研究交流については逆に派遣は多いのに受け入れは少ないので、教育研究交流が双方向となることが望まれる。」と助言を受けた。

指摘を踏まえ、研究科生の留学制度の積極的な活用を促すとともに、博士後期課程では履修形態を通年制度からセメスター制度へ移行（2009 年度から）し、半期単位での留学が行いやすいよう制度を整備した。また、文部科学省「平成 20 年度大学教育の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）」に採択され、2008 年度から 2009 年度の 2 年間、大学院生 1 名（博士後期課程）が長期留学する実績にも結びついている。

さらに、「在学しながら短期間海外における調査を行いたい」等の大学院生のニーズに応えるため、「アジア・アフリカ総合研究プログラム」において、フィールドワークに関する取り組みを推進し、その期間の経費を補助する制度を設けた。その結果、2007 年度 1 名、2008 年度 3 名、2009 年度 5 名、2010 年度 5 名、2011 年度 3 名、2012 年度 3 名の研究科生が海外でフィールドワークを行っている。以上の改善策により、海外へ留学する研究科生の数は改善していると言える。また、教員の国際研究交流について、情報発信を積極的に行った結果、学部において、2009 年度 9 名、2010 年度 1 名、2011 年度 7 名の招聘研究員を受け入れており、この点も改善していると言える（大学データ集〈参考〉表 14）。

17) 実践真宗学研究科

「教育課程編成・実施の方針」に基づく、学士課程教育に相応しい教育内容を確保するため、シラバスには、各授業科目における到達目標を明示している。

1 年次「総合演習Ⅰ・Ⅱ」（4 単位）の基礎教育的意味を持つ授業科目、2 年次「演習Ⅰ・Ⅱ」（4 単位）、3 年次「実習」（2 単位）および「演習Ⅲ」の応用・発展教育的意味をもつ授業科目を設置している。各年次の演習・実習には指導教員を置き、指導教員による学修の系統的指導により、3 年次には「修士論文」または「特定の課題」として学修の成果が集大成できる指導体制を整備している。

18) 政策学研究科

政策学研究科におけるコースおよびサブコースにおける教育・研究では、高度の専門的職業人および実践的な視点を持った研究者として求められる知識、スキル、志向性、能力といった獲得目標を達成するために、以下のような教育内容上の特色をもった教育プログラムを提供している。

①プロジェクト型研究でのグループワーク

地域公共人材サブコースで開設するキャップストーン・プログラム「地域公共人材実践演習」では、プロジェクト型研究へチームとして参加し、グループワークを実施する。

②シナジー効果をねらった高度の専門的職業人教育

地域連携協定による推薦入試制度に基づいて、地方自治体やNPO等異なるセクターから入学してくる現職職業人研究科生と学部卒の若手研究科生がともに教育と研究に参加できるように科目設定を行っている。若手の研究科生にとっては実務の現場をリアルに把握する機会となるように、また現職職業人研究科生にとっては若手の研究科生から政策学の学説や理論について学ぶ機会となるように科目運営を進める。

③地域資格（地域公共政策士）認定制度の活用

政策学研究科は大学院として、地域資格の取得に必要な教育プログラム科目を提供する。またキャリアアップや再チャレンジを目指す現職職業人への履修証明制度にかかる科目群を提供する。

④現職職業人の学修環境の整備

平日夜間や土曜日の開講を実施している他、現場の課題を事例研究として学修できるように科目教育を工夫し、これに合わせた履修指導並びに研究指導を行っている。

⑤複数教員による論文研究指導体制

修士論文・課題研究および博士論文の指導には、担当教員による個別指導科目「特別研究」が設定されているが、より広範な分野・視点からの指導を行うために、2名の教員が担当する「公共政策研究特別演習」、「NPO・地方行政研究特別演習」を選択必修化している。さらに、中間発表や最終口述試問の際に別の2名の副査を配置することで、少なくとも5名の教員が関わる論文指導体制を構築している。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、各学部・研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」との整合を教育課程において確保するために策定され、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（科目区分・構成等）を確立している。これらを具現化したものが、各学部・研究科の授業科目群となっている。

教育内容に関しては、その整備状況や、教育にかかる各方針との整合に関わる事項について、全学的あるいは学部横断的・研究科横断的に審議・決定する機関を整備している。

以上のような取り組みから、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していると判断する。

（１）効果が上がっている事項

理工学研究科では、「特別研究」をキャップストーン科目として位置づけ、各専攻が修士論文審査・公聴会、博士論文公聴会・口述試験を公開で実施することで、教育成果を確

認できている。

政策学研究科では、修了生への年度末カリキュラムアンケートによって、複数教員による論文指導体制は、多様な視点からのインプットが有効であったこと、論文の中間報告会および年度末の最終報告会は、同学年の研究科生間の情報共有とともに、下学年の研究科生にも次年度の参考になっていること等が明らかになった。

（２）改善すべき事項

近年、ほとんどの研究科・専攻において入学定員の未充足の状態が続いており、不開講科目が出てくる等、授業の開設にも影響を与えている。

経営学部では、自己点検・評価において、４年間を通してフレッシュャーズ・ゼミ、基礎演習、専門演習を展開しているが、いずれも必修科目でないために、演習等にも所属しない学生が存在していることが課題となっている。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

理工学研究科において、各専攻が修士論文審査・公聴会、博士論文公聴会・口述試験を公開で実施することについては、客観性を保ちつつ、教育成果を共有できる効果があり、引き続き実施していく。

政策学研究科においては、今後も、研究科生の研究テーマに相応しい複数教員の指導体制の構築に努める。

（２）改善すべき事項

研究科における入学定員の未充足問題については、大学院政策推進委員会において検討が開始された。また、大学教育開発センターの 2012 年度指定プロジェクトにおいて「大学院 FD の事例研究」が進められ、第 8 回龍谷大学 FD フォーラム 2012「大学院教育における課題と大学院 FD」を開催する等、他大学の事例を参考にしながら、論点と課題の整理が行われている。

経営学部では、現カリキュラムが完成年度を迎え、教務委員会の下で総括を開始している。2015 年度に運用を開始する新カリキュラムでは、４年間を通して体系的・関連性のある少人数教育ゼミを全学生に対して展開できるように検討する。

４．根拠資料

- 4(2)-1 2013（平成 25）年度学年暦について（2012 年度第 7 回評議会（2012 年 10 月 11 日開催）提案資料）
- 4(2)-2 2013 年度授業時間割の基本方針
- 4(2)-3 2013 年度授業時間割配置マップ
- 4(2)-4 2012 年度 授業科目履修要項<2003 年度以降入学生><社会人特別コース> / 龍谷大学文学部 （既出 資料 1-12）
- 4(2)-5 2012 年度 履修要項 経済学科・現代経済学科・国際経済学科 / 龍谷大学経済学部 （既出 資料 1-13）

- 4(2)-6 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学経営学部 (既出 資料 1-14)
- 4(2)-7 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学法学部法律学科・政治学科 (既出 資料 1-15)
- 4(2)-8 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
数理情報学科 (既出 資料 1-16)
- 4(2)-9 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
電子情報学科 (既出 資料 1-17)
- 4(2)-10 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
機械システム工学科 (既出 資料 1-18)
- 4(2)-11 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
物質化学科 (既出 資料 1-19)
- 4(2)-12 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
情報メディア学科 (既出 資料 1-20)
- 4(2)-13 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
環境ソリューション工学科 (既出 資料 1-21)
- 4(2)-14 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部社会学科 (既出 資料 1-22)
- 4(2)-15 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科
(既出 資料 1-23)
- 4(2)-16 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学社会学部地域福祉学科・臨床福祉学科
(既出 資料 1-24)
- 4(2)-17 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学国際文化学部 (既出 資料 1-25)
- 4(2)-18 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学政策学部 (既出 資料 1-26)
- 4(2)-19 2012 年度 授業科目履修要項 / 龍谷大学大学院文学研究科
(既出 資料 1-27)
- 4(2)-20 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院法学研究科
(既出 資料 1-28)
- 4(2)-21 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院経済学研究科
(既出 資料 1-29)
- 4(2)-22 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院経営学研究科 (既出 資料 1-30)
- 4(2)-23 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院社会学研究科 (既出 資料 1-31)
- 4(2)-24 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義概要・授業計画) / 龍谷大学大学院理
工学研究科 (既出 資料 1-32)
- 4(2)-25 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院国際文化学研究科
(既出 資料 1-33)
- 4(2)-26 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院政策学研究科
(既出 資料 1-34)
- 4(2)-27 2012 年度 授業科目履修要項 / 龍谷大学大学院実践真宗学研究科
(既出 資料 1-35)

IV. 教育内容・方法・成果

3. 「教育方法」

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学習指導は適切か。

1) 大学全体

以下、学部共通・研究科共通の順に、教育方法および学習指導の適切性を確保するために実施している事業等について記載する。

ア) 学部共通

学部における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」の「学生に保証する基本的な資質」に対応して、具体的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序（配当年次等）の考え方等）を明示している。その中で授業形態についての枠組み（講義・演習・実習等）を明示している。

また、専攻科目を所管する各学部および教養教育科目を所管する教学部と瀬田教学部は、「教育課程編成・実施の方針」に基づき、次年度の授業科目を開講するにあたり、授業形態に見合った教室（語学教室・演習室・情報実習室等）を配置するため、科目担当者に対して教室希望調査を行っている。

シラバスには全開講科目の講義概要と講義方法等を記載し、授業形態に関する情報を明示している。

教育内容方法の改善を図るため、2010年度には「カリキュラム・チェックリスト」を各学部、各学舎教養教育科目、各学部共通コースで作成し、「学位授与の方針」に示される「学生に保証する基本的な資質」と「教育課程編成・実施の方針」に基づき、各授業科目のシラバスに記載される「到達目標」との関係点を点検できるように推奨した。

教育改善のために科目の改廃やカリキュラム改革を実行した場合は、各学部の教授会および教務会議の議を経て、評議会承認の後、直ちに学則に反映している。学則には、各学部の開設科目表に単位数、設置科目名を明示している。

単位制度の実質化を図る観点から、履修科目登録の上限設定については、理工学部を除き1年間の履修科目登録の上限を年間50単位未満に設定しており、『履修要項』で明示している。

授業時間外の学習指導の体制として、専任教員は、履修相談や学習指導のためオフィスアワーを設けている。オフィスアワーについては、一部の学部（社会学部）を除き『履修要項』に明示するとともに、非常勤講師が担当する科目を含むすべての科目のシラバスにも明示できるようにしている。また、各学部教務課において随時履修相談を実施するとともに、シラバス上には、「履修上の注意・担当者からの一言」欄を設け、指導の一環としている。加えて、各学部において「単位修得僅少に該当する修得単位の基準」を設け、対象学生に対し、教員による個別面談等を組織的に行っている。

学生の主体的参加を促す授業方法の取り組みに関連して、2012年度から各授業科目のシラバスの記載項目に「授業時間外における予・復習等の指示」を明示できるようにして、充実を図った。また、「教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン」を策定して

いる（資料 4(3)-1）。これに基づき、教育補助員・TA・チューター等を必要な授業に配置し、教育支援体制を整備するとともに、教育方法の多様化への対応や、その実施の支援を通じて教育効果の向上のための工夫を講じている。その他、効果的なゼミ教育が展開されるようゼミ教育補助費や学生教育指導費を整備している。

その他、インタラクティブな教育環境を支援するため、大学教育開発センターが「学期半ばにおける授業アンケート」（任意実施）を実施し、実施した授業担当者が学生の声を授業改善にスムーズに反映できるようにしている（資料 4(3)-2）。また、学期末には、全学的に学生に授業アンケートを実施し、学生の意見等を授業科目担当者が授業や教育方法の改善に役立てることができるようにしている（資料 4(3)-3）。

全学生に、各学部の理念・目的に基づく各方針の周知と、体系的な履修を促すために、各学期初めに履修登録説明会を実施するとともに、新入生に対しては、入学後のオリエンテーション実施時に履修登録説明会を行う他、フレッシュャーズキャンプ（入学時に全ての学生を対象とした一泊二日のキャンプ）を実施し、その際に、教員や上級生による履修相談や学生生活相談を行っている。また、新入生には、自学自習の支援を目的とした図書館オリエンテーションと、情報リテラシーに関する研修を、授業開始前に実施している。

次に、学部横断的に開講されている京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コース科目について示す。

京都学舎教養教育科目においては、「仏教の思想」（必修）、「外国語」（必修／選択）、そして6つのプログラムからなる「教養科目」を設置している。教育方法については、各科目運営委員会において科目特性に応じた適切な授業形態を採用し、授業の性質によって人数制限を行う等授業形態における工夫を行っている（外国語科目、演習等）。さらに、予備登録制度によって受講者数調整も行っている。また、必修科目である英語科目では、習熟度別のクラス編成を行い、少人数による授業を実施している。その他の外国語は、「先修制」を設けて学修の順序を定めることにより、学修成果が向上するよう工夫している。

瀬田学舎教養教育科目においても、必修科目である英語科目に習熟度別クラスを編成し、既習の英語の知識、能力を踏まえつつ、英語圏の文化に対する理解および情報伝達のための英語力の総合的向上を図るために、学生の実態を把握して、より効果的な教育を行うことを目的としたものとなっている。同じく、他の外国語科目においても、「先修制」を導入している。なお、英語・外国語科目・仏教の思想等の必修科目では、教育効果を高めるため、各クラスの受講者数の目安を定めている（必修の英語科目は25名を目指し、仏教の思想は80～90名に設定している）。

深草4学部で構成される学部共通コースでは、4つのコース各々の性格を考慮した授業形態を採用している。

講義科目においては授業への主体的な参加、演習科目においては発表やディスカッション、ディベート等を促しており、コミュニケーション能力の向上につながる授業を実施している。各科目担当者は、学生の主体的な授業参加を促すため、科目の性格に合わせてフィールドワーク、グループワーク、インタラクティブな授業実施を意識的に行っている。

国際関係コースでは、世界の国・地域に対する理解を深めるためには海外研修の重要性が高いと考え、「海外語学研修」および「海外フィールドワーク研修」の制度を充実させている。

英語コミュニケーションコースでは、英語学習に適切な少人数クラスを多く設置している。

スポーツサイエンスコースでは、実験・実習・フィールドワーク等も各担当者において、積極的に取り入れている。また、2009年度からはスポーツに関連する現場での実習を通して身に付けた内容とインターンシップ実施後の学習を含めて単位認定する「インターンシップ実習」を開設した。

環境サイエンスコースでは、環境問題の学習には、現場での実習が不可欠であるため、「環境フィールドワーク」「環境実践研究」での野外実習、施設見学等の科目を配置している。また、卒業論文の中間報告会を実施することで、論文作成に役立てている。

なお、各科目運営委員会と各学部共通コース運営委員会は、「教養・学部共通コース FD 研究開発プロジェクト」（2012年度に「プロジェクトE」から名称変更）の制度を活用し、教養教育科目や学部共通コース科目の授業、教材等の開発に取り組んでいる（資料4(3)-4）。

イ）研究科共通

研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」の「備えるべき能力」、「将来発揮することが期待される能力」に対応して、具体的なカリキュラム（科目区分・構成等）を明示し、その中で授業形態（講義・演習等）を明示している。

各研究科は、シラバスに全開講科目の講義概要と講義方法等を記載し、授業形態に関する情報を明示している。

学生の学習時間確保のための取り組みとして、2012年度から各授業科目のシラバスの記載項目に「授業時間外における予・復習等の指示」を加えた。

研究や学修にかかる指導については、各研究科は、定められた研究指導要項や指導要領に則り、学位論文作成のための研究指導（論文題目設定や研究計画書作成）、論文中間報告会および学位論文提出資格試験等を行っている。研究科における学位審査は、各研究科の要領等によってその客観性・厳格性が確保されていると言えるが、これを全学的な視点から確保する方策として、大学院政策推進委員会の下で「学位審査の客観性・厳格性の確保にかかる申し合わせ」を制定した。

研究科横断的に設置されている NP0・地方行政研究コースでは、講義および演習を基本とし、全国の先駆政策を担うリーダーに直接触れる「地域リーダーシップ研究」、「先進的地域政策研究」の他、フィールドワーク、ワークショップ、インターンシップの科目も開設し、学習効果を上げられるよう、様々な教育方法を組み合わせ、大学院生の多様なニーズに対応している。また、より深い学びを追求し、修士論文・課題研究の作成を円滑に進められるよう中間報告会、夏合宿、中間発表、修士論文報告会等を実施している。アジア・アフリカ総合研究プログラムでは、講義および演習を基本としている。なお、本プログラムは「フィールド調査」に重点を置き、「フィールド調査補助費」を設け支援を行い、最終的にその成果を修士論文としてまとめるよう研究指導を行っている。

以下、各学部・研究科における特記すべき事項を示す。

2) 文学部

学則に規定した開設科目は、開設科目名や『SYLLABUS』から授業形態（講義・演習・実習）がわかるようになっている。授業形態は、教育課程実施・編成の方針に定められている普通講義・特殊講義等、各履修要件分野に該当する記述内容となっている。

履修登録制限単位数の設定については、2009 年度に改め、2010 年度以降入学生から各年度 48 単位（随意科目を除く）を上限とした。

シラバスの作成にあたっては、全教員に「2012 年度シラバス（講義概要・講義計画）原稿の入力について」を配付し、「3. 注意事項」に基づき、作成を要請している。入稿後、各学科・専攻の教務委員を中心として、科目の位置づけに対して記載内容が適切かどうかの確認を各学科・専攻内において行ったうえで、学内外に公開している。

学修指導の体制については、『履修要項』に各教員のオフィスアワーの時間を明示し、相談できる体制を整えている。また、クラス担任制度、TA、チューター制度を活用している。

学生の主体的参加を促す授業方法としては、各年次の必修科目である演習科目において、発表・ディスカッションを行っている。

単位僅少者指導については、第 1 学期には、2 年生以上の学生について実施し、2009 年度までは 1 年生への指導を行っていなかったが、2010 年度から第 1 学期の成績発表を受けて、第 2 学期に実施している。

3) 経済学部

履修登録科目の上限単位について、1～3 年次は 44 単位、卒業年次は 48 単位としている。

学生の個別相談・指導体制への対応を充実させるために、各教員はオフィスアワーを設け、学生の求めに応じて学習指導を行うための時間を用意している。オフィスアワーの実施曜日および時間帯については、ホームページに掲示し、履修説明会を通じて学生に周知している。

また毎年度、単位僅少者に対しては教職員が個別に面談を行うことで状況を把握するとともに、学修計画の再考や生活環境の見直しについて指導を行っている。

なお、学生の主体的参加を促す授業方法として、フィールドワーク科目やボランティア活動実習、地域連携プロジェクト科目を「参画型授業」として、学部の重要事業に位置づけ、積極的に支援している。

さらに、ゼミナール対抗のプレゼンテーション大会を実施し（年 1 回）、事前・事後学習を含め、各演習が合同で参加する学習機会を設けている。

4) 経営学部

経営学部では、学生に修得させるべき能力等の教育目標の達成に向け、適切な授業形態（主として講義および演習）を採用している。

また、単位制度の趣旨および教育効果を高めることや自律的学習の点から、以下のような履修登録制限を行っており、原則として定められた単位数を超えて履修登録をすることはできない。

第1 Semester : 23 単位 第2 Semester : 22 単位 第3 Semester : 22 単位
第4 Semester : 22 単位 第5 Semester : 22 単位 第6 Semester : 22 単位
第7・第8 Semester : 合計 48 単位

なお、学生の個別相談・指導体制への対応を充実させるために、専任教員全員がオフィスアワーを設け対応を行っている。オフィスアワーの実施曜日および時間帯については、毎年度一覧表を作成し『履修要項』に掲載して学生に周知している。また、単位僅少者に対しては、教職員が個別に面談を行うことによって状況を把握し、単位僅少を解決すべく指導を行っている。

特に演習では学生が自主的・主体的に学修するよう各教員が教育実践の工夫に取り組み、その成果はゼミナール研究発表会を通してプレゼンテーションされている。この発表会は、経営学部ゼミナール連合会という学生主体の活動により企画運営されている。

また、実習教育を取り入れたプログラム科目を置き、グローバル化する世界経済と変化の激しい時代に活躍できる人材の育成を重点目標としている。プログラム科目は、「現場で学ぶ経営学」をコンセプトとして、「ものづくりの現場」、「地域と企業」、「現代中国のビジネス」、および「起業論」から構成されており、サマーセッションを中心に現地・現場での実習研修を踏まえた学修を行っている。

5) 法学部

各教員はオフィスアワーを設け、学習指導の体制を整備している。

各種の演習に加え、チューター制度を活用し、対話型講義を複数開講することで、学生の主体的参加を促す取り組みがなされている。

1 年次配当の「基礎演習Ⅰ」・「基礎演習Ⅱ」において、2 年次生以上の学生がクラスサポーターとして複数名配置され、1 年間を通じて、よき先輩役として演習補助と学生の支援補助に当たっている。この取り組みにおいては、1 年次生に対してはもとより、クラスサポーター自身にとっても学びの場となるよう教員が指導している。

なお、「基礎演習Ⅱ」で学んだことを報告する「合同報告会」を、毎年 12 月に行っている。この「合同報告会」の運営は教員の指導を仰ぎながら、クラスサポーターが行っている。

また、毎年 5 月から 6 月にかけて、各学年における一定修得単位未滿の状況にある単位僅少者に対し、演習担当教員または教務委員（法学部専任教員）が面談し、指導を行っている。併せて、単位僅少者の保証人にも、単位修得状況が芳しくない旨の文書を郵送している。

6) 理工学部

理工学部では、基礎から応用までバランスがとれ、科学全体を総合した教育課程を構成している。また、個々の授業では、到達目標を達成するために最適な授業形態（講義・演習・実験等）を採用している。

固有科目については以下のとおりである。

①学部内共通科目

学部共通の基礎教育として、実践力のある技術者・研究者としての基礎を確立するため

に、情報リテラシー教育を含むコンピュータ関連科目を基礎から応用まで段階的に用意して、専門的な計算機実習、理工学基礎実験（物理実験）、学外実習や総合実習・特別演習を学部内共通の必修または選択必修科目とし、基礎技術の強化を行っている。

②学科固有科目

専門科目については、各学科の特性に合わせたカリキュラムが編成されている。数理情報学科では数理科学と情報科学が、情報メディア学科では情報科学とメディア工学が、電子情報学科では電子工学と情報通信工学が、機械システム工学科では機械工学とシステム工学が、環境ソリューション工学科では都市環境工学と生態学が、物質化学科では材料・物質と化学が、それぞれ組み合わせられた専門課程のカリキュラムが編成されている。さらに、個々の科目の内容を統合し応用する力を育てるために、卒業研究を高単位の必修科目としている。

履修登録科目の上限（キャップ制）については、従来、年間 60 単位であったが、2012 年度入学生より年間 50 単位（第 1 学期 25 単位、第 2 学期 25 単位）とした。なお、単位制度の実質化を図るため、現在検討中の 2014 年度新カリキュラムとあわせて、履修登録上限単位数を年間 50 単位未満にするよう検討を進めている。

7) 社会学部

社会学部では、学位授与方針の「学生に保証する基本的な資質（技能・表現）」における「社会に役立つ専門的技能を身につける」という教育目標の下に、科目に応じた多様な授業形態を採用している。伝統的な講義形式に加えて、体験の中で自らが積極的に学ぶ姿勢を身につけることをめざして、少人数制による演習形式を積極的に採用し、双方向の教育を目指している。

また、学部理念を実現する方策として重視する「現場主義」に基づき、社会生活の現場で学生が専門的技能を実践的に修得することをめざした実習形式の科目を、各学科の特性に応じて配置している。また、学生が単に知識を受け取るだけでなく、学んだ成果を社会生活の現場に発信、あるいは還元することを最終目的とする「プロジェクト型実習」や実習報告書の作成も導入している。

履修科目登録の上限は、4 年間を通じて継続的な学修が保証されるよう、以下に示すように、各学年・セメスター毎に適切に設定されている。

社会学科・コミュニティマネジメント学科			
		4年制学生	編・転入生
1年次	1セメスター	24	
	2セメスター	24	
2年次	3セメスター	24	
	4セメスター	24	
3年次	5セメスター	24	30
	6セメスター	24	30
4年次	7セメスター	48	50
	8セメスター		
地域福祉学科・臨床福祉学科			
		4年制学生	編・転入生
1年次	1セメスター	24	
	2セメスター	24	
2年次	3セメスター	48	
	4セメスター		
3年次	5セメスター	48	30
	6セメスター		30
4年次	7セメスター	48	60
	8セメスター		

なお、編・転入生の4年次における履修科目登録の上限が、社会学科・コミュニティマネジメント学科が50単位、地域・臨床福祉学科が60単位と、50単位以上となっているが、編・転入時に別途履修指導を行うことで、計画的な履修登録を促している。

また、通常の4年生と同様に厳格な成績評価を行うことによって、4年生と編・転入生の間に、GPA 平均値における差が生じていないことから、単位の実質化は結果的に達成されていると言える。

< GPA 平均値 >

学科	4 年生	編・転入生
社会学科	2.20	2.46
コミュニティマネジメント学科	2.17	2.37
地域福祉学科	2.36	2.60
臨床福祉学科	2.42	2.52

また、単位僅少者については、学生生活委員会を中心に指導を行っている。

社会学部に特徴的な授業形態に加えて、学生が主導的に参加するテーマ実習やテーマ演習等も導入しつつ、学生の参加を促す授業を増やしている。

8) 国際文化学部

学生への指導体制としては、1、2年生には基礎演習の教員、3、4年生には演習教員がその責務を担っている。また、全教員がオフィスアワーの時間を設けており、演習以外の教員からも指導を受ける体制を整えている。

単位僅少者（1年生：「基礎演習A」の担当者が、出席状況から判断。2年生：30 単位

未満。3年生：60単位未満。4年生：90単位未満 および6月時点で卒業見込みが立たない者。）については、教員が面談による直接指導を行っている。

また、演習に加え、対話型講義（ディスカッション・ディベート等）を開講し、学生の授業内における主体的な参加を促している。

なお、履修登録制限単位を1セメスター22単位としているが、例外として編転入生は3年生では1セメスター26単位を上限としている。これは一般の学生に比べて編転入生は2年間で取得すべき単位が多く、4年生において負担とならないように行っている措置である。ただし、履修登録の際には教職員が相談に乗るなどして偏った登録にならないように指導を行っている。

各科目における教育方法および学習指導に関しては、シラバスの講義方法、講義計画、履修上の注意、担当者からの一言等で明記している。

さらに、学生に対し「他の学生に薦められる授業は何か」とのアンケートを学部独自にて実施し、その上位科目を全教員に対して公開することで、学生の求める学生指導のあり方を共有している。

9) 政策学部

必修科目の設定、履修科目の上限設定、系統的科目履修を誘導する等制度上で適切な履修を促すとともに、さらに、各教員や学部教務課による学習指導を行っている。

各教員はシラバスを作成し、教育方法について毎年度精査しつつ明示している。また、授業内外での指導の他、オフィスアワーを設け、学生の求めに応じ学修指導を行うための時間を用意している。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」については、1年生全員が履修する科目であり、さらに原則として専任教員が担当する科目であることから、ここでの学生指導を重要視し、指導に必要な個人情報適切な管理体制のもと、教員と共有している。教員は必要に応じて情報を参考にしながら学生指導に当たっている。さらに、FDを通じて教育方法、学修指導の向上に取り組んでいる。

単位僅少者には個別に指導を行っている。2011年度設置のため、1年生、2年生のみの在籍であるが、前年度修得単位が僅少であった者については、年度当初に演習担当者（新2年生については2012年度当初までは演習が開講されておらず、基礎演習担当者が実施）が個別面談を行うこととしている。また、1年生第1学期の単位僅少はその後の単位修得にも大きな影響を及ぼしうるととらえ、2011年度、2012年度は、第1学期終了時の単位履修状況から1年生の単位僅少者に基礎演習担当者や教務課員による個別面談指導を行った。

政策学部教務課の窓口で学生から相談等があった場合には、教務課で対応する他、必要に応じて学生相談室また教員にも連絡を取り、適宜面談やヒアリング等学生指導を行う体制を整えている。

Ryu-SEI GAP等の取り組みを通じて、実践における学びの場を用意しているが、そこでのプログラム設計と指導は教員、また実務の面では教務課が支援し、学外の協力機関との連携の下に行っている。

チューター制度、TA制度、「コミュニケーション・ワークショップ演習」における教育補助員制度の活用により、学生同士の学習指導および学修支援の体制を学部として整えている。また、「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」では、2年次生以上の学生（2011年度は1年生

のみのため、政策学部の前身となる法学部政治学科の対象学生）がクラスサポーターとして複数名配置され、1年間を通じて、よき先輩役として演習補助と学生の支援補助にあたり、クラスサポーター自身にとっても学びの場となるよう教員が指導している。

教育方法や指導の方法については、FD 研究会を開催、経験や知見の共有を進めている。特に、2011 年、2012 年は連続して、基礎演習、演習等の共通シラバス科目、大規模講義の効果的な運営をテーマに開催した。

基礎演習においては毎年 12 月に、基礎演習クラスサポーター委員会の運営により基礎演習討論会を開催し、原則としてすべての基礎演習が参加する機会としている。演習は設置して間もないが、学生による政策学部ゼミナール連合会の立ち上げを学部としても支援し、同連合会が予定している来年度の演習合同討論会を演習の成果発表の場として位置づけている。

10) 文学研究科

学則に規定した開設科目は、開設科目名や「2012 年度 SYLLABUS 文学研究科講義概要」から授業形態（講義・演習・実習）が分かるようになっている。採用している授業形態の適切性についてはカリキュラムを変更する際に検討している。

履修登録制限単位数の設定はしていないが、修了要件単位数が修士課程は 32 単位、博士後期課程は 12 単位となっている。

また、研究科生に対しては、研究課題に関する発表を促す他、『2012 年度 授業科目履修要項文学研究科』p. 98～101 に掲載の「龍谷大学大学院文学研究科研究指導要項」に基づき、研究指導を適宜行っている。

11) 法学研究科

研究・学習指導の体制については、教員 1 名に対し 3 名以上の研究科生が希望する場合は、兼任教員や非常勤講師による増員を図り対応している。このことによって、教員 1 名に対する研究科生数を極力抑え、研究・学習指導および学位論文作成指導の充実を図っている。

修士論文・課題研究の作成にかかる中間報告会を 2012 年度より、複数回実施し、関連分野の複数教員から集団的指導を受けて論文作成ができる体制を整備している。加えて、2 月下旬から 3 月上旬にかけて、修士課程修了予定者（修士論文合格者）が、次年度の修士論文提出予定者を対象に、発表会を行っている。

12) 経済学研究科

教育課程編成・実施の方針に基づき、講義・演習科目の適切な授業形態の採用を行っている。履修科目登録の上限は設定せず、研究科生は、演習教員の助言に基づき、履修科目を決定している。研究科生の主体的参加を促す授業方法として、演習形式での研究発表や合同演習等を開催している。また研究指導・学位論文作成指導においては、演習教員が適宜、研究指導計画に基づき指導を行っている。加えて、研究科生の個別相談・指導体制への対応を充実させるために、各教員はオフィスアワーを設け、研究科生の求めに応じて学習指導を行うための時間を用意している。オフィスアワーの実施曜日および時間帯について

ては、ホームページに掲載し、履修説明会を通じて研究科生に周知している。

13) 経営学研究科

「学生に修得させるべき能力等の教育目標」の達成に向け、適切な授業形態（講義と演習）を採用している。講義および演習の双方において、学生が自主的・主体的に学修するよう、教育実践に様々な工夫をしている。その際に、小規模なクラスが多いため、日常的なコミュニケーションが可能という条件が活かされている。しかし、一人ひとりの教員の自主的な努力に任されている面が多く、サポート体制の充実や教職員間の連携や、相互理解・情報共有には一段の努力が必要である。

14) 社会学研究科

社会学研究科修士課程および博士後期課程の研究指導については、「Ⅲ．龍谷大学大学院社会学研究科研究指導要領（内規）」および「Ⅴ．龍谷大学大学院社会学研究科における課程博士学位授与に関する内規」に基づいて指導を行っている。修士課程の場合は、初年次の5月に研究計画書を提出し、指導教員の指導に基づき、研究科生が自己管理し、主体的に研究を行っている。適宜、授業での発表を行い、修了までに中間報告会で報告することを義務づけている。中間報告会は、研究科生が運営している。また、研究科生同士の意見交換も随時行っている。

博士後期課程においては、毎年度、研究題目届・指導教員選定届を提出し、研究科委員会の承認を得ることで、研究進捗の確認を行っている。また、学位論文提出の前年までは、必ず中間報告会で報告することが義務づけられている。この中間報告会では、指導教員以外の博士課程担当教員や研究科生も参加し、活発に質疑応答をするとともに、学位取得に向けた集団的指導を行っている。

ただし、社会学研究科は、社会学専攻（社会学コース、ジャーナリズムコース）、社会福祉学専攻と、授業や演習の内容は多岐にわたっていることから、各教員が行っている教育方法・学習指導については、基本的には各教員の責任の下に行われている。

15) 理工学研究科

現在、理工学研究科には「数理情報学」、「電子情報学」、「機械システム工学」、「物質化学」、「情報メディア学」、「環境ソリューション工学」の6専攻を開設している。

数理情報学専攻では、数理解析、応用数理、情報科学の3つの分野に分かれており、それぞれ講義や演習、少人数セミナーを通じて、より専門性を高めている。

電子情報工学専攻では、電子情報通信分野の急速な進歩に柔軟に対応できるように、電子工学、電子通信工学、情報通信工学の3分野に分け、総合的かつ高度な教育を行っている。

機械システム工学専攻では、力学系、エネルギー系、システム系の3つの分野に分かれており、機械システム工学に関する幅広い知識の修得を目標にして教育と研究を行っている。

物質化学専攻では、物質化学に関する高い専門知識とその応用力を身につけることを目的とし、教育と研究を行っている。

情報メディア学専攻では、情報技術およびメディア技術のスペシャリストの養成を行うことを目的として、情報科学に関する教育と研究を行っている。

環境ソリューション工学専攻では、「エコロジー工学」と「生態環境マネジメント」の2つの分野を持ち、それぞれ講義や演習、少人数セミナーを通じて、より専門性を高めている。

いずれの専攻においても、教育目標を達成するために最適な授業形態（講義・演習・実験等）を採用している。また、研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導などが適切に実行されている。

履修登録単位の上限については、現在、指導教員が学生一人ひとりの履修登録の点検を行っているため、設定はしていない。

16) 国際文化学研究科

教育指導方法としては、入学直後に指導教員を選定し、少人数の演習による修士課程を一貫する指導を行う体制を整備している。また、これまで、各研究科生の必要に応じて副指導教員1名を当ててきたが、2013年度からはこれを必須化し、全研究科生に副指導教員を研究科委員会において選任することとした。このことは、指導をより手厚く細やかなものにし、かつ教育内容の客観的妥当性を保証するという教育的効果に加え、学位審査の客観化・厳格化という全学的な目標の観点からも有意義である。

また、研究指導については、履修計画書、研究題目届、研究経過報告書、修士論文計画書を提出させている。博士後期課程においても、「コアセミナー」での研究発表や「公開研究発表」において正副指導教員以外からの意見や指導を受けることができる。

17) 実践真宗学研究科

学則に規定した開設科目は、開設科目名や「2012年度 SYLLABUS 実践真宗学研究科講義概要」から授業形態（講義・演習・実習）が分かるようになっている。採用している授業形態の適切性についてはカリキュラムを変更する際に検討している。

履修登録単位数の上限は設定していないが、修了要件単位が3年間で52単位と多くないこともあり、特に問題点はないと認識している。ただし、他研究科・専攻の履修には制限を設けている。

研究科生への研究指導は、「龍谷大学大学院実践真宗学研究科研究指導要項」に基づき、研究課題に即して研究発表を促し、その都度適切な研究指導を行っている。

18) 政策学研究科

これまで培ってきた地域連携事業や地域連携協定の実績を活かして、現職の職業人大学院生と若手の大学院生とのシナジー効果を発揮できる教育方法を採っている。例えば、各研究コースの選択必修科目「公共政策研究特別演習」、「NPO・地方行政研究特別演習」においては、現職職業人大学院生と若手の大学院生との受講者比率を適切に保つように履修指導して、シナジー効果が発揮できるように討論を誘導している。また、協働型プロジェクト現場での実習的な内容を持った演習科目では現職職業人研究科生が実務的視点から若手の研究科生を支援し、学術的な色彩が濃い科目では若手の研究科生が学説や理論の整理と

いう視点から現職職業人研究科生を支援するような指導を行っている。

各研究科生のニーズに応えるための指導については、通常、研究科生に対しては、インターンシップや協働型プロジェクト現場での実習的な内容を持った演習科目等において、課題解決につながるスキルの向上を重視した実践的な研究が追求されるように指導している。一方、現職の職業人研究科生や実務経験者に対しては、例えば「フィールドワーク研究」、「フィールドワーク特別研究」といった科目の中で、現場での課題を発見しその解決に向けたアイデアを練り上げることを助けるような研究指導を実施している。

修士論文・課題研究および博士論文の指導については、7月に中間報告会を開催し、教員と他の院生による集団的な論文チェック体制を設けている。10月には中間発表を設定し、主査1名および副査2名による、より集中的なチェックと指導を行っている。また、担当教員による個別指導科目「特別研究」の他、2名の教員が担当する「公共政策研究特別演習」、「NP0・地方行政研究特別演習」を必修化し、専攻分野に対応した複数指導教員による修士論文・課題研究の研究指導を進めている。修士論文・課題研究を書き終えた修了予定の研究科生は、3月の修士論文・課題研究報告会において発表を行う。

博士後期課程では、特に理論と実践を架橋するような研究テーマ設定と論文作成を促すために、理論研究を進める「政策学研究Ⅰ～Ⅲ」、より実践的な政策学の視点と知識の獲得をめざす「プロジェクト型研究Ⅰ～Ⅲ」での指導を行いつつ、龍谷大学あるいは大学間連携共同教育推進事業（前述の地域資格開発）の連携校とともに実施するプロジェクト型研究事業への積極的参加も促している。

研究科のカリキュラムに加えて、研究科生のより自主的な学習意欲と企画運営能力を高めることを狙いとして、研究科生自身の企画によるイベント（8月の夏合宿と2月の研究科生自主企画）も開催している。

（２）シラバスに基づいて授業が展開されているか。

１）大学全体

本学では、授業科目担当教員（非常勤講師も含む）は、全て Web 上でシラバスを作成している。

シラバスの Web 化は、2006 年度に全学教学会議の下に設置された全学教育改革推進委員会の「IT 活用教育部会」において、以下の 7 つの観点を示されたことによって推進された。

- ①教学上の到達目標を明らかにすること
- ②成績評価の方法を明らかにすること
- ③学生に対してどのような講義を展開しようとしているのか事前に伝達すること
- ④受験生や社会に向けて、本学の教育内容を明らかにすること
- ⑤社会に対する大学教育の説明責任を果たすこと
- ⑥学生の意見等を反映できる双方向性のある媒体に発展させていく必要があること
- ⑦教育内容の質を保証すること

この 7 つの観点は、現在の本学における「シラバスの位置づけと役割」を示しており、これに基づき 2007 年度より一部の研究科を除いた学部・研究科において開始され、2011

年度には全学部・研究科において Web 化した（資料 4(3)-5）。このことにより、学生は履修登録期間の前に、授業の概要・計画を Web 上で閲覧できるようになった。

授業科目担当教員には、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」（文学部・文学研究科は授業科目の特性に鑑みて「目的・ねらい」としている）、「講義方法」、「成績評価の方法」、「参考文献」の項目の記載を必須としている。また、2012 年度にはシラバスの記載項目に、「授業時間外における予・復習等の指示」を明示できるようにし、シラバスの充実を図った。

シラバスの記載項目のうち、「講義概要」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」については、授業科目開設における重要項目であることから、Web シラバスにおいては、授業期間内にやむを得ない事情で修正する必要がある場合、学生への周知等一定の条件を満たした上で、申請した場合のみ可能としている。

ただし、「参考文献」、「履修上の注意・担当者からの一言」、「オフィスアワー・教員との連絡方法」、「資料」、「参考 URL」、「講義計画」については、インタラクティブな教育環境を支援し、授業の活性化を促す観点から、授業期間中でも、授業の進捗状況に応じて授業科目担当が随時修正することを可能としている。

特に「講義計画」上に表示される「資料」については、授業や予・復習に関する資料を添付することが可能であり、学生の授業時間外における主体的な学習を支援できるようになっている。

これら Web シラバスの内容や更新状況は、学生個人のポータルサイト「マイ時間割」で確認できるようにしている。

ア) 学部共通

授業がシラバスに基づいて展開されているか否かを検証する取り組みとして、大学教育開発センターが、演習科目や実技科目の一部科目を除く全科目（京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コース科目を含む）を対象に、毎年 2 回（各学期 1 回）実施している「学生による学期末の授業アンケート」において、「この授業はシラバスに沿って計画的に進められていましたか。」という項目を設定している。アンケート結果は、全学の平均値との比較や、その他のアンケート項目との相関を明示し、各授業科目担当教員にフィードバックして、授業改善に活用できるようにしている。この「学生による学期末の授業アンケート」の学部別等集計結果については、学期毎に、大学教育開発センター会議で、各学部教務主任に配付し、組織的な授業改善にも活用できるようにしている。また、ホームページ上でも公開している（資料 4(3)-6）。

設問「この授業はシラバスに沿って計画的に進められていましたか」の全学集計は以下の通りである。

2011 年度 第 2 学期 講義科目（全学）単位（人・％）

強くそう思う	10,473	・ 22.6
そう思う	21,963	・ 47.4
どちらでもない	10,244	・ 22.1

そう思わない	989	・	2.1
全くそう思わない	337	・	0.7
回答できない	1,869	・	4.0
無回答	428	・	0.9
合 計	46,303	・	100.0

2012 年度 第 1 学期 講義科目（全学）単位（人・％）

強くそう思う	10,688	・	22.2
そう思う	22,678	・	47.0
どちらでもない	11,109	・	23.0
そう思わない	1,083	・	2.2
全くそう思わない	437	・	0.9
回答できない	1,827	・	3.8
無回答	400	・	0.8
合 計	48,222	・	100.0

肯定的な回答である「強くそう思う」「そう思う」が全体に占める割合は、以下のとおり高い数値で推移している。

【2011 年度第 2 学期：70.0%、2012 年度第 1 学期：69.2%】

一方、否定的な回答である「そう思わない」「全くそう思わない」が全体に占める割合は、以下のとおり低い数値で推移している。

【2011 年度第 2 学期：2.9%、2012 年度第 1 学期：3.2%】

しかしながら、本学の「学生による学期末の授業アンケート」は、授業時間を利用して紙媒体で実施しているため、シラバスが手元にない状況での回答について問題点が指摘されている。この状況を受け、現在、大学教育開発センターで「学生による学期末の授業アンケート」を Web 上で行い、アンケート項目もシラバス記載の項目に対応するものに変更することが検討されている。

イ）研究科共通

本学におけるシラバスの作成・提出方法は、全学共通であるため、研究科授業科目においても、それに則って作成されている。

授業がシラバスに基づいて展開されているか否かを検証する取り組みとして、理工学研究科は「学生による学期末の授業アンケート」を活用している。

2011 年度に大学教育開発センターが指定研究プロジェクト「大学院における FD の実質化に関する研究」において、研究科生を対象に「大学院 FD アンケート」を実施したが、回答数が少なかったため、2012 年度の指定研究プロジェクト「大学院 FD の事例研究」においても継続してアンケートを行い、今後、検証するデータの一部として活用することを検討している。

また、研究科横断型の NPO・地方行政研究コースとアジア・アフリカ総合研究プログラ

ムにおいては、シラバスに「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」等の基本項目が設定されており、それらに基づいて授業が展開されている。

以下、各学部・各研究科における特記すべき事項を示す。

2) 文学部

シラバスの作成にあたっては、全教員に「2012 年度シラバス（講義概要・講義計画）原稿の入力について」を配付し、「3. 注意事項」に基づき、作成を要請している。入稿後、各学科・専攻の教務委員を中心として、科目の位置づけに対して適切な記載内容であるかどうかを各学科・専攻内において確認を行った上で、学内外に公開している。

授業内容や計画の変更によりシラバスの記載内容を変更する必要がある場合には適宜変更を認めている。変更手続きについては、各教員がポータルサイトから直接入力することで行っている。なお、変更を行った場合、Web シラバスには変更日が表示され、学生からも変更が行われたことが分かるようになっている。

授業アンケートの項目に「シラバスに基づいた授業が行われているか」という項目があり、当該項目によって各授業がシラバスに基づいて実施されたかどうか確認することができている。

各教員による当年度の授業実施状況の検証は、教員活動自己点検により行われている。

3) 経済学部

各科目のシラバスには、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」、「参考文献」等の項目を配置し、必要な情報を掲載している。

4) 経営学部

学生に対してシラバス（冊子）を配付するとともに、同じ内容を Web シラバスでも公開している。担当教員においては、適宜シラバスの内容を確認し、また学期の途中に実施している授業アンケートの調査結果を参考にし、必要に応じて Web シラバスで項目の追加、修正を行っている。シラバスの項目のうち、特に成績評価基準および成績評価の方法についてはすべての科目に記載されており、有効に機能している。シラバスを指針としながらも、受講生の水準等の実態を踏まえ柔軟に対応することにより、教育効果を高めている。

5) 法学部

基礎演習については、各学期のはじめに担当者会議を実施し、担当教員の意思統一を図っている。その上で、教務委員会の責任において、共通シラバスを作成するとともに、シラバスと授業内容・方法との整合性を検証している。

また、教員活動自己点検活動を通じ、研鑽を行っている。

6) 理工学部

理工学部では全ての科目について、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」「講義計画」等の項目に沿って記載したシラバスを、統一した書式を用

いて作成し、年度始めの履修説明会で学生に配付しており、学生があらかじめこれを知ることができる状態になっている。実際にシラバスに基づいた授業が実施されているかどうかは、学部独自で作成している、教員による授業自己点検報告書にて確認し、さらに、学生の授業アンケートにも確認するための設問項目があり、学生の回答結果でも確認している。

7) 社会学部

シラバスにおいては、開講する授業科目毎に、「サブタイトル」「講義概要」「到達目標」等の様々な項目を設け、各教員の創意工夫により必要な情報が記載されている。2004 年度から、成績評価の方法をより明確にすることを目的として、出席点、平常点、レポート、試験の点数等、複数の評価方法を用いるときは、その評価のための配点（または配分率）を明示し、予復習時間についても、2012 年度から項目を新規設定した。

シラバスの作成によって、シラバスに基づいた授業実施が各教員に意識づけられており、その評価については、学期末に実施される授業アンケート中の当該評価項目から各教員自身が確認し、以後の授業改善に役立てている。

8) 国際文化学部

基礎演習については、事前に担当者会議を実施し、担当教員の意思統一を図った上で、適切な共通シラバスを作成するとともに、シラバスと授業内容・方法との整合性を検証している。

また、各外国語科目についてもそれぞれの語学担当者間で共通シラバスを作成し、レベルに応じたクラスでの授業を実施することでシラバスと授業内容・方法との整合性を検証している。

9) 政策学部

講義については、その趣旨、獲得目標、15 回の授業内容等を記したシラバスを作成し、またホームページでも公開している。科目の編成、シラバスの作成については教務委員会が責任主体となる。シラバスについては、Web シラバスを整備し、講義の進捗に合わせた変更や参考文献等の追加にも対応している。「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」については共通シラバスを作成し、共通した獲得目標を教員の専門性に引き付け、シラバスに基づいた授業をおこなっている。

実際にシラバスに基づいた授業が実施されているかどうかは、毎年度行っている教員活動自己点検、学生による学期末授業アンケートの実施により点検を行っている。また、教員にはシラバス更新時期に Web シラバス必須事項等の適切な案内を行い、シラバスの充実を促している。

10) 文学研究科

授業内容・方法とシラバス記載事項との整合性を確保するため、シラバス入稿後に、学部の教務委員を通じて、学部・研究科のシラバス記載内容の確認を行っている。

授業内容や計画の変更によりシラバスの記載内容を変更する必要がある場合には適

宜変更を認めている。変更手続きについては、各教員がポータルサイトから直接入力することで行っている。なお、変更を行った場合、Web シラバスには変更日が表示され、学生からも変更が行われたことがわかるようになっている。

11) 法学研究科

毎年度、シラバスが記載された『履修要項』を配付し、学生はシラバスを参照して履修登録を行う。履修登録にあたっては担当教員の指導を受ける。シラバスの内容について、初回の授業において、詳細に研究科生に説明し、各教員はシラバスに基づく授業運営を行っている。また、教員活動自己点検活動を通じ、研鑽を行っている。

12) 経済学研究科

各科目のシラバスには、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」、「参考文献」等の項目を配置し、必要な情報を掲載している。

13) 経営学研究科

毎年度、シラバスが記載された『履修要項』を配付し、学生はシラバスを参照して履修登録を行う。履修登録にあたっては指導教員の指導を受ける（教員の捺印が必要）。また、研究科として適宜、シラバスの内容を確認し、項目の追加・修正に関する検討を行っており、シラバスに基づいた授業が行われている。成績評価の方法については、全ての科目について記載されており、有効に機能している。シラバスを指針としながらも、実際の授業においては、受講する研究科生の実態を踏まえ、柔軟に対応することにより、教育効果を高めている。

14) 社会学研究科

シラバスにおいては、学部準じた形でサブタイトル、概要、講義方法などの必要事項を明記し、研究科生の能力や問題関心に応じて適切に対応するように授業を展開している。

15) 理工学研究科

理工学研究科では全ての特論科目について、「講義概要」、「講義計画」、「到達目標」、「講義方法」、「成績評価の方法」等の項目に沿ったシラバスを、統一した書式を用いて作成し、年度始めの履修説明会で学生に配付しており、かつ学生があらかじめこれを知ることができる状態になっている。実際にシラバスに基づいた授業が実施されているかどうかは、教員による授業自己点検報告書にて確認し、さらに学生の授業アンケートにも確認するための設問項目があり、学生の回答結果でも確認している。

16) 国際文化学研究科

各科目のシラバスには、「講義概要」、「到達目標」、「講義方法」、「授業計画」、「テキスト」、「参考文献」等の項目を配置し、必要な情報を掲載している。

成績評価方法はすべての科目についてシラバスに明記しており、公正な運営によって教育を行っている。

また、修了生全員を対象に、研究科におけるカリキュラムについてのアンケートを実施しており、講義における研究科生の満足度を調査している。

17) 実践真宗学研究科

授業内容・方法とシラバス記載事項との整合性を確保するため、入稿後に学部の教務委員を通じてシラバスの確認を行っている。

授業内容や計画の変更によりシラバスの記載内容を変更する必要がある場合には適宜変更を認めている。変更手続きについては、各教員がポータルサイトから直接入力することで行っている。なお、変更を行った場合、Web シラバスには変更日が表示され、学生からも変更が行われたことがわかるようになっている。

18) 政策学研究科

シラバスに基づいた授業を展開することについては、学部も含めた全体の方針として、政策学部教授会や研究科委員会、FD 研究会で確認している。一方で、開設 2 年目で新規開講する科目が多いこともあり、学生の理解度や進捗状況に合わせて柔軟に対応することも確認されている。シラバスを変更する際には、受講生の了解を得て行うこと、また特に採点方法を変更する際には、研究科委員会での審議を経て行うこととしている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

1) 大学全体

全学的な成績評価の方法・基準は、各学部・研究科『履修要項』およびホームページに明示している。

成績評価の方法としては、「筆答試験による評価」「レポート試験による評価」「実技試験による評価」「授業への取組状況や小テスト等上記試験による評価の他に担当者が設定する方法による評価」の 4 つの方法があり、これらのうちの 1 種類または 2 種類以上を組み合わせて実施することを『履修要項』に明示している。なお、授業科目担当教員の各科目における成績評価の方法については、各科目のシラバスに記載している。

全学的な成績評価の基準は次のとおりである。

- ① 成績評価は、100 点を満点とし 60 点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- ② 一度合格点を得た科目（＝既得科目）は、いかなる事情があっても、再度履修し成績評価をうけることはできません。
- ③ 履修登録した科目の試験を受験しなかった場合、その試験の評価は 0 点となります。ただし、この場合でも、試験による評価以外に授業担当者が設定する方法により、評価される場合があります。
- ④ 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

適用入学年度	段階評価と評点
2005 年度以降入学生	S (90～100 点) A (80～89 点) B (70～79 点) C (60～69 点)

上記の段階評価以外に、実習科目は G（合格）・D（不合格）で評価する場合があります。単位認定された科目の場合は N（認定）となります。

- ⑤ 学業成績証明書は、すべて段階評価で表示し、不合格科目は表示しません。
- ⑥ 学業成績表は、第 1 学期分を 9 月下旬、第 2 学期分を 3 月下旬に配付します。

（出典：各学部『履修要項』）

授業科目担当教員は、本基準に則り、シラバスに記載する科目毎の「成績評価の方法」に基づいて、成績評価を行っている。

また、学生が成績評価に対し疑義がある場合は、授業担当者に対し評価結果の説明を求める成績疑義制度を導入している。この制度は、結果として成績評価・単位認定の公明性を担保している。成績疑義により得点の変更が発生した場合は、授業担当教員の理由書とともに変更後の得点を各教授会・研究科委員会で審議することとしている。

なお、評点を GPA に換算し直す基準として、『履修要項』に以下のとおり明示し、学生個々の成績表に記載している。

GPA とは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことで、各科目の評価点（100 点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割ったものです。

評点	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
グレイドポイント	4	3	2	1	0

Σ （登録科目のグレイドポイント×単位数）

GPA = _____

Σ （登録科目の単位数）

（出典：各学部『履修要項』）

本学の単位認定については、龍谷大学学則第 26 条～第 28 条に記載している他、『履修要項』に以下のとおり明示しており、単位制度の趣旨に基づき、授業形態に合わせて単位認定を実施している。

Ⅲ 単位制度と単位の認定

1. 単位制度

大学での学修はすべて単位制になっています。単位制というのは、すべての科目に一定の単位数が定められており、みなさんがその科目の授業を受け、かつ、その試験に合格した場合、定められた単位が与えられます。その単位の合計が、一定の要件における一定の単位数を満たした者に対して卒業が認定される制度です。

2. 単位とは

単位とは、学修の量を数字で表すものであり、下表のとおり、原則として各単位数によって必要な学修時間が定められています。

単位数	学 修 時 間					
	講義・演習・講読科目の場合			外国語・スポーツ・実習科目の場合		
	自主	授業	合計	自主	授業	合計
1				1 5 時間	3 0 時間	4 5 時間
2	6 0 時間	3 0 時間	9 0 時間	3 0 時間	6 0 時間	9 0 時間
4	1 2 0 時間	6 0 時間	1 8 0 時間			

< 単位の計算方法 >

学則第 26 条に基づき、原則として次の基準によって計算します。

- ① 本学では単位計算上、1 つの授業 90 分を 2 時間として計算します。
- ② 本学では 1 単位につき 45 時間の学修時間を必要と定めています。
- ③ 本学では学期完結型授業の場合は第 1 学期（前期）授業期間を 15 週、第 2 学期（後期）授業期間を 15 週とし、学期連結型授業の場合は 1 学年間（通年）で 30 週としています。

○講義・演習・講読科目の場合

上表から、講義・演習・講読科目の場合、単位計算上の授業時間 2 時間に対し、4 時間（授業時間の 2 倍）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区分	必要な学修時間	単位数
学期完結型 授業の場合	6 時間（授業 2 時間＋自主 4 時間） × 1 5 週＝9 0 時間	9 0 時間 ÷ 4 5 時間（1 単位につき）＝2 単位
学期連結型 授業の場合	6 時間（授業 2 時間＋自主 4 時間） × 3 0 週＝1 8 0 時間	1 8 0 時間 ÷ 4 5 時間（1 単位につき）＝4 単位

○外国語・スポーツ・実習科目の場合

上表から、外国語・スポーツ・実習科目の場合、単位計算上の授業時間 2 時間に対し、1 時間（授業時間の半分）の自主的学修が必要となり、単位の計算方法は以下のとおりになります。

区分	必要な学修時間	単位数
学期完結型 授業の場合	3 時間（授業 2 時間＋自主 1 時間） × 1 5 週＝4 5 時間	4 5 時間 ÷ 4 5 時間（1 単位につき）＝1 単位
学期連結型 授業の場合	3 時間（授業 2 時間＋自主 1 時間） × 3 0 週＝9 0 時間	9 0 時間 ÷ 4 5 時間（1 単位につき） ＝2 単位

（出典：各学部『履修要項』）

また、学生が所定の単位を修得するためには、次の3つの要件を満たす必要があることを『履修要項』で明示している。

①単位の認定を受けようとする科目について、履修登録すること。

②その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること。

③その科目の試験を受け、その成績評価で合格（60点以上）をすること。

既修単位の認定については、他大学で履修した授業科目および留学した場合については本学学則第37条に、学生の入学前の大学又は短期大学において履修した授業科目の単位認定は第38条に、編入学による単位認定は第39条に定めている。

同様に、研究科については大学院学則第9条（上限10単位まで）に、専門職大学院については専門職大学院学則第8条～第11条（上限30単位まで）に規定している。これらは、各学部教授会・各研究科委員会において教育上有益と認める場合に認定している。

他大学との単位互換に関しては、大学コンソーシアム京都（京都地域を中心に50大学・短期大学が参加）および環びわこ大学・地域コンソーシアム（滋賀県内の13大学・短期大学が参加）における単位互換制度に参加しており、一定の履修制限の下、各学部教授会において単位認定を実施している。

以下、学部共通、研究科共通として、特記すべき事項を示す。

ア) 学部共通

学部横断的に開講される京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コースでは、以下のように単位認定を行っている。

京都学舎教養教育科目では、各授業科目の「成績評価の方法」は、シラバスに記載され、その方法に則り各授業担当者は成績評価を行い、また『履修要項』に記載された「成績評価の基準」に基づき単位認定を行っている。また、複数コマ開講科目を中心に、成績評価と単位認定について、各科目運営委員会において指針を設けている。初修外国語では学期末の成績評価を行う前に、非常勤講師を含めた採点会議を開き、合格率や成績分布に過度の偏りが出ないようにしている。英語では統一の共通テストを実施し、個々の担当者の成績評価に反映させている。人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目では定期的に成績評価に関する会議を持ち、また「仏教の思想」やスポーツ系科目では成績評価に目安を設ける等している。また、日本語においても担当者による評価基準を統一するための調整会議を行っている。

瀬田学舎教養教育科目では、各授業科目の「成績評価の方法」はシラバスに記載し、その方法に則り各授業担当者は成績評価を行い、また『履修要項』に記載された「成績評価の基準」に基づき単位認定を行っている。

深草学舎の4学部で構成される学部共通コースでは、各授業科目の「成績評価の方法」は、シラバスに記載され、その方法に則り各授業担当者は成績評価を行い、また『履修要項』に記載された「成績評価の基準」に基づき単位認定を行っている。

イ) 研究科共通

研究科横断型のNP0・地方行政研究コースとアジア・アフリカ総合研究プログラムにお

いては、成績評価については、基本的に関連する各研究科の成績評価基準によって行われ、シラバスの「成績評価の方法」に明示した方法で行われている。

以下、各学部・各研究科の項において、特記すべき事項を示す。

2) 文学部

シラバスにて成績評価の方法を明示し、評価方法・評価基準に基づき厳格な成績評価を行っている。成績評価に疑義のある場合は、成績疑義の制度を設けて学生からの申し出を受け付けている。この制度により、成績評価基準に則った適切な評価を受けていないと判断した学生は成績評価の再確認を求めることができる。

単位制度については『履修要項』に掲載しており、本制度の趣旨に基づき単位認定を行っている。

既修得単位の認定については、学生からの申し出に基づき、入学前の既修得単位や留学を教務委員会で審議し教授会へ報告を行うと「単位認定要領」に定めており、手続きに基づき適切に認定している。

3) 経済学部

各科目における成績評価の方法・基準はシラバスで明示しており、これに基づき厳格に成績評価をおこなっている。成績評価に疑義のある場合は、成績疑義制度を通じて学生からの申し出を受け付けている。

単位認定方法については『履修要項』に明示しており、あらかじめ認定の基準を作成し、教授会で承認をおこなっている。編入学等の学生が他大学で修得した授業科目を、62単位を上限として修得単位として認定することとしている。その際の学部単位への認定は、教授会において「編転入生単位認定基準」に基づきおこなっている。

4) 経営学部

各担当教員は、シラバスに記載した成績評価の方法や基準に基づき、厳格な成績評価を行っている。具体的な成績評価は、筆答試験による評価、レポート試験による評価、実技試験による評価、および授業への取組状況や小テスト等、担当者が設定する評価方法のいずれか、あるいは複数の組み合わせによって行われている。また、単位認定制度全般については、その内容を『履修要項』に記載して学生に周知している。なお、成績評価に対して疑義がある学生に対しては、『履修要項』に必要な手続きを明示し個別に対応を行っている。

5) 法学部

シラバスにて成績評価の方法を明示し、評価方法・評価基準に基づき厳格な成績評価を行っている。また、単位制度の趣旨に基づき、単位認定がなされている。

基礎演習については、各学期の始めに担当者会議を実施し、担当教員の意思統一を図っている。その上で、教務委員会の責任において、共通のシラバスを作成し、このシラバスに基づき成績評価のあり方についての方針を共通認識としている。

なお、学生への成績配付後の一定期間、成績評価に対する学生からの不服申し立ての機会として、成績疑義制度を設けている。当該制度は、シラバスに明記された成績評価方法に照らし疑義がある場合に、学生から所定の書類によって疑義を申し出る制度である。学生から提出された疑義内容に対し、担当教員が文書によって返答を行い、教授会での議決を経て最終的に当該科目の成績評価が決定される。

6) 理工学部

成績評価は、授業内容に応じて、授業中に実施される小テスト、レポート、期末試験等の結果を総合的に判断して評価される。詳細な評価方法は、『履修要項』およびシラバスに示されている。複数教員によって実施される実習・演習系科目などについては、複数教員による評価結果を用いて客観的に評価されている。

単位数に関しては、『履修要項』に示すように、2単位あたり講義時間と予習・復習等の自主的学修時間を合わせて90時間の学修時間を必要とすると定め、半期で実施される講義では15回、通年で実施される講義では30回の講義回数を確保している。2012年度からは、学生の講義内容の理解を深めるために、シラバスに教員の求める予習・復習等の自主的学修の内容を記載している。成績に疑義がある学生は書面により成績評価に関する説明を受けることを請求できる制度を設けている。

7) 社会学部

学期末試験・レポート試験を中心に、小テスト、平常点を単独または組み合わせてそれぞれの授業科目を担当する教員が責任をもって成績評価を行っている。成績評価基準は、シラバス上に「成績評価の方法」として学生に明示している。

個別の授業科目の成績評価それ自体は、各教員の責任で厳格に行われている。なお、成績評価に対する学生からの不服申し立ての機会として、成績疑義制度があり、学生からの疑義と担当教員からの対応が文書上でやりとりされ、教授会での議決を経て最終的に単位認定が決定される。

編入等の学生が他大学等で修得した授業科目の単位を、規程に基づき60単位まで既修得単位として認定することができる。その際の学部単位への認定は、規程に基づいて行われ、最終的に教授会での審議を経て決定される。

8) 国際文化学部

シラバスにて成績評価の方法を明示し、評価方法・評価基準に基づき厳格な成績評価を行っている。

特に基礎演習A・Bについては、事前に担当者会議を実施し、共通シラバスを作成した上で、同シラバスに基づき成績評価のあり方についての方針を定め、共通認識を持つための場を設けている。

また、成績疑義の制度を設けており、仮にシラバスに示した評価方法との齟齬が発生している場合には、学生からの疑義を受け、教務委員会にて確認している。

9) 政策学部

成績評価の基準はシラバスに明記されており、それに沿って試験後速やかに成績評価が行われ、教授会において単位認定が行われる。成績評価方法の変更については、教授会に届け出ることを義務づけており、成績評価の疑義制度も設けている。

必修科目や履修指導科目、共通シラバスを作成する「基礎演習Ⅰ」「基礎演習Ⅱ」については、FD研究会を開催して、効果的な学習指導、評価基準等について意見交換や経験共有を行い、方向性を確認する機会を用意し、適切な成績評価に努めている。

10) 文学研究科

シラバスにて成績評価の方法を明示し、評価方法・評価基準に基づき厳格な成績評価を行っている。成績評価結果に疑義のある場合は、成績疑義の制度を設けて学生からの申し出を受け付けている。この制度により、成績評価基準に則った適切な評価を受けていないと判断した学生は成績評価の確認を求めることができる。

単位制度については『履修要項』に掲載しており、本制度の趣旨に基づき単位認定を行っている。

既修得単位の認定については、学生からの申し出に基づき、留学による単位を文学研究科教務委員会・文学研究科委員会で承認を経る手続きを「単位認定要領」に定めており、手続きに基づき適切に認定している。

11) 法学研究科

成績評価および単位認定は、『履修要項』やシラバスに記載の基準に基づき行っている。また、本学他研究科の科目履修についても、『龍谷大学大学院学則』に定めるとおり、10単位を上限とし、単位認定を行っている。

なお、修士論文の成績評価については主査1名・副査2名、博士論文の成績評価については主査1名・副査3名の合議によって決定している。

12) 経済学研究科

各科目における成績評価の方法・基準はシラバスで明示しており、これに基づき厳格に成績評価を行っている。成績評価に疑義のある場合は、成績疑義制度を通じて研究科生からの申し出を受け付けている。

単位認定方法については『履修要項』に明示しており、経済学研究科の開講科目以外でも、放送大学や他研究科の科目受講、経済学部講義の受講等を事前に届け出て、指導教員および研究科委員会が承認したものに限り、受講後に単位を認定している。また、研究科入学前の既修得単位認定は10単位を上限とし、研究科委員会で承認を行っている。

13) 経営学研究科

各担当教員は、シラバスに明示した成績評価方法に基づき、厳格な成績評価を行っている。単位制度が前提とする予復習を十分に実行しているかについては、教育環境や社会的状況を含めた検討が必要である。また、研究科担当教員での評価のあり方の情報共有も課題である。

14) 社会学研究科

社会学研究科は、社会学専攻（社会学コース、ジャーナリズムコース）、社会福祉学専攻から構成され、その授業・演習の内容も多岐にわたるため、評価方法や評価基準に基づいて科目毎に成績評価を行い、単位認定している。

15) 理工学研究科

成績評価は、授業内容に応じて、授業中に実施される小テスト、レポート、期末試験などの結果を用いて、『履修要項』およびシラバスに示された評価方法・評価基準に基づいて行われている。成績に疑義がある学生は書面により成績評価に関する説明を受けることを請求できる制度を設けている。

16) 国際文化学研究科

シラバスにて成績評価の方法を明示し、評価方法・評価基準に基づき厳格に成績評価を行っている。修士論文、博士論文の審査においては、ともに3名以上の審査委員（国際文化学研究科教員以外の研究者の招聘も奨励）の合議のもと、客観的公正を保つべく厳格に行っている。

17) 実践真宗学研究科

シラバスにより評価方法・評価基準を明示しており、これに基づき厳格に成績評価を行っている。成績評価に疑義のある場合は、成績疑義の制度を設けて学生からの申し出を受け付けている。この制度により、成績評価基準に則った適切な評価を受けていないと判断した学生は成績評価の再確認を求めることができる。

単位制度については『履修要項』に掲載しており、単位制度の趣旨に基づき単位認定を行っている。

既修得単位の認定については、学生からの申し出に基づき、留学による単位を実践真宗学研究科委員会で承認を経る手続きを「単位認定要領」に定めており、手続きに基づき適切に認定している。

18) 政策学研究科

成績評価方法は各科目のシラバスの中で、単位認定については『履修要項』の中で明示されている。修士論文・課題研究の評価については、1月末から2月初めに実施する修士論文・課題研究口述試問において、主査1名および副査2名による合議の下で行われる。

なお、厳格な成績評価を行っている結果、開設から現在まで、研究科生からの成績疑義の申し出は1件もない。

（4）教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

1) 大学全体

教育改善活動を推進する全学的な組織として、本学における教育活動の向上と発展に寄与し、FDの全学的推進を目的とした大学教育開発センターを置き、学部・大学院教育の充

実と質保証に向けた事業を展開している（資料 4(3)-7）。

その下に置かれた大学教育開発センター会議の構成員は、センター長をはじめ、各学部の教務主任、各研究科から選出された者となっており、センター事業について審議・決定している。また、各学部・研究科に設置されている「FD 委員会」の活動について、全学的に情報共有するため、大学教育開発センターの下に「学部 FD 協議会」と「大学院 FD 協議会」を置き、毎年度、各学部・研究科の教育改善活動の総括と次年度の計画を共有し、各学部・研究科の FD 委員会における検討素材として活用できるようにしている。

センターの事業としては、主に FD・教材等研究開発検討プロジェクト（自己応募研究プロジェクト・指定研究プロジェクト）、教育活動支援プロジェクト（学期半ばにおける授業アンケートと学期末における授業アンケート）、交流研修・教育活動研究開発機能プロジェクト（新任教員研修会、FD サロン、FD フォーラム、公開授業と講評会、FD 報告会）、情報収集、広報事業が挙げられるが、中でも FD・教材等研究開発検討プロジェクトに位置づけられる「指定研究プロジェクト」は、学部・研究科における必要な教育開発研究を行い、より教育効果の高い教育を実践するための基盤づくりを進めることを目的としており、全学的な教育改善への影響力がある。

毎年度のテーマは、センター会議、学部・大学院各 FD 協議会で収集した情報や課題を下にセンターが設定し、テーマに応じて相応しい研究員（教員・職員）を選出している。

「指定研究プロジェクト」は、研究期間終了後、公開の報告会を行い、センター会議、教務会議、大学院政策推進委員会に成果を提供している。

2011 年度・2012 年度の「指定研究プロジェクト」テーマは以下のとおりである。

<2011 年度>

- ・ Web 履修登録・Web シラバス・授業アンケート機能を包括した「学修記録（仮称）」の構築
- ・ 大学院における FD の実質化に関する研究
- ・ 学生の学修支援環境に関する研究

<2012 年度>

- ・ シラバスを基盤とした学修システムにおけるインタラクティブな教育支援ツールの開発
- ・ 大学院 FD の事例研究
- ・ 学びのコミュニティの形成

以下、それぞれのプロジェクトのテーマ設定の背景や問題意識および成果について示す。

まず、学生と教員の教育に関するツールの一本化を目的とした 2011 年度の「Web 履修登録・Web シラバス・授業アンケート機能を包括した『学修記録（仮称）』の構築」の成果については、2012 年度の大学教育開発センター会議において、実施に向けた継続的な審議がなされ、Web による授業アンケート実施という形で文学部と理工学部で試行的に実施されている。また、関連するプロジェクトとして、2012 年度には、授業期間中の Web シラバスの効果的な活用を目的とした「シラバスを基盤とした学修システムにおけるインタラクテ

ィブな教育支援ツールの開発」を進めた。

これら学生と教員の教育に関するツールの一本化やインタラクティブな教育支援ツールの開発を目的としたプロジェクトは、前回の認証評価において、授業アンケート結果の学生へのフィードバックが不十分であること、授業アンケート結果を用いた授業改善への活用に関する課題が指摘されたことに対する改善方策の一環である。その他、任意ではあるが「学期半ばにおける授業アンケート」を実施し、授業期間内における授業改善が可能となるよう支援をしている。

次に、一部の研究科で入学定員の未充足状態が続いていることが、自己点検・評価でも努力課題として指摘され、大学院全体の FD も滞っていることから、2011 年度に「大学院における FD の実質化に関する研究」を行い、大学院生の意識を知るためにカリキュラムや研究指導体制、学修支援環境に関するアンケート調査を行った。本プロジェクトの継続的プロジェクトとして、2012 年度は「大学院 FD の事例研究」を推進し、第 8 回龍谷大学 FD フォーラム 2012「大学院教育の課題と大学院 FD」を実施した。

これらは、前回の認証評価において、大学院における FD が組織的な取り組みとしては不十分であること、大学院における研究・教育改善への環境づくりに取り組むことが指摘されたことに対する改善方策の一環である。各研究科の FD については、依然として学部と協働の事業が多いが、大学院 FD 協議会において、各研究科に設置された FD 委員会の活動状況について協議し、情報の共有を図る体制を整えている。

2011 年度の「学生の学修支援環境に関する研究」については、2010 年度「学生による学期末の授業アンケート」の項目「1 回の授業に対してどのくらい予習・復習を行いましたか」への回答によると、予習・復習の時間が 1 科目平均 45 分程度であったことを課題として認識し、授業時間外における学生の主体的な学びを促す学修支援環境の検証を目的としている。この成果については、第 7 回龍谷大学 FD フォーラム 2011「学びのコミュニティをデザインする」に取り上げ、本学の施設改修計画において、深草学舎 22 号館の設計に一部反映された。また、深草学舎新 1 号館の設計において、ラーニングコモンズ、学修支援を目的としたコモンスペースとして、学修支援環境の整備が実現する。また、関連するプロジェクトとして、2012 年度には、「学びのコミュニティの形成」を推進し、ラーニングコモンズやコモンスペースの効果的な活用方策について他大学の事例も参考にしながら検討した。

これらの大学教育開発センターを中心とする事業の他に、特記すべき事項として「龍谷 GP 制度」があげられる。

本学では、各学部・研究科等の個性・特色を活かした優れた教育活動の実践や教育改革・教育改善に向けた意欲的な取り組み等を大学として選定し、教育の高度化・活性化を推進することを目的とした「龍谷 GP 制度」を創設し、2011 年度から開始している。

採択事業一覧は以下の通りである。

龍谷 GP (Ryukoku Good Practice) 採択事業一覧

申請学部等	取組名称	採択年度	取組期間
文学部	ラーニング・アウトカムを具現する「卒業論文」の質保証	2011	2 年
経済学部	海外連携ミニ講義交換プロジェクト	2011	2 年
理工学部	理工系基礎学力の定着を実現する初年次教育	2011	2 年
国際文化学部	グローバル人材育成に繋がる TNG（ツナグ）ネットの確立	2011	2 年
政策学部	地域公共人材に必要なくつなぎ・ひきだす＞コミュニケーション能力育成プログラムの開発・実施	2011	2 年
環境サイエンスコース (学部共通コース)	地球環境フィールドスタディの創設	2011	1 年
京都学舎教養教育科目 会議	京都学舎教養教育科目の履修登録問題改善に対する取り組み	2011	1 年
大学院アジア・アフリカ 総合研究プログラム	イスラーム世界との大学間対話の取組	2012	2 年

(出典：教学企画部資料をもとに作成)

これらの事業については、事業の進捗状況や成果等について定期的な検証を行うとともに、当該事業の改善等を図るため、取組初年度終了時に行う中間評価（取組期間が1年の事業除く）および取組期間終了時に行う最終評価を実施している。

ア) 学部共通

ここでは学部横断的に開講されている京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コースについて示す。

京都学舎教養教育科目においては、英語・初修外国語では各科目運営委員会でカリキュラムを成績評価結果に基づき定期的に点検している。その他の科目でも、各科目の特性を考慮しながら、授業方法の改善を図るため、授業科目担当者の懇談会を開催し、現状の問題点や改善点についての話し合いを適宜実施している。ただし、教養教育が一体となった教育成果の組織的な検証には課題を残している。

瀬田学舎教養教育科目では、各分野において、それぞれ懇談会が定期的に開催され、現状の問題点や改善点等を話し合い、それらの情報を教員間で共有している。

また、各科目運営委員会において、毎年度、PDCA サイクルに基づくカリキュラム評価を実施し、改善に努めている。

深草学舎の4学部で構成される学部共通コースでは、教育成果について、各教員が試験の評価等を踏まえ定期的に検証を行い、また、学生に実施している授業アンケートの結果

を踏まえ、教育内容・方法の改善に結びつけているが、組織的な改善活動としては、自己点検・評価委員会において行っている。

なお、各科目運営委員会・各学部共通コース運営委員会は、「教養・学部共通コース FD 研究開発プロジェクト」（2012 年度に「プロジェクト E」から名称変更）の制度を活用し、教養教育科目と各学部共通コース科目の授業、教材等の研究開発に取り組んでいる（資料 4(3)-4）。

イ) 研究科共通

ここでは、研究科横断型の NPO・地方行政研究コース、アジア・アフリカ総合研究プログラムについて示す。

定期的な教育成果の検証や情報共有は、運営委員会や関連する研究科の研究科委員会で行われているが、政策学研究科を軸とする NPO・地方行政研究コースにおける取り組みは、文部科学省に採択された「大学間連携共同教育推進事業」（2012～2016 年度）の一部でもあり、また、アジア・アフリカ総合研究プログラムは龍谷 GP に採択されているため、常に外部からも点検・評価を受け、改善を進めていく形になっている。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項について示す。

2) 文学部

学士課程教育の集大成と位置づけている卒業論文について、2009 年度以降毎年、口述試問終了後に卒業論文口述試問終了確認票兼自己評価票を提出させ、各自の学修の成果について把握している。また、2011 年度からはカリキュラムアンケートも実施した。その集計結果を教務委員会に報告し、各学科・専攻において活用している。また、集計結果を FD 研究会の資料としても活用し、教育活動の改善を図っている。

これらの結果を参考に、定期的検証の一環として、毎年度、新入生に配付する「スタディガイド」を改訂し、基礎演習等の授業で活用している。

3) 経済学部

教育成果については、教員個人の自己点検・評価活動の中で実施している他、「学生による学期末の授業アンケート」を、各学期末に実施している。授業アンケートを通じて得られたデータは、教員個々の次年度の授業改善資料としてフィードバックされる。

また学部で取り組む教員の資質向上を図る方策として、経済学部 FD 委員会を設置し、学部教育のあり方についての協議や授業方法の改善に向けた検討を進めている。また、教員間の研修機会として、学部・大学院合同で学外講師を招聘しての「FD 研究会」（年 1 回）を企画・開催し、学んだ内容を教育改善に活かしている。

4) 経営学部

教育成果については、各教員レベルにおいて日常的に、また学期末に自らが検討し、さらに「学部自己点検・評価」制度の中で実施している。学部レベルでは、FD 報告会として授業科目に関する発表を行っている。しかし、組織的で体系的な研修・研究が十分に実施

されているとは言えない状況である。

2011 年度の FD 報告会においては、3 つのプログラム科目、「ものづくりの現場」、「地域と企業」および「現代中国のビジネス」について、それぞれの実施内容、成果、今後の課題が情報提供され、次年度実施に向けた授業改善を図っている。また、FD 報告会の詳細は、受講学生からのアンケートも含めて報告書として毎年度発行し、有効に活用している。2012 年度は 2 回の FD 報告会を開催した。

5) 法学部

全ての 1 年生を対象とする基礎演習については、各学期のはじめに担当者会議を実施し、担当教員の意思統一を図っている。その上で、教育方法や教育成果の検証を行い、改善に努めている。

なお、授業の内容および方法の改善を図るべく、年間スケジュールに基づき、学部内外で FD・公開授業を行い、組織的研修・研究を実施している。2012 年度は、基礎演習を題材とした初年次教育を中心に実施した。公開授業は、12 月に日本法制史 B において実施した。

学生による学期末の授業アンケート、学生による学期半ばの授業アンケートを実施しており、結果を教員に返却し、授業改善に活用できるようにしている。

これらの取り組みは、教務委員会が企画・実行し、自己点検・評価委員会で検証を行っている。

6) 理工学部

各授業の改善のために、「学生による学期末の授業アンケート」を各学期末に実施している。アンケートを通じて得られたデータは、個々の教員の次年度の授業改善資料としてフィードバックされる。また、授業アンケートに対する担当教員の所見も学生が確認できるように授業自己点検報告書を作成し、ホームページ内の大学ポータルサイトを通じて公開している。一部の講義では、講義期間中に中間授業アンケートを実施し、受講中の学生にフィードバックする取り組みも行われている。

現在 2014 年度の実施をめざして、2012 年に行ったカリキュラムアンケートをもとに現行カリキュラムの問題点などを総括し、新しいカリキュラムの検討が行われている。

教育成果には短期間で現れるものと、現れるのに長期間を要するものがあるので、これらを含んだより適切な評価法を開発することが課題である。

7) 社会学部

「学生による学期末の授業アンケート」、「学生による学期半ばの授業アンケート」（任意）を実施しており、結果を教員に返却し、授業改善に活用できるようにしている。

また、学部に FD 委員会を設置し、FD 報告会・FD 研修会・FD 講演会を開催している。

さらに、FD の取り組みの一環として、各学科で 1 年生対象の入門ガイドを作成し、ガイダンスやゼミ等を通じて活用している。また、2011 年度には、社会学部学会により重要図書の解説を中心とした入門書を刊行し、学生全員に配付した。

8) 国際文化学部

学生による学期末の授業アンケート、学生による学期半ばの授業アンケート（任意）を実施しており、結果を教員に返却し、授業改善に活用できるようにしている。

また、教務委員会や各コース主催の委員会にて教育効果に関する定期的な検証を行っている。

FD 活動としては、FD 研究会の開催や学生の満足度の高い授業を公開し、他の教員が参考にする等、教育方法の改善に結びつく活動を行っている。さらに国際文化学部は 2015 年 4 月に瀬田学舎から深草学舎へ移転することが決定しており、その際に教育内容を更に充実させるために新カリキュラム検討委員会を立ち上げ、教育内容のあり方や教育成果についての検証を行っている。

加えて、英語教育に関しては、定期的に実施している語学試験（CASEC）にて、そのスコア結果を分析し、教育内容や方法の検討に結びつけている。語学の授業に関しては、専任教員と非常勤講師との連絡会議を行い、その中で授業に関する検討を行っている。

9) 政策学部

第 1 学期、第 2 学期終了時に、「学生による学期末の授業アンケート」を実施しており、結果を教員に返却し、授業改善に活用できるようにしている。

学部独自の取り組みとしては、入学時に詳細なアンケートを行い、学生の学びに対する姿勢や履修科目の効果について検討する素材を用意した。また、「基礎演習Ⅱ」終了時にもアンケートを行い、基礎演習の獲得目標や教育効果について検討する FD 研究会の中で情報を共有し、今後の基礎演習の教育目標、手法について検証を行った。

コミュニケーション・ワークショップ演習については本学独自の「龍谷 GP」制度によって、効果的な科目設計、研修、実施期間中の情報共有、検証を行っている。こうした学部としての取り組みと、教員活動自己点検によって教育内容・方法の改善が進んでいる。

10) 文学研究科

2011 年度より、文学研究科独自でのカリキュラム・教育環境等に関するアンケートを実施し、教育活動等の改善の参考としている。

11) 法学研究科

法学研究科委員会において定期的に研究科生の成績検証を行っている。また、学位記、修了証書授与式の日カリキュラムアンケートを行い、研究科委員会において改善の素材としている。特に、2011 年度より、修士論文・課題研究の指導体制を強化した。こうした検証やアンケートを受け、授業の内容および方法の改善を図るべく、組織的研修・研究の改善を研究科執行部会議や研究科委員会で検討している。

また、2011 年度より、自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価シートを作成し、当該シートに対する全学大学評価会議からの評価を踏まえた改善等、自己点検・評価活動を行っている。

12) 経済学研究科

経済学研究科では、教育効果とは成績評価となって示されるものであり、各科目の成績検証を行うことが教育内容・方法の改善に繋がると捉えており、研究科委員会において、検証の実施に向けた準備を進めている。

研究科で取り組む教員の資質向上を図る方策として、経済学研究科 FD 委員会を設置し、学部教育のあり方についての協議や授業方法の改善に向けた検討を進めている。また、教員間の研修機会として、学部・大学院合同で学外講師を招聘しての「FD 研究会」（年 1 回）を企画・開催し、学んだ内容を教育改善に活かしている。

13) 経営学研究科

経営学研究科においては、FD 報告会が開催されて、教育内容・方法改善の一助となっているが、組織的な研修・研究が十分に実施されているとは言えない。2011 年度には、留学生を対象とした日本語論文入門科目に関する研修および京都産業学研究会を通じた企業研究を実施した。2012 年度は 2 回の FD 報告会を開催した。

14) 社会学研究科

社会学研究科内に設置された制度整備検討委員会、また FD 委員会において、一定程度、研究科全体における教育成果の検証を行なっている。また教育成果の改善を答申という形で研究科委員会に提案し、研究科全体としては、その教育内容・方法の改善に結びつけるように努めている。同時に、修士課程、博士後期課程の両方において、中間発表会を開催し、学位論文に向けて複数の教員により指導を行う中で、個々の研究科生の教育成果について一定程度検証をしている。また、全学の大学院 FD 協議会において、他研究科と意見交換を行い、教育の質向上や改善に努めている。ただし、社会学専攻（社会学コース、ジャーナリズムコース）、社会福祉学専攻から構成される社会学研究科においては、個々の授業・演習の内容は多岐にわたり、個別の教育効果についての検証は、各専攻、あるいは各コースにおいて十分には行なわれているとは言えない。

15) 理工学研究科

各授業の改善のために、「学生による学期末の授業アンケート」を各学期末に実施し、そのデータは、個々の教員の次年度の授業改善資料として利用されている。

学生の教育成果については、指導教員とのディスカッションや定期的な研究会の実施、および中間報告会を実施することで個々の研究科生の学修状況を確認し、その結果を個々の研究科生にフィードバックした上で、最終審査として公聴会を実施し、論文審査を通じて、教育成果の確認を行っている。

16) 国際文化学研究科

各授業改善のために、個別の授業において各教員が自主的に行う以外に、2012 年度は「コアセミナーB」において全受講生対象のアンケートを実施したが、研究科全体として組織化してアンケートを実施するには至っていなかった。この課題について、大学院、FD 委員会および 2011 年度に発足させた自己点検・評価委員会において検討した結果、修了生全員

を対象にアンケート「国際文化学研究科カリキュラムについて」を実施し、その回収内容を今後の FD 委員会で検証することとした。

あわせて、アジア・アフリカ総合研究プログラムに多くの科目を提供することで、その教育成果について活発な議論が行われている。

17) 実践真宗学研究科

修了年次に提出する修士論文あるいは特定の課題の研究報告書の口述試問終了後、アンケートを提出させ、教育の成果を検討する資料としている。

18) 政策学研究科

定期的な検証・改善方策として、学位記、修了証書授与式後に修了生を対象としたカリキュラムアンケートを実施し、その結果を FD 委員会で分析、改善に向けて努力している。また、2012 年度第 2 回 FD 研究会において、教育成果も含め、カリキュラムや各種イベント、研究科生支援等、研究科全体の課題について検討を行った。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序の考え方、授業形態等）を確立し、明示している。

履修の仕方や、試験、成績評価、単位認定などの方法については、『履修要項』に明示し、履修登録説明会で学生に周知している。また、単位制度の実質化を図る観点から、履修科目登録の上限設定については、理工学部を除き、1 年間の上限を年間 50 単位未満に設定している。

シラバスには、「講義概要」、「到達目標」、「授業内容・方法」、「授業計画」、「成績評価の方法」「授業時間外における予・復習等の指示」「参考文献」等を明示している。

教育改善活動を全学的に推進する組織として、大学教育開発センターを設置している。また、各学部・研究科に設置されている「FD 委員会」の活動を全学的に情報共有するため、大学教育開発センターのもとに「学部 FD 協議会」と「大学院 FD 協議会」を置いている。

以上のような取り組みにより、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育方法の改善に積極的に取り組んでいると判断する。

（1）効果が上がっている事項

大学教育開発センターの指定研究プロジェクトは、教育組織横断的な教学的課題であることが認識されているものの、その解決に未着手であった問題に教職協働で取り組むことができることに特徴がある。

2011 年度のプロジェクト「Web 履修登録・Web シラバス・授業アンケート機能を包括した『学修記録（仮称）の構築』」においては、学生と教員の教育に関するツールの一本化を目的とした研究を行い、2012 年度の大学教育開発センター会議において実施に向けた審議

が継続され、一部、試行的に実施されている。2012 年度には、2011 年度の発展的な課題として、授業期間中の Web シラバスの効果的な活用を目的としたプロジェクト「シラバスを基盤とした学修システムにおけるインタラクティブな教育支援ツールの開発」が推進されている。

2011 年度のプロジェクト「大学院における FD の実質化に関する研究」においては、一部の研究科で入学定員の未充足状態が続いていることが、自己点検・評価でも努力課題として指摘され、大学院全体の FD も滞っていることから、研究科生の意識を把握するためにアンケート調査を行い、2012 年度のプロジェクト「大学院 FD の事例研究」においても同じ趣旨の調査を経年的に実施している。2012 年度の成果としては、大学院 FD の他大学事例の調査を目的として、「第 8 回龍谷大学 FD フォーラム 2012『大学院教育の課題と大学院 FD』」を開催した。

2011 年度のプロジェクト「学生の学修支援環境に関する研究」においては、2011 年度に「第 7 回龍谷大学 FD フォーラム 2011『学びのコミュニティーをデザインする』」を開催し、本学の現状を分析すると共に最新の知見を全学で共有した。また、本学の施設改修計画において新たに建設された、深草学舎 22 号館の設計に知見が反映された。また、現在建設中の深草学舎新 1 号館の建設において、ラーニングコモンズ、学修支援を目的としたコモンスペースとして学修支援環境の整備が実現する予定である。

このように、指定研究プロジェクトの成果は経年的・発展的に継承されている。

また、各学部・研究科等の個性・特色を活かした優れた教育活動の実践や、教育改革・教育改善に向けた意欲的な取り組み等を大学として選定し、教育の高度化・活性化を推進することを目的とした「龍谷 GP 制度」を創設し、2011 年度から実施している。

（２）改善すべき事項

履修登録の上限設定について、2011 年度の自己点検・評価において、理工学部の 1 年間の履修登録の上限が 50 単位であることから、単位制度の実質化等の観点から 50 単位未満に改善するよう指摘がなされている。

シラバスについて、2007 年度の Web シラバスの全学部導入の際、冊子体のシラバスの廃止について検討したが、Web シラバスに全面移行することに対して慎重論が出たため、現状では、Web シラバスと冊子体のシラバスを併用している。然るべき時に変更が可能な Web シラバスと固定の冊子体のシラバスの併用は、異なる二つの基準で授業が運用されているとの誤解を与える可能性がある。

京都学舎教養教育科目においては、教育成果の組織的な検証に課題を残している。

3. 将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

大学教育開発センターの指定研究プロジェクトは、学内や大学教育をめぐる状況を把握しながら、継続的に研究を推進していくことが可能な体制となっている。

2011 年度に開始された「龍谷 GP 制度」については、取り組み期間が 1～2 年であることから、2012 年度には 1 件を除き完了する。そこで、龍谷 GP を運営する GP 推進委員会が 2012 年度末までに 2 年間の総括を踏まえた現行制度の見直しを行い、2013 年度以降に新制

度にて募集を行うことが、2012 年度第 31 回部局長会（2012 年 12 月 6 日開催）にて決定した。

（２）改善すべき事項

理工学部１年間の履修科目登録の上限が 50 単位であることについて、理工学部から段階的に解消する改善計画書が提出されており、それに基づき実施していくことになる。

シラバスについては、2012 年度第 14 回教務会議（2012 年 12 月 7 日開催）において、冊子体のシラバスを廃止し、2013 年度より Web シラバスに一本化することが決定した。今後は、「学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」との関係を視野に入れたシラバスの位置づけと役割を改めて確認することとなった。

研究科では、2012 年度第 8 回大学院政策推進委員会（2012 年 12 月 11 日開催）において、学部と同様に冊子体のシラバスを廃止し、Web シラバスに一本化することが決定した。

京都学舎教養教育科目において、教育成果の組織的な検証に課題を残していることについては、本学における教養教育の責任体制を明確にするために、京都・瀬田両学舎の教養教育を統合した「教養教育センター（仮称）」の設置を 2012 年度第 2 回全学教学会議（2013 年 2 月 27 日開催）において決定した。これにより組織的な活動が推進されることが期待される。

4. 根拠資料

- 4(3)-1 教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドラインについて
- 4(3)-2 学生による学期半ばの授業アンケート
http://fd.ryukoku.ac.jp/biz_content/project2/enquetel/
- 4(3)-3 学生による学期末の授業アンケート
http://fd.ryukoku.ac.jp/biz_content/project2/enquete/
- 4(3)-4 2012 年度 FD・教材等研究開発プロジェクトの選定について（提案）
（既出 資料 3-24）
- 4(3)-5 Web シラバス <https://capella.ws.ryukoku.ac.jp/RSW/SYLD110Init.do>
- 4(3)-6 学生による授業アンケート集計表
- 4(3)-7 大学教育開発センター設置規程
- 4(3)-8 2012 年度 SYLLABUS 講義概要 / 龍谷大学文学部
- 4(3)-9 2012 年度 Syllabus（講義概要・授業計画） / 龍谷大学経済学部
- 4(3)-10 2012 年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画 / 龍谷大学経営学部
- 4(3)-11 2012 年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画 / 龍谷大学法学部 法律学科・政治学科
- 4(3)-12 2012 年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部 数理情報学科（既出 資料 1-16）
- 4(3)-13 2012 年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部 電子情報学科（既出 資料 1-17）
- 4(3)-14 2012 年度 履修要項 Syllabus（講義計画・授業計画） / 龍谷大学理工学部 機械システム工学科（既出 資料 1-18）

- 4(3)-15 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
物質化学科 (既出 資料 1-19)
- 4(3)-16 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
情報メディア学科 (既出 資料 1-20)
- 4(3)-17 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義計画・授業計画) / 龍谷大学理工学部
環境ソリューション工学科 (既出 資料 1-21)
- 4(3)-18 2012 年度 Syllabus (講義概要・授業計画) / 龍谷大学社会学部社会学科
- 4(3)-19 2012 年度 Syllabus (講義概要・授業計画) / 龍谷大学社会学部コミュニ
ティマネジメント学科
- 4(3)-20 2012 年度 Syllabus (講義概要・授業計画) / 龍谷大学社会学部地域福祉
学科・臨床福祉学科
- 4(3)-21 2012 年度 Syllabus / 龍谷大学国際文化学部
- 4(3)-22 2012 年度 SYLLABUS (講義概要・授業計画) / 龍谷大学政策学部
- 4(3)-23 2012 年度 教養教育科目(共同開講科目) Syllabus 講義概要・授業計画 /
文学部・経済学部・経営学部・法学部・政策学部
- 4(3)-24 2012 年度 SYLLABUS 講義概要 / 龍谷大学大学院文学研究科
- 4(3)-25 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院法学研究科
(既出 資料 1-28)
- 4(3)-26 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院経済学研究科
(既出 資料 1-29)
- 4(3)-27 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院経営学研究科 (既出 資料 1-30)
- 4(3)-28 2012 年度 履修要項 / 龍谷大学大学院社会学研究科 (既出 資料 1-31)
- 4(3)-29 2012 年度 履修要項 Syllabus (講義概要・授業計画) / 龍谷大学大学院理
工学研究科 (既出 資料 1-32)
- 4(3)-30 2012 年度 履修要項 Syllabus / 龍谷大学大学院国際文化学研究科
(既出 資料 1-33)
- 4(3)-31 2012 年度 履修要項・講義概要 / 龍谷大学大学院政策学研究科
(既出 資料 1-34)
- 4(3)-32 2012 年度 SYLLABUS 講義概要 / 龍谷大学大学院実践真宗学研究科
- 4(3)-33 2012 年度 SYLLABUS 講義概要・授業計画 / 龍谷大学法科大学院
- 4(3)-34 2012 年度 授業科目時間割表 / 文学部
- 4(3)-35 2012 年度 登録要領・授業科目時間割表【前期】 2006 年度以降入学生用
/ 経済学部
- 4(3)-36 2012 年度 登録要領・授業科目時間割表【後期】 2006 年度以降入学生用
/ 経済学部
- 4(3)-37 2012 年度 時間割表【通年】 / 経営学部
- 4(3)-38 2012 年度 履修登録要領・授業科目時間割表 / 法学部
- 4(3)-39 2012 年度 時間割表 / 龍谷大学理工学部数理情報学科
- 4(3)-40 2012 年度 時間割表 / 龍谷大学理工学部電子情報学科
- 4(3)-41 2012 年度 時間割表 / 龍谷大学理工学部機械システム工学科

4(3)-42	2012 年度	時間割表 / 龍谷大学理工学部物質化学科
4(3)-43	2012 年度	時間割表 / 龍谷大学理工学部情報メディア学科
4(3)-44	2012 年度	時間割表 / 龍谷大学理工学部環境ソリューション学科
4(3)-45	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学社会学部社会学科
4(3)-46	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科
4(3)-47	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学社会学部地域福祉学科・臨床福祉学科
4(3)-48	2012 年度	授業時間割表（第 1 学期）（第 2 学期） / 国際文化学部
4(3)-49	2012 年度	履修登録要領・授業科目時間割表 / 政策学部
4(3)-50	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学大学院文学研究科
4(3)-51	2012 年度	授業科目時間割表 / 大学院経済学研究科
4(3)-52	2012 年度	時間割表 / 龍谷大学大学院 経営学研究科
4(3)-53	2012 年度	授業科目時間割 / 大学院法学研究科
4(3)-54	2012 年度	時間割表 修士課程科目 / 龍谷大学大学院理工学研究科
4(3)-55	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学大学院社会学研究科
4(3)-56	2012 年度	時間割 / 国際文化学研究科
4(3)-57	2012 年度	授業科目時間割表 / 龍谷大学大学院実践真宗学研究科
4(3)-58	2012 年度	授業科目時間割表 【前期】【後期】 / 大学院政策学研究科
4(3)-59	2012 年度	龍谷大学法科大学院時間割（前期）（後期）
4(3)-60	2012 年度	時間割表 【前期】【後期】 / 留学生別科

IV. 教育内容・方法・成果

4. 「成果」

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

1) 大学全体

全学教学会議において、毎年度末に1年間の教学的課題の取り組み状況について総括を実施している。大学全体に係る教学事項に関する実施状況や効果を確認するとともに、次年度に向けた教学に関する重点事項・課題を取りまとめ、教授会を通じて情報共有を図り、教学活動の改善に向けて取り組んでいる。

また、本学には、学友会の中央執行委員会と、学長をはじめとする大学執行部および部長職位者との協議を行う全学協議会があり、毎年12月に開催している。そこでは学生側が調査した様々なデータに基づき、教育や課外活動に関する課題が提起され、大学側はこれに対応している(資料4(4)-1)。

ア) 学部共通

全学的な取り組みとして、2011年度の自己点検・評価において、各学部が定める「教育理念・目的」や、「学位授与の方針」の「学生に保証する基本的な資質」の達成度を測定する指標の必要性が指摘されたことから、各学部においてそれら指標の具体化について主体的に取り組むことが確認された。また、各学部の取り組みを補完する仕組みとして、教務会議において、学生の学修に関する意識を調査する『『学位授与の方針』に関する達成度調査』の実施を提案した。2011年度は、理工学部と国際文化学部が試行的に取り組み、2012年度は新たに3学部を加えて実施することとなった。これ以外の学部においても、独自の方法で実施した。今後は、これらの調査を分析し、各学部の「教育理念・目的」、「学位授与の方針」の整合性を検証していく。

「教育課程編成・実施の方針」の下に展開される個々の授業の取り組みについては、演習科目や実技科目の一部科目を除き、全科目を対象に各年度2回(第1学期・第2学期)実施している「学生による学期末の授業アンケート」の関連項目の5段階評価の平均は以下のようにになっている。

2012年度第1学期

あなたは意欲的にこの授業を受講しましたか	3.8
あなたはこの授業を十分理解できましたか	3.5
あなたはこの授業を受講して満足しましたか	3.7

この結果からは、授業の到達目標が学生にも周知され、一定程度達成されているとみることができるが、さらに正確に学生の学修成果を把握するために、大学教育開発センターの2011年度指定研究プロジェクトにおいて、学生側から見た学修に関するツール(Web履修登録・Webシラバス・授業アンケート等)の有機的連携に向けたシステム構築の検討を行い、現在、大学教育開発センター会議で審議が継続している。

また、卒業生の学修成果を測定する方策として、2012 年度から卒業生アンケートに学修に関する設問項目を設けている。

その他、学生の学修成果を測定する指標として、成績評価に関して、「GPA（成績加重平均値）制度」を設けている。また、GPA を学業成績表に表記することによって、学生が自身の学修成果を確認している。

以下、学部横断的に開講されている京都学舎教養教育科目、瀬田学舎教養教育科目、学部共通コース科目について示す。

京都学舎教養教育科目では、英語科目において、4 月に新入生にプレイスメントテストを実施し、習熟度に基づく 4 段階のクラス編成を行っている。また、学修成果等を測るため、毎年度 6 月と 12 月に、1・2 年次生を対象に、共通テストを実施している。さらに、英語科目や初修外国語科目において、各言語の能力を測るための検定試験の受験を推奨しており、その結果を授業内容・方法の改善に活かす工夫をしている。また、初修外国語コンテストを実施し、学生自身が自らの学修成果を確認できるようにして、学修への意欲向上に繋げている。

瀬田学舎教養教育科目では、英語科目において、4 月に新入生のクラス編成テストを実施し、習熟度に基づく 4 段階のクラス編成を行っている。また学修成果等を測るため、毎年度 12 月に、1・2 年次生を対象に、それぞれ統一テストを実施している。これに合わせて、独自に『基本学習事項』を作成し、龍谷大学生としての基本的な英語知識（文法、単語、構文、熟語）の習得を図る等、様々な取り組みがなされている（資料 4(4)-2）。

「スポーツ技術学」においては、前期と後期に体力測定をすることで、日常での生活がどのように体力に影響するか測定し、学生一人ひとりの体力を全国平均と比較することも行っている。

なお、2012 年度からは、1 年次開講の「仏教の思想」（全学部必修）において、本学の龍谷ミュージアムを利用した授業を実施しており、仏教に関する文化財を目の当たりにした実地授業により、建学の精神および本学の歴史の理解の一助とするとともに、アンケート調査、レポート課題を実施することで、その学修成果を把握している。

深草学舎の 4 学部で構成される学部共通コースでは、各コースにおいて、各教員が担当科目の成績評価をする際に、学修成果を測るため各自の評価指標を採用しているが、コースとして組織的に共同して学生の学修成果を測る評価指標を開発し、適用するまでには至っていない。学修成果については、卒業式に実施しているアンケートやキャリアセンターの進路状況のデータ等を用いて一定程度把握している。

イ）研究科共通

研究科においては、各研究科の学位審査および修了認定における審査基準に関して、各研究科の特性を妨げない範囲で全学的なガイドラインとして「学位審査の客観性・厳格性の確保にかかる申し合せ」を策定している（資料 4(4)-3）。

各研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」の達成度を測定する指標としては、修士課程・博士後期課程それぞれの学位取得者数および取得率が挙げられる。

2) 文学部

卒業論文口述試問終了確認票兼自己評価票の提出を、卒業論文提出者に求めているが、あくまで卒業論文に関する内容のアンケート項目に留まっていたため、2011年度からはカリキュラムに関する項目を追加し、現状把握を行うことができるよう改めた。そのアンケート集計結果によると、各履修要件区分の目標に沿った成果が上がっているとの回答が多くを占めた。

2010年度から学部内の取り組みとして実施している龍谷 GP 事業の一環として、評価指標（アカデミックリテラシー・ループリック）を作成し、今後どのように活用していくか検討段階である。

2012年度においては、昨年度実施できなかった『学位授与の方針』達成度調査を行うことを決定し（2012年度第14回教務委員会（2012年10月3日開催）、2013年度に検証を行う予定である。

3) 経済学部

教育目標に沿った成果の検証にあたっては、学生の学修成果を評価する仕組みが必要である。その学修効果を図る評価指標について、GPA 制度を導入し、成果検証に役立てている。GPA 制度については『履修要項』に詳細を明示する等、履修指導を行っている。この数値は、学生の学業成績表に記載すると同時に、優秀者は奨学金受給の対象とする一方、一定の数値に満たない評点の学生（単位僅少者）や、この評点の下位 15%の学生に対しては学修指導警告を発し、それ以降の学修の奮起を促すことで成果向上を意図している。

さらに、学生による学期末の授業アンケートを実施しており、その中に理解度や満足度等を測る項目を設け、成果の向上に努めている。

また 2011 年度からは、経済学検定試験や TOEIC® (IP) テスト等、外部の検定試験の受験支援を行い、学生の学修成果を測る指標としている。

4) 経営学部

教育目標に沿った成果の検証にあたり、まず学生の学修成果を評価するための評価方法の開発とその適用が重要である。経営学部では、各教員が適正な評価方法を定め、シラバスおよび授業においてその内容を学生に周知するとともに、公平性をもって適用をしている。少人数教育の実施のために同一科目を複数の教員で担当する場合には、シラバスを統一し、教育内容や評価方法が担当者によって差異のないよう事前に調整を行っている。また、各教員はそれぞれの定めた評価方法を厳正に運用して学生の学修効果を測定し、毎学期各学生にその結果をフィードバックしている。

一方、学生は、原則として最終授業において実施している授業アンケートにより、当該授業に対する評価、要望等をマークシートおよび記述形式によって表明する。マークシートの部分については集計結果が、記述式の部分については記述内容の全てが各教員にフィードバックされ、自らの教育方法、評価方法等の改善に役立てている。また、共通項目以外に、各担当者が個別にアンケート項目を設定できる仕組みとなっている。なお、学期末の授業アンケートの他、学期半ばにおける授業アンケートも任意で実施している。この時の質問票は自由記述欄のスペースを多く取っており、学生からの貴重な意見を聴く重要な

機会になっている。

5) 法学部

学生の学修成果を測る評価指標を開発し、それに基づいて評価を行うという点での組織的な取り組みはなされていない。学生の学修成果に対する評価は、科目毎に担当教員の責任の下で成績評価として実施されている。なお、学生に対する各種アンケートを実施し、成果達成の把握の一助としている。

なお、「学位授与の方針」に対する意識調査として、2012 年 3 月の卒業式において、卒業生に対し『学位授与の方針』達成度アンケート」を実施した。

6) 理工学部

理工学部では、学生の学修成果を測定するための評価指標の開発とその適用という視点から、各学科の教育目標に基づいて科目毎に到達目標を設定し、その到達目標に基づき成績評価を実施している。基本的には学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）による成績評価をもって、教育効果を測定している。各教員はその評価をもとにして学生の到達の程度を確認しており、これらは必要に応じて、授業の改善に役立てられている。成績評価の方法については、シラバスや最初の授業において、学生に周知徹底している。さらに授業アンケートにより、定期的に学生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。また、学年毎の学修成果の評価指標として進級要件を設定している。学位授与要件に基づき、最終的な学修成果の評価指標として、卒業・学位授与要件を設定している。

また、卒業時に学生に身についた知識・能力、態度・志向性等の教育成果を問うため、カリキュラムアンケートならびに「学位授与の方針」に関する達成度調査を 2011 年度に実施した。これにより、教育目標とカリキュラム等の教育課程の関係を明らかにし、新カリキュラムの構築に活かそうとしている。

これらに加え、2011 年度に 3 年生を対象として、一般的技能（generic skill）の到達度試験として PROG テスト（リテラシーテストとコンピテンシーテスト）を試験的に実施した。この PROG テストの結果は学生および教員にフィードバックされ、これをもとにして、学生の学力動向や現状を丁寧に把握し、教育方法の改善に繋げることを期待している。今後は、専門分野も含めた総合的な達成度評価方法（到達度試験等）の開発と実施、またその活用方法を検討しているところである。実際、物質化学科では 2010 年度（2011 年 3 月）に到達度試験を実施し、その効果や成果等について検証を開始したところであり、FD 委員会でもそれを全学科に報告したところである。

卒業時には、特別研究発表会およびその後の学科会議において、学士課程教育において培われるべき能力をその研究・発表・質疑応答を通して測定される。学生の自己評価、卒業後の評価という視点からは、2011 年度より就業力育成支援事業のプログラムの一つとして「e-キャリアポートフォリオ」を実施した。学生はこのシステムを通して、自らの成長度を把握することができる。また、前述の PROG テストの結果を学生にフィードバックすることにより、自己評価という点において学生自らが客観的に成長度を把握し、今後の学修につなげられるようにした。

また、特別研究の終了時点でのポートフォリオの提出を通して、各学生が自身の長所・短所を自認できるように設定している。これに対して、卒業後の評価は定期的には行っておらず、今後は卒業生アンケート等、卒業後の評価を実施することが課題である。

7) 社会学部

学修効果は、基本的に学期末試験・レポート・平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）等による成績評価をもって、各教員が確認している。また、学生個人の総合的な学修効果を測る評価指標としては GPA が用いられており、学生の学業成績表には必ず記載されている。さらに、学生による学期末授業アンケートが実施されており、その中の各項目が理解度や満足度等を測る指標となる。さらに、学生による学期末授業アンケートの結果は、教員が授業改善を行う際の資料として各自で活用されている。

成績評価の方法については、シラバスや最初の授業において、教員が学生に周知した上で、その基準に基づいて評価を行っており、その方法は適切と考えられる。また、GPA は、全国で開催している保護者面談等の機会において、学生個人の学修効果を分かりやすく提示する際にも用いられている。

また、福祉系学科における社会福祉士国家試験や精神保健福祉士国家試験の受験者数と合格者においては、下記のとおり、例年、高い水準を維持できていることから、十分な成果を上げている。

＜社会福祉士国家試験 合格率＞

	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
全国	30.6%	29.1%	27.5%	28.1%	26.3%
社会学部	42.6%	50.9%	38.8%	42.7%	50.5%

（出典：社会学部教務課資料により作成）

＜精神保健福祉士 合格率＞

	2007 年度	2008 年度	2009 年度	2010 年度	2011 年度
全国	60.4%	61.7%	63.3%	58.3%	62.6%
社会学部	94.7%	100.0%	87.5%	83.9%	95.8%

（出典：社会学部教務課資料により作成）

8) 国際文化学部

英語については、レベル別のクラスを編成するため、入学時に CASEC を受講させている。合計して 1 年生に 2 回、2 年生に 2 回の CASEC テストを実施し、スコアを学生に返却することで自身のレベルを把握させるとともに、教員がその伸び率を測り、教育方法の検証に役立てている。

授業アンケートを実施し、各教員が結果を把握し、教育成果向上に役立てている。現状ではアンケートは教員個人にのみフィードバックされているが、学部内での公開について検討している。

また、学生に「満足度の高かった授業」についてのアンケートを実施し、学生の満足度

について測定している。満足度の高かった授業を他の教員に公開しており、他の教員へのシナジー効果を狙っている。さらに、基礎演習についてアンケートを実施し、その進め方や方法について検証している。加えて、本学部におけるプロフェッショナル英語コース生（卒業生を含む）に対し、アンケートを実施し、今後のコースのあり方について検証した。

海外へ留学する学生数の多さが、本学部の行っている教育成果の一つである。現地で培った語学力や異文化理解についての経験が、帰国後の学修に活かされるだけでなく、これから留学を考える学生にとっても、留学した者の存在は大きく、交流会を設けていることでシナジー効果を発揮している。

9) 政策学部

2011 年度開設学部のため、教育成果の蓄積はないが、授業アンケートを実施し、各教員が結果を把握し、FD 研究会や報告会を実施して教育成果の向上に役立てている。

今後、第一期卒業生の卒業時に、学位授与の方針に関する意識調査の取り組みを検討する。

本学独自の取り組みである龍谷 GP において、コミュニケーション・ワークショップ演習の科目設計、運営、評価を行っている。

最初の卒業生は 2015 年卒業となるが、キャリア委員会を既に設置し、2012 年度には 2 年生にむけて、公務員志望者や民間企業志望者のためのキャリアセミナーを政策学部独自で開催、また公務員志望学生の自主勉強会の立ち上げ支援を行い、公務員試験の合格者を多数輩出できるよう取り組んでいる。

また、(財) 地域公共人材開発機構の「地域公共政策士」資格における第 1 種プログラムについて「環境政策基礎能力プログラム」「都市政策基礎能力」2 プログラムについて認証を受けており、所定の単位履修による第 1 種プログラム取得者の輩出も期待され、その状況も把握していく。

10) 文学研究科

2011 年度から実施しているアンケートについては、カリキュラム・研究指導体制に関する内容が中心となっている。教育目標に沿った成果の把握をより一層促進させるため、2012 年度以降に実施するアンケートに関しては教育目標に沿った成果を把握できるよう、設問等の改善を検討している。

11) 法学研究科

研究科生の学修成果を測る評価指標を開発し、それに基づいて評価を行うという点での組織的な取り組みはなされていない。学生の学修成果に対する評価は、科目毎に担当教員の責任の下で成績評価として実施されている。

12) 経済学研究科

教育目標に沿った成果の検証にあたっては、研究科生の学修成果を評価する仕組みが必要である。経済学研究科では、その学修効果を図る評価指標について、GPA 制度を導入し、成果検証に役立てている。GPA 制度については『履修要項』に詳細を明示する等、履修指

導を行っている。また、『履修要項』に学位論文や課題研究の審査基準を明示し、指導教員および研究科生が内容を理解したうえで学位審査を行うことで、学位審査・修了認定の客観性・厳格性を担保している。

また GPA の評価は、奨学金やフィールド調査補助費の選考において活用することで、研究科生の学習意欲向上を意図している。

13) 経営学研究科

学生の学修成果を測る評価指標を開発し、それに基づいて評価を行うという点での組織的な取り組みはなされていない。学生の学修成果を評価するための評価方法は、一人ひとりの教員の裁量に任されており、各授業の成績評価として実施されている。

研究科の修了生および就職先に対する学修成果の調査は一部の教員により行われている。なお、社会人研究科生については、修了後も引き続き現職にとどまるのが一般的であり、どのような形で学修成果を測定するのが適切であるかを検討する必要がある。

14) 社会学研究科

社会学研究科は、社会学専攻（社会学コース、ジャーナリズムコース）と社会福祉学専攻から構成され、その授業・演習内容も多岐にわたる。また、研究科生も、学部からの進学者に加えて、社会人、留学生と多様である。

研究科生の学修効果は、社会学専攻に設置された専門社会調査士課程においては、専門社会調査士資格を取得するための科目や内容が、資格を出す一般社団法人社会調査協会によって決められており、一定程度学修成果を測定することができていると思われる。

学位授与状況は以下の通りである。

2007 年度：修士課程 8 名

2008 年度：修士課程 7 名

2009 年度：修士課程 18 名、博士後期課程 2 名

2010 年度：修士課程 12 名

2011 年度：修士課程 17 名、博士後期課程 3 名

15) 理工学研究科

理工学研究科では、研究科生の学修成果を測定するための評価指標の開発とその適用という視点から、各専攻の教育目標に基づき、科目毎に到達目標を設定し、その目標に基づき成績評価を実施している。基本的には学期末試験、レポート、平常点（課題、発表、小テスト、質疑応答等）による成績評価をもって、教育効果を測定している。各教員はその評価を基にして研究科生の到達の程度を確認しており、これらは必要に応じて、授業の改善に役立てられている。成績評価の方法については、シラバスや最初の授業において、研究科生に周知徹底しており、学修を促している。さらに講義については、定期的に研究科生による授業評価を行い、教員各人の授業改善の資料としている。また、学位授与方針に基づいて最終的な学修成果の評価指標として、修了・学位授与要件を設定している。研究活動において、研究室や研究グループ内で日常的に研究発表をさせるなどして指導効果を測定している。さらに、最終的な学修成果の測定として、特別研究の公聴会を実施してい

る。理工学研究科全体に論文の要旨を配付するとともに、前述の公聴会を通して全ての教員が研究のレベルを把握するようにし、指導効果を評価している。大学院においては、主指導教員が中心となり、これらの方法で、教育・研究指導の効果を測定しており、概ね適切であると考ええる。上記のとおり評価指標を設定しているが、今後は、より具体的な目標に対する達成度評価を実施すべきと認識している。研究科生の自己評価、卒業後の評価という視点からは、2011年度より就業力育成支援事業のプログラムの一つとして「e-キャリアポートフォリオ」を実施した。学生は同システムを通して、自らの成長度を把握することができる。特別研究の終了時点のみならず、修士課程1年次の終了時点等においても自己評価書を提出させている。これらの自己評価書の提出を通して、各研究科生が自身の長所・短所を主観的かつ客観的に自認できるように設定している。修了後の評価は定期的には行っておらず、今後は修了生アンケート等、修了後の評価を実施することが課題である。

16) 国際文化学研究科

修士課程においては、第1 Semesterに「研究題目届」、第2 Semesterに「修士論文計画書」を提出させることで、各研究科生の論文完成に向けての自覚を促してきた。2012年度からは、これらに加え、学年始めの履修登録の際に当該年度に履修する「履修計画書」を提出させ、指導教員による系統的な履修についてのアドバイスを受ける機会を設けた。第2 Semester終了前に「研究経過報告書」を提出させ、さらなる体制づくりに努めている。これらのシステムの整備により、研究科委員会は各研究科生の論文の進捗状況を把握・確認することができている。

博士後期課程では、第1 Semesterに「研究計画書」を、第2 Semesterに「研究経過報告書」を提出させ、研究の理論的枠組み、基礎的資料・データの収集・整理などの妥当性について研究科委員会で確認し、第4 Semesterに再度「研究経過報告書」を提出させて進捗状況を確認し、その上で「公開研究発表」を経て博士論文を提出させることとしている。

また、修了時に行った「国際文化学研究科カリキュラムについての修了生アンケート」における以下項目で、教育目標に沿った成果を確認している。

- ・より高度な専門的知識を身につけた（はい 100%）
- ・将来や研究、就職につながる勉強ができた（はい 88.8%）

17) 実践真宗学研究科

2011年度から修士論文や特定の課題、カリキュラムに関するアンケートを実施し、現状把握に努めた。そのアンケート集計結果によると、各履修要件区分の目標に沿った成果が一定程度上がっているとの回答が多くを占めたが、さらなる成果向上に向けた課題も明らかになったことから、2012年度中に開催される実践真宗学研究科委員会で課題に対する検討を行う予定である。

18) 政策学研究科

開設2年目で修了生が1年制の社会人院生のみのため、教育目標に沿った成果を測ることは難しいが、例えば、地方自治体職員である社会人院生が修士論文を基に策定した政策

により、優良職員表彰を受けるといった、研究と現場を繋ぐ具体的な成果がすでに出てきている。「地域公共政策士」資格についても、初年度から2名の資格取得者を輩出している。

政策学に関する成果は、例えば個別政策の継続的効果やそれがもたらす地域社会の変革等、短期的あるいは数値的に測ることが難しいため、教育目標の成果を具体的に測る指標は今のところ検討されていないが、研究科生への直接的な教育成果については、年度末の修了生向けカリキュラムアンケートによって情報を収集している。また、2012年度以降は、若手研究科生の修了生の進路の把握によって、教育目標と社会ニーズが合致しているのか、その成果について分析を行う。さらに、長期的な成果については、2003年度に発足したNP0・地方行政研究コースは修了生のネットワークがすでに構築されているため、このネットワークを活かして修了生の社会における活躍を随時把握していき、教育目標の定期的な検討に活かしていく。

（２）学位授与（卒業・修了判定）は適切に行われているか。

１）大学全体

ここでは、学部共通・研究科共通の状況について示す。

ア）学部共通

学位授与に関する手続きは、「龍谷大学学位規程」に基づき、各学部教授会において厳格に運用している（資料 4(4)-4 p.263）。また、学部共通コースについては、「コース修了に必要とされる単位数およびコース修了認定方法」を、当該学部の『履修要項』に明示し、各学部共通コース運営委員会においてコースの修了判定を実施し、結果を当該学部に報告している。

また、一部の学部においては、卒業論文や卒業研究を卒業要件としている。このことは「学位授与の方針」にも示されている。

イ）研究科共通

学位授与に関する手続きは、「龍谷大学学位規程」の他、「学位審査の客観性、厳格性の確保にかかる申し合わせ」や各研究科が定める学位に関する要項や内規に基づき、各研究科委員会において厳格に運用している。

研究科の学位審査および修了認定は、研究科により審査基準に差異があるものの、『履修要項』や内規等で明示し、これに基づき審査が行われている。また、全研究科において主査と副査の複数者で学位論文等を審査する体制があり審査の客観性を保っている。

また、2010年度に各研究科の学位授与までのプロセスおよび学位審査基準に関する調査を実施した。これは、他研究科の審査基準を参考として、自研究科の学位授与の客観性・厳格性の確保に努めることを目的に実施し、その調査結果については、全研究科長により構成される大学院政策推進委員会で共有している。この調査結果に基づき、各研究科において審査基準等の見直しが行われた。

研究科横断型のアジア・アフリカ総合研究プログラムについては、プログラムの修了判定を運営委員会で行い、当該研究科に報告している。当該研究科は、その報告を基に研究科委員会で審議し、学位授与を行っている。

2) 文学部

卒業判定については、学則第6条に基づき、文学部教務課職員によるダブルチェックの後、教務委員会において審議を行っている。その上で教授会に諮り確定させている。

必修としている卒業論文については、各学科・専攻とも主査・副査による複数審査体制をとり、論文提出後に主査・副査による口述試問を実施し、成績評価について担当者の判断のみとならないような体制を採っている。

なお、前回認証評価において、「文学部の卒業判定の合格率が低く、少人数教育の成果が必ずしも機能していないことも考えられる。退学者の実態などを通じて、学生の修学状況を把握する必要がある。」と助言を受けた。

指摘を踏まえ、退学者の退学理由について調査し、学生の修学状況等の改善に向けた取り組みとして、単位僅少者に対する面談・指導をより組織的に強化した。2008年度からは「卒業論文自己評価」を実施し、卒業論文への取り組みの実態把握と教育指導の改善に努めている。2009年度には履修登録制限単位の見直しを行い、4年間を通してより計画的に学修するよう学生に促した。また、2010年度には必修科目である基礎演習において、ほとんどの学科・専攻の基礎演習にTAを導入した。その他、学生の学修面だけではなく生活・精神面でのサポートにも取り組むために、学生が悩みごとを気軽に相談できるような体制を構築した。また、「FD研究会」において、卒業決定率の改善に資するテーマを取り上げ、認識を共通のものとしている。

ただ、2011年度の卒業決定率は72.5%と改善には至っていない（大学データ集〈参考〉表8）。しかし、初年次教育にはじまる継続的かつ多面的な取り組みの成果は、今後徐々に現れるものと考えられる。5年生以上の学生に対しては、教員と文学部教務課とが連携して履修のみならず生活面での指導・支援する体制を整える。

3) 経済学部

経済学部における学位授与に必要な単位数および卒業判定の方法については、4年以上在学の上、所定の科目（124単位以上）を履修し、その単位を修得した者に対して、学長が教授会の議を経て卒業を認定する。また、学部共通コース所属学生は、所属コースの修了要件を満たすことが必要である。

卒業判定については、毎年3月卒業と9月卒業において、執行部会議および教授会で厳格に審議され、認定を行っている。

なお、これら学位授与の方針については『履修要項』およびホームページに明示している。

4) 経営学部

経営学部の教育課程を修了するには、4年以上在学しなければならない。これは単なる在籍期間ではなく、学修期間が4年以上必要ということであり、休学等による学修中断の期間は在学期間に加えない。また、コース制（学部内および学部共通）を導入していることから、全てのコースで最低卒業要件単位数を125単位（2007年度以前入学生は124単位）としている以外は、各々のコースごとに卒業要件の科目と単位数を設定するとともに、教育課程を体系化させ最低到達目標を掲げている。この到達目標を達成し、変化の激しい時

代に対応できる能力（課題説明・発見・解決能力）を修得した学生に学士（経営学）の学位を授与することと定めており、毎年度教授会において厳正に判定が行われ適切に運用ができていているものと判断する。

なお、卒業判定は、毎年度末（3月）を原則としているが、教授会が必要と認めるときは、在学期間が4年以上の者に対して、第1学期終了時（9月）に卒業を認定することがある。

5）法学部

学位授与の方針を『履修要項』の冒頭に明示し、学位授与にかかる卒業判定を教授会において行っている。

なお、第一次卒業判定結果の通知後一定期間、成績疑義を申し出る機会を設定している。ここで成績疑義を申し出た学生について、教授会において第二次卒業判定を行っている。

6）理工学部

理工学部では、学位授与の基準、学位授与手続の適切性という視点から、「学位授与の方針」とともに、その方針に基づいた卒業・進級要件に関して、『履修要項』を通して学生に周知徹底している。つまり、学位授与の方針が明示され、学位授与手続（卒業判定）が適切に行われており、それに沿って、卒業生の質保証に結びついている。卒業判定は、学科会議の議を経て、主任会議、さらに教授会で厳格に審議し、卒業判定を行っており、学位授与は適切に行われている。『履修要項』に卒業要件を明示し、学位授与手続（卒業判定）の手続きが適切に行われていると言える。学位授与手続については、拠り所となる規程等について、文言の曖昧さをなくすため、記述内容を見直すこととしている。

7）社会学部

学位授与に必要なとされる単位数は、全学科とも124単位であり、その内訳は、大きく分けて、教養教育科目・専攻科目・フリーズーンの3つのカテゴリーからなる。単位認定方法については、①単位の認定を受けようとする科目の履修登録を行うこと、②その科目の授業に出席し、履修に必要な学修をすること、③その科目の試験を受け、その成績評価で合格（60点以上）をすることの3点であり、これらを基準として総合的に評価を行うとともに、学位授与の方針に基づき、要件を満たす者のみに認定を行う。

これらのことについては、『履修要項』に明記されており、学生には、学期始めのガイダンス等で周知し、それを厳格に運用している。

8）国際文化学部

国際文化学部では、卒業に必要な124単位のうち、外国語20単位、学部基礎科目16単位（「基礎演習A・B」「調査分析の基礎A・B」の8単位必修）、学部専攻科目40単位（主専攻24単位、副専攻16単位）、教養教育科目18単位（「仏教の思想A・B」の4単位必修含む）、卒業論文・卒業研究6単位、フリーズーン24単位以上を取得する必要がある、幅広い基礎分野の知識と専門的な知識のバランスを保つことで卒業が可能となっている。

特に、卒業論文または卒業研究を必修とすることで、学位授与に対する厳格な判定が行

われている。

さらに、2010 年度からは最優秀卒業論文、優秀卒業論文を、加えて 2011 年度からは最優秀外国語卒業論文を、その内容の選考やプレゼンテーションを実施したうえで選出している。評点や単位が演習担当教員の裁量で決定される点に変更はないものの、演習担当教員間に一定の緊張関係を保つことで、卒業論文全体のレベル向上に資するものと考えられる。また、これらの発表を在学生に聴講させることで、卒業論文作成のモチベーション向上に役立っている。

9) 政策学部

2011 年度開設学部のため、学位授与（卒業・修了判定）はまだ行っていない。ただし、学位授与についての規程は整備しており、今後これによって授与を進めていく。

10) 文学研究科

龍谷大学学位規程および龍谷大学大学院学則に基づき、文学部教務課職員によるダブルチェックの後、教務委員会において審議の上で、研究科委員会に諮り、判定を確定している。

11) 法学研究科

学位授与の方針とその手続きを『履修要項』に明示し、また、学位論文の審査基準を『履修要項』に明示した上で、複数の教員が試問を行い、学位審査・修了認定の客観性・厳格性を確保する体制を構築している。こうした仕組みの上に立ち、学位授与にかかる修了判定を研究科委員会において行っている。

12) 経済学研究科

経済学研究科では、教育理念・目的に従って、修士課程、博士後期課程の学位授与の方針を明確にし、学位授与の手続きを行っている。

修士課程では、1 年もしくは 2 年以上在学することを条件として、所定科目を 32 単位以上修得した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。その際、外国語に通じていることと、合同演習で合計 2 回以上の研究発表を行うこと、龍谷大学経済学研究科研究指導・学位論文・課題研究規程に基づき、必要な研究指導を受けた上で、修士論文ないしは課題研究を提出し、その口述試験に合格することを条件に加えている。

また、博士後期課程では、3 年以上在学することを条件として、演習を主とした所定科目を 12 単位以上修得した者に対して、研究科委員会の議を経て修了を認定する。その際、2 本以上の論文公表を行うことと、合同演習で合計 3 回以上の研究発表を行うことと、龍谷大学経済学研究科 研究指導・学位論文・課題研究規程に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その口述試験に合格することを条件に加えている。

なお、学位論文・課題研究の審査基準については、研究指導・学位論文・課題研究規程を定め、『履修要項』およびホームページに明示したうえで、主査・副査を含む複数の教員が審査している。博士論文の審査においては、3 名以上の審査委員のうち、学外（他大学）からの審査委員を 1 名加えることを取り決め、学位審査・修了認定の客観性・厳格性を確

保する体制を構築している。

13) 経営学研究科

修了要件に従って履修が行われ、修了要件を満たしているかどうかの判定は、経営学研究科委員会が行っている。修了に必要な条件は、あらかじめ『履修要項』に明示している。学位請求論文については、指導教員が研究指導を行うだけでなく、構想報告会と中間報告会での研究発表を通じて、経営学研究科教員からの指導と助言を得ることになっている。修士課程における論文の審査は、指導教員である主査の他に副査が加わり、論文審査と口述試験を行って、厳格な審査を行っている。

14) 社会学研究科

学位授与に関しては、社会学研究科研究指導要項、社会学研究科修士論文審査規程、社会学研究科における課程博士学位授与に関する内規、社会学研究科における博士課程によらない者の博士学位の授与に関する内規等を明確に定め、それらに基づき手続きを適切に行っている。特に、博士号に関しては、中間報告を義務づけ、学位請求論文執筆資格審査、学位請求論文事前審査、学位申請および学位授与審査を行い、客観性・厳格性を確保する体制を構築している。

15) 理工学研究科

理工学研究科では、学位授与基準、学位授与手続の適切性という視点から、学位授与の方針と学位授与方針に基づいた修了要件に関して『履修要項』を通して学生に周知徹底している。つまり、学位授与の方針が明示され、学位授与手続き（修了判定）が適切に行われており、それに沿って、修了生の質保証に結びついている。学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策という視点から、「龍谷大学大学院理工学研究科学位論文審査等規程」を『履修要項』に掲載することで周知を図っており、上記規程に基づき、論文審査を実施している。

また、修士課程および博士後期課程の学位論文は複数の口述試問委員によって審査され、その合議によってまず論文の水準が審査され、その合否案が決定され、次いで研究科委員会に報告され、合否が審議・決定される。博士学位論文の審査にあたっては、口述試験の公告を学内に掲示し、また審査委員を通じて学外の関係者にも通知を行う等、審査の公開性を高める努力をしている。研究科委員会では、審査員と口述試験委員が詳細な審査・試験結果報告を行い、審議の後、無記名投票で学位授与の可否を決定している。理工学研究科では、口述試験を「公聴会」と称し、他の専攻の教員や学外者も聴くことができるよう日程を公表している。

16) 国際文化学研究科

学位授与方針とその手続きを履修要項等で明示し、適切に実施している。また、「国際文化学研究科学位論文に関する規程」に則り、学位論文の審査基準を履修要項に明示した上で、修士課程・博士後期課程ともに3名以上の審査委員（国際文化学研究科外からの招聘も奨励）による諮問と合議を厳格かつ公正に行うことで、学位審査・修了認定の客観性・

厳格性を確保する体制を構築している。

修士課程、博士後期課程ともに研究科生は所定の時期に研究計画書と研究経過報告書を提出することが義務付けられており、博士後期課程においては、博士論文提出資格試験として「博士論文研究計画を中心とする試験」および「研究に必要な外国語試験」を実施している。併せて、博士論文には研究科委員会の下に受理委員会と審査委員会を構成し、審査を行っている。

17) 実践真宗学研究科

龍谷大学学位規程および龍谷大学大学院学則に基づき、文学部教務課職員によるダブルチェックの後、研究科委員会に諮り、判定を確定させている。

18) 政策学研究科

学位授与の方針については、『履修要項』で明示しており、以下のプロセスの中で適切に修了判定が行われている。

政策学研究科の修士課程を修了するためには、32 単位以上（修士論文指導である「特別研究」4 単位修得を含む）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文ないし課題研究を提出してその審査および最終試験に合格する必要がある。修士論文・課題研究の審査は、教務委員会で調整し研究科委員会で承認された 1 名の主査および 2 名の副査により行われる。

政策学研究科の博士後期課程を修了するためには、12 単位以上（博士論文指導である「特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の 12 単位修得を含む）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出してその審査および最終試験に合格する必要がある。博士課程の修了および博士論文の審査は、厳格性と透明性に基づいた一連の手続きによってなされる。課程の修了の可否と博士論文の可否の審査にあたっては、3 名の審査委員を政策学研究科委員会で選出し、審査委員会を構成する。審査委員会の厳正なる審査報告に基づいて、政策学研究科委員会において課程の修了の可否、論文の可否について議決する。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

これまで、授業改善を目的とした「学生による学期末の授業アンケート」について実施してきたが、学生自身の学修成果を把握する方策は十分講じていなかった。

2011 年度に理工学部と国際文化学部が試行的に実施した『学位授与の方針』に関する達成度調査の結果について、教務会議において情報を共有している。2012 年度には、5 学部が同調査を実施し、その他の学部も学部独自で調査を行うこととなっている。

学位授与に関する手続きは、龍谷大学学位規程に基づき、各学部教授会において厳格に運用している。

研究科においては、学位規程の他、各研究科が定める学位に関する要項や内規に基づき、研究科委員会において厳格に運用している。研究科の学位審査及び修了認定は、研究科により審査基準に差異があるものの、その内容を『履修要項』に明示しており、これに基づき審査が行われている。

以上のような取り組みから、評価方法や評価指標の開発に努めているが、学修成果を把握し、検証するという点では達成が十分ではないと判断し、今後の課題と認識している。

（１）効果が上がっている事項

学生自身の学修成果を把握する一方策として 2011 年度に理工学部と国際文化学部が試行的に実施した『学位授与の方針』に関する達成度調査の結果について、教務会議において情報共有し、2012 年度には、5 学部が同調査を実施することとなり、その他の学部も学部独自で検証を行うこととなった。

（２）改善すべき事項

授業内容・方法等の改善資料として活用するために実施している「学生による学期末の授業アンケート」について、大学教育開発センター会議において結果を共有し、組織的な活用ができるようにしているが、実効性に関する検証が不十分であるとともに、学生の学修成果を適切に測定するための設問項目の設定やより有効な実施方法の検討が必要である。

また、研究科における学修成果を測る仕組みについては、組織的に取り組む状況には至っていない。卒業生に対する学修成果に関する調査も実施できていない。

3. 将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

学修の成果の把握に関する各学部の主体的な活動を全学で共有するとともに、複数の学部が実施する『学位授与の方針』に関する達成度調査と各学部独自の調査の結果を教務会議において共有し、課題の確認と改善に向けた取り組みを推進する。

（２）改善すべき事項

授業アンケートをはじめとする授業改善に向けた様々な取り組みについて、学修成果と関連性づけて有機的に検証できる仕組みを構築する。

研究科においては、学修成果を測る仕組みとして、学部の取り組みに準じた方策を検討する。

これらの改善の方向性に関連して、大学教育開発センターの指定研究プロジェクトにおいて、学生と教員の教育に関するツールの一本化を目的とした「Web 履修登録・Web シラバス・授業アンケート機能を包括した『学修記録（仮称）の構築』」が 2011 年度に進められ、2012 年度の大学教育開発センター会議において実施に向けた審議が継続している。また、研究科における学修成果を測る仕組みに関連して、2011 年度に「大学院における FD の実質化に関する研究」を行い、研究科生の意識を知るためにアンケート調査を行った。このアンケート調査は 2012 年度も行っている。

卒業生への学修成果に対する調査については、自己点検・評価でも全学的な努力課題として改善の指摘があり、教学企画部とキャリアセンターが連携し、2012 年度の試行的実施に引き続き、継続的に実施していく。

4. 根拠資料

- 4(4)-1 平成 24 年度 全学協議会議題資料
- 4(4)-2 英語力向上のための基本学修事項－文法・単語・構文・熟語
- 4(4)-3 学位審査の客観性・厳格性の確保にかかる申し合せ
- 4(4)-4 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)

V. 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

1) 大学全体

本学は、建学の精神(浄土真宗の精神)に基づいて、「平等」、「自立」、「内省」、「感謝」、「平和」の意味を深く理解し、豊かな人間性と共生(ともいき)の精神を涵養するとともに、人間教育、教養教育、専門教育を通じて「広い学識」と「進取の精神」を持って人類社会に貢献する人間を育成することを「教育にかかる基本方針」として定め、ホームページに掲げている。

この基本方針に基づき、2009 年度第 2 回全学教学会議(2009 年 10 月 22 日開催)において、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」とともに、「入学者受入れの方針」の策定に係る「基本方針」を以下のとおり定めた。

「入学者受入れの方針」の定義と考え方

「入学者受入れの方針」とは、「学位授与の方針」を実現するため、本学が入学生として求める人間像及び基礎学力や資質等を示すとともに、入学者選抜・入学者確保の方法に関する方針を明示するものである。

本学が入学生に求める人間像については、「学位授与の方針」との関係において、整合性・適切性に配慮した内容とする。また、入試方法や入試科目との関係については、「教育課程・編成実施の方針」との整合性・適切性が図れるよう明示する。なお、高等学校において履修すべき科目等、「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示することが望ましい。

(出典：2009 年度第 2 回全学教学会議<2009 年 10 月 22 日開催>資料)

この基本方針を基に、各学部・研究科はそれぞれの「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とともに「入学者受入れの方針」を定め、『入学試験要項』、大学院案内誌『龍谷大学大学院』、ホームページにおいて明示している(資料 5-1~3)。

大学としての「入学者受入れの方針」は、以下のとおり、2009 年度第 11 回入学試験委員会(2010 年 2 月 4 日開催)において定め、『龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド』、『入学試験要項』に明示している。

価値観が多様化する社会において、本学の建学の精神を体现するための意欲と各学部での教育に必要な適性を有した学生を、幅広く受け入れることを基本とします。

(出典：龍谷大学・龍谷大学短期大学部 入試ガイド)

ア) 当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示

学部においては、各学部の「入学者受入れの方針」で、高等学校での学習において特に修得しておくべき内容について示しており、これらを『入学試験要項』やホームページで

明示している。また、一部の推薦入学試験においては、国際文化学部で英語の評定平均値やTOEIC®、TOEFL®等のスコア、経営学部で簿記検定や情報処理検定の検定合格、高等学校での教科の評定平均値や各種資格・検定試験等の合格を出願資格として設定しているものもある。さらに、大学入試センター試験を利用する入試では、経済学部で「数学」、国際文化学部で「英語」を重視した方式を設定している。

イ) 障がいのある学生の受け入れ

本学では、障がいのある学生の受け入れに関して、1993 年に「障がい者への教育援助について」を定め、以来改正を加えながら、全学的に統一された対応を図っている。その基本的な考え方は次のとおりである。

- ①すべての学生が社会参加に向けて主体的に取り組むことを支援するという視点に立ち、障がいを持つ学生一人一人のニーズを把握し、その持てる力を高め、学生生活や学修上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。
- ②障がい学生の人数や状況を把握し、適切かつ効果的な支援を行えるよう努める。
- ③支援は、障がい者と大学の相互協力によってなされるべきものであり、原則として支援を申し出た学生を対象とする。

この基本的な考え方にに基づき、障がいのある学生が入学を希望する場合、入学試験において、それぞれの種類や程度に応じた受験特別措置を講じている。その内容は『入学試験要項』において明示しており、出願前に申し出た対象学生に対し、入試部が受験時や入学後の学修に関する個々の相談に応じている。

受験特別措置を望む対象者には、受験に関する詳細な事項を記載した『入学試験要項(別冊)』を渡し、必要に応じた対応を講じている(資料 5-4)。

ウ) 外国人留学生の受け入れ

本学では、「入学者受入れの方針」に基づき、多様な学生を幅広く受け入れるため、外国人留学生入学試験を年2回(4月入学、9月入学)実施し、留学生を積極的に受け入れている。また、国際交流を推進するため、世界22カ国・地域の計48大学(2012年12月11日現在)と学生交換協定を締結し、毎年70～80名の学生を交換している。

なお、過去5カ年の留学生の受け入れ状況は以下のとおりである。

各年5月1日現在(人)

年度	正規留学生			特別留学生		留学生 別 科	外国人 特別生	特 別 専攻生	研究生	合 計
	学部	大学院	短大	学部	大学院					
2008	324	63	1	60	5	32	0	3	6	494
2009	309	88	3	60	7	28	0	10	6	511
2010	308	104	2	60	6	41	0	11	3	535
2011	309	125	2	59	6	41	0	7	2	551
2012	330	115	1	54	11	19	0	7	5	542

* 交換留学生数は、特別留学生に含む。

(出典：国際部資料により作成)

研究科においては、法学研究科と政策学研究科にて開講している「NPO・地方行政研究コース」の「入学受入れの方針」は、次のとおりである。

NPO・地方行政研究コースでは、大学院学生が備えるべき能力として、①協働型社会の担い手に必要な実践的、実務的能力、②世代・職業分野をこえてコミュニケーションできる能力、③地域社会の潜在的力を引き出す分析能力と提言能力を挙げている。

この観点から、次のような人を求めている。

1. 協働型市民社会の担い手として、理論と実務を学び、地域社会の変革につなげたいと考える人
2. 協働型市民社会を構成する人々がもつ多様な価値観の存在を意識し、多角的な視野をもち地域の課題に取り組む能力を身につけたいと考える人
3. 専門に関わる経験あるいは知識をもち、理論と実務をつなぐ学修、研究環境において自らの能力を伸ばしたいと考える人

(出典：『龍谷大学大学院』)

以下、各学部・研究科の項において、「入学受入れの方針」を示す。

2) 文学部

文学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。

文学部では、建学の精神に基づいて、人文学の知的体系の研究・教授を通じ、現代社会の複雑な変化や諸問題に、自己を見失うことなく積極的・主体的に対応しつつ、社会に貢献できる教養及び専門性を備えた人の育成を目指しています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 文学部の教育理念や目的を十分に理解している人
2. 明確な目的意識と学修意欲を持った人
3. 人文学の基盤となる「言葉」に対する鋭い感覚と正しい理解、そして豊かな運用能力のさらなる向上をめざして努力することのできる人

ついては、高等学校等での学習では、直接「言葉」に関する教科である「国語」、「英語（外国語）」を中心としつつ、志望する学科・専攻での専門的な学修に必要な基礎的学力を養いうる教科についても幅広く学んでおくことを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

3) 経済学部

経済学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。

経済学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。経済学部では、21世紀初頭において日本と世界の経済が大きな転換期を迎えるなかで、経済のグローバル化、情報化、地域経済の役割の増大などといった現代社会が直面する課題に対応できるような人の育成を目指しています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 社会に対する幅広い関心を持ち、主体的に学修できる人

2. 様々なツールを用いて、自己を豊かに表現する能力をもった人

3. 新たな問題を発見し、その解決に自ら進んで取り組む人

ついては、高等学校等での学習では、経済学部で教育を受けるうえで必要な幅広い教科の内容をしっかりと勉強することを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

4) 経営学部

経営学部の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

経営学部では、学生のそれぞれの学修目標にあわせて、少人数の演習学修と、理論と実践を組み合わせたカリキュラムを提供することによって、変化の激しい時代に対応でき、社会から信頼される経営人（働くことを通して社会に貢献する人材）を育成することを目指しています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 確かな目的意識と学修意欲をもった人

2. さまざまな場面で基本的な能力として求められるコミュニケーション能力をもった人

3. 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組む人

ついては、高等学校等での学習では、国語や外国語の習得によりコミュニケーション能力を磨き、また社会科科目の幅広い習得により知的好奇心を高めることを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

5) 法学部

法学部の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

法学部では、日本国憲法の理念を基礎に、法学と政治学の教育・研究を通じて、広い教養と専門的な知識をもって主体的に行動し、鋭い人権感覚と正義感のもとに自ら発見した問題を社会と連携して解決できる、自立的な市民の育成を目指しています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 現代社会に生起する諸問題に広く関心を有するとともに、その解決に取り組む意欲を有する人

2. 問題を論理的に分析する能力や、自らの意見を論理的に表明する能力を有する人

3. 自ら問題を発見し、それについて自ら考え、行動する能力を有する人

ついては、高等学校等での学習では、国語や英語の学習を通して論理的思考力を養うとともに、他者の考えを理解し自らの考えを表明する力を鍛えること、歴史などの社会科科目の学習を通して現代社会に対する問題意識を高めることを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

6) 理工学部

理工学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。

理工学部では、現代の自然科学を代表するキーワードである「情報」「システム」「エネルギー」「材料・物質」「環境」に対応し、人間と地球環境に調和した科学・技術の発展を支える6学科で構成されています。それぞれの学科において、最新の理学と工学を融合させることにより、新しい視点に立った学問の道を開き、時代の要請にかなった先端技術の発展に寄与しうる人材の育成を目指しています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 広い分野にわたり基礎学力に優れ、科学的センスを持っている人
2. 明確な目的意識と勉学意欲を持っている人
3. 知的好奇心や自然科学への関心を持っている人

ついては、高等学校等での学習では、科学技術を学ぶ上で不可欠な英語・数学・理科を中心に、理工学部で教育を受ける上で基本となる高校での教科を幅広くしっかりと勉学していることを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

7) 社会学部

社会学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。

社会学部では、社会を単なる人と人との結びつきにとらえるだけでなく、社会と環境との結びつきをも重視する必要があると考え、社会や地域における多様な関係を尊重する教育理念を掲げています。このような理念のもと、IT化、グローバル化、少子高齢化など急速な社会変化によって生じる、現代社会の諸課題に対して、創造的に対応できる知識や専門的能力、問題解決能力を持った人の育成をめざしています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 現代社会に関して幅広く関心をもち、社会学部の教育理念を深く理解し、明確な目的意識をもって勉学に取り組む人
2. 社会や地域に生起する諸問題を分析し、その解決を図る方法について考察する能力をもった人（社会学科・コミュニティマネジメント学科）
3. 社会福祉の展開に関して強い関心をもち、社会や地域における福祉活動や対人援助の専門職として社会に貢献する姿勢をもった人（地域福祉学科・臨床福祉学科）

ついては、高等学校等での学習では、様々なコミュニケーションを行う上での基本ツールとなる国語、英語を中心として、社会や身の回りのさまざまな事象に興味、関心を持てるよう、すべての教科を幅広くしっかりと勉強することを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

8) 国際文化学部

国際文化学部の「入学受入れの方針」は、以下のとおりである。

国際文化学部では、自己の文化への理解を基軸としながら、異文化を理解し、かつ尊重し、多様な国際的コミュニケーションのできる能力と人格をそなえた人材の育成

を目指しています。外国語運用能力の向上を図るとともに、国際文化学の専門領域を国際共生、芸術・メディア、地域文化、言語・教育など様々な視点からとらえ学習を深めます。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 国際社会の発展に貢献したいという明確な目的意識をもった人
2. 学部の教育理念を理解し、自身が興味関心の高い国・民族・文化などの専門領域を積極的に学んでいこうとする勉学意欲の高い人
3. 外国語の能力が高く、さらに力をつけたい人

ついては、高等学校等での学習では、入学までに必要な基礎学力として、様々なコミュニケーションを行う上での基本ツールとなる英語、国語を中心として、国際文化学を学ぶ上で基本となる地理・歴史等、社会や文化に関連する科目を幅広く勉強し、併せて日頃から国内外の社会の動向に関心を持つことを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

9) 政策学部

政策学部の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

政策学部では、幅広い教養と専門的な知識を身につけて、社会の持続可能な発展のために行動し、協働型社会を担うために必要な公共性と市民性を持ち、国際的な視点から政策を提案し実行する能力を備えた人の育成をめざしています。

そのため、次のような人が入学することを求めています。

1. 人文・社会・自然科学の領域について幅広い関心を持ち、総合的な観点から現代社会の課題解決に取り組む意欲を持っている人
2. 国際的な視点から都市問題、環境問題などの地域社会の課題を解決することに関心を持っている人
3. 協働型社会を支える公共性と市民性を学ぶ意欲を持ち、政策立案と実施能力を備えた専門的職業人となるために勉学に取り組む人

ついては、高等学校等での学習では、コミュニケーション能力と論理的思考力を養い、国内外の社会問題に関心を持てるように、幅広く勉強することを望みます。

(出典：『入学試験要項』)

10) 文学研究科

文学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

文学研究科では、建学の精神に基づき、各専攻領域に関わる文献資料・史料に依拠し、確固たる基礎学力を養成します。また本学の豊富な蔵書と、専攻ごとに設置された合同研究室を研究拠点として独創的かつ精緻な研究を継承発展させ、自立して研究活動を行うのに必要な高度な研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を培う。これらの学力と能力を基礎として、さらに進んで学術の振興と文化の発展に寄与することを目指しています。

また、本学を含む京都地区の宗教系大学の大学院が構成する「京都・宗教系大学院連合」の履修を通じて単位互換を実施している。また修士課程・博士後期課程ともに

社会人入試を実施し、広く社会的要請にも応えています。

(出典：『入学試験要項』)

< 修士課程 >

修士課程では、広い視野に立って豊かな学識を身に付け、各専攻の学術の基本を修得した上で、さらに進んで各専攻分野における基礎的な研究能力を高め、加えて積極的な学術研究への取り組みを通じて、より高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とし、洞察力に富んだ人材を養成することを目指している。このような観点から、次のような人を求めている。

1. 専攻分野に関する基礎的な研究能力をもった人
2. 積極的な学術研究に取り組みたいと考えている人
3. 高度な専門性を活かした社会貢献を目指している人

< 博士後期課程 >

博士後期課程では、各専攻分野において、進取の気概をもって学術研究を推進し、研究者として自立した研究活動に従事することができ、加えて、より高度に専門的な学術業務に従事するのに必要な研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目標とし、積極的に学術文化の向上と社会の発展に寄与する人材を養成する。このような観点から、次のような人を求めている。

1. 研究者として自立した研究能力をもった人
2. 高度な学術専門業務に従事しようと考えている人
3. 積極的に学術文化の向上と社会発展に寄与することを目指している人

(出典：『龍谷大学大学院』)

11) 法学研究科

法学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

< 修士課程 >

修士課程では、広い視野に立った深い学識と専攻分野における研究能力を育むことを通じて、研究者及び高度の専門性を要する職業人に必要な能力を涵養するという目標に照らして、次のような人を求めている。

1. 大学における4年間の学修によって獲得された一般的教養と専門的教養の基礎の上に、さらに深い学識を得て、研究者及び高度の専門性を有する職業人になりたいと考える人
2. 専攻分野における研究を進め、高度の専門性を要する職業上の実践にその専門性を発揮したいと考える人
3. 世界と地域において協働を育み、共生（ともいき）社会の発展のための理論構築や実践を進めたいと考える人

< 博士後期課程 >

博士後期課程では、専攻分野において自立して研究活動を遂行し、職務を実践することができる研究者及び高度な専門知識を有する専門職業人の養成をめざして、次のような人を求めている。

1. 修士課程における学修により培われた深い学識と研究能力を基礎に、専攻分野において自立して研究活動を遂行できる研究者となりたいと考える人
2. 専攻分野における研究を進め、高度の専門性を要する職務の実践においてその専門性をいかして、職務上の課題を発見し、問題を解決する能力を獲得したいと考える人
3. 現代社会が抱える複雑な諸問題について、その課題を発見、分析、解決し、具体的な解決案を提示して、世界、地域の構成員と協働して、現実の問題を解決することができるようになりたいと考える人

(出典：『龍谷大学大学院』)

12) 経済学研究科

経済学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

<修士課程>

修士課程では、研究者に求められる世界に対する理解と理論構築や応用分析の能力を養い、あるいは高度職業人に必要とされる高邁な理想と学問的知識に裏打ちされた実践能力を育てることを目指しており、次のような人を求めている。

1. 世界と地域社会の平和と発展に貢献することを志し、受験資格を満たし、強い勉学意欲と、潜在力を持つ人
2. 国際水準の研究あるいは高度な実務能力を持つエコノミストたらしめる人
3. 公共的な活動（公的部門・営利部門あるいは非営利部門を問わない）においてリーダーを目指す人
4. 活発で刺激的な学習環境をつくるため、経済学既習者以外にも門戸を開き、多様なバックグラウンドを持つ人を歓迎する

<博士後期課程>

博士課程後期では、国際水準の研究をおこないうる研究者の養成を通じて、世界と地域社会の平和と発展に貢献することを目的とし、次のような人を求めている。

1. 世界と地域社会の平和と発展に貢献する意思のある人
2. 世界に対する深い理解を持つ人
3. 理論的知識と応用分析の基礎的な能力を持つ人
4. 国際水準の研究を実現する潜在力のある人

(出典：『龍谷大学大学院』)

13) 経営学研究科

経営学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

<修士課程>

修士課程では、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる専門職業人及び研究者を育成するため、次のような人を求めている。

○アカデミック・コースは、研究者養成を目的とし、以下のような人を求めている。

1. 修士課程修了後に博士後期課程に進学し、自立した研究者として経営学の研究を深めていくことをめざしている人

2. 研究を進めていく上で必要な経営学に関する基礎的で全般的な知識を有している人

3. 研究を進めていく上で必要な外国語の能力を有している人

○ビジネス・コースは、学部を卒業した後に、修士課程に在籍し、理論・実務の面から経営学をより深く学ぶことを目的とし、以下のような人を求めている。

1. 学部において修得した経営学の基礎的な知識をさらに深めたいと考えている人

2. 研究を進めていく上で必要な経営学に関する基礎的で全般的な知識を有する人

○日中連携ビジネス・コースは、中国ビジネスに特化した人材の育成を目的とし、以下のような人を求めている。

1. 将来中国で起業することをめざしている人

2. 留学生で中国と日本のビジネスについて深く学びたいと考えている人

○社会人ビジネス・コースは、社会人のビジネス経験を理論的に整理し、再教育することを目的とし、以下のような人を求めている。

1. 職場のビジネス経験を理論的に整理したいと考えている人

2. 経営学について深く学びたいと考えている人

○社会人課題研究型コースは、社会人が職場で直面している課題の解決をめざすことを目的とし、以下のような人を求めている。

1. 職場で生起する問題を抽出し、その解決を経営学の視点から理論的にやりたいと考えている人

<博士後期課程>

博士後期課程では、複雑な構造と機能をそなえた現代社会の要請にこたえる自立した研究者を育成するため、次のような人を求めている。

1. 経営学の特定の領域に関しての深い専門知識を有している人

2. 研究を進めていく上で必要な外国語の高い能力を有している人

3. 自ら研究テーマを設定し、論文として執筆していく能力を有している人

(出典：『龍谷大学大学院』)

14) 社会学研究科

社会学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

ア) 社会学専攻

<修士課程>

修士課程では、複雑で多様な現代社会の諸問題を分析できる社会学的な学識と能力を有する専門社会調査士や職業ジャーナリストのような高度専門職業人および研究者を育成することを目的とし、現実社会に対応した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成するため、次のような人を求めている。

1. 様々な現代社会の諸問題を、社会学的視点から研究したいと考えている人

2. 社会学理論と社会調査法についての基礎的な知識や能力を有する人

3. 社会学理論や社会調査の知識や能力を実践的に活かせる職場への就職、また職業ジャーナリストを目指している人

＜博士後期課程＞

博士後期課程では、高度で創造的研究を行うことのできる自立した研究者を育成することを目的とし、社会学およびジャーナリズム論の研究領域で価値ありと認められる研究成果を生み出す能力を有する人材を養成するため、次のような人を求めている。

1. 様々な現代社会の諸問題に関して、修士課程での研究を基盤に、より高度なレベルでの社会学的研究に取り組みたいと考えている人
2. 社会学理論や社会調査法の理解力と分析能力を有する人
3. 大学や研究機関等、高度な研究能力を必要とする職場への就職を目指している人

(出典：『龍谷大学大学院』)

イ) 社会福祉学専攻

＜修士課程＞

修士課程では、現代社会における社会福祉学の専門性と実践性を兼ね備えた高度専門職業人および研究者を育成することを目的とし、現実の社会福祉問題に直結した研究能力と幅広い実践能力をもつ人材を養成するため、次のような人を求めている。

1. 複雑な社会福祉問題を、社会福祉学的視点から研究したいと考えている人
2. 社会福祉学理論と社会福祉実践について基礎的な知識や能力を有する人
3. 高度専門職業人として社会福祉学的知識や社会福祉実践についての能力を実践的に活かせる場への就職を目指している人

＜博士後期課程＞

博士後期課程では、社会福祉学の研究方法を身につけ、創造的で自立した研究者を育成することを目的とし、社会福祉問題の分析における高度の研究能力を有する人材を養成するため、次のような人を求めている。

1. 様々な社会福祉問題に関して、修士課程での研究を基盤に、より高度なレベルでの社会福祉学的研究に取り組みたいと考えている人
2. 社会福祉学理論や社会福祉実践についての理解力と分析能力を有する人
3. 大学や研究機関等高度な研究能力を必要とする職場、あるいは専門職業人としての高度な実践能力を必要とする職場への就職を目指している人

(出典：『龍谷大学大学院』)

15) 理工学研究科

理工学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

＜修士課程＞

修士課程では、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力と専門知識を用いて社会の発展に寄与できる人材の養成を目指す。

このような観点から、次のような人を求めている。

1. 専門領域および周辺領域の基礎知識を充分修得している人
2. 専門分野の研究に対し明確な目的意識と強い意欲を持っている人
3. 持続的学修を行う習慣を持ち、自己発言能力に優れた人

＜博士後期課程＞

博士後期課程では、修得したさらに高度な専門知識と周辺分野での知識を活用して社会に貢献すると共に、科学技術のあるべき道に導くことができる人材の養成を目指す。

このような観点から、次のような人を求めている。

1. 自立して専門領域の研究活動を積極的に行うことができる人
2. 専門分野および周辺分野についての高度の知識を持っている人
3. 科学技術の発展に大いに貢献できる研究者を目指している人

(出典：『龍谷大学大学院』)

16) 国際文化学研究科

国際文化学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

＜修士課程＞

修士課程では、国際文化学に立脚し、各自の専門性を活かした職業を担うことができる人材を育成するため、次のような人を求めている。

1. 自らの研究テーマを国際文化学の理論と方法論で研究することを目指す人
2. 国際社会で自らの専門性や実践能力を示そうと志す人

＜博士後期課程＞

博士後期課程では、高度な専門性や学識、研究能力が要求される国内外の研究機関にて活躍し、国際文化学の発展に貢献できる人材を養成するため、次のような人を求めている。

1. 国際文化学に立脚した専門分野において、自立した研究を目指す人
2. 多様化した国際社会で、創造性・独創性のある研究活動を志す人

(出典：『龍谷大学大学院』)

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

＜修士課程＞

本研究科では、仏教（真宗）の教学・教義を基礎として、現代の宗教的かつ社会的な諸問題に対応するとともに、より高度な実践能力を持ちうる宗教的实践者を養成するため、次のような人を求めている。

1. 現代の社会的要請をふまえ、仏教（真宗）を基盤とした宗教実践・社会実践に高い関心を持っている人
2. 個人や社会が直面する諸問題について解決の方策を専門的に研究する意欲があり、宗教的实践者として現代社会に貢献することへ高い志と熱意を持つ人
3. 地域社会や世界各地において、仏教（真宗）を基盤とした宗教実践や社会実践を行うエキスパートとなることを目指す人

(出典：『龍谷大学大学院』)

18) 政策学研究科

政策学研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

<修士課程>

修士課程では、社会の持続可能な発展に貢献し、地域がかかえる具体的課題を解決することができる政策能力の修得を通じて、協働型社会を担う高度の専門的職業人や研究者を養成するため、次のような人を求めている。

1. 人類的及び地域的課題の解決に取り組み、社会の持続可能な発展に貢献するために政策学を研究したいと考えている人
2. 公共政策分野における高度の専門的職業人をめざす人、及び広く公共政策に関わる業務に携わりより専門性の高い能力を修得したいと考えている人
3. 地方自治体やNPO等で働きながら、政策学を研究したいと志望する人
4. 職場でのキャリアアップをはかり、実務の現場で必要なコミュニケーションやファシリテーションのスキル修得に高い関心を持っている人

<博士後期課程>

博士後期課程では、社会の持続可能な発展について深く考察し、人類的及び地域的課題の解決に必要な政策学の知識と構想力を身につけた研究者、及びより高度の専門的職業人を養成するため、次のような人を求めている。

1. 人類的及び地域的課題の解決に取り組み、社会の持続可能な発展に貢献するために政策学を研究したいと考えている人
2. 政策学についての優れた知識と、政策課題の分析や政策立案に関するより高度な専門的能力を修得したいと考えている人
3. 参加や協働に求められるより高度な専門的能力を獲得し、課題解決志向の実践的な政策学を修得したいと考えている人

(出典：『龍谷大学大学院』)

19) 法務研究科

法務研究科の「入学者受入れの方針」は、以下のとおりである。

<専門職学位課程>

法務研究科では、多様で複雑な現代社会の諸問題に対して、鋭い人権感覚をもって対処する「市民のために働く法律家」を養成するため、次のような人を求めている。

1. 日本国憲法の基本理念を尊重し、正義と公正を実現する法曹になりたい人
2. 社会に対する広い関心と深い理解を持ち、多様で複雑な社会問題に対して高い責任感と倫理観を持って、対処することができる能力を身につけたいと考える人
3. 法曹として求められる高度な専門的知識と、創造的かつ柔軟な法的分析を行うことができる能力を身につけたいと考える人

(出典：『龍谷大学大学院』)

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

1) 大学全体

入学者選抜の実施にあたっては、「大学入学者選抜実施要項」(文部科学副大臣通知)を踏まえて行っている。

本学の入学試験は、「入学試験規程」に則り、厳格に実施することを旨としている(資料 5-5)。この規程は、「龍谷大学の入学試験について長期展望にたってその対策を講じ、各学部および研究科の入学試験を統一的に計画、準備および実施するために必要な事項を定める」ことを目的としたものである。

この規程に基づき設置する「入学試験委員会」は、学長を議長とする大学執行部等によって構成され、全学統一方式を基本とした上で、入学試験制度や試験科目および配点、入学試験に関するスケジュール等、入学試験の根幹的事項について審議・決定している。この他、入学試験を公平・公正に実施・運営するため、出題会議、教科出題委員会、評価委員会、表記・表現点検委員会、入試運営委員会等の組織・体制を整備している。入学試験の実施にあたっては、学長を本部長とする入試本部を設置し、入試実行グループによる必要な体制を構築している。

学力試験を科す一般入試における各教科等については、「入学試験の教科及び内容に関する規程」にて定めている(資料 5-6)。

入試の合否判定については、各学部・研究科において、それぞれの入試における試験結果等を基に、執行部会議の議を経て、それぞれ教授会・研究科委員会にて審議・決定している。

ア) 学部入試

本学の学生募集は、大学全体として入試部が中心となり統一的に行うことを基本としているが、学部別に高校訪問等を実施する等して、個別の学生募集活動も展開している。募集活動の対象は、受験生をはじめその保護者、高校、塾・予備校等であり、主として次のような取り組みを行っている。

①『入学試験要項』の頒布

②学部紹介・学生生活・進路状況等、大学全体を紹介する大学案内誌、各学部の教学内容や学部の特色を紹介する学部別パンフレットの頒布

③オープンキャンパス、入試直前対策講座等の入試関連イベントの開催

④高等学校、予備校等への訪問および高等学校教員対象説明会の開催による情報提供

⑤高等学校等での大学別・分野別説明会への参加

⑥高校生等を対象とした模擬授業の実施

⑦ホームページやモバイルサイト、ダイレクトメールによる情報発信

⑧新聞・雑誌等のマスメディアを活用した情報発信

⑨本学訪問者への個別相談

⑩高等学校による大学見学会受け入れ

本学では、公募推薦入試、一般入試、センター試験利用入試については、『入試ガイド』で入学試験の概要を、『入学試験要項』で出願方法や入学試験実施内容を明示している。そ

れら以外の各種入学試験においては、試験種別毎に作成している『入学試験要項』において、合否判定方法や入学者選抜基準を明示している。

2011 年度入試では、政策学部政策学科および短期大学部こども教育学科の新設、2012 年度入試では文学部臨床心理学科の新設等、学生募集に関わる大きな動きがあり、近畿およびその周辺地区を中心に高校、塾・予備校訪問の回数を増やし、正確な情報提供に努めている。

学生募集活動のメインツールである『龍谷大学・龍谷大学短期大学部 GUIDE BOOK』と『入試ガイド』は計 11 万部を作成し、資料請求者に無料で郵送している(資料 5-7)。また、各学部の学びをより分かりやすく伝えるよう学部毎に独自のパンフレットを作成し、希望者に郵送している。さらに、受験生やその保護者、高等学校・塾・予備校教員と直接面談することは、本学の魅力を直接伝えることのできる機会として有益であり、特に重要とする取り組みである。

その一環で実施しているオープンキャンパスは、年間 15,000 人近い来場者があり、2011 年 6 月、文学部臨床心理学科の開設を機に初めて大宮学舎でも開催した(資料 5-8)。この取り組みにおいて、受験生のみならず保護者や低学年の高校生にも大学での学びや学生生活環境等を知ってもらうために、「保護者対象イベント」、「高校 1・2 年生対象企画」を開催した。

遠方にいる入学希望者にとっては、オープンキャンパスへの参加は容易ではなく、大学の「生」の情報を得ることが難しいことから、全国各地で開催されている進学相談会に出来るだけ多く参加することとし、近畿圏外の受験生や受験生の保護者に大学の情報を伝えるよう努めている。進学相談会への参加件数は、2009(2010 入試)年度 91 会場、2010(2011 入試)年度 128 会場、2011(2012 入試)年度 173 会場と、年々着実に参加会場数を増やしている。2011(2012 入試)年度は、35 都道府県で開催された相談会に参加し、3,055 名の相談者に対応することができた。

さらに、高等学校が主催する進路指導に関する行事にも積極的に参加し、2011(2012 入試)年度においては、のべ 381 校で大学別説明、分野別説明、模擬講義等を行った。これに加え、高等学校からの大学見学をのべ 123 校受け入れた他、高等学校進路指導部への訪問ものべ 1,143 校実施し、大学情報の積極的な提供に努めている。この他にも、入試直前には入試説明会や入試直前対策講座を全国のべ 24 会場で実施した。

時と場所を選ぶことなく情報を提供できるインターネットの活用は、学生募集活動には不可欠であることから、常に新しい情報を提供することを心がけている。Web サイト「入試情報サイト」を設置し、各種イベントの情報、入試に関わる志願者数速報や合否結果発表等、受験生が必要とする情報の提供に努めている。また、2012(2013 入試)年度からは一部スマートフォンにも対応させ、様々なハードウェアから見やすいサイト構築に配慮している。さらに、全国の会場で実施している入試直前対策講座については、来場できない受験生も自宅で受講できるよう、動画配信サービス USTREAM を活用し、入試直前対策講座の Web 版をライブ配信している。この動画配信サービスでは、Twitter を利用して講座受講中に直接講師へ質問をすることもでき、インターネットの利便性を十分に活用した情報提供が実現できている。

本学では、入学者選抜を実施するに当たり、受験生の利便性や経済的負担等に考慮し、

公募推薦入試および一般入試を、全国で複数日程・複数会場にて実施している。2011(2012年4月入学)年度の入試会場等は以下のとおりである。

2012 年度 入学試験会場一覧

入試区分	試験日程	実施会場数	試験会場
公募推薦入試	11/26, 27	11 会場	東京・金沢・名古屋・京都（本学）・大阪北・大阪南・神戸・和歌山・岡山・高松・福岡
一般入試 （A 日程）	1/28, 29, 2/1	22 会場	札幌・仙台・東京・金沢・福井・浜松・名古屋・津・大津・福知山・京都（本学）・大阪北・大阪南・神戸・奈良・和歌山・米子・岡山・広島・高松・松山・福岡
一般入試 （B 日程）	2/11, 12	21 会場	札幌・仙台・東京・金沢・福井・浜松・名古屋・津・大津・京都（本学）・大阪北・大阪南・神戸・奈良・和歌山・米子・岡山・広島・高松・松山・福岡
一般入試 （C 日程）	3/7	12 会場	金沢・名古屋・大津・京都（本学）・大阪北・大阪南・神戸・和歌山・岡山・広島・高松・福岡

＊入学試験会場によっては、設定する試験日程の一部の日に実施している場合がある。

（出典：2012 年度『入学試験要項』より作成）

入学者選抜における透明性の確保のため、入試データ、実施した入学試験問題、合否判定方法等の情報を、『入学試験要項』、『入試ガイド』、『入学試験問題集』に掲載するとともに、ホームページにおいても公表している（資料 5-9）。

また、入試成績の開示については、出願者の意向を確認した上で行っている。学部入学試験のうち、公募推薦入学試験、一般入学試験においては、受験生に対し合否結果とともに入試成績を個別に開示し、合格最低点をホームページ等で公表することで、受験生への説明責任を果たすとともに、入学者選抜方法の透明化に努めている（資料 5-10）。

イ）大学院入試

研究科の学生募集について、各研究科が主体となって取り組んでいる。全学的取り組みとしては、8月に開催するオープンキャンパス時に各研究科の相談ブースを設置したり、キャリアセンターが主催する卒業後の進路に関わる説明会時に大学院案内誌を配付している。

理工学研究科と国際文化学研究科を除くすべての研究科修士課程において、社会人入学試験を実施しており、学部から進学する学生を対象とする一般入試と同様、秋期と春期の2回の出願機会を設定し、多様な学生を受け入れている。博士後期課程においても、春期に入学試験を実施している。また、法務研究科を除く各研究科において学内推薦入試を実施しており、本学出身の学生が進学することで、より「入学者受入れの方針」に沿った学

生確保ができています。

各研究科の入学試験は、研究科毎に記述する。ただし、法学研究科と政策学研究科とで開講している「NP0・地方行政研究コース」を履修するためには、各研究科の入学試験を受験する以外に、独自の推薦入学試験を実施している。その受験資格は、本学と地域人材育成に係る相互協力に関する協定書を締結した地方自治体およびNP0 関連団体からの推薦によるものとしている。

2) 文学部

2012(2011 年度実施)年度 文学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B 日程	英語、国語、選択科目
	C 日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集 (3 教科型)	大学入試センター試験より3教科
	中期募集 (3 教科型)	英語、国語、大学入試センター試験より1教科
	後期募集 (5 教科型)	大学入試センター試験より5教科
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推 薦入学試験	A 方式：面接 B 方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科 対象推薦入学試験	小論文、面接
	伝道者推薦入学試験	英語、エッセー
	スポーツ活動選抜入学試験/文 化・芸術・社会活動選抜入学試 験	小論文、面接
その他の入学試験	社会人推薦入学試験	小論文、面接
	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接
	外国人留学生入学試験	日本語能力試験、英語、専門科目、面接
	編・転入学試験	英語、専門科目、面接
	指定校推薦編入学試験	面接

* 一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から 1 科目選択。ただし、「政治・経済」は、A 日程のみ選択可。

(出典：2012 年度『入学試験要項』より作成)

学生募集に対する取り組みとしては、次のとおりである。

①全学的に実施しているオープンキャンパス以外に、6 月の第 3 日曜日に文学部単独

のオープンキャンパスを開催。

②オープンキャンパスでの学部企画の実施や、高大連携推進室を介して依頼がある高等学校への出張講義。

③学部独自パンフレットの作成。

④文学部のホームページにおける在学生や卒業生の声の掲載。

このような取り組みを中心に、学部の魅力を高校生に正しく理解してもらうよう努めている。

入学者選抜に際し、小論文・エッセーを課している入学試験については、「受験生の論理的思考力や文章表現力等を評価し、文学部で学ぶにあたっての適性を判定します。」と、面接を課している入学試験については、「文学部が定める入学者受入れの方針（入学者受入の方針）への深い理解を前提として、志望する学科・専攻に対する明確な動機と学習意欲などを中心に面接します。」と、それぞれの『入学試験要項』に選抜基準を明示している。

各入学試験における合否判定は、教務委員会の議を経て、最終的に教授会にて審議・決定している。

3) 経済学部

2012(2011 年度実施)年度 経済学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B 日程	英語、国語、選択科目
	C 日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集（3 教科型・4 科目型）	大学入試センター試験より3教科または4科目
	中期募集（3 教科型・4 教科型・ 数学重視型）	3教科型・4教科型：英語、国語、大学入試センター試験より1科目または2科目 数学重視型：英語、国語、大学入試センター試験より数学2科目
	後期募集（3 教科型）	大学入試センター試験より3教科
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験	A 方式：面接 B 方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科 対象推薦入学試験	英語、エッセー
	スポーツ活動選抜入学試験/文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接

外国人留学生入学試験	日本語能力試験、小論文、面接
編・転入学試験	専門科目、英語、面接
指定校推薦編入学試験	小論文、面接

*一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。ただし、「政治・経済」は、A日程のみ選択可。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

経済学部では、「入学者受入れの方針」を『入学試験要項』やホームページに明示した上で、学生募集を実施している。また、入試説明会やオープンキャンパス時においても、「入学者受入れの方針」の理解を促す説明を行うとともに、出張模擬講義や高校訪問を行い、本学部の学問分野や教育内容について理解を求めている。

また、入学者選抜方法に関しては、全学の一般入試や公募推薦入試に加えて、学部入試として、「関係校推薦入試」「指定校推薦入試」「外国人留学生入試」「スポーツ活動選抜入試」「文化・芸術・社会活動選抜入試」「社会人推薦入試」「帰国生徒特別入試」等を実施し、多様なバックグラウンドを持つ学生の受け入れを行っている。

各入学試験における合否判定は、執行部会議の議を経て、最終的に教授会にて審議・決定している。

4) 経営学部

2012(2011年度実施)年度 経営学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	英語、国語、選択科目
	C日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集(3教科型・4科目型)	大学入試センター試験より3教科または4科目
	中期募集(3教科型)	英語、国語、大学入試センター試験より1教科
	後期募集(3教科型)	大学入試センター試験科目より3教科
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験	A方式：面接 B方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科 対象推薦入学試験	国語、面接
	スポーツ活動選抜入学試験/文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接

外国人留学生入学試験	日本語能力試験、小論文、面接
編・転入学試験	専門科目、英語、面接
指定校推薦編入学試験	小論文、面接

*一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。ただし、「政治・経済」は、A日程のみ選択可。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

学生募集活動として、主に進学相談会、オープンキャンパス、高校訪問、募集広告等を実施している。全国各地で開催される進学相談会には教職員が入試部と連携して参加している。春、夏、秋に開催されるオープンキャンパスでは模擬講義を実施したり、学生が主体となるイベントを企画したりする等、学生と教職員が協働して取り組み、経営学部の魅力を参加者に伝えている。高校訪問としては、教員が模擬講義、職員が分野別説明会等の役割を分担し、特に受験者数の多い高校を中心に行っている。

入学者選抜においては、一般入試、センター試験利用入試、公募推薦入試、その他推薦入試等多様な形態での入学者選抜を実施している。2012(2011年度実施)年度募集人員は470名で、入試形態別の定員内訳は、一般入試210名、センター試験利用入試35名、公募推薦入試64名、その他推薦入試161名である。これに対する志願者数は5,756名で、入試形態別の内訳は、一般入試3,544名、センター試験利用入試848名、公募推薦入試1,182名、その他推薦入試181名であった。

入学者選抜における透明性を確保するために入試形態毎に判定基準を定め、入試判定原案策定会議、拡大執行部会議、教授会で審議した上で合否判定を行っている。

5) 法学部

2012(2011年度実施)年度 法学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	英語、国語、選択科目
	C日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集(3教科型・4教科型)	大学入試センター試験より3教科または4教科
	中期募集(3教科型)	英語、国語、大学入試センター試験より1教科
	後期募集(3教科型)	大学入試センター試験より3教科
推薦入学試験	龍谷大学附属平安高等学校推薦入学試験	A方式：面接 B方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入学試験	英語、エッセー

	スポーツ活動選抜入学試験/ 文化・芸術・社会活動選抜入 学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接
	外国人留学生入学試験	日本語能力試験、小論文、面接
	編・転入学試験	専門科目、英語、面接
	指定校推薦編入学試験	小論文、面接

＊一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。ただし、「政治・経済」は、A日程のみ選択可。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

学生募集にあたっては、各種案内誌やホームページによる広報、オープンキャンパスだけでなく、高校へ教職員を派遣し、模擬講義や法学分野の学びの説明を行っている。これらの活動により、大学での学びの興味を喚起するとともに、本学部における「入学者受入れの方針」を伝えている。

入学者選抜にあたっては、「入学者受入れの方針」に合致した学生を確保するため、専願入試（「指定校推薦入試」・「龍谷大学付属平安高等学校推薦入試」・「教育連携校推薦入試」・「関係校推薦入試」・「指定校推薦編入学試験」）を実施している。

また、多様な背景を持つ学生を確保するため、一般入試の他に、「帰国生特別入試」・「外国人正規留学生入試」・「スポーツ活動選抜入試」・「文化・芸術・社会活動選抜入試」・「専門学校等対象入試」等を実施している。なお、留学生については、9月入学のための入試も実施している。

各入学試験における合否判定は、執行部会議の議を経て、最終的に教授会にて審議・決定している。

6) 理工学部

2012(2011年度実施)年度 理工学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	数学、英語、理科
大学入試センター試験を利用する入学試験	前期募集(3科目型・4科目型)	大学入試センター試験より3科目または4科目
	中期募集(3教科型)	数学、理科、大学入試センター試験より1科目
	後期募集(3科目型)	大学入試センター試験より3科目
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験	数学、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	数学、面接

	関係校推薦入学試験	数学、面接
	2教科型公募推薦入学試験	数学または化学、英語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入学試験	小論文、数学または化学
	スポーツ活動選抜入学試験/ 文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	数学、または化学、面接
	外国人留学生入学試験	書類審査、面接
	編・転入学試験	専門科目Ⅰ・Ⅱ、英語、面接
	指定校推薦編入学試験	面接

＊一般入試の理科は、「物理」「化学」「生物」から1科目選択。ただし、「生物」は、環境ソリューション工学科のみ選択可。

＊「2教科型公募推薦入学試験」、「専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入学試験」及び「帰国生徒特別入学試験」において、「化学」を選択解答できるのは物質化学科と環境ソリューション工学科の受験生のみ。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

理工学部では、「入学者受入れの方針」に基づき、知的好奇心や自然科学に関心を持ち、数学と理科を主とした基礎学力に優れた学生を受け入れるために、入試形態・入試方式・試験科目でその能力を測り、学生を受け入れている。

学生募集については、入試部と連携を図りながら、オープンキャンパスや出張模擬講義・高校訪問の他、学部や学科・研究紹介を意図した各種パンフレットの作成を行っている。また、ホームページでも積極的な入試広報を展開しており、2011年度、大学入学案内ページに理工学部特設ページを開設した。学生募集活動にあたっては、受験生だけでなく、高校1・2年生(特に女子生徒)が理工系に親しみをもってもらうよう工夫を重ねている。

選抜方法については、各種入試要項や大学Webサイトで内容を公表するとともに、一般入学試験および公募推薦入学試験の入学試験過去問題を希望者に対し配布している。可否の判定については、学科会議・主任会議・教授会の各会議体にて、合格最低点や想定される入学手続き者数を協議しながら合格者を決定している。

7) 社会学部

2012(2011年度実施)年度 社会学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	英語、国語、選択科目
	C日程	英語、国語
大学入試センター試験を利用する入学試験	前期募集(3教科型・4科目型)	大学入試センター試験より3教科または4科目
	中期募集(3教科型)	英語、国語、大学入試センター試験より1科目

験	後期募集（3教科型）	大学入試センター試験より3教科
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験	A方式：面接 B方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入学試験	小論文、面接
	伝道者推薦入学試験	小論文、面接
	スポーツ活動選抜入学試験/文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接
	外国人留学生入学試験	本学独自日本語能力試験、英語、専門科目（学科小論文）、面接
	編・転入学試験	専門科目（社会人編転入のみ小論文）、英語、面接
	指定校推薦編入学試験	小論文、面接

＊一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。ただし、「政治・経済」は、A日程のみ選択可。

（出典：2012年度『入学試験要項』より作成）

学生募集については、社会学部の「入学者受入れの方針」に基づき、社会学部の方針や特徴を理解した多くの学生を確保するために多岐にわたる推薦入試を行っている。「スポーツ活動選抜入試」「文化・芸術・社会活動選抜入試」においては、地域と社会との結びつきを視野に入れ、特に優れた能力を持つ者の確保に努めている。入学者選抜においては、特に面接試験の場において、「入学者受入れ方針」の一つとして掲げる「社会を単なる人と人との結びつきととらえるだけでなく、社会と環境との結びつきをも重視する必要があると考え、社会や地域における多様な関係」を尊重しているか、高校時代に取り組んできた諸活動等と社会学部での特徴的取り組みが、うまくつながるか等について審査している。さらに、「編・転入学試験」においては、3年次編・転入学生のための受け入れだけでなく、社会に求められる人材育成のため、社会人の受け入れも行っている。

また、社会学部の特色ある履修プログラムである、「大津エンパワねっと」の広報を強化することにより、地域と社会とのつながりに興味・関心を抱く受験生の確保をめざし、社会学部ホームページのリニューアルや各種案内誌での周知、様々な高校へ講師を派遣し学部模擬講義等を行う等を通して、大学での学びへの興味を喚起し、社会学部の受け入れ方針に沿った人材を一人でも多く受け入れられるよう取り組んでいる。さらに多彩なバックグラウンドを持つ学生を確保するため、「伝道者推薦入試」「帰国生徒特別入試」「外国

人留学生入試」「専門高校等推薦入試」を実施し、社会学部の「入学者受入れの方針」で明示している学生の確保に努めている。

8) 国際文化学部

2012(2011 年度実施)年度 国際文化学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	英語、国語、選択科目
	C日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集（3教科型・4科目型）	大学入試センター試験科目より3教科または4科目
	中期募集（3教科型・英語重視型）	3教科型：英語、国語、大学入試センター試験より1科目 英語重視型：英語、国語、大学センター試験より英語
	後期募集（3教科型）	大学入試センター試験より3教科
推薦入学試験	龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験	A方式：面接 B方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校・専門学科・総合学科対象推薦入学試験	小論文、面接
	英語型国際文化学部公募推薦入学試験	英語（英語による映像資料視聴含む）
	伝道者推薦入学試験	小論文、面接
	スポーツ活動選抜入学試験/文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	社会人推薦入学試験	小論文、面接
	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接
	中国引揚者等子女特別入学試験	小論文、面接
	外国人留学生入学試験	日本語能力試験、小論文、面接
	外国人留学生3年次編・転入学試験	日本語能力試験、小論文、面接
	編・転入学試験	小論文、英語、面接
	指定校推薦編入学試験	小論文、面接

＊一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。ただし、「政治・経済」は、A日程のみ選択可。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

募集にあたっては、パンフレットやホームページによる広報だけでなく、教職員が高校を訪問し、学部の理念を伝える活動も行っている。留学生に関しては、海外で行われる留学フェアへの参加、日本で開催される留学生のための進学相談会等で広報活動を行っている。また、様々な高校へ講師を派遣し、学部の模擬講義を行うことで、大学での学びへの興味を喚起している。

入学試験の実施については、本学部の教育理念に共感する学生を確保するため、専願制入試を実施している。

また、「入学者受入れの方針」の一つとして掲げる「外国語の能力が高く、さらに力をつけたい」者を確保するため、学部独自の「英語型国際文化学部公募推薦入試」を実施している。

さらに、多様なバックグラウンドを持つ学生を入学させるため、「帰国生徒特別入試」「外国人正規留学生入試」「外国人特別留学生入試」「スポーツ活動選抜入試」「文化・芸術・社会活動選抜入試」「伝道者推薦入試」「社会人推薦入試」「専門高校・専門学科・総合学科対象推薦入試」「中国引揚者子女等特別入試」「編・転入入試」等を実施している。

特に留学生対象の入学試験については、9月にも実施するとともに、国外からの応募者のため、書類選考入試も実施している。

各入学試験における合否判定は、執行部会議の議を経て、最終的に教授会にて審議・決定している。

9) 政策学部

2012(2011年度実施)年度 政策学部 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験	A・B日程	英語、国語、選択科目
	C日程	英語、国語
大学入試センター試験 を利用する入学試験	前期募集 (3教科型)	大学入試センター試験より3教科
	中期募集 (3教科型)	英語、国語、大学入試センター試験より1教科
	後期募集 (5教科型)	大学入試センター試験より5教科
推薦入学試験	龍谷大学附属平安高等学校推薦入学試験	A方式：面接 B方式：英語、国語、面接
	指定校推薦入学試験	小論文、面接
	教育連携校推薦入学試験	小論文、面接
	関係校推薦入学試験	小論文、面接
	2教科型公募推薦入学試験	英語、国語、調査書
	専門高校、専門学科・総合学科対象推薦入学試験	英語、小論文

	スポーツ活動選抜入学試験/文化・芸術・社会活動選抜入学試験	小論文、面接
その他の入学試験	帰国生徒特別入学試験	小論文、面接
	外国人留学生入学試験	日本語能力試験、小論文、面接

＊一般入試の選択科目は、「日本史」「世界史」「政治・経済」「数学」から1科目選択。

ただし、「政治・経済」はA日程のみ選択可。

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

学生募集については、政策学部独自のパンフレットの作成やイベントの開催等により広報活動を行うとともに、出張模擬講義や高校訪問を行い、本学部の学問分野や教育内容等について知ってもらうよう努めている。

「入学者受入れの方針」の下、入試要項を作成し、上記一覧のとおり、公募推薦、付属校推薦、教育連携校推薦、指定校推薦等の推薦入試、一般入試、センター試験利用入試等を実施している。入試運営委員会を責任主体とし、合否判定は入試運営委員会の提案を基に学部執行部の審議を経て、教授会が審議・決定している。

10) 文学研究科

2012(2011年度実施)年度 文学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
	社会人入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験あるいは論文試験、口述試験、書類選考
春期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
	社会人入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験あるいは論文試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
特別留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考

<博士後期課程>

試験種別	選考方法・試験科目
一般入学試験（教育学専攻・臨床心理学専攻以外）	外国語筆答試験、口述試験、文献解説、書類選考
一般入学試験（教育学専攻・臨床心理学専攻）	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験	1次審査：受験資格審査、2次審査：外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

それぞれの入学試験において、専攻毎に定めた「学生の受入れ方針」に沿う形で、筆答試験および口述試験を実施している。

各入学試験における合否判定は、教務委員会の議を経て、最終的に研究科委員会にて審議・決定している。

11) 法学研究科

2012(2011 年度実施)年度 法学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別		選考方法・試験科目
秋期 試験	一般入試	筆答試験（2科目）、書類選考
	アジア・アフリカ総合研究 プログラム入試	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
	社会人入試（研究論文あり）	研究論文、口述試験、書類選考
	社会人入試（研究論文なし）	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
春期 試験	一般入試	筆答試験（2科目）、書類選考
	アジア・アフリカ総合研究 プログラム入試	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
	社会人入試 （研究論文あり）	研究論文、口述試験、書類選考
	社会人入試 （研究論文なし）	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験		学業成績、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験（論文推薦）		論文審査、口述試験、書類選考
NPO・地方行政研究コース 推薦入学試験		面接、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文、口述試験、書類選考
特別留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考

<博士後期課程>

区 分	選考方法・試験科目
一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験	1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文、口述試験、書類選考
特別留学生 学科試験方式入学試験	1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考

（出典：2012 年度『入学試験要項』より作成）

「入学者受入れの方針」に合った学生を確保するため、本学法学部生を対象に、学内推薦入試を実施している。また、卒業研究（卒業論文）を提出した本学法学部生を対象に、

学内推薦（論文推薦）入試も実施している。

多彩な学生を確保するため、一般入試の他に、「社会人入試」・「外国人正規留学生入試」・「NPO・地方行政研究コース推薦入試」等を実施している。なお、留学生については、9月入学のための入試も実施している。

学生募集にあたっては、各種案内誌やホームページによる広報、オープンキャンパスだけでなく、政策学研究科と合同での学内推薦入試説明会、3年生を対象とした大学院進路説明会、NPO・地方行政研究コース推薦入試にかかる説明会を行っている。これらの活動により、法学研究科における入学者受入れの方針を伝えている。

各入学試験における合否判定は、執行部会議の議を経て、最終的に研究科委員会にて審議・決定している。

12) 経済学研究科

2012(2011 年度実施)年度 経済学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

(4月入学) 入学試験

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	口述試験、書類選考
	社会人入試	
	帰国学生入試	
春期試験	一般入試	
	社会人入試	
	飛び級制度入学試	
学内推薦入学試験		口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文（日本語）、口述試験、書類選考
正規留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、研究論文等書の出願書類による総合評価

(9月入学) 入学試験

試験種別	選考方法・試験科目
一般入試	口述試験、書類選考
社会人入試	
帰国学生入試	

<博士後期課程>

(4月入学) 入学試験

試験種別	選考方法・試験科目
一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験	1次審査：受験資格審査、2次審査：日本語（基礎的）、日本語（専門的）、口述試験、書類選考
正規留学生 書類審査方式入学試験	研究計画書、研究論文等書の出願書類による総合評価

(9月入学) 入学試験

試験種別	選考方法・試験科目
一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

経済学研究科の独自入試としては、「飛び級入試」および「正規留学生入試」「9月入学入試」を実施しており、方針に沿った多様なバックグラウンドを持つ学生の受け入れを行っている。

各入学試験における合否判定は、研究科運営委員会の議を経て、最終的に研究科委員会にて審議・決定している。

13) 経営学研究科

2012(2011年度実施)年度 経営学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別			選考方法・試験科目
秋期試験	アカデミック・コース	一般入試	専門科目筆答試験、外国語筆答試験、面接試験、書類選考
		一般入試	専門科目筆答試験、面接試験、書類選考
	ビジネス・コース	社会人入試	筆答試験（小論文）、会計学(*1)、面接試験
		社会人（本学出身者）入試	会計学(*2)、面接試験
	日中連携ビジネス・コース	一般入試	筆答試験（小論文）、面接試験、書類選考
		社会人入試	筆答試験（小論文）、面接試験、書類選考
		社会人（本学出身者）入試	面接試験、書類選考
春期試験	アカデミック・コース	一般入試	専門科目筆答試験、外国語筆答試験、面接試験、書類選考
		一般入試	専門科目筆答試験、面接試験、書類選考
	ビジネス・コース	一般入試(*3)	演習論文、口述試験、書類選考
		社会人入試	筆答試験（小論文）、会計学(*1)、面接試験
	ビジネス・コース特別入試	社会人（本学出身者）入試	会計学(*2)、面接試験
		一般入試	筆答試験（小論文）、面接試験、書類選考
	日中連携ビジネス・コース	社会人入試	筆答試験（小論文）、面接試験、書類選考

	社会人（本学出身者）入試	面接試験、書類選考
	課題研究型コース	面接試験、書類選考
学内推薦入学試験 ・アカデミック・コース ・ビジネス・コース ・日中連携ビジネス・コース		会計学(*1)、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文、口述試験、書類選考
外国人留学生特別入学試験 （大連外国語大学日本語学院生対象） ・アカデミック・コース ・ビジネス・コース ・日中連携ビジネス・コース		面接試験、書類選考

*1 税理士試験免除申請希望者のみ

*2 税理士試験免除申請希望者で、「出願資格2」に該当しない者のみ

*3 本学経営学部を卒業若しくは卒業見込みの者で、演習論文を提出する場合

<博士後期課程>

試験種別	選考方法・試験科目
一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験	1次審査：受験資格審査、2次審査：外国語、小論文、口述試験、書類選考

（出典：2012年度『入学試験要項』より作成）

学生募集にあたっては、社会人を対象としたパンフレットを独自に作成している。このパンフレットは、京阪神地域の商工会議所の協力の下、各商工会議所が会員企業に会報を送る際同送してもらっている。また、近畿圏在住の学部卒業生にも送付している。

入学者選抜における透明性を確保するために入試形態毎に判定基準を定め、入試判定原案策定会議、研究科委員会で審議した上で合否判定を行っている。また、出題ミスを防止するために、入試問題作成は基本的に複数名で行い、チェックについても複数名で対応している。入試結果については、大学院案内誌に明示している。また、実施した入学入試試験問題は『大学院入学試験問題集』にて公表している。

14) 社会学研究科

2012(2011 年度実施)年度 社会学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

< 修士課程 >

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験
	社会人入試	1 次審査：受験資格審査、2 次審査：専門科目筆答試験（論文）、口述試験
春期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
	社会人入試	1 次審査：受験資格審査、2 次審査：専門科目筆答試験（論文）、口述試験
学内推薦入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：口述試験
正規留学生 学科試験方式入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：小論文、口述試験
正規留学生 書類審査方式入学試験（前期日程）		研究計画書、卒業論文等の出願書類による総合評価
正規留学生 書類審査方式入学試験（後期日程）		研究計画書、卒業論文等の出願書類による総合評価
特別留学生 学科試験方式入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：口述試験、書類選考
特別留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、卒業論文等の出願書類による総合評価

< 博士後期課程 >

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験
	社会人入試	1 次審査：受験資格審査、2 次審査：専門科目筆答試験（論文）、口述試験
春期試験	一般入試	外国語筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験
	社会人入試	1 次審査：受験資格審査、2 次審査：専門科目筆答試験（論文）、口述試験
正規留学生 学科試験方式入学試験（前期日程）		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：小論文、口述試験
正規留学生 学科試験方式入学試験（後期日程）		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：小論文、口述試験
正規留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、修士論文等の出願書類による総合評価
特別留学生 学科試験方式入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：口述試験、書類選考
特別留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、修士論文等の出願書類による総合評価

（出典：2012 年度『入学試験要項』より作成）

社会学研究科においては、「入学者受入れの方針」に基づき、学生募集および入学者選抜を行っている。

学生募集については、社会学研究科独自の重要行事として、入学試験説明会を実施して

いる。実施にあたっては、事前に研究科委員会において周知し、さらにホームページ等を活用して広く公表している。説明会は、各種入学試験日に合わせて、年間5回（オープンキャンパスを含む）にわたり実施し、説明会当日は、研究科執行部が中心となり、参加者に対して社会学研究科の「入学者受入れの方針」に基づき、求める人材について説明を行っている。また、研究計画書および志望理由書については、その意義や書き方について説明を行うだけでなく、各専攻に分かれて個別相談に応じ、「入学者受入れの方針」に則った募集等を行っている。さらに海外からの優秀な入学者を確保するため、「外国人留学生書類審査方式入学試験」を実施している。入学者の選抜については、筆頭試験、口述試験、出願書類等を総合して判定を行い、結果を研究科委員会において最終判定することにより、公正かつ適切な選抜を行っている。なお、研究科における主な入学試験の基準は次のとおりである。

- ◆「学内推薦入学試験（修士課程）」：出願資格は、出願時に専門科目の50%以上がA評価以上（80点以上）の成績を取得している者とし、面接試験においては、「入学者受入れの方針」に則った人物であるかの審査を行い、優秀かつ本研究科の方針に沿う学生の選抜につなげている。
- ◆「秋期・春期入学試験」：試験科目は、外国語筆答試験・専門科目筆答試験・口述試験とし、特に専門科目筆答試験においては、各専攻・コースにより、次のとおり科目を限定し、それぞれの受け入れ方針に沿った人物の確保につなげている（社会学専攻社会学コース：社会学概論、社会学専攻ジャーナリズムコース：マス・コミュニケーション論、社会福祉学専攻：社会福祉原論）。

15) 理工学研究科

2012(2011年度実施)年度 理工学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	英語、専門Ⅰ、専門Ⅱ、面接（口頭試問）
春期試験	一般入試	英語、専門Ⅰ、専門Ⅱ、面接（口頭試問）
学内推薦入学試験		口述試験
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：英語、専門科目、口述試験

<博士後期課程>

試験種別		選考方法・試験科目
一般入学試験		口述試験
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：修士論文ならびに今後の研究計画に関する口述試験

（出典：2012年度『入学試験要項』より作成）

理工学研究科では、「入学者受入れの方針」に基づき、以上のような入試を行い、入学者を選抜している。

学生募集にあたっては、入試部と連携を図りながら、オープンキャンパスの他、研究科や専攻を紹介する各種パンフレットを作成し、配付している。

可否の判定については、専攻会議・専攻主任会議・研究科委員会の各会議体にて協議しながら合格者を決定している。

16) 国際文化学研究科

2012(2011 年度実施)年度 国際文化学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

(4 月入学) 入学試験

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	外国語筆答試験、論文試験、口述試験、書類選考
春期試験	一般入試	外国語筆答試験、論文試験、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験		学業成績、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：日本語、小論文、口述試験、書類選考
正規留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、修士論文等の出願書類による総合評価

(9 月入学) 入学試験

試験種別		選考方法・試験科目
一般入試		外国語筆答試験、論文試験、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験		学業成績、口述試験、書類選考

<博士後期課程>

(4 月入学) 入学試験

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考
春期試験	一般入試	外国語筆答試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1 次審査：受験資格審査、2 次審査：外国語筆記試験、口述試験、書類選考
正規留学生 書類審査方式入学試験		研究計画書、修士論文等の出願書類による総合評価

(9 月入学) 入学試験

試験種別		選考方法・試験科目
一般入試		外国語筆答試験、専門科目口述試験、書類選考

(出典：2012 年度『入学試験要項』より作成)

多様なバックグラウンドをもつ研究生を受け入れるため、外国人留学生入学試験を実施している。また、修士課程・博士後期課程共に 9 月入学試験を実施している。

各入学試験における可否判定は、執行部会議の議を経て、最終的に研究科委員会にて審議・決定している。

17) 実践真宗学研究科

2012(2011 年度実施)年度 実践真宗学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	自己推薦入試	第1次選考：書類審査、第2次選考：グループ討論、第3次審査：専門科目（真宗学）筆答試験、個別面談
春期試験	一般入試	外国語（英語）筆答試験、専門科目筆答試験、口述試験、書類選考
	社会人入試	外国語筆答試験、論文試験、口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式 入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：外国語筆答試験、専門科目筆答試験、論述試験、口述試験、書類選考
特別留学生 学科試験方式 入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考

（出典：2012 年度『入学試験要項』より作成）

学生募集に関して、学生の受入れ方針に基づいて、研究科の紹介を大学院案内誌で行っている。また、オープンキャンパス、進学相談会においても入学者受入の方針に基づいた研究科の説明を行っている。

入学者選抜に関して、筆答試験および口述試験において、入学者受入の方針に沿って実施している。

各入学試験における合否判定は、研究科委員会にて審議・決定している。

18) 政策学研究科

2012(2011 年度実施)年度 政策学研究科 試験種別、選考方法・試験科目

<修士課程>

試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
	社会人入試	【論文あり】研究論文、口述試験、書類選考
		【論文なし】筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
春期試験	一般入試	筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
	社会人入試	【論文あり】研究論文、口述試験、書類選考
		【論文なし】筆答試験（1科目）、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験		学業成績、口述試験、書類選考
学内推薦入学試験（論文推薦）		論文審査、口述試験、書類選考
NP0・地方行政研究コース推薦入学試験		面接、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文、口述試験、書類選考

特別留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考
<博士後期課程>		
試験種別		選考方法・試験科目
秋期試験	一般入試	口述試験、書類選考
	社会人入試	口述試験、書類選考
春期試験	一般入試	口述試験、書類選考
	社会人入試	口述試験、書類選考
正規留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：小論文、口述試験、書類選考
特別留学生 学科試験方式入学試験		1次審査：受験資格審査、2次審査：口述試験、書類選考

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

政策学研究科の入学者選抜は、入試運営委員会、入試運営委員が参加する拡大執行部会議、研究科委員会、という一連のチェック体制の下、公正かつ適切に行われている。

19) 法務研究科

2012(2011年度実施)年度 法務研究科 試験種別、選考方法・試験科目

試験種別		選考方法・試験科目
前期日程	既修コース型入学試験	適性試験、自己推薦書、法律科目試験（憲法、民法、刑法および商法・民事訴訟法・刑事訴訟法から2科目選択の計5科目）
	標準コース型入学試験	適性試験、小論文、自己推薦書・面接
後期日程	既修コース型入学試験	適性試験、自己推薦書、法律科目試験（憲法、民法、刑法および商法・民事訴訟法・刑事訴訟法から2科目選択の計5科目）
	標準コース型入学試験	適性試験、小論文、自己推薦書・面接

(出典：2012年度『入学試験要項』より作成)

法務研究科では、入試・広報委員会を設置して、入学者選抜の運営や入試制度の検討を行っており、責任ある体制の下で実施する仕組みが整っている。

入試制度は、既修コース型入学試験（2年修了）と、標準コース型入学試験（3年修了）の2方式であり、前期日程（8月下旬）と後期日程（2月上旬）の2期にわたって実施している。

「入学受入れの方針」に基づいた学生の受け入れについては、自己推薦書の採点に際し、社会人としての経験を積極的に評価すること、さらに標準コース型入学試験では自己推薦書・面接の配点を、法科大学院全国統一適性試験成績および小論文と同じ比重(100/300点)とすること等の工夫を行っている。選抜の方法および手続については、その詳細をまとめた『龍谷大学法科大学院入学試験要項』を作成し、希望者に配付している他、法科大学院ホームページ等を通じて公表している。

なお、推薦入試や優先枠等の制度は設けておらず、入学者のうち本学出身者は、2012年

度には 26 名に対し 3 名であり、自校に著しく集中している等の偏りはない。

このように、法務研究科においては、学生募集および入学者選抜に際し、公平性、開放性、多様性を確保し、「入学者受入れの方針」に基づいて学生募集および入学者選抜を行っている。

各入学試験における合否判定は、拡大執行部会議（入試・広報委員会と執行部会議の合同会議）において判定資料および原案を作成し、最終的に法科大学院教授会にて審議・決定している。

（３）適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

１）大学全体

各学部における入学定員および収容定員は、教育研究上の諸要件や、教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定し、学則に定めている。また、入学者数比率（入学定員に対する入学者数の割合）および在籍学生数比率（収容定員に対する在籍学生数の割合）が適正に管理されるよう、学部の管理・責任の下、各教授会において慎重に合否判定を行っている。

本学では、2009 年度第 23 回部局長会において、従前の本学入学定員の超過状況を踏まえ、「教育の質保証」の観点から、本学が高等教育機関としての社会的使命を全うし、なおかつ本学の社会的評価を高めていくことを目指し、「2011 年より、原則として各年度における期末学生数を収容定員（卒業延期者・休学者を除く）の 1.0 倍にすることに努める」という方針を決定した。

これを受け、2010 年度に学部全体の収容定員の変更を行い、実質定員化を進め、これに基づき各学部において 2011 年度以降の学生募集活動および厳格な合否判定を行っている。その結果、2012 年度において、入学定員に対する入学者数比率の学部平均は 1.08 倍となった。また、在籍学生数比率も、1.13 倍となっている。

■入学者数比率（過去 5 年）

学士課程	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均
文学部	1.18	1.15	1.15	1.06	1.09	1.13
経済学部	1.25	1.03	1.10	1.06	1.00	1.09
経営学部	1.28	1.09	1.23	1.10	1.06	1.15
法学部	1.12	1.04	1.07	1.05	1.15	1.08
理工学部	1.12	1.14	1.09	1.09	1.11	1.11
社会学部	1.09	1.23	1.17	1.02	1.04	1.11
国際文化学部	1.13	1.17	1.13	1.04	1.07	1.11
政策学部	---	---	---	1.16	1.20	1.18
平均	1.17	1.12	1.13	1.07	1.08	1.11

修士課程	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均
文学研究科	0.94	0.94	0.96	1.00	0.73	0.91
法学研究科	0.68	1.16	1.16	1.08	0.48	0.91
経済学研究科	0.73	0.53	0.63	0.37	0.20	0.49
経営学研究科	0.37	0.40	0.97	0.53	0.47	0.55
社会学研究科	1.05	0.65	0.95	1.00	0.80	0.89
理工学研究科	0.68	0.69	0.99	0.73	0.91	0.80
国際文化学研究科	0.47	0.93	0.93	0.93	0.60	0.77
実践真宗学研究科	---	0.80	1.00	0.90	0.90	0.90
政策学研究科	---	---	---	1.35	1.05	1.20
平均	0.73	0.76	0.96	0.83	0.74	0.81

博士後期課程	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均
文学研究科	1.09	0.78	0.91	0.57	0.68	0.81
法学研究科	0.80	0.80	0.20	0.20	0.00	0.40
経済学研究科	0.67	1.00	0.67	0.00	0.67	0.60
経営学研究科	0.00	0.00	0.33	0.33	0.33	0.20
社会学研究科	0.83	0.50	0.67	0.83	0.83	0.73
理工学研究科	0.00	0.31	0.25	0.19	0.25	0.20
国際文化学研究科	0.75	0.25	0.25	0.50	0.75	0.50
政策学研究科	---	---	---	1.33	0.33	0.83
平均	0.70	0.57	0.57	0.46	0.51	0.56

専門職学位課程	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	平均
法務研究科	0.85	0.52	0.33	1.24	1.04	0.80

(出典：入試部資料により作成)

研究科の 2012 年度における入学者数比率は、修士課程で 0.74 倍、博士後期課程 0.51 倍、専門職学位課程 1.04 倍となっており、修士課程および博士課程後期課程において入学定員を割り込んでいる。また、在籍学生数比率も修士課程で 0.88 倍、博士後期課程 0.67 倍、専門職学位課程 0.91 倍となっており、修士課程、博士後期課程並びに専門職大学院の全ての課程において未充足の状態にあり、博士後期課程においては定員を充足しているのは国際文化学研究科のみである等、ほとんどの研究科において定員を割り込んだ状態が続いている。

なお、専門職大学院においては、入学定員を、2009 年度 60 名、2010 年度 30 名、2011 年度～2012 年度 25 名とし、少人数教育を重視する定員設定に変更している。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項を示す。

2) 文学部

文学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍者数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.19 倍	1.19 倍	1.20 倍	1.17 倍	1.15 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

定員の実質化に伴い、入学者数を厳正に管理することにより、安定した学生数で推移している。

3) 経済学部

経済学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.10 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.24 倍	1.17 倍	1.16 倍	1.15 倍	1.10 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

このように、一定の在籍学生数比率を維持しており、著しい定員超過や欠員とはなっていない。

なお、前回認証評価において、「昼夜開講制を廃止し、学部改組前の 1 学部 1 学科体制とはいえ、経済学部の在籍学生数比率が高いので改善が望まれる。」と助言を受けた。

経済学部では、教育内容の充実を図るため、2006 年度に学部改組を行い 2 学科制としている。適正規模の入学者数となるよう受験者の動向を分析し、合格者数を設定した結果、助言を受けた当時の在籍学生数比率は 1.32 倍であったが、2012 年度の 1.10 倍に改善した。

4) 経営学部

経営学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.15 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.26 倍	1.24 倍	1.25 倍	1.21 倍	1.15 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者数の割合は約 1.06 倍である。編入学生は、定員 5 名に対して、10 名となり、2.00 倍である。

このように、本学部では在籍学生数が収容定員を上回っており、入学定員に対しても入学者数が上回っている。編入学者数は編入学定員を大きく超えている。定員の安定的確保

の点では良好であるが、定員の実質化の点では超過傾向にあり、今後は定員管理に向けた検証と是正が必要である。定員過剰の要因としては、合格者の歩留まり率の読み違い等が想定される。今後は、適切な入学者数の確保に向けた対策を講じる必要がある。

5) 法学部

法学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.13 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.23 倍	1.18 倍	1.15 倍	1.11 倍	1.13 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

このように、著しい定員超過や欠員とはなっていない。

収容定員に基づいた適正な在籍学生数の管理について、法学部では、合否判定において、受験者の過去の動向を綿密に分析しながら歩留まり率を想定し、適正な入学者数を確保するよう努力を重ねている。

なお、合否判定は、法学部入試運営委員会が合否判定案を作成し、この案を法学部執行部会議で検討し、教授会で審議・決定というプロセスを経て行われている。

また、前回認証評価において、「法学部全体と同学部法律学科における、過去 5 年の入学定員に対する入学者数比率が高い。また、各教科において厳格な成績評価を行っている結果、留年生が多くなり、法学部全体および同学部法律学科、政治学科の収容定員に対する在籍学生数比率が高くなっているので、改善が望まれる。」と助言を受けた。

指摘を受けた当時、過去 5 年の入学定員に対する入学者数比率は 1.25 倍、収容定員に対する在籍学生比率は 1.33 倍であった。これに対し、前述のように綿密な分析に基づき合否判定を行った。また、従来どおり「厳格な成績評価」を実施しつつ、クラスサポーター制度、チューター制度の導入や単位僅少指導の充実などを図り、きめ細やかな対応を実施することにより、留年による滞留者が減少し、一定の成果を上げた。この結果、2012 年度の収容定員に対する在籍学生比率は前述の 1.13 倍に改善している。

6) 理工学部

理工学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.13 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.24 倍	1.23 倍	1.17 倍	1.14 倍	1.13 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

2008 年度の在籍者数比率は、1.24 倍と定員超過の傾向が高かったが、その後 1.00 倍に近づけるために合否判定をより厳格に行った結果、年々是正が進み、1.13 倍程度に収まっている。

収容定員の適正な管理については、主任会議・教授会において、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員と大幅に乖離することのないように、過年度の入学試験結果および入学者数を踏まえ、慎重に合否判定を行っている。

7) 社会学部

社会学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、学部全体としては 1.11 倍であり、概ね適正な学生規模を保っている（社会学科：1.18 倍、コミュニティマネジメント学科：1.08 倍、地域福祉学科：1.07 倍、臨床福祉学科：1.07 倍）。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.20 倍	1.18 倍	1.18 倍	1.13 倍	1.11 倍

（出典：教学企画部資料により作成）

これに対し、入学定員に対する入学者数の割合は、2012 年度では、社会学科：1.01 倍、コミュニティマネジメント学科：1.06 倍、地域福祉学科：1.07 倍、臨床福祉学科：1.06 倍となっており、適切な学生規模を確保している。

8) 国際文化学部

国際文化学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.13 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	1.19 倍	1.19 倍	1.14 倍	1.13 倍	1.13 倍

（出典：教学企画部資料により作成）

また、2012 年度の入学定員に対する入学者数の割合は 1.07 倍であり、収容定員に対する在籍者数の割合とともに、一定適正に維持できている。

9) 政策学部

政策学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.17 倍となっている。開設後の 2 カ年における在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度	2011 年	2012 年
比率	1.16 倍	1.17 倍

（出典：教学企画部資料により作成）

10) 文学研究科

文学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程で 0.97 倍、博士後期課程で 0.93 倍となっており、若干未充足の状況である。なお、

過去5カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	1.05 倍	1.04 倍	1.07 倍	1.09 倍	0.97 倍
	博士後期課程	1.19 倍	1.13 倍	1.13 倍	0.97 倍	0.93 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

未充足の要因の一つとしては、昨今の経済状況の悪化による志願者数の減少傾向が挙げられる。このことを受け、2012年度の取り組みとして、学内外の進学希望者を対象とする進学説明会を実施するとともに、研究科ホームページの改訂や研究科オープンキャンパスの充実を図っている。

11) 法学研究科

法学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程では 1.20 倍、博士後期課程では 0.53 倍である。

なお、過去5カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	1.18 倍	1.26 倍	1.30 倍	1.26 倍	1.20 倍
	博士後期課程	1.07 倍	1.13 倍	1.00 倍	0.80 倍	0.53 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

このことから、修士課程においては、一定の充足率を維持できているが、博士後期課程においては、年々減少傾向にある。これは、2009年度以前の入学生には休学期間の定めがなかったため、長期にわたり休学している学生が在籍するという状況であった。しかし、2010年度より休学期間の上限設定を行った結果、制度上の改善につながったが、充足率低下の要因ともなった。

未充足の状況である博士後期課程の過去5年間の入学定員に対する入学者の割合の平均値は、0.40 倍となっている（2012 年度：0.00 倍、2011 年度：0.20 倍、2010 年度：0.20 倍、2009 年度：0.80 倍、2008 年度：0.80 倍）。このことは、喫緊の課題である。

12) 経済学研究科

経済学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程では 0.50 倍、博士後期課程では 0.67 倍である。

なお、過去5カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.52 倍	0.60 倍	0.57 倍	0.60 倍	0.50 倍
	博士後期課程	0.78 倍	0.78 倍	0.67 倍	0.77 倍	0.67 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

このように、修士課程、博士後期課程ともに、入学定員や収容定員に対する充足率を満たしていない。

13) 経営学研究科

経営学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程では 0.63 倍、博士後期課程では 0.44 倍である。

なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.43 倍	0.53 倍	0.80 倍	0.80 倍	0.63 倍
	博士後期課程	0.11 倍	0.11 倍	0.22 倍	0.33 倍	0.44 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、修士課程 0.47 倍、博士後期課程 0.33 倍である。

また、前回認証評価において、「経営学研究科においては、修士・博士課程ともに収容定員に対する在籍学生数比率が低く、志願者の確保が課題である。」と助言を受けた。

助言を受けた当時、修士課程の収容定員に対する在籍学生数比率は 0.30 倍（収容定員 60 人中 18 人）、博士後期課程は、0.11 倍（9 人中 1 人）であった。

修士課程では、多様な学修ニーズに対応するため、2010 年度より 2 コース制から 5 コース制へのカリキュラム改革を実施するとともに入試制度改革にも着手した。また、2011 年度からは大連外国語大学日本語学院（中国）と特別入学試験の協定を締結し、2011 年度に 4 名、2012 年度に 5 名の留学生を受け入れた。加えて、入試部や学部との連携強化を行っている。その結果、2012 年度の修士課程の在籍学生数比率は 0.63 倍に改善した。

博士後期課程では、修士課程での成績優秀者に対して進学を勧める等した結果、2012 年度の博士後期課程の在籍学生数比率は 0.44 倍に改善した。修士課程において研究者をめざすアカデミック・コースに 2012 年度在籍している学生は 10 名に増えており、今後、こうした学生が博士後期課程に進学し、研究を続けていくよう、指導教員を中心に研究指導を強化し、学生確保に努める。

14) 社会学研究科

社会学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程で 1.03 倍、博士後期課程で 1.00 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.90 倍	1.03 倍	0.95 倍	1.08 倍	1.03 倍
	博士後期課程	0.72 倍	0.78 倍	0.83 倍	1.00 倍	1.00 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、修士課程 0.80 倍、博士後期課程 0.83 倍である。

15) 理工学研究科

理工学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程で 0.87 倍、博士後期課程で 0.25 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.68 倍	0.69 倍	0.86 倍	0.88 倍	0.87 倍
	博士後期課程	0.08 倍	0.15 倍	0.20 倍	0.25 倍	0.25 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、過去 3 年間の入学定員に対する平均入学者数比率は、修士課程で 0.88 倍、博士後期課程で 0.23 倍である。

なお、修士課程の在籍学生数比率は若干の改善が、博士後期課程の在籍学生数比率は抜本的な改善が必要であるとする。

16) 国際文化学研究科

国際文化学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程で 1.03 倍、博士後期課程で 0.58 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.70 倍	0.83 倍	0.87 倍	1.13 倍	1.03 倍
	博士後期課程	0.83 倍	0.67 倍	0.67 倍	0.33 倍	0.58 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、修士課程 0.60 倍、博士課程 0.75 倍である。

収容定員に対する在籍学生数およびその比率は適正に維持されているが、入学者数が少ない年度もあった。

また、留学やフィールドワークを行うなど論文執筆に時間を費やすため、規定の修了年限を超えて在籍する研究科生が毎年一定数おり、在籍学生数比率に影響を与えている。

17) 実践真宗学研究科

実践真宗学研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、0.92 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	修士課程	0.80 倍	0.90 倍	0.88 倍	0.92 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、0.90 倍である。

定員未充足については、昨今の経済状況の悪化による志願者数の減少傾向が影響している。2012 年度の対策としては、学内外の進学希望者を対象とする進学説明会を実施するとともに、研究科ホームページの改訂や研究科オープンキャンパスの充実を行った。

18) 政策学研究科

政策学部における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、修士課程で 0.83 倍、博士後期課程で 0.83 倍となっている。開設後の 2 カ年における在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2011 年	2012 年
比率	修士課程	1.35 倍	0.83 倍
	博士後期課程	1.33 倍	0.83 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、修士課程 1.05 倍、博士課程 0.33 倍である。

本研究科では、多様な人材を確保するために、大学院秋期（一般・社会人）入試、大学院春期（一般・社会人）入試、NPO・地方行政研究コース推薦入試、学内推薦入試、外国人留学生入試といった多彩な入試種別を設けており、これが適切な入学者定員の管理にも役立っている。

19) 法務研究科

法務研究科における 2012 年 5 月 1 日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は、0.91 倍となっている。なお、過去 5 カ年の在籍学生数比率は、以下のとおりである。

収容定員に対する在籍学生数比率

年度		2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
比率	専門職学位課程	0.92 倍	0.82 倍	0.66 倍	0.68 倍	0.91 倍

(出典：教学企画部資料により作成)

また、2012 年度の入学定員に対する入学者比率は、1.04 倍である。

入学定員に対する入学者数比率（5 年間平均）は 0.80 倍であり、大幅な定員超過の受け入れは行っていない。収容定員に対する過去 5 年間の平均定員充足率についても、0.91

倍と大幅な過不足は見られない。

（４）学生募集および入学者選抜は、入学者受入の方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

１）大学全体

学生募集および入学者選抜に関する定期的な検証については、入学試験委員会や入試政策・制度検討委員会において、入学試験実施や入学試験方法・種類に関する検証を行い、次年度以降の入試政策策定につなげている。入試形態別募集人員や試験科目の設定の適切性については、毎年度、各学部・研究科にて策定した後、入学試験委員会において全学的視点で確認している。また、各入学試験結果については入学試験委員会にて総括し、全学で情報を共有している。

＜NPO・地方行政研究コース＞

コースの募集要項については毎年度、運営委員会において検討し作成している。

＜アジア・アフリカ総合研究プログラム＞

プログラムの募集要項については毎年度、運営委員会において検討し作成している。

以下、各学部・研究科の項において、特記すべき事項を示す。

２）文学部

学生募集および入学者選抜方法については、毎年度、次年度の入学試験内容・方式を教授会で検証し、改善することとしている。「入学者受入れの方針」については、策定以降検証を実施していないことから、2012年度に検証を行ったが、内容に改善すべき点がなかったため2013年度については変更しないという結論に至った。

３）経済学部

学生募集および入学者選抜は、「入学者受入れの方針」に基づき実施しており、学部執行部会議および教務委員会において、入試形態毎に入学後の成績を追跡調査・分析し、その実態を定期的に検証している。

また、「入学者受入れの方針」については、2009年度末に設定以降は内容変更していないが、これまで、教務委員会で適切性について検証を行ってきた。2012年度以降、各年度初回の将来構想委員会と学部執行部会議において、方針の適切性について検証する体制を確立した。

４）経営学部

2012年度は、募集人員470名に対して、一般入試（一般入試＋センター試験利用入試）245名（52.1%）、推薦入試（公募推薦入試＋その他推薦入試）225名（47.9%）の割合で設定し、学部入試制度検討小委員会、教授会での承認を得た上で入学試験を実施した。

入試に関わる案件については、学部内に設置している学部入試制度検討小委員会、推薦

入試運営委員会が、「入学者受入れの方針」に基づき審議した結果を教授会に提案し、教授会ではその提案を審議・決定することで、定期的に検証している。

5) 法学部

学生募集および入学者選抜は、「入学者受入れの方針」に基づき、公正かつ適切に実施すべく、入試運営委員会や教務委員会において、入試形態毎に入学後の成績を追跡調査し、その実態を定期的に検証している。

また、指定校推薦入試等の特別入試で入学した学生には、毎年5月に指導教員や教務委員が面接を行い、その結果を教務委員会において検証し、自己点検・評価委員会、教授会へと報告している。

このような取り組みを通じ、「入学者受入れの方針」に基づいた学生募集および入学者選抜の定期的な検証へとつなげている。

2012年度は、募集人員400名に対して、一般入試（一般入試＋センター試験利用入試）237名（59.3%）、推薦入試（公募推薦入試＋その他推薦入試）163名（40.8%）の割合で募集定員を設定している。この割合は、法学部入試運営委員会および法学部執行部会議の議を経て、教授会で承認され、入学試験を実施した。

入学者は、458名であった。うち一般入試での入学者が262名（57.21%）、推薦入試での入学者が196名（42.79%）であり、推薦入試への過度の偏りは生じていない。

6) 理工学部

学部執行部において、各選抜方式の合否判定の後、最終的に入学手続きに至った人数を詳細に分析し、次年度以降の参考とするとともに、適正規模の学生数確保の視点から、入学者選抜方式やその具体的な方法について必ず総括、見直しを行っている。さらに、入試部との連携に加え、高校・予備校等の訪問時に進路指導担当者との懇談や、入学後の主に成績に関する追跡調査を実施するなど、短期的な視点からだけでなく、長いスパンで様々な視点から、学生募集および入学者選抜方法等に関して検証する体制を整えている。

指定校推薦入学試験（一部の高校）や教育連携校推薦入学試験、関係校推薦入学試験、龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験を経て入学してくる学生については、入学前に理工学部教員が独自に作成した入学前学習課題「数学問題集」の解答の提出、また、これに一般入学試験による者を加えた全ての入学者について、さらに入学直後に数学と物理、英語に関わる学力確認試験を実施している。

7) 社会学部

学生募集および入学者選抜の適切性については、社会学部執行部会議、社会学部執行部連絡会議を経て、各学科の学科会議を中心に検証している。学生募集は、それぞれの会議において、各学科の状況を踏まえ検証がなされていると同時に、社会学部FD報告会を開催し、入学時のアセスメントにおける集計結果および特徴、入試動向に関するデータに基づいて、教授会にて共通認識を持つこととしている。入学者選抜については、執行部会議、執行部連絡会議、各学科会議を中心に、各種入試形態の合否判定時に検証を実施している。

8) 国際文化学部

「入学者受入れの方針」に基づいた学生募集および入学者選抜の公正かつ適切性については、毎年度執行部会議および教授会にて審議することで、定期的に検証を行っており、必要に応じた見直しを実施している。

9) 政策学部

2011 年度開設学部のため、実績を積んでいないが、学部内に入試運営委員会を置き、「入学者受入れの方針」を基に入学者選抜が公正かつ適切に実施できているか、毎年度確認している。

10) 文学研究科

毎年度、次年度の入学試験内容・方式を研究科教務委員会・研究科委員会で検討し、改善することにより検証している。

11) 法学研究科

学生募集および入学者選抜の検証については、公正かつ適切に実施すべく、各入試判定に際して、入試運営委員会、法学研究科執行部会議、法学研究科委員会において、入学試験の成績を中心として検証を行っている。

こうした取り組みを通じ、「入学者受入れの方針」に基づいた学生募集および入学者選抜の定期的な検証へとつなげている。

2012 年度は、修士課程の募集人員 25 名に対して、入学者は 12 名であった。その内、一般入試での入学者が 5 名、学内推薦入試での入学者が 2 名、社会人入試での入学者が 3 名、NP0・地方行政研究コース推薦入試での入学者が 1 名、外国人正規留学生入試での入学生が 1 名であり、特定の入試による入学生の偏りは生じていない。

12) 経済学研究科

学生募集および入学者選抜の適切性の検証については、各入試判定に際して、研究科運営委員会において、研究科長、主任、運営委員の間で行っている。さらに、入学定員や選抜方法、方針の変更等は、必要に応じて研究科運営委員会（原則、隔週開催）および研究科委員会にて審議している。併せて、2012 年度からは、毎年度初回の研究科委員会において、「入学生受入れの方針」の適切性について検証する体制を構築した。

13) 経営学研究科

学生募集および入学者選抜については、「入学者受入れの方針」に基づき、研究科執行部で原案を作成し、研究科委員会で審議・決定している。

14) 社会学研究科

検証については、社会学研究科委員会で適宜行っている。学生募集においては、入学説明会終了後に参加人数や状況等の詳細な分析を行い、これらを基に検証している。入学者選抜については、各種入試形態における合否判定時において実施している。特に、最終的

な入学手続き者数が確定する 2 月においては、2 次手続き状況の現状報告と合わせ、「入学者受入れの方針」等における検証を行っている。

15) 理工学研究科

理工学研究科においては、学部と同様に、毎年度最終的に入学手続きに至った人数を詳細に分析し、次年度以降の参考とするとともに、適正規模の学生数確保の視点から、入学者受入れの方針に則した選抜方法等について必ず総括・見直しを行っている。

16) 国際文化学研究科

「入学者受入れの方針」に基づき、学生募集および定員等については、毎年度執行部会議および研究科委員会にて審議し、定期的に検証を行っている。

17) 実践真宗学研究科

毎年度、翌年度の入学試験内容・方式を研究科委員会で検証し、必要に応じて改善している。

18) 政策学研究科

学生募集や入学者選抜についての検証は、まだ開設間もないために具体的な議論は行っていない。今後、研究科委員会、執行部会議、教務委員会の中で検証方法も含めて検討していく。NP0・地方行政研究コースの協定先推薦入試については、これまでの蓄積を踏まえて、2011 年度第 20 回研究科委員会（2012 年 1 月 25 日開催）において、①協定先推薦入試の厳格化、②奨学金給付対象者における 1 団体 1 名の原則、という 2 点の課題を確認し、その解決策について、2012 年度の第 1 回大学院 FD 研究会（2012 年 6 月 13 日開催）において議論を行った。解決策の検証については、改めて研究科委員会および FD 研究会で行うことにしている。

19) 法務研究科

各年度の学生募集および入学者選抜については、入試・広報委員会および教授会において総括を行い、法科大学院自己点検・評価委員会において、「入学者受入れの方針」に基づく検証を定期的に行っている。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

大学としての「入学者受入れの方針」に加え、各学部・研究科の「入学者受入れの方針」は、「学位授与の方針」との整合性・適切性に配慮し、入試方法や入試科目との関係については「教育課程編成・実施の方針」との整合性・適切性が図れるように定めている。

各学部における入学定員及び収容定員は、教育研究上の諸要件や、教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定し、学則に定めている。また、入学者数比率（入学定員に対する入学者数の割合）及び在籍学生数比率（収容定員に対する在籍者数の割合）が適正に管理されるよう、学部の管理・責任のもと、各教

授会において慎重に合否判定を行っている。

ただし、ほとんどの研究科において定員を充足できていない。この問題は全学的な取り組みとして、現在、大学院政策推進委員会にて改善策を検討している。

以上のような取り組みから、学生の受入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行っていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

2009 年度の入学試験委員会および教務会議において、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とともに「入学者受入れの方針」の検討を行い、各学部・研究科毎に策定したことにより、各学部・研究科における教育理念・目的、各学部に応じて受験生に求める適性等について明確になった。これを受け、各学部・研究科とも「入学者受入れの方針」については、ホームページに掲載するとともに各『入学試験要項』に明示することで、受験生への周知が図られている。

また、定期的に入学試験関係の会議を開催することにより、推薦入学試験における募集人員割合を始め、入学試験における変更点等の詳細を全学的視点で確認することで、適切に入学者選抜が実施できている。

学生募集においては、入試相談会や高校訪問については回数を増やし、積極的な広報に努めている。これらの取り組みにより、学生募集においては、高校３年生からの資料請求数は、2009 年度：39,264 件、2010 年度：47,635 件、2011 年度：54,958 件と年々増加しており、効果を上げている。

在学生数の管理については、2009 年度に定めた「原則として各年度における期末学生数を収容定員（卒業延期者・休学者を除く）の 1.0 倍にする」という決定に基づき、学部全体の収容定員の変更を推進するとともに、定員管理の厳格化への意識を高めたことにより、2012 年度の全学部平均は 1.13 倍となり、定員超過の是正が進んでいる。

法学部においては、前回の大学基準協会からの助言を踏まえ、過去の動向を綿密に分析しながら歩留まり率を想定した厳密な入学判定を行うことで、入学定員に対して過度な入学者超過の状況を改善し、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率は 1.08 倍となり、効果が上がっている。

（２）改善すべき事項

１）「入学者受入れの方針」の明示

「入学者受入れの方針」の明示については、ホームページでは実施しているものの、2011 年度においては、高校生に配布している『入試ガイド』には記載できていなかった。

２）入学試験における出題ミスの発生

入学者選抜の公正かつ適切性については、様々な能力を持った入学者を確保すべく、多様な入学試験形態を用いて入学者選抜を実施している。それぞれの入試問題作成にあたっては、出題ミスが及ぼす受験生や高等学校関係者への影響の大きさに鑑み、複数のチェック機能が働くようにしているが、2010（2011 入試）年度に 3 件の出題ミスと 2 件の表記ミスがあった。このことを厳粛に受け止め、次年度の試験実施に望んだが、なお 1 件の出題

ミスが発生した。今後も出題ミスが発生しないよう、さらにチェック体制の強化を図る必要がある。

3) 入学試験科目毎の視点の明示

面接や小論文といった入学試験科目については、本学がどのような視点で試験を行うのかが明示されておらず、受験生がどのような対策をするべきか迷うといった指摘を内外から受けている。

4) 発達障がいのある受験生への対応

障がいのある学生の受け入れにおいては、視覚障がいや聴覚障がいといった運動機能や感覚機能の障がい以外に、「発達障がい」についての問い合わせが増加しているが、十分な対応ができていない。

5) 修士課程および博士後期課程における定員未充足の状況

大学院の修士課程および博士後期課程において、入学定員に対する入学者数比率が全研究科平均で2012年度は0.74倍と0.51倍となっており、未充足の状態となっている。この件は、2011年度に実施した自己点検・評価においても指摘され、全学で取り組むべき改善課題となった。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

これまでの取り組みにより、各学部における収容定員に対する在籍者数比率については是正が進んでいる。今後も、各入学試験においては、その年度の入試動向や過去の手続き状況等における綿密な分析を進め、さらに的確な合否判定を行うこととする。

(2) 改善すべき事項

1) 「入学者受入れの方針」の明示

入学者受け入れ方針については、2012(2013入試)年度より『入試ガイド』に記載し、その周知に努めているところであり、次年度以降も継続して掲載することとしている。

2) 入学試験における出題ミスの防止

2年連続で発生してしまった出題ミスについては、2012(2013入試)年度に向け、過年度の出題ミスの要因を分析・検証し、「出題」、「評価」および「表記・表現」の3部門の役割を徹底するとともに、校正のための期間を十分確保する等、出題ミスが発生しないようチェック体制の強化を図ることとしている。

3) 入学試験科目毎の視点の明示

入学試験科目「小論文」「エッセー」「面接」については、入学試験形態別に受験生にどのような力を見るのかについて『入学試験要項』に記載することとし、2012(2013入試)年度より実施することとした。

4) 発達障がいのある受験生への対応

発達障がいのある受験生への対応方策としては、障がいのある受験生向けに作成している『入学試験要項（別冊）』において、「発達障がい」への特別措置について明記することを検討していく。

併せて、本学がこれまで受け入れた障がいのある学生に対するサポートの具体例を掲載した印刷物を作成し、特別措置を希望する受験生等に配付することを検討する。

5) 修士課程および博士後期課程における入学者の確保

ほぼ全ての研究科において、入学定員および収容定員が未充足である現状については、2012年度にその改善に向けた検討方法等について部局長会に諮ったのち、大学院政策推進委員会にて入学定員のあり方を含め検討している。

4. 根拠資料

- 5- 1 龍谷大学・龍谷大学短期大学部 2012 入試ガイド
- 5- 2 2012 年度龍谷大学入学試験要項
- 5- 3 龍谷大学大学院 2012
- 5- 4 龍谷大学入学試験要項(別冊)
- 5- 5 入学試験規程
- 5- 6 入学試験の教科及び内容に関する規程
- 5- 7 龍谷大学・龍谷大学短期大学部 2012 GUIDE BOOK
- 5- 8 オープンキャンパス
<http://www.ryukoku.ac.jp/admission/event/opencampus/index.html>
- 5- 9 2012 年度入学試験問題集
- 5-10 一般入試[A日程]入試方式・型別 入試結果
http://www.ryukoku.ac.jp/admission/nyushi/data/2013/ippan/ippan_a.html
- 5-11 欠番
- 5-12 2012 年度龍谷大学指定校推薦入学試験要項 ※学部政策枠
- 5-13 2012 年度龍谷大学指定校推薦入学試験要項 ※大学政策枠
- 5-14 2012 年度龍谷大学指定校（高大連携協定校）推薦入学試験要項
- 5-15 2012 年度龍谷大学指定校（上宮高等学校）推薦入学試験要項
- 5-16 2012 年度龍谷大学指定校（京都橘高等学校）推薦入学試験要項
- 5-17 2012 年度龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験（A 方式）要項
- 5-18 2012 年度龍谷大学付属平安高等学校推薦入学試験（B 方式）要項
- 5-19 2012 年度龍谷大学関係校推薦入学試験要項
- 5-20 2012 年度龍谷大学教育連携校（北陸高等学校）推薦入学試験要項
- 5-21 2012 年度龍谷大学教育連携校（崇徳高等学校）推薦入学試験要項
- 5-22 2012 年度龍谷大学教育連携校（神戸龍谷高等学校）推薦入学試験要項
- 5-23 2012 年度龍谷大学教育連携校（相愛高等学校）推薦入学試験要項
- 5-24 2012 年度龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験要項/文化・芸術・社会活動選抜入学試験要項

- 5-25 2012 年度龍谷大学スポーツ活動《特別》選抜入学試験要項
- 5-26 2012 年度龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験（関係校）要項
- 5-27 2012 年度龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験（教育連携校/北陸高等学校）要項
- 5-28 2012 年度龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験（教育連携校/神戸龍谷高等学校）
要項
- 5-29 2012 年度龍谷大学スポーツ活動選抜入学試験（教育連携校/崇徳高等学校）要項
- 5-30 2012 年度龍谷大学伝道者推薦入学試験（専願制）要項
- 5-31 2012 年度 4 月入学龍谷大学外国人留学生入学試験要項
- 5-32 2011 年 9 月入学龍谷大学外国人留学生入学試験要項
- 5-33 2012 年度 4 月入学龍谷大学外国人留学生スポーツ活動選抜入学試験要項
- 5-34 2012 年度龍谷大学帰国生徒特別入学試験要項/中国引揚者等子女特別入学試験要
項/社会人推薦入学試験要項
- 5-35 2011 年 9 月入学龍谷大学帰国生徒特別入学試験要項
- 5-36 2012 年度龍谷大学指定校推薦編入学試験要項
- 5-37 2012 年度龍谷大学 3 年次編入学・転入学試験要項
- 5-38 2012 年度龍谷大学再入学試験要項（外国人留学生対象再入学試験を含む）
- 5-39 2012 年度龍谷大学大学院入学試験要項
- 5-40 2011 年度 9 月入学龍谷大学大学院入学試験要項
- 5-41 龍谷大学大学院法学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大学
院入学試験要項
- 5-42 龍谷大学大学院法学研究科修士課程学内推薦（論文推薦）入学試験制度 2012 年
4 月入学大学院入学試験要項
- 5-43 2012 年度龍谷大学大学院修士課程 NPO・地方行政研究コース推薦入学試験要項(協
定先)
- 5-44 2012 年度龍谷大学法科大学院入学試験要項
- 5-45 2012 年 4 月入学龍谷大学留学生別科修了見込対象者大学 1 年次入学外国人正規
留学生推薦入学試験要綱
- 5-46 龍谷大学大学院経済学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大
学院入学試験要項
- 5-47 龍谷大学大学院経営学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大
学院入学試験要項
- 5-48 龍谷大学大学院社会学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大
学院入学試験要項
- 5-49 龍谷大学大学院理工学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大
学院入学試験要項
- 5-50 龍谷大学大学院国際文化学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入
学大学院入学試験要項
- 5-51 龍谷大学大学院国際文化学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 9 月入
学大学院入学試験要項
- 5-52 龍谷大学大学院政策学研究科修士課程学内推薦入学試験制度 2012 年 4 月入学大

学院入学試験要項

- 5-53 龍谷大学大学院政策学研究科修士課程学内推薦(論文推薦)入学試験制度 2012 年 4 月入学大学院入学試験要項
- 5-54 龍谷大学大学院経営学研究科修士課程外国人留学生特別入学試験（大連外国語大学日本語学院生対象）2012 年 4 月入学大学院入学試験要項
- 5-55 龍谷大学大学院社会学研究科修士課程正規外国人留学生入学試験書類審査方式（前期日程）2012 年 4 月入学大学院入学試験要項
- 5-56 龍谷大学大学院社会学研究科特別留学生書類審査方式 2012 年 4 月外国人留学生入学試験要項

VI. 学生支援

1. 現状の説明

- (1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

1) 学生支援の方針の明確化

本学の学生支援については、これまで 2010 年度に定めた「キャリア支援ポリシー」のみであったが、2011 年に実施した自己点検・評価において、「修学支援の方針」を定めるべきと指摘された。これを受け、「学生生活支援の方針」の策定を含めた大学全体の課題としてとらえ、部局長会の下、関連する部署によって調整・検討がなされた。同時に、「キャリア支援ポリシー」を検証した結果、伝わりづらい点があると判断し、他の方針の整合を図りつつ内容を修正するとともに、その名称を「キャリア支援の方針」と改め、本学の学生支援の方針は、以下のとおり、「修学支援の方針」、「学生生活支援の方針」、「キャリア支援の方針」で構成することが、2012 年度第 36 回部局長会（2013 年 1 月 24 日開催）にて審議・決定された。

今後、ホームページで社会に公表するとともに、2013 年度の『学生手帳』、各学部・研究科の『履修要項』に明示することとしている。

学生支援の方針

本学では、修学支援、学生生活支援、キャリア支援の3つの方針に基づき、すべての学生に対して支援を行う。

修学支援の方針

本学における修学支援は、すべての学生に同質の教育を提供することを目指し、学生一人ひとりが学修を円滑に進め、継続していくことができるよう、次のような支援を中心に総合的な取り組みを行う。

- ・修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。また、必要に応じて補習・補充教育を実施する。
- ・留年者及び休・退学者の状況把握と分析を行い、関係する各組織が連携して適切な対応策を講じる。
- ・障がいのある学生に対して実効性ある支援体制を整備し、それぞれの学生に適した学修環境を実現する。
- ・本学独自の奨学金制度を整備し、意欲ある学生に学ぶ機会を提供する。

学生生活支援の方針

本学における学生生活支援は、学生の人権尊重を基本とし、学生一人ひとりが心身ともに健康で、かつ安全で安定した学生生活を送るために必要な基盤を整備するとともに、豊かな人間性を育み、自らが主体的に活動できるよう、「生活支援」「経済支援」「課外活動支援」を柱とした総合的な取り組みを行う。

「生活支援」は、保健管理、事件・事故発生防止、相談等の学生生活に係わる環境を整備する。

「経済支援」は、学生の家計急変や社会環境の変化等に応じた奨学金、貸付金等の経済的な支援を行う。

「課外活動支援」は、学生の人的成長に寄与するため、学生が自主的に課外活動・社会活動に参加できるための環境を整備する。

キャリア支援の方針

本学におけるキャリア支援は、学生の社会的・職業的自立に向けて必要となる知識、能力、態度を育むとともに、学生の職業観・勤労観を醸成し、主体的な進路選択、希望する進路の実現を目的として、「キャリア教育」と「進路・就職支援」を二本柱として、全学のおよび体系的に取り組む。

「キャリア教育」は、学部と各組織が連携し、正課教育および正課外教育を通して、社会で必要となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、職業観・勤労観を醸成し、生涯を通じた持続的な就業力が身につくように取り組む。

「進路・就職支援」は、学生が自立し、主体的な進路選択・就職決定ができるよう、多様な支援プログラムを実施するとともに、face to face の面談を重視し、学生の個々の状況を踏まえたきめ細かな支援を行う。

(出典：2012年度第36回部局長会<2013年1月24日開催>資料)

2) 第5次長期計画における学生支援の取り組み

本学では、2010 年度から推進している第5次長期計画において、2020 年における本学の将来像の一つとして、「正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学となる」と掲げている（資料 6-1 p. 5）。その基に、具体的施策として以下の事項に取り組みつつある。

①主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成

学生の主体的な活動を促すとともに、関連部署が協力の上、次代のリーダー養成を目指したプログラムを開発・実施するとともに、自立性・公共性の高い取り組みを実施する。

②奨学金制度の充実

意欲と能力のある学生や優秀な学生が本学で学ぶ機会を確保するために、経済的困窮学生への支援方策を含め、本学独自の奨学金付き入試等、新たな奨学金制度創設を検討・設置する。

③課外活動強化策の検討

これまでの課外活動強化策を総括し、全国トップレベルのサークルを戦略的に育て、本学の知名度・ブランド力の向上を目指す。

本学における学生の懲戒については、2007 年度に「学生懲戒規程」を制定・運用している（資料 6-2 p. 331）。本規程の基本的な考え方は、学生がその本分にもとる行為を行った場合、教育的指導によって学生本来のあり方に立ち返らせるという点にある。

この規程制定以前は、懲戒処分判断は基本的に学生の所属学部・研究科に委ねていた。しかし、同様・同程度の行為に対して、学部等の間に対応や処分内容が異なり、大学全体として公平性を欠くことにならないかという危惧や、複数学部等の学生が集団となって行為を行った場合に各学部等に判断を委ねること自体が適切ではないとしたことに起因して制定したものである。

（2）学生への修学支援は適切に行われているか。

1) 単位僅少者への学修指導

本学では、学生の単位取得状況に応じて、各学部が設定する基準に満たない者に対し、教員による面談・指導を行っている。演習に所属する学生については、演習担当者が面談・指導を行い、演習に所属しない学生については教務課から学生本人に連絡し、所属学部の教務委員による面談・指導を行っている。このことにより、学生本人が修学する意欲を再度持ち直し、卒業に向けて再スタートするための後押しにつながることを期待している。また、面談時において、メンタル面でのサポートが必要と判断した場合は、学生生活でのあらゆる相談を受け付ける「なんでも相談室」や様々な問題や悩みに対して臨床心理士が相談に応じる「こころの相談室」等と連携し、個々の学生に合った支援を行うよう努めている（資料 6-3 p. 170～173）。

対象となる学生との面談の際、学生本人に単位僅少となっている理由と今後の目標を確認し、以後の履修指導等を行うとともに教員のコメントを添えた報告書を作成する。学部

教務委員会にて全ての学生の報告書を諮り、今後の対応等を教務委員間で確認している。

さらに、早期に単位僅少の原因や今後の課題を見出すことで、修学意欲の向上につなげるため、別途保証人（保護者）に単位修得状況が芳しくない旨を通知し、学生の学修状況把握と学修活動の支援を依頼している。

このような取り組みによって、学生の様々なつまずきを早期に確認し適切な履修指導等を実施することで、留年者や退学者を減少させることにつながると判断している。

2) 休学・退学者への対応

休学・退学の願い出は、学生が所属する学部教務課で受け付けている。まず、事務職員が願い出た学生に対し面談を行い、休学や退学を考えた経緯や理由を確認している。その際、個々の理由に対し、演習を担当する教員に相談することを促したり、友人関係のトラブルや心の問題を抱えていると思われる学生には、早期のケアにつながるよう「なんでも相談室」や「こころの相談室」を紹介している。また、経済的な事情による場合については、家計状況や家庭状況を聴き取った上で、学生の意向を確認しながら、修学が継続できるよう奨学金を担当する学生部と連携する等、多面的にサポートすることに努めている。

面談等の結果、休学や退学がやむを得ないと判断した学生に対しては、所定の書面（休学願、退学願）を渡し、その理由を記載することに加え、本人の署名・捺印と保証人（保護者）の署名捺印の後の提出を求めている。

病気を理由とした休学については、医師の診断書の提出を求め、復学時には復学が可能であることが記載された診断書の提出を求めている。

提出された願い出は、各学部の教授会に諮られ、承認を得た上で許可するという手続きを採っている。

3) 補習・補充教育の実施状況

推薦入学試験等の特別入学試験による入学者に対し、それぞれの学部が入学前教育を実施してきた。その取り組みは学部によって異なるが、指定校・スポーツ活動選抜・関係校・伝道者等の各専願推薦入試合格者を対象に、主に学修の継続、学力維持・向上を目的として個々に実施し、入学後の学修意欲の持続を図っている。

この度、2013年度入学生からは、以下の2つのプログラムを実施することとした。

- ①大学での学修意欲や知的好奇心の涵養、本学への帰属意識の向上といった態度形成を主眼としたスクーリング形式による「入学準備サポートプログラム（全学版）」
- ②学修の継続性の確保と大学入学後における学修意欲の持続を目的とした「入学準備サポートプログラム（学部版）」

この内、「入学準備サポートプログラム（全学版）」を2012年12月25日（火）、26日（水）の2日間にわたり実施したところ、任意参加で合ったにも拘わらず、対象者の73.5%となる778名の参加があった（資料6-4）。

4) 学生に対する学修環境の整備

本学が実施している学修環境の整備状況については、主に以下のとおりである。

ア)「ラーニングクロスローズ」(教員との交流および自学自習スペース)の設置

深草学舎において、教員と学生が授業外での指導および相談等を含めて交流するとともに、学生の自学自習をサポートすることを目的とし、学生自身の積極的な学修を支える環境を整備する観点から、「ラーニングクロスローズ」を設置している(資料 6-5)。室内のオープンスペースには、パソコンを 10 台設置し、自由に利用できる環境を整備している。ただし、その教育効果の検証については十分行えていない。

イ)「ライティングセンター」の設置

瀬田学舎において、学生の国語力(日本語能力)、文書作成能力の向上を通じ、論理的思考能力・表現能力を高めることを目的とし、研究科生等がレポート・ゼミ発表・卒業論文や英語の文書等の書き方や考え方について相談に応じる「ライティングセンター」を設置している(資料 6-6)。ただし、その教育効果の検証について十分行えていない。

ウ) e ラーニングの活用

本学のポータルサイトからログインすることによって、一部の科目においては、授業の補完的な学修として e ラーニングを利用できる他、自学自習用コンテンツが複数用意されており、学生は各授業の担当教員の指示に従い、自分の都合のよい時に自分に合ったペースで繰り返し学修することができるようシステムが構築されている。自学自習用のコンテンツの運用については、毎年度、各学部、各学舎教養教育科目会議、共通コース運営委員会等から選出される教員によって構成するメディア教育委員会において審議している。

エ) 授業での龍谷ミュージアムの活用

全ての学部において 1 年次必修科目として開講している「仏教の思想 A」「仏教の思想 B」では、主に釈尊および親鸞の生涯と思想を中心に、建学の精神をも学ぶ講義展開となっている。その内、本学が設置する仏教総合博物館「龍谷ミュージアム」にて展示している仏教に関する学術資料を教材とした授業を、年 2 回実施している。龍谷ミュージアム教員により展示資料に関する講義を受けることで、講義内容の理解を深めることができる。

オ)「文学部アクティブ・ラーニングコーナー」、 「理工学部初年次学習支援センター」 の設置

各学部・研究科等の個性・特色を活かした優れた教育活動の実践や教育改革・教育改善に向けた意欲的な取組等を大学として選定し、重点的に財政支援を行い、教育の高度化・活性化を推進することを目的とした龍谷大学教育改革支援制度「龍谷 GP (Ryukoku Good Practice)」を実施している。

2011 年度は、学内より 9 件の応募があり、7 件を採択した。その中で、文学部による「ラーニング・アウトカムを具現する『卒業論文』の質保証」では、文学部の 1、2 年生を対象に、研究科生が相談・指導に応じることができるよう、深草図書館内に「文学部アクティブ・ラーニングコーナー」を設置したり、理工学部による「理工系基礎学力の定着を実現する初年次教育」においては、1 年生の基礎学力を専門分野の学修に必要なレベルまで

引き上げることを目的に、上級生の学生アドバイザーや元高校教諭のシニアアドバイザーが学習をサポートする「理工学部初年次学習支援センター」を設置する等、学生の学習支援の推進を実践している(資料 6-7, 8)。

5) 障がいのある学生に対する支援

本学における総合的な障がいのある学生へ支援は、本学の教育目標である人間教育実践の一環として、また国民の権利である教育の機会均等の実現を図るために行うものであり、全ての人の基本的人権を尊重する立場から、障がいのある学生の学ぶ権利を保障すべく修学支援、学生生活支援等を実施している。

そこで、学生部長、教学部事務部長、キャリアセンター事務部長等により構成する「障がい学生支援委員会」を設置し、毎年度障がいのある学生に対する支援の考え方やその対象や範囲、障がいの内容に沿った修学支援方策等を確認するとともに、関連する部署間で連携して機能的に支援を行っていくため、各学部の教務主任等で組織される教務会議において、毎年度初回の会議にその内容を記した資料「障がい学生への教育援助について」にて確認している(資料 6-9)。

本学における障がいのある学生に対する主な修学支援策は、以下のとおりである。

①視覚障がいの学生への支援

- ・点訳教科書の貸与
- ・レジュメ等の点訳
- ・試験での対応（定期試験問題の点訳、答案用紙の墨訳、定期試験に係るレポートおよび卒業論文の墨訳）
- ・機器の貸出し（レコーダー等）
- ・教材のデータ化（パソコンで音声ソフトを利用できるよう、教材やレジュメをテキストデータ化する）

②聴覚障がいの学生への支援

- ・機器の貸出し（FM 補聴器等）
- ・ノート・テイカーまたは PC テイカー等による補助

③肢体不自由の学生への支援

- ・自家用車通学の許可、駐車スペースの確保
- ・車椅子で使用可能な机の配置
- ・大学構内での学生生活介助
- ・授業や試験等の学修に関する支援
- ・通学介助

④発達障がいの学生への支援

発達障がいの学生は、学生自身が障がいを認識していないことが多く、障がいの状況や本人の認識の有無によって、支援が大きく異なるため、学生一人ひとりのニーズに応じた支援を行っている。

これらの支援を実施するにあたり、障がいのある学生をサポートする学生スタッフを募

り、「障がい学生支援し隊（学生サポートスタッフ）」を組織している。現在、約 30 名が登録し、ノートテイク等の支援を行っている（資料 6-10）。

さらに、学生および教職員が、障がいのある学生に対する理解を深めることで、当該学生の学生生活がよりスムーズになることをめざし、2013 年 3 月、『龍谷大学が行う障がいのある学生への支援』を作成した（資料 6-11）。この冊子を、教職員や在學生に配付するとともに、2013 年度新入生全員に配付することとしている。

6）奨学金等の経済的支援

本学の奨学金制度は、人物・学業ともに優れ、かつ経済的理由のために修学が困難な学生に経済的支援を行い、教育の機会均等を図るとともに、学生の多面的な能力を十分に伸ばし、社会に有為の人間を育成することを目的として設けている（資料 6-12）。

その本学独自の奨学金には、給付奨学金と学費援助奨学金の 2 種類がある。さらに、親和会（保護者の会）や校友会（卒業生の会）等による奨学金もある。

主な給付奨学生としては、成績優秀学生を支援する「学業成績優秀奨学生」、「優秀スポーツ選手奨学生」、「課外活動等奨学生」、家計支援を目的とした「家計奨学生」、「家計急変奨学生」、自然災害の被害に対応する「災害給付奨学生」等を対象とする諸制度を整備している。

これらに加え、2009、2010 年度には世界的な経済不況に対応するため、期間を限定した奨学金制度として、「経済不況による緊急特別経済援助奨学金」を創設した。同奨学金では、2008 年以降に生じた急激な経済不況により家計が急変し、修学の意志があるにもかかわらず学費の支弁が困難な学生 215 名に対し、計 53,856,500 円を給付した。

このような奨学金制度による 2011 年度の給付奨学金の受給学生数と支給額は、1,505 人、441,144,230 円であった。

さらに、2011 年 3 月に発生した東日本大震災に対し、新たに「東日本大震災特別援助奨学金」を創設し、2011～2013 年度の 3 年間にわたり経済的支援を行っている。2011 年度は、合計 17 名に計 13,273,600 円を給付した。

また本学では、家庭の事情により一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足や緊急な出費が必要な学生を対象とした短期貸付金制度を実施している。この制度では、緊急な生活費の不足に対応する貸付（3 万円以内）と、修学継続のための学費充当を目的とした貸付（上限、年間授業料の 25%）を行っている。2011 年度はのべ 294 人に支援を行った。この内学費充当目的の貸付は 33 人で、30 人が修学を継続または修業年限を満了して卒業した。

このような奨学金制度については、「奨学規程」ならびに「災害奨学規程」を制定し、その下に各奨学金制度の運用を定めた選考細則や採用内規により、厳格な運営を図っている（資料 6-2 p. 335, p. 348）。

本学独自の奨学金以外にも、日本学生支援機構奨学金や地方公共団体や民間育英団体等の奨学金がある。これらの奨学金を受給した 2011 年度の学生数と受給額は、7,377 人、5,989,829,000 円に上っている。

7）受入および派遣留学生に対する支援

本学では、国際センターを設置し、受け入れる留学生や派遣する留学生に対する支援を

行っている。この国際センターが主体となり、学生の奨学金制度や寮の整備等、以下のよう
な取り組みを行っている。

ア) 受入留学生への支援

①学費援助奨学金

正規留学生のうち、「留学」の在留資格を有する私費留学生で、経済的に恵まれない
学生を対象として、授業料の一部（2012 年度は 40%）減免とする奨学金制度を設けて
いる。

②龍谷大学外国人留学生特別奨学生

正規留学生のうち、学業成績が特に優秀である学生を対象とした奨学金制度を設け
ている。2011 年度は、68 人に対し、総額 32,427,000 円を給付した。

③留学生寮および国際交流会館の設置

留学生が自文化とは異なる環境下での学修をスムーズに開始できるよう、低廉な家
賃設定の留学生寮（龍谷会館、大宮荘、ともいき国際ハウス、ルミエール間宮、向島
学生センター）を設け、常時約 200 人の留学生を受け入れている。これらの各寮には、
2～4 人の留学生寮学生生活アドバイザーを常駐させ、留学生の日常生活の支援を行
っている。また、「ともいき国際ハウス」と「りゅうこく国際ハウス（2013 年 4 月開
設）」からなる国際交流会館では、留学生と一般学生が共に生活することで、相互理
解の深化を可能としている。今後は、2013 年 4 月に「りゅうこく国際ハウス」を開設す
ることにより、留学生 237 人、学生生活アドバイザー10 人、一般学生 28 人、計 275
人の受入が可能となる。

イ) 派遣留学生への支援

①留学サポート冊子「地球がキャンパスだ！龍谷大学留学ガイド」の刊行

留学を希望する学生のため、留学に関する様々な情報を網羅した冊子を刊行し、希
望する学生に配布している（資料 6-13）。

②語学サポートデスクの設置

深草学舎では派遣留学担当職員 2 名が留学説明会や各種個別相談等を行い、留学全
般に関する相談体制を整えている。また、インターナショナルラウンジを設置し、留
学生と一般学生の交流の場としても活用されている。瀬田学舎には語学・留学サポ
ートデスクを設置し、留学経験のある日本人スタッフ 3 名が、留学全般、留学先決定に
むけての相談や龍谷大学における留学システムの説明を行ったり、応募用紙や書類記
入のチェック・ビザ申請についての情報提供等様々なサポートを行っている。また、
留学する国・留学先大学の情報や、その国の治安・気候等を知るための留学資料コー
ナーがあり、随時貸出（1 冊／2 週間）をしている。

さらに、学生が自ら語学能力を向上させるための支援として、学内で、TOEFL®試験、
IELTS 試験等を実施する等、受験機会を充実させている。

③留学在籍料制度

長期派遣留学生（半年または 1 年間）に対する本学学費を免除し、留学在籍料（学
部生 30 万円／1 年、大学院生 5 万円／1 年）を適用することで、経済的な負担を軽

減している。

④保険加入の義務化

本学のプログラムにより留学する場合は、本学指定の保険に加入することを義務づけている。このことにより、学生の保険情報について把握することが可能となり、海外でトラブルが発生した場合、保険会社との連携により、迅速な対応が可能となっている。

ウ) グローバルマインド育成のための取り組み

①学生間の国際交流の促進

キャンパスにおいて留学生と一般学生の交流活動を積極的に推進するため、留学の有無に拘わらず、キャンパスにおける異文化交流の活性化を目指している。

- ・留学生寮学生生活アドバイザー
- ・学生バディ（短期受入プログラム）
- ・学友会海外交流委員会、学生の自主組織である深草学舎の「SABS（Study Abroad Supporters）」や瀬田学舎の「LINK」

②地域における国際交流の促進

大学の地域連携、地域貢献の一つとして、以下の地域における国際交流活動等についても可能な限り取り組みを行っている。

- ・地域の小学校等での国際交流活動
- ・過疎化が進む地域への訪問交流ツアー

（３）学生の生活支援は適切に行われているか。

１）新入生フレッシューズキャンプの実施

新入生がいち早く大学の環境に慣れ、学修に取り組めるよう、全新入生を対象に、学外の施設を利用した宿泊型のフレッシューズキャンプを入学後約１週間のオリエンテーション期間中に実施している（資料 6-14）。フレッシューズキャンプでは、建学の精神の普及、友人作り、在学生のサポーターによる相談、教職員による履修説明等を行っており、事後アンケートを参考に毎年改善に取り組んでいる（資料 6-15）。

２）学生自治組織への支援と連携

学生自治組織である学友会の代表者と学生部スタッフが定例ミーティング（原則として週１回）を行っており、日常的に発生する諸問題の早期解決を図っている。また、学友会と大学執行部との公式な協議の場として全学協議会を年に１回開催している（資料 6-16）。全学協議会は学生の意見を大学執行部に直接伝える場であり、学生の意見や要望を大学の施策に反映するための重要な機会となっている（資料 6-3 p.13）。

３）課外活動に対する学生支援

本学では、「課外活動基本方針」において、課外活動を「正課授業とあいまって大学教育の重要な一環」（課外活動の基本方針）と位置づけ、学生の諸活動を促進し活性化を図っている。

課外活動基本方針

1. 基本理念

課外活動は、正課授業とあいまって大学教育の重要な一環である。

2. 課外活動の意義と活性化の意義

1) 大学教育における課外活動の意義

①課外活動は、人格形成・人間形成に役立つ教育の場である。

②課外活動は、学部の枠を越え、多様な人間性を有した集団生活の場、社会的訓練の場である。

2) 課外活動の活性化の意義

①課外活動の活性化は、大学全体の活性化に繋がる。

②課外活動は、学生の帰属意識を高める。

③課外活動の実績は、大学広報の一翼を担い知名度向上に役立つ。

3. 共通認識

①正課があって初めて課外が成り立つという前提に立つ。

②課外活動の活性化が大学全体の活性化に結びつくとの認識。

③課外活動は、忍耐力・協調性・決断力・適応力・行動力・リーダーシップなどを育成する教育的機会である。

④本学の課外活動は、建学の精神を体する人間教育の場である。

(出典：学生部資料により作成)

本学が2010年度に実施した「学生生活実態調査」(4年毎に実施)では、課外活動について、「友人、居場所を得た」(75.6%)、「知識、教養、技術、技能が身についた」(26.5%)、「人格形成に役立った」(23.3%)という回答が多い。「人格形成に役立った」という回答では1年生の14.7%に対して4年生は30.7%と高くなっており、課外活動を続けることが、学生の成長に役立っていることが分かる(資料6-17 p.24)。

課外活動団体への支援として、龍谷祭(学園祭)等の行事、大会参加のための遠征、定期演奏会、展示発表会、合宿等の活動に対して経費援助しており、経済的理由によって積極的な活動が制約されることがないようにしている。課外活動団体のほとんどが、この援助を受けており、学生の経費負担の軽減に寄与している。また、学友会館、紫朋館(クラブボックス棟)、学生交流会館をはじめとする課外活動施設を整備しており、学生の自主的な管理により積極的に活用されている。また、種々の課外活動の支援のため、学生の諸活動を発表する場として本学が所有するアバンティ響都ホール(客席362席)の活用、授業時間外における講義教室の貸し出しにより、活動場所の提供と確保に努めている(資料6-18)。課外活動施設を整備することで、より一層の課外活動の活性化を図っている。

4) 学生の自主的活動に対する支援

学生の自主的活動である正課外活動への支援により、地域貢献や社会から評価される活動が育っている。瀬田学舎で毎年8月に開催している「夕照コンサート」は2012年に20回の節目を迎えた。学友会と吹奏楽部および学生部が実行委員会を構成し、近隣の小学校、

中学校、高校の吹奏楽バンド等 16 団体が出演する地域の一大イベントとして定着している。また、自主的活動の育成策として、ユニークな企画や社会貢献事業等を行う学生団体に経済支援を行う「SMAP (Self Making Assist Program) 計画」事業を実施し、毎年度 3 ～10 件程度の支援をしている (資料 6-19)。

さらに、海外渡航経験を持つことで国際的な視野を広め、将来のリーダーを養成することを目的に、主として低年次生を対象とした海外友好セミナーを実施し、セミナー参加後に充実した学生生活を送るためのきっかけ作りを支援している。

5) 安心・安全な学生生活を送るための支援

学生部内に設置した「なんでも相談室」においてカウンセラーや職員による学生の相談を受け付けている。相談内容により、各学部や保健管理センター等と連携し、学生の抱える問題の早期解決に取り組んでいる (資料 6-20)。なお、2011 年度の相談件数は 307 件である。

また、カルト教団や薬物、金銭トラブル等から学生の教育・生活環境を守る観点から、新入生に学生生活を送る上での注意点をまとめた冊子『龍大生の心得』を配付し、オリエンテーションの中で周知・啓発を行っている他、立て看板や配布物、学生向けポータルサイトを使って全学生に対して注意を喚起している (資料 6-21)。

自転車・バイク通学者が多い瀬田学舎では毎年交通安全キャンペーンを開催しており、2012 年度からは自転車・バイクの登録制度を開始して、交通安全の意識向上に努めている。

6) 健康保持・増進とメンタルヘルスケアへの支援

本学は、学生および教職員の健康に関する業務を担う部署として保健管理センターを設置している (資料 6-22)。その基本方針は、「学生一人ひとりが健康で充実した学生生活を送ることができるように、学生の身体と心の両面から学生の成長と自立を促す支援を行うこと」である。基本方針は、毎年度始めに開催する保健管理センター委員会にて、その内容の承認を得ている。

保健管理センターは、3つのキャンパスに「診療所」と「こころの相談室」を設置し、身体と心の両面から相互に連携しつつ、学生の健康を支援している (資料 6-20)。本センターは、精神科医 (専任教授) のセンター長と内科医の副センター長を中心に、医師 8 名、保健師 1 名、看護師 7 名、臨床心理士の資格を持つカウンセラー 6 名を配置している。カウンセラーは、保健管理センター内に設置する「こころの相談室」を担当するとともに、学生部内に設置された「なんでも相談室」も担当することで、学生を支援する体制をとっている。

また、学生が抱える様々な問題解決に向けて、保健管理センター委員会、こころの相談室委員会を開催し、学生部長、教学部長、キャリアセンター長、臨床心理相談室長、学生生活主任に広く意見を求め課題の解決に向けて取り組んでいる。

さらに、健康意識を高め、健全な学生生活が送れるよう、健康に関連するテーマ (生活リズム、禁煙、子宮頸ガン、食中毒、生理痛、熱中症予防、薬物依存、H I V、救急救命等) を設定し、学生の参加しやすい昼休みを使って健康に関する講演会等の健康支援プログラムを実施している (資料 6-23)。

ア) 健康診断の実施

全学生に対して、胸部X線検査を始めとする健康診断を毎年4月初旬に実施しており、2012年度は対象者19,534人に対して16,605人が受検し、受検率は86.4%であった。また、健康診断結果に応じて再検査や精密検査を実施している。特に胸部X線検査で、要精密検査と指摘された学生は、結核等感染症予防の観点から再検査費用を大学が全額負担している。

また、健康診断の問診で、相談を希望する学生には「こころの相談室」を紹介し、訪問を躊躇する学生に対しては、カウンセラーから連絡を入れ、早期に支援を開始できるよう努めている。

イ) 診療行為（内科・精神科）

3学舎の診療所では、精神科や内科の診療を実施しており、センター長および副センター長が診療する体制を整え、学医（非常勤）も配置している。学医は、大学病院および近隣医療機関から派遣され、1日2時間から3時間の診療を行っている。診療時間外の対応としては、近隣医療機関に学生の診療を依頼するとともに、独自に制作した近隣医療機関マップを学生へ渡し、診療時間以外でも受診しやすい環境を整備している。

また、感染症対策として、医療機関に業務を委託してインフルエンザ予防接種を実施し、学生の実習参加等で必要な保菌検査（検便）も実施している。

ウ) こころの相談室・なんでも相談室の設置

学生生活で生じる様々な悩み、心配、不安を抱える学生に対応するための「こころの相談室」と、どんなことでも気軽に相談できる「なんでも相談室」を設置し、臨床心理士の資格を持つ6名のカウンセラーの内常時3名が、メンタル面を含め学生生活全般に関する様々な悩みについて相談を受け付けている。こころの相談室の相談者数（のべ人数）は、2009年度1,960人、2010年度1,968人、2011年度2,087人と、年々増加している。また、保健スタッフ（医師・保健師・看護師）とカウンセラーとの情報共有を図り、解決策を検討するため、保健管理センターを利用した学生のデータベースを作成し、個人情報管理を徹底しつつ毎月1回ケースカンファレンスを開催して、問題を抱える学生に対する支援強化を図っている。

エ) 喫煙に関する啓蒙活動と薬物乱用防止の取り組み

受動喫煙防止および非喫煙学生に喫煙習慣を身につけさせないことをめざし、敷地内を全面禁煙としている。ただし、現在は移行期の対応策として、喫煙者を禁煙に導きつつ、各学舎に「卒煙支援ブース」や「卒煙支援エリア」を設置し、分煙に努めている。また、喫煙者に対しては、「卒煙サポート」の一環として禁煙のための診察を行い、ニコチンパッチの無料配布等を実施している。薬物乱用防止策としては、学友会・学生部・保健管理センターが協力し、喫煙に関する事柄とともに、オリエンテーションでの説明や年2回の啓発キャンペーンを実施している。

なお、これらの事項は『学生手帳』に明記し、学生への周知を図っている（資料 6-3 p. 176）。

7) ハラスメント防止に対する取り組み

本学は、建学の精神に基づき、学生や教職員ならびに本学に関わる全ての人々が、人権を尊重し、相互に信頼し、快適に学び働くことができる環境の維持・向上に努めている。このようなことから、龍谷大学は「ハラスメントの防止等に関する規程」を2008年に制定（前身は、2002年制定のセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程）し、ハラスメントの発生を未然に防止するための啓発活動を推進するとともに、万一、ハラスメントと見なされる行為が発生した場合、問題の解決に向けて適正に対処できる手続きを予め明確にし、ハラスメントの防止・解決に努めている（資料 6-2 p. 318）。

また、ハラスメント防止等の取り組みを推進するため、専任教職員で構成するハラスメント問題委員会（以下「問題委員会」）を設置している。問題委員会は、ハラスメントを未然に防止するための活動として、ハラスメントと見なされる行為（セクハラ、アカハラ、パワハラ等）の事例を掲載したリーフレットを作成・配付し、そのような行為を行わない、また行わせないよう、新入生オリエンテーション等においてガイダンスを行っており、同趣旨の内容は、ホームページや『学生手帳』にも掲載している（資料 6-3 p. 175）。

ハラスメントに関する相談窓口として、問題委員会の下に、本学専任教職員および弁護士によるハラスメント相談員（以下「相談員」）を配置している。相談員は、学舎や男女のバランスを考慮した構成となっており、リーフレットおよび掲示板で氏名・連絡先を公表している。リーフレットは各学部教務課等に設置し、周知を図るとともに相談しやすい体制を整えている（資料 6-24）。

相談員は、当事者からハラスメントに関する相談を受け、その問題状況を正確に把握すること、そして調停による問題解決に努める事等を任務とし、相談の結果、解決すべき問題があると判断した場合には、相談員から問題委員会に対し、問題解決に向けた事実調査・調停を要請することもできる。要請を受けた問題委員会は、問題解決に向けた取り組みを行う。

当事者が、大学に対し対応措置を採るよう申し立てた場合には、問題委員会は、その申し立てた内容に基づき調停または事実調査等を行う。調査の結果、問題委員会が問題解決のための措置が必要であると判断した場合には、問題委員会は学長に対し、当該措置の履行を勧告することができる。

問題委員会は、ハラスメント行為が継続しており、かつ緊急の対応が必要であると判断した時には、相手方当事者に対して文書による警告を発する等、当事者の人権を保護するための緊急措置を採ることもある。

また、2年に一度、問題委員会で取り扱った事例について取りまとめた報告書を啓発資料として発行し、教職員全員に配付している（資料 6-25）。教職員が報告書を通じて具体的な事案に触れることは、各々で予防措置を取ることにつながり、ハラスメント事案発生の抑止力となっていると言える。

（4）学生の進路支援は適切に行われているか。

1) キャリア支援に関する組織体制の整備

本学では、学生の進路・就職支援やキャリア教育支援を担う部署として、3つの学舎にそれぞれキャリアセンター（2012年10月1日、キャリア開発部より部署名変更）を設置

し、学舎や学部の特性に応じたキャリア支援を展開している(資料 6-26)。また、インターンシップを全学的に支援していくために、深草学舎と瀬田学舎にそれぞれインターンシップ支援オフィスを設置している。さらに、学生の利便性の向上を図り、効果的に就職支援が行えるよう、2005 年度に東京オフィスを、2008 年度には大阪オフィスを開設し、キャリアカウンセラーを置く等の支援強化を行っている。

各学部とキャリアセンターがキャリア教育・就職支援において密接に連携・協働できる体制として、法学部・政策学部・理工学部・社会学部・国際文化学部では、学部内にキャリア委員会を設置している。文学部、経済学部、経営学部では、各学部教務委員会等がその役割を担っている。

本学では、全学的にキャリア形成支援を展開していくために、「キャリア支援の方針」や政策検討といった全学的な意思決定を行う、学長を中心とした組織体制を整備している。

2003 年度に「キャリア開発支援規程」を制定し、2004 年度から新たにキャリア開発部長(教員部長)および各学部から選出するキャリア開発主任を配置した。現在は、「キャリア支援規程」および「キャリアセンター長」、「キャリア主任」に名称変更している。

学生のキャリア形成を支援するための全学的な組織体制として、学長を議長に、主に各学部長で構成する「全学キャリア会議」を設置し、その下に主に各学部キャリア主任で構成する「キャリア主任会議」を設置している。併せて、インターンシップの推進・強化のため、全学キャリア会議の下に、運用全般に関する事項を審議するインターンシップ協議会を設置している。理工学部においては、学科毎に就職主任と就職副主任を配置し、支援体制の強化を図っている。また、2012 年 6 月には、協定型インターンシップの円滑な運営を一層推進していくために、インターンシップ協議会の下に、インターンシップ支援オフィス長(教員部長)と協定型インターンシップ授業担当者からなる協定型インターンシップ運営委員会を設置した。

現在、キャリアセンターでは、学生相談スタッフの内、91.7%がキャリアカウンセリング有資格者(CDA:Career Development Adviser 等)を配置しており(2012 年度:相談対応スタッフ 24 名中 22 名)、高い専門性を活かして、学生一人ひとりの状況や特徴に合わせた個別の相談に対応している。また、企業訪問を主たる業務として担う専属の職員を配置し、積極的に求人開拓を行うとともに、企業の採用ニーズ等の情報収集や学内企業説明会への誘致を強化している。

2) 各学部との連携によるキャリア教育の展開

本学では、低年次から各学部が開講するゼミにおいて、キャリアセンターのスタッフによるキャリアガイダンスを実施している。また正課外においても、ガイダンスや様々なイベントを開催することで、早期からキャリア形成の意識を養う取り組みを行っている。

また、2006 年度には、キャリア教育の一環として、キャリア意識を醸成するための「キャリア啓発科目」、進路選択を支援するための「キャリア開発科目」として位置づけた正課科目を配置し、系統的・体系的に学ばせることで、学生の勤労観や職業観を醸成し、学生自らがキャリアビジョンを描けるよう、学部毎に開講している(資料 6-27)。

ア) 低年次生を対象としたキャリア教育

<正課教育での取り組み>

①キャリア啓発科目

正課教育においては、1年生や2年生を対象として、卒業後のキャリア意識を醸成する科目として、学部毎に下記の科目を「キャリア啓発科目」と位置づけて開講しており、学生が高い学修意欲を持ち、明確な将来のビジョン（自分の将来像）が描けるよう、社会との接点を意識したキャリア教育を展開している。

〔文学部〕

○キャリア形成論（1・2年生 後期開講）

〔経済学部〕

○キャリア形成論Ⅰ・Ⅱ（2年生以上 前後期開講）等

〔経営学部〕

○実践・マイ・キャリアデザイン（2年生以上 後期開講）

〔法学部〕

○法律事務実務Ⅰ（2年生以上 通年開講）

〔理工学部〕

○キャリアデザイン（1年生 前期開講）

○キャリアプランニング（2年生 前期開講）

〔社会学部〕

○キャリアデザイン論（1年生以上 後期開講）

〔国際文化学部〕

○キャリアガイダンス（1・2年生 前期開講）

〔政策学部〕

○コミュニケーション・ワークショップ演習（2年生 前期開講）

○地域公共人材総論（2年生以上 前期開講）

○キャリアデザインのための企業研究（2年生以上 後期開講）

②キャリアガイダンス

講義形式によるガイダンスに加えて、経済学部と経営学部では、少人数制授業の基礎・入門演習（ゼミナール）の中で、キャリアセンターのスタッフが講師となって、きめ細かな双方向によるキャリアガイダンスを行っている。

特に経済学部では、1年生全てのクラス（32クラス）でガイダンスを実施している。最終進路が決定した同学部の卒業年次生が講師となり、自らの進路先決定の要因や学生生活の過ごし方に関するアドバイスを行うことで、以後の学生生活に対する目的意識の明確化や学習意欲の喚起、キャリア形成におけるロールモデルの創成につながっている。本ガイダンスの満足度については、2012年度アンケート結果（アンケート提出人数507名）において5段階評価で平均4.1ポイントという高い評価を得ている。

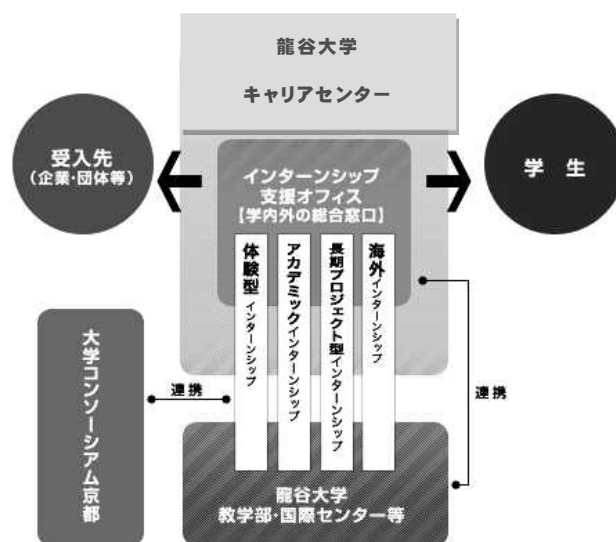
③インターンシッププログラム

本学では、インターンシップを「社会現場での実体験を通して、大学における学びの意義を確認し、学生の自立とキャリア形成を支援する実践的な教育プログラム」として

位置づけ、全学的な正課教育を通じたキャリア形成支援の一環として、4つのインターンシッププログラムを展開しており、2012年度は533名の学生が参加している(資料6-28)。

中でも、企業・団体等と協定を締結して行う協定型インターンシップは、事前学習、夏期休業期間における就業体験、事後学習が一体となっており、総合して単位認定を行っている(資料6-29)。2012年度は、57の企業・団体等と協定を締結し、10日間の就業体験の他、事前・事後学習の授業を全20回実施した。

特に事前学習では、インターンシップ支援オフィス長が講師を担う「龍谷大学の歴史(自校史)」や、卒業生を講師に招いた「職業観・職業倫理(パネルディスカッション)」、外部講師による「ビジネスマナー講座」を実施し、事後学習として、学内外に向けた報告会を実施している。受入先での就業体験期間中は、インターンシップ授業担当者(2012年度は6名)が、実習先に訪問や電話連絡を行い、学生への中間指導やケア、受入先との情報共有を行い、充実した就業体験体制を構築している。プログラム終了時に実施する学生アンケートによると、2012年度の結果では、88.1%('満足'と'やや満足'の合計)の学生が満足感を示している。また、協定締結先にもアンケートを実施しており、自由記述欄に記述された意見・要望等を、次年度のプログラム改善に役立てている。



(出典：本学ホームページ)

<正課外教育での取り組み>

正課外教育における取り組みとしては、全ての1年生を対象に、入学後のオリエンテーション期間に行うフレッシュャーズキャンプ(1泊2日)において、キャリアガイダンスとして「大学生活の咲かせ方ガイダンス」を行っている。このガイダンスは、正課授業をはじめ、学内の資源を活用して、サークル活動やボランティア・海外留学等の様々な正課外活動にも積極的に取り組み、充実した学生生活がスタートできるよう、実施するものである。

また、入学段階での自身の強みや興味・価値観を客観的に理解するためのアセスメントとして、「自己発見レポート」を実施(全1年生対象、2012年度受検率86.7%)し、学びの意欲を喚起するためのツールとしても活用している(資料6-30)。

2年生対象のキャリア形成プログラムとしては、キャリアロールモデルの理解や社会性・態度の醸成を図ることを目的として、1泊2日のサマーキャンプを実施している。本プログラムでは、先輩学生や他大学学生とのワークショップによって様々な交流を図り、多様な価値観の存在を認識し、相互理解を深めることができている。2012年度は、2回開催し、計66名の学生が参加した。参加者へのアンケートの結果、93.8%の学生が満足と回答している。

また、2年生および3年生に対しては、キャリア形成支援の一環として、資格取得等に向けた取り組みを通じ、自身のキャリアデザインのきっかけとする「キャリア支援講座」を開設している(資料 6-31)。この講座については、各学部の履修登録説明会の際に学生に説明しており、2012年度は全学で1,039名が受講した。

キャリアセンターでは、2006年度から、学生が自らのキャリア啓発に主体的に関わることができる学生参画型のキャリア啓発・形成支援プログラムとして、キャリアサポーター制度を実施している。本制度は、1年生および2年生を中心とした学生が、キャリアサポーターとして登録(2012年度登録学生140名)し、キャリアセンタースタッフとともに各種キャリア形成支援行事のサポートを行っている。キャリアサポーターは、主体的にキャリア形成支援行事を企画・運営することもできる。

イ) 3年生以上を対象としたキャリア教育

<正課教育での取り組み>

3年生以上を主な対象として、学生自らが将来のキャリアを見据え、主体的な進路選択ができるよう、将来の進路選択を支援する「キャリア開発科目」と位置づけた以下の科目を各学部において展開している。

[文学部]

- 教育学特殊講義 (a) (3年生 前期開講)
- マスコミ論 (3年生 通年開講)
- 情報出版学特殊講義 (a) (3年生 通年(集中講義)開講)

[経済学部]

- 地方自治論 (3年生以上 後期開講)

[経営学部]

- 実践・マイ・キャリアデザイン (2年生以降 後期開講)

[法学部]

- ワークショップ司法実務Ⅰ (3年生以上 前期開講)
- ワークショップ司法実務Ⅱ (3年生以上 後期開講)
- 法律事務実務Ⅱ (3年生以上 通年開講)
- 法律実務論 (3年生以上 通年(集中講義)開講)

[政策学部]

- グローバル・シチズンシップ・エデュケーションⅤ(企業の社会的貢献) (3年生以上 前期開講)

[理工学部]

- 学外実習 (3年生 前期(集中講義)開講)

[社会学部]

- キャリアプランニング論 (3年生 前期開講)

[国際文化学部]

- 現代社会と経営 (2年生以上 前期開講)

また、文学部では、3年生の全ての演習(2012年度63ゼミ)を対象に、前期1回、

後期1回、キャリアセンターのスタッフによるキャリアガイダンスを行っている。前期では、学生一人ひとりの個性を活かした卒業後の進路先の選び方について、後期では自己の特徴や価値観を再確認し、進路決定に向けて主体的に考え行動できるようグループワークを採り入れた内容としている。

＜正課外教育での取り組み＞

3年生より様々なキャリアガイダンスを実施している。ガイダンスは、就職に関する知識の習得にとどまることなく、学生自ら主体的に考え、自らの力で取り組めるよう配慮している。また、マスで行うキャリアガイダンスを補完すべく、個々のテーマ設定に基づいた各種講座や、少人数制によるワークを採り入れたセミナー等も随時実施している。

キャリアセンターが主催するキャリアガイダンスの実施事例（2012年度実績）は以下のとおりである。

○キャリア（就職・進路）ガイダンス

- ・ 5月 第1回キャリアガイダンス（内容：就職・進路決定に向けた活動計画）
（参加者数：2,428名）
- ・ 9月 第2回キャリアガイダンス（内容：就職・進路決定に向けた活動の進め方）
（参加者数：2,761名）
- ・ 10月 業界研究会（内容：今まで知らなかった多様な業界を知る）
（参加者数：のべ1,521名）
- ・ 10月 内定者体験発表会（内容：先輩の体験談を基に、具体的な活動内容理解）
（参加者数：のべ1,249名）
- ・ 12月 第3回キャリアガイダンス（内容：就職・進路決定に向けた意欲向上）
（参加者数：2,461名）

○テーマ別セミナー

- ・ 10～11月 産業界・研究セミナー（内容：主要産業別に外部講師を招聘し開催）
（30回実施、参加者数：のべ4,369名）

なお、これらのキャリアガイダンスには、低学年からの勤労観・職業観の醸成を目的として、1年および2年生に対しても積極的な参加を促している。

3）進路・就職支援

3年生に対しては、就職活動に関する情報を掲載した『就活ハンドブック』や、先輩の就職活動の流れや実態を記載した『就職活動体験記』を毎年度作成し、企業や行政等に就職を希望する学生のために配付している（資料6-32,6-33）。また、10月以降に各種のセミナーを実施している。

キャリアセンターによる2012年度に実施した各種セミナーは以下のとおりである。

「少人数制セミナー」、「集団面接・グループディスカッション対策セミナー」、「自己分析セミナー」等を少人数で開催し、個々の学生に対応した取り組みを実施した。

「自己分析セミナー」では、各学部のゼミや演習において、教員や学生からの要請に応じてキャリアセンターのスタッフが出向き、自己分析のためのセミナーを行っている。集団面接対策セミナーや、グループディスカッション対策についても少人数制で実施し、個々

の学生にきめ細かい助言を行っている。

就職活動支援としては、「筆記模擬試験」、「筆記試験対策講座」、「エントリーシート対策講座」、「就職活動コミュニケーションマナー講座」、「ファーストインプレッション向上セミナー」といった模擬試験や対策講座を実施し、就職活動に必要なスキルの養成を図っている。

その他にも、「女子学生向け就活セミナー」、「障がい者向け就活セミナー」、「留学生セミナー」、「U・I ターン就職セミナー」といった個々の学生のニーズに対応したセミナーや、業界研究のための「業界研究入門編～株式とは・上場企業とは・中小企業とは～」 「エアライン業界セミナー」や、「求人票の見方と企業選択のためのヒント」といったセミナーを多岐にわたり実施している。

4 年生に対しては、全ての学生に対して、「最後まで就職・進路の決定をサポートする」をモットーに、個々の学生に対し face to face によるきめ細かな面談支援を基本に、取り組んでいる。2009 年度に文部科学省学生支援推進プログラムとして採択された「face to face 面談強化による就活リスタート支援」の中で構築した「就活状況把握システム」（4 月上旬に行われる Web 履修登録と連動）により、全ての卒業年次生（4 年生）の進路・就職活動に関する情報を掌握し、4 年生 4,856 名（2012 年度学部卒業予定者数：5,161 名）のデータベースを構築した。このデータから学生の就職活動の動向や現状を確認するとともに、窓口相談に来られない学生には、e-mail や電話にて継続的に連絡を取る等して、信頼関係を構築し、最終的にはそれらの学生との face to face の面談に結びつけている。2011 年度は、卒業者 4,244 名の内、約 2,500（約 60%）名の学生と模擬面接を含む個別の面談が実施できた。

12 月から卒業する 3 月までは、就職・進路先が未だ決定していない学生を対象に、ハローワークとの連携の下、ジョブサポーター派遣協力を活用した就職相談会の開催（2011 年度 8 回開催）や、本学に寄せられる求人情報の紹介セミナー（2011 年度 8 回開催）を実施して、卒業までサポートを行っている。しかし、就職・進路が未決定のまま卒業する学生も毎年一定数いることから、卒業生支援センターを設置して、卒業後も就職・進路支援を引き続いて実施している。

本学は、就職・進路先の決定が長期化している学生の保護者とも連携することに注力している。全国 29 会場（2012 年度実績）で開催している全国保護者懇談会では、全ての会場にキャリアセンターのスタッフが出向き、保護者との就職・進路相談として個別面談やグループ面談を行っている。特に夏期休暇期間中の学生との接し方や、現在の就職・雇用環境、求人件数の状況、今後のキャリア教育・就職支援施策についてきめ細かな説明を行い、家庭における保護者のサポートの重要性について理解を深めている。

また、現在 7 つの県と就職支援協定を締結し、U・I ターンに関する就職支援を強化しており、地域活性化の一翼を担っている。具体的には、2010 年 7 月に鳥取県との就職支援・生涯学習等に関する包括協定を締結した。続いて、2011 年 12 月には徳島県と、また、2012 年 4 月には広島県、続いて 10 月に香川県、12 月に愛媛県、2013 年 2 月には島根県、長野県との間でそれぞれ就職支援に関する協定を締結した。

修士課程の研究科生に対するキャリア支援については、主に学位論文の指導教員が中心

となって取り組んでいる。特に理工学研究科における就職支援は、研究指導教員が責任を持って行うことを原則としており、就職主任・副主任を研究科毎に配置して、キャリアセンターとの連携を密にしつつ、支援にあたっている。また、政策学研究科については、開設後初めての就職年次生となることから、政策学研究科とキャリアセンターが連携・協働して、2月にキャリアガイダンスを実施した。

本学では、今後のキャリアデザインの描き方や、研究科生自身の適性理解に関する相談等について、スタッフが個別に相談に応じている。加えて、学部生と併せてキャリア（就職・進路）ガイダンスや各種講座やセミナーを実施しており、e-mail やダイレクトメールを通じて参加を促している。求人情報の紹介についても、学部学生同様に求職進路届の提出を求め、個人のニーズに合わせて求人情報を提供している。

博士後期課程の学生については、学位論文の指導教員が中心となって、就職・進路の支援を行っている。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、「修学支援の方針」、「学生生活支援の方針」、「キャリア支援の方針」から構成する「学生支援の方針」を定め、方針に基づき様々な学生支援を行っている。

とりわけ、第5次長期計画においては、2020年における本学の将来像の一つとして、「正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学となる」ことを掲げ、「主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成」「奨学金制度の充実」「課外活動強化策の検討」といった施策について重点的に取り組んでいる。

以上のような取り組みにより、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を概ね適切に行っていると判断する。

（1）効果が上がっている事項

1）入学前教育の充実

補習・補充教育の一環として、各学部が独自に実施していた入学前教育を、2013年度入学生より、その内容をさらに充実させた全学統一の「入学準備サポートプログラム（全学版）」を実施したことで、その内容がさらに充実したものとなった（資料6-4）。

2）新入生フレッシューズキャンプの実施

全新入生を対象としたフレッシューズキャンプは、対象者（編転入生を含む2012年度入学者）の約98%が参加し、アンケートで「よかった」と回答した学生は74.8%（「大変よかった」と「まあまあよかった」の合計）であった。友人作りと学生生活へのスムーズな導入支援が機能していると判断している（資料6-15）。

3）奨学金による迅速な経済的支援

自然災害による家計困窮者の支援を目的として設置している「災害給付奨学金」は、災害救助法が適用された地域の出身者を対象としている。このため災害救助法が発令された

場合、直ちに該当者に被害状況を問い合わせ、迅速に奨学金を給付している。また「経済不況による緊急特別経済援助奨学金」や「東日本大震災特別援助奨学金」、「東日本大震災にともなう帰省費用援助金」等、社会状況や学生のニーズに応じた期間限定の奨学金制度を設置し運用している。2011 年度からは「家計急変奨学金」の運用を開始し、2011 年度は 35 人、2012 年度は 27 人に給付した。

4) 学生自治組織への支援と連携

学友会と学生部による定例ミーティングや全学協議会において、学生からの要望を聞き入れ改善につなげている（資料 6-16）。通学バス停留所の混雑解消や敷地内禁煙の導入、学生食堂の増床等、全学協議会での学生と教職員の議論を経て実施した事業は少なくなく、建設的な会議となっている。

5) 学生の自主的活動に対する支援

SMAP 計画の支援を受けた学生団体が、新聞等で紹介される等、社会からの評価も得ている（資料 6-34）。

6) 禁煙および安全・安心に対する取り組み

学生の健康意識向上のための、様々な健康支援プログラム等の方策を積極的に展開しており、とりわけ禁煙についての取り組みでは、学生の喫煙率の低下（2009 年度 9.9%、2010 年度 10.0%、2011 年度 7.9%、2012 年度 7.3%）等効果が現れている。

また、キャンパス内の全ての建物に AED を設置（合計 64 台）している。これに関連し、龍谷祭（学園祭）や降誕会（創立記念日）実行委員会の全学生が自主的に救命講習を受けたり、大学の援助により学生自身が救命講習の補助ができる応急手当普及員の資格を取得する等、救命活動が学生自身の取り組みとして定着している。

7) 進路・就職支援の充実

就職支援においては、学生一人ひとりの状況や特徴に合わせた、きめ細かな face to face の面談支援に取り組んだ結果、2011 年度実績として、キャリアセンターを利用した学生は、利用していない学生よりも、就職率が 23.7 ポイント高い結果となった。また、「就活状況把握システム」で集積したデータを活用して、学生の価値観や志向に併せたセミナーやイベントを開催するとともに、電話等によるアプローチを 2,456 人の学生に対し約 4,774 件行った結果、キャリアセンターの利用率も、2010 年度より 7.3 ポイント向上し、2011 年度は約 60%の学生がキャリアセンターを利用した。

これらの取り組みの結果、就職活動を終了した学生へのアンケート調査（2003 年度から例年卒業式前に実施）では、「就職決定先に対する満足度」において、2009 年度 82.5%、2010 年度 86.0%、2011 年度 88.3%と過去 3 年間を見ても、多くの学生が「満足している」と回答している（資料 6-35）。

就職・進路先が未決定のまま卒業した学生に対しては、外部業者と提携し本学独自の卒業生支援サービスを実施している。2011 年度は 275 名の卒業生が支援サービスに登録し、52.5%の卒業生が就職先を決定した。

8) 健康保持に関する支援

心身の健康保持および安全への配慮として、高度な知識を持つ専門家（医師、保健師、看護師、臨床心理士）による診療や相談を実施するとともに、抽出された課題については、毎月開催するケースカンファレンスにおいて情報共有を行い、身体と心の両面からの課題解決に向けた取り組みを行っている。

また、カウンセラーによる教職員向けレクチャーサービス（多様な学生の支援を考えるワーキング）を実施することで、教職員との連携が図られている。

(2) 改善すべき事項

1) 自主的学習スペースの検証

ラーニングクロスローズやライティングセンターの目的に対する適切性の検証や課題点の共有ができていない。

2) 新入生オリエンテーションの実施

新入生を対象として、入学式以後の1週間をオリエンテーション期間としているが、履修説明や学生生活指導、健康診断、フレッシュャーズキャンプ等、新入生に伝えるべき情報やイベントが多く、スケジュールが過密になっている。このため重要な情報が埋没してしまい、オリエンテーションの効果が薄れている。

3) 学生生活の活性化に向けた支援

SMAP計画は、応募学生が近年横ばい傾向であり、同じ団体が何度も採用される例が増えていることから、応募の促進が課題となっている。

4) 進路・就職支援への取り組み

4年生の就職支援については、Web履修登録と連動した「就活状況把握システム」を稼働させ、短期間でほぼ全ての学生の進路・就職活動の状況をデータ集積しているが、データ収集の機会が4年生4月の履修登録時のみとなっている点を改善する必要がある。履修登録に連動させることで、94.3%と高い把握率を実現しているものの、企業の採用ピーク期に内定を得られなかった学生のリスタートをより効果的に支援するためには、企業の採用・選考スケジュールに併せて、6月以降の適切な時期に学生の就職活動状況を再度把握する仕組みを構築する必要がある。

インターンシップ全般に関するガイダンスへの参加学生数は、634名（2012年度実績）であり、そのニーズは高いと認識している。その中で、全学的な協定型インターンシップに参加申し込みする学生が2012年度実績で148名いたものの、学生と受入先企業・団体とのマッチングを行った結果、97名の学生が参加するに終わった。今後は、受け入れ先のさらなる確保が課題となっている。

5) ハラスメント防止に対する取り組み

ハラスメントに関する相談や申し立てが、毎年度一定件数あり、未然に防止することが課題となっている。また、人間関係が複雑化・希薄化しつつある状況において、問題委員

会委員や相談員に対し、ハラスメントとは認定できない対人関係におけるトラブルに関する相談や申し立てが増加する傾向にあり、問題委員会委員や相談員の負担が増えている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 奨学金等の経済的支援の充実

龍谷大学給付奨学金制度は、成績優秀学生や家計困窮学生、自然災害による家計急変学生等に給付しているが、より修学意欲が高く奨学金を必要とする学生に給付できるよう、現状の総括を行う。特に、家計が急変した学生が、奨学金を受給したことで、実際に修学が継続できたかどうかや、学業成績優秀奨学金を受けた学生の成績動向等の調査を踏まえ、修学意欲の一層の向上を促進する制度等の構築を検討する。

2) キャリア支援の充実

現在、低年次生対象の「入門演習・ゼミ」を活用したキャリアガイダンスを全ての学生を対象に実施している学部は、文学部、経済学部、経営学部、国際文化学部だけであるので、今後は全学部で実施できるよう、キャリア主任会議にてその体制と方法を検討する。

Web 履修登録と連動した「就活状況把握システム」により、学生の志向性や価値観、さらには就職活動状況が把握でき、個別の相談が充実している現状を引き続き維持していくこととする。

学生一人ひとりに対するきめ細かな面談支援の一層の充実を図るため、引き続きスタッフのキャリアカウンセリング資格(CDA: Career Development Adviser 等)の取得率を高め、スタッフの質の維持・向上を図っていく。

協定型インターンシップ修了生の成長度が高く、修了生の就職率は、2011年度の学部生全体の就職率よりも16.1ポイント高い結果となっている。学生のニーズを踏まえた実習先(企業・団体等)の確保等に向け、インターンシップ協議会や協定型インターンシップ運営委員会を中心に拡充方策について検討する。

3) 健康保持に関する支援

ケースカンファレンスにおいて情報共有を行い、身体と心の両面からの課題解決に向けた取り組みを継続して行う。

また、カウンセラーによる教職員向けレクチャーサービス(多様な学生の支援を考えるワーキング)を継続して行うこととし、教職員との更なる連携強化を図る。

さらに、学生の健康意識向上のための、様々な健康支援プログラム等を継続して積極的に展開する。

(2) 改善すべき事項

1) 自主的学習スペースの検証

ラーニングクロスローズやライティングセンターについては、目的に応じた支援の適切性や課題が明確でないため、今後は、学生への適切な学修支援策の確定を目指し、2015年4月に深草学舎に完成する「新1号館」(仮称)での新たな展開へつなげることとする。

2) 新入生オリエンテーションの改善

新入生オリエンテーションにおいて、伝える情報量が多すぎることから、伝えるべき情報を精選し、関連する情報についてはインターネットや印刷物を使って明示していく。また初年次教育の一環として、実施時期を分散する等、効果的な実施方法を検討する。

3) 学生生活の活性化に向けた支援の充実

SMAP 計画では例年同じ団体が何度も採用される例が増えていることから、多様な学生の活動を支援できるよう基準の見直しを行い、幅広い学生団体からの申請が可能となる環境を整え、更なる学生生活の活性化を図る。

4) 進路・就職支援策の充実

4 年生の就職活動状況の把握については、毎年 6 月以降の適切な時期に複数回にわたるゼミ別担当教員調査や個別の電話連絡によってその状況の把握に努めているが、全ての学生の状況を把握できていないことから、本学ポータルサイトと連動した「就活状況把握システム」を活用したシステム的な仕組みについて、9 月の実施を検討している。

協定型インターンシップについては、実習受入企業・団体等が年々減少していることから、学生のニーズを踏まえつつ新規受入先の開拓を積極的に行っていく。また、龍谷エクステンションセンターや本学 OB・OG で構成される校友会と連携・協力し、卒業生が経営者となっている企業等へも働きかける等して、本学として特徴ある実習先を開拓していく。

5) ハラスメント防止と担当者の負担軽減に向けた取り組み

ハラスメント発生を未然に防止することを目指し、ハラスメント防止キャンペーン等全学的な啓発活動を実施する。また、ハラスメント事例を取りまとめた冊子を作成し、校内での周知・徹底を図る。

ハラスメントに関する相談件数の増加に伴い、問題委員会委員や相談員の負担が増えている状況において、その負担を軽減すべく、相談員の数を増やす等の改善策を検討する。

4. 根拠資料

6- 1 RYUKOKU VISION 2020 (既出 資料 1-3)

6- 2 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)

6- 3 学生手帳 2012 (既出 資料 1-9)

6- 4 龍谷大学「入学準備サポートプログラム(全学)」プログラム

6- 5 ラーニングクロスローズ

http://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/stu_facilities/lc.html

6- 6 ライティングセンターってどんなところ？

<http://www.ryukoku.ac.jp/writingcenter/index.html>

6- 7 龍谷大学図書館報「来・ぶらり」no. 46

6- 8 理工学部初年次学習支援センター

<http://www.rikou.ryukoku.ac.jp/shonenjigp/news/detail.php?id=3982>

6- 9 2012 年度の障がい学生への教育援助について

- 6-10 障がい学生支援について
http://www.ryukoku.ac.jp/campus_career/support/shien/index.html
- 6-11 龍谷大学が行う障がいのある学生への支援
- 6-12 奨学金ガイドブック 2012 年度
- 6-13 地球がキャンパスだ！龍谷大学留学ガイド 2012-2013
- 6-14 2012 年度フレッシュヤーズキャンプ実施要項
- 6-15 2012 年度オリエンテーションアンケート集計結果
- 6-16 平成 24 年度 全学協議会議題資料 (既出 資料 4(4)-1)
- 6-17 龍谷大学学生生活実態調査報告書～2010 年度版～
- 6-18 龍谷大学アバンティ響都ホールーご利用案内ー
- 6-19 SMAP 計画(Self Making Assist Program)2008 年度～2012 年度プロジェクト一覧
- 6-20 大学生活サポートの相談利用案内
- 6-21 龍大生の心得
- 6-22 龍谷大学保健管理センター利用のしおり 2012 年度版
- 6-23 2011 年度学生生活指導のための健康プログラム
- 6-24 ハラスメントに関する相談について
- 6-25 委員会活動報告 NO. 6 (2010 年度)
- 6-26 キャリア開発支援規程
- 6-27 2012 年度 各学部におけるキャリア教育の取り組み状況について
- 6-28 インターンシッププログラム概要
<http://career.ryukoku.ac.jp/zaigaku/intern/index.html>
- 6-29 協定型インターンシップ (実習参加までの流れ)
<http://career.ryukoku.ac.jp/zaigaku/intern/intern.html>
- 6-30 自己発見レポート
- 6-31 資格取得・就職支援講座 2012
- 6-32 就活ハンドブック 2012
- 6-33 就職活動体験記 2012
- 6-34 読売新聞 2011 年 7 月 28 日朝刊
- 6-35 2011 年度 就職活動アンケート調査集計

VII. 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

1) 教育研究等に係る施設設備に関する整備方針

本学における教育研究等にかかる施設設備に関する整備方針を、以下のとおり定めている。

教育研究等に係る施設設備に関する整備方針

本学の教育研究等に係る施設設備の環境について、以下のとおり計画的に整備する。

1. キャンパスコンセプトに基づいた計画的整備

各キャンパスの教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学全体として相互に連携するキャンパスを計画的に整備する。

2. 知的創造型のコミュニティ空間を創出

学生と教職員のコミュニケーションを促進し、学習をサポートする空間を創出する。

3. 機能性の確保

教育・研究・社会貢献活動の多様化やユビキタス環境の進展に対応できる施設を整備する。

4. キャンパスアメニティの実現

学生のライフスタイルを考慮した憩いの空間を創出する。バリアフリー、ユニバーサルデザイン、緑化等に配慮し、すべての利用者にやさしい環境を整備する。

5. 地域との共生

地域コミュニティの中心となるキャンパスを実現する。

6. 危機への対応

災害等に対応できうる危機対応型のキャンパスを整備する。

7. 安全性の確保

安全・防災のため、計画的に耐震補強工事等を実施し耐久性のある施設を順次整備するとともに、防犯や衛生を考慮した環境を整備する。

8. 省エネルギーの実現

地球環境に配慮し、省エネルギーや省コストを実現する合理的な施設設備を整備する。

9. キャンパス・ファシリティマネジメント体制の整備

長期財政計画の下、土地取得や建物の償却期間等を考慮した総合的なファシリティマネジメント体制を構築し、中長期的な経営戦略として教育研究等環境を計画的に整備する。

(出典：2012年度第36回部局長会<2013年1月24日開催>資料)

この方針に基づき、本学における施設・設備・備品等の教育研究環境の整備は、長期計画における教育・研究・エクステンション等の諸施策に則し、長期財政計画と各学舎の立地条件等を踏まえながら計画的に行っている。また、長期計画における大型事業については、その内容に応じて、適宜検討委員会を設置し、関連する部局からの意見を取り入れ、整備内容の検討を行っている。

2) 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画

第5次長期計画の大型事業の推進にあたり、深草学舎の整備については、2011年6月に「深草キャンパス施設検討委員会」を設置し、施設計画の検討を行った。また、深草キャンパス施設整備計画のうち、深草学舎新1号館（仮称）の整備については、2012年3月に「深草キャンパス新1号館施設検討委員会」を設置し、その具体的な内容を検討し、委員会からの答申に基づき新1号館の整備内容を取りまとめた。新1号館は、2015年4月の国際文化学部の深草学舎への移転に伴い必要となる機能を整備するとともに、学生の主体的な活動の支援や、優れた研究基盤の形成、多文化共生キャンパスの実現に資するという視点を盛り込むものである。

加えて、第5次長期計画において重要視している学生の主体的な活動への支援の充実を図るべく、2012年12月に「深草キャンパス学生生活支援等施設検討委員会」を設置し、総合的な観点で、学生活動を支援する施設・地域連携の諸機能に資する施設のあり方について、検討を開始した。

瀬田学舎においても、2012年4月に「瀬田キャンパス施設検討委員会」を設置し、2015年4月に設置する農学部の教学展開に必要な新棟等の整備および学生の自主学習を支援する施設整備について検討を行った。引き続き、具体的な整備内容について検討を進める。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

1) 校地・校舎等の整備状況

本学の校地・校舎の面積は、大学基礎データ 表5のとおりであり、大学設置基準の面積を上回っている。

本学の校地は、京都市伏見区深草にある文学部（1・2年次）、経済学部、経営学部、法学部、政策学部の5学部、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、政策学研究科の4研究科、法務研究科の1専門職大学院および併設する短期大学部を擁する深草学舎、京都市下京区七条大宮にある文学部（3年次以上）および文学研究科、実践真宗学研究科の2研究科を擁する大宮学舎、滋賀県大津市瀬田にある理工学部、社会学部、国際文化学部の3学部、理工学研究科、社会学研究科、国際文化学研究科の3研究科を擁する瀬田学舎等からなる。

深草学舎の校地面積は 145,337.3 m²、大宮学舎は 19,612.1 m²、瀬田学舎は 402,461.3 m²である。

学舎毎の学生1人当たりの校地面積は、以下のとおりである（3学舎とも研究科生を含む。深草学舎はさらに短期大学部生、留学生別科生を含む）。

学 舎	校地面積 (㎡)	学生 1 人あたりの 面積 (㎡)
深 草	145,337.3	15.2
大 宮	19,612.1	8.1
瀬 田	402,461.3	54.7
合計・平均値	567,410.7	29.3

学生数は 2012 年 5 月 1 日現在で算出

(出典：管理課資料により作成)

校舎面積については、深草学舎は 87,148.3 ㎡、大宮学舎は 29,544.8 ㎡、瀬田学舎は 84,194.1 ㎡である。

加えて、学舎付属施設として、課外活動施設である「南大日グラウンド（アメリカンフットボール場、ラグビー場、サッカー場、テニスコート、ハンドボールコート）」、「龍谷大学アバンティ響都ホール」、「螢谷艇庫（端艇部）」、合宿施設として「龍谷荘（硬式野球部）」、「龍谷会館（ラグビー部他）」、教育研究施設としての仏教総合博物館「龍谷ミュージアム」、研修センター「セミナーハウスともいき荘」、留学生寮「インターナショナルハウスともいき」を有している。

また、第 5 次長期計画の推進に伴い、2013 年 2 月に深草学舎近隣に、留学生寮「りゅうこく国際ハウス」（土地 1,249.8 ㎡・建物 3,163.6 ㎡）を取得した。旧 1 号館（7,261.5 ㎡）を取り壊しその跡地に新 1 号館（2015 年 1 月竣工予定、のべ床面積約 28,000 ㎡）を建設することで、深草学舎における校舎面積を拡充する。

2) キャンパス・アメニティの充実

食堂施設については、深草学舎で 2012 年 9 月に竣工した 22 号館地下 2 階に食堂を整備するとともに、既存の 3 号館・4 号館食堂を改修する等、スペースを拡充するとともに、メニューの見直しを行うことで、学生の多様な食のニーズに対応している。

その結果、座席数を 412 席追加し、深草学舎「22 号館地下食堂（750 席）」、「3 号館地下食堂（552 席）」、「4 号館地下食堂（272 席）」、「紫光館食堂（94 席）」、「紫英館グリル（120 席）」、大宮学舎「清和館（250 席）」、瀬田学舎「青雲館（1 階 706 席、2 階 260 席）」、「青志館（1 階 682 席、2 階 492 席）」、「REC レストラン（80 席）」総席数 4258 席を確保することができた。また、これらに加え、テラス部分にも座席を用意しており、昼食時の混雑緩和に努めている。

また、全学的にバリアフリー化を推進し、障がい者にとって快適な環境の整備に努めている。具体的には、2009 年度、深草学舎紫陽館（11 号館）にエレベータを設置、2010 年度、深草学舎 6 号館および 21 号館に自動扉を設置、2012 年度、深草学舎 3 号館正面玄関に自動扉を設置、大宮学舎西翼に自動扉を 2 カ所設置した。なお、各施設に障がい者対応エレベータ、自動ドア、障がい者対応（多目的）トイレ、階段点字タイル、階段手摺の設置、手摺および階案内板の点字表の整備等、可能な限り誰もが使用しやすい施設整備を行っている。また、屋外の整備として、2005 年から 2006 年に深草キャンパス修景工事を行い、その際にスロープの設置や段差の解消を行い、瀬田学舎では、2012 年度に 1 号館前メ

インストリート周辺のインターロッキングを修繕し点字ブロックを設置した。

健康的な環境やタバコの煙による健康被害のない環境の提供を目指し、学舎内全面禁煙を推進している。現在は、過渡期として喫煙者を禁煙に導く「卒煙」を支援するため「卒煙支援ブース」・「卒煙支援エリア」を整備している。また、禁煙教育として、新入学生に対しては入学直後のオリエンテーション期間において、保健管理センターによる禁煙教育を実施している。在学生に対しても、5月31日の世界禁煙デーや6月第1週の禁煙週間にあわせ、禁煙への動機づけと支援を行うことを目的とした禁煙イベントを実施している。その他、禁煙相談や希望者にニコチンパッチを無料提供する等の卒煙サポートを展開している。

3) 校地・校舎・施設・設備の維持・管理

施設・設備の安全・安心対策として、耐震化については、深草学舎、大宮学舎および学舎以外の飛び地の建物を含め、1980年に実施された建築基準法の施行前に建設された建物が17棟ある。耐震補強未了の建物は14棟あり、順次耐震診断および耐震補強工事を予定している。そのうち、大宮学舎（本館、北翼、南翼、旧守衛所）の4棟は重要文化財に指定されており、耐震補強については京都府教育委員会と協議中である。瀬田学舎においては、全ての建物が耐震基準を満たしている。

アスベスト対策については、旧3種（トレモライト、アモサイト、クロシドライト）については、すでに除去もしくは封じ込め工事を完了している。新3種（トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト）については、2009年度に調査し安全を確認している。また、建材に含有するアスベストは、解体、改修工事の際、法令に基づき適正な処理を行っている。

地球温暖化対策としての取り組みについては、地球温暖化推進委員会を設置し「エコキャンパス実現に向けた基本方針」を策定し、省エネルギー推進に向けた取り組みを行っている。また、委員会の下にエコキャンパス推進WGを設け、ソフト面・ハード面における具体的な取り組みを実行している。施設面においては、2010年度から4カ年計画でBEMS（Building and Energy Management System）工事（中央監視システム更新等）を実施している。その他、2011年度に深草学舎6号館の省エネ改修として、階段室の照明器具を人感センサー機能付きに更新し、窓には遮熱フィルムの施工を行った。瀬田学舎では2号館・3号館・4号館内の照明器具全てを高効率照明器具に整備した。2012年度に深草学舎5号館の照明器具を高効率タイプに取り替え、窓には遮熱フィルムを貼付した。瀬田学舎では、中央監視装置更新工事、1号館熱源更新工事を実施した。

4) 安全・衛生の確保

2011年度に従来の「防火管理規程」を見直し、「防火・防災管理規程」を定め、防火・防災に対する取り組みを強化している。

また、広域避難場所に指定されている深草学舎には、自立型の水供給設備（井戸プラント）を設置し、大規模な災害発生によって上水道が途絶した場合には、飲料水を供給できるようにしている。加えて、近隣自治会と「大規模な災害発生時における地域協力に関する協定」を締結し、近隣に対しても災害時に飲料水を提供することとしている。その他、

伏見区および伏見区社会福祉協議会と「伏見区災害ボランティアセンターの設置場所に関する協定」を締結する等、地域との連携を図っている。

衛生面については、感染症対策として、2009 年から 4 カ年計画で、全学舎の各洗面所に非接触型の自動水栓およびハンドドライヤーの整備をする等、洗面所設備の改善を図り、感染症の予防対策を行っている。

（３）図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

１）図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性

ア）学術情報の整備状況

本学では、大宮、深草、瀬田の 3 学舎にそれぞれ図書館を設置しており、3 館合計の蔵書数は図書 1,980,420 冊、雑誌 16,660 タイトル、視聴覚資料 51,290 点、電子ジャーナル 20,063 種類である。詳細は、大学データ集（参考）表 31 のとおりである。

図書館では、学術情報の整備を有効に機能させるために総合的な図書館理念・方針を整備すべきであるという認識に立っており、学術資料収集の基本方針として、本学の教育・研究の目的に即した蔵書構成の構築と充実を図るとともに、学生の教養と人格形成に必要な資料を整備することを掲げている。この方針に則して、全館共通の収書計画、さらに学舎毎の教育・研究に応じた各館（深草図書館、大宮図書館、瀬田図書館）独自の収書計画も策定し、毎年全学図書委員会で確認を行っている（資料 7-1）。

学習用図書の選書は、「図書館図書収書計画」に基づき、毎週 1 回開催する選書会議（各館に設置）にて、各学部の教育分野に関する基本図書、参考資料等を中心に選書している。また、教員が学生に推薦する図書を申請する「推薦図書制度」や学生が購読希望の図書を申請できる「購入希望図書制度」を設け、選書会議にて選書の対象としている。研究用図書の選書は、各学部等に設置する図書委員会の下、各専門分野の教員が中心となって行っている。

学術データベース、電子ジャーナル等の電子媒体資料については、本学の教育・研究に活用されるよう選択を行い、利用者に提供している（資料 7-2 p.18～45）。外部データベースについては、図書館ホームページ上に代表的なもの（「CiNii Articles」、「日経テレコン 21」、「朝日新聞聞蔵Ⅱ」、「NACSIS Webcat Plus」、「MAGAZINEPLUS」、「WHOPLUS」、「JapanKnowledge+」等）を直接リンクしている。オンライン（電子）ジャーナルについても多数の契約をしているが、代表的なものは、「SpringerLink」と「SciVerse ScienceDirect」である。電子ブックは、「Net Library」「Gale Virtual Reference Library」の検索が可能である。

また、本学オリジナルのデータベースとしては、「R-WAVE（龍谷大学蔵書検索システム）」、「仏教東漸 大谷探検隊—高精細デジタルアーカイブ—」、「貴重書画像データベース」、「古典籍情報システム」、「龍谷大学大宮図書館和漢古典籍分類目録（検索システム）」等を挙げることができる。オリジナルデータベースの多くは大宮図書館が所蔵する貴重資料を紹介するものであり、国内外の利用者に広く活用されている。

イ）学術情報サービスの整備状況

図書館の諸資料を検索するためのツール（OPAC）が「R-WAVE（龍谷大学蔵書検索システ

ム)」である。R-WAVE は、3 図書館内に配置された情報検索端末から資料の検索が可能であり、ホームページ上でも公開しているので学外からの利用も可能である。なお、2012 年 7 月からは、スマートフォン用の R-WAVE を公開した。また、多くのオンラインジャーナルについては、検索しやすいようにタイトルや ISSN 等から検索できるポータルサイトを提供している。いずれも VPN 技術を用い、一部を除き学外からも 24 時間アクセス可能である。

IT を活用した図書館サービスの展開については、「My Library」という図書館利用に特化したサイトを提供し、「他館資料の取寄せ、貸出中資料の予約」、「貸出・予約状況照会」、「文献複写・貸借申込」、「文献複写・貸借申込状況照会」、「アラートサービス」、「ブックマーク」等の機能を展開している。「My library」は本学の教職員・学生をはじめ卒業生にも開放しており、図書館利用の利便性を大いに高めている。

毎年 4 月初旬のオリエンテーション期間中に、新入生を対象とする図書館オリエンテーションを各学部単位で開催している。このオリエンテーションでは、資料の配架場所や図書の検索・貸出手続方法等、図書館が提供する各サービスについて基本的な事項を説明している。また、新任教員に対しては、実際に館内を案内しながら説明を行っている。

さらに、オリエンテーション期間終了後は、各学部の基礎演習等の担当者からの求めに応じて、クラス単位での図書館ツアーも実施している。図書館ツアーは、各資料の配架場所の説明や、館内の端末を使つての資料検索方法についての説明を行うものである。

また、各学部の演習等の担当者からの依頼により、データベース講習会を実施している（資料 7-3）。講習会の対象となるデータベースは、担当者からの依頼内容によって異なるが、主に「CiNii Articles」「MAGAZINEPLUS」「日経テレコン 21」「日経 B P 記事検索」「現行法規・判例体系・法律文献情報」等である。この講習により、これらデータベースを活用した図書・雑誌・論文・新聞記事等の基本的な検索方法の修得が可能となる。講習会は、情報処理実習室もしくは館内のインターネットコーナーで随時実施している。

なお、新規データベースの導入時等には、各データベースの供給元である書店等を介した専門の担当者による講習会も実施している。この講習会は、学生だけでなく、教職員も受講の対象としている。

2) 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・等の利用環境

本学は、学舎毎に図書館を設置しており、大学データ集（参考）表 32 のとおり、深草図書館（12,104 m²）、大宮図書館（8,243 m²）、瀬田図書館（5,981 m²）の 3 図書館にて構成している。それぞれの図書館は各学舎の学部構成に応じた蔵書構成を基本としている。

各図書館には、司書の専門能力を有する職員も計画的に配置されている。本学の専任職員は基本的には総合職採用であるが、図書館に配属された職員には業務研修の一環として、司書資格の取得を奨励し、図書館職員としての専門的知識の習得に配慮している。現在、専任職員 83%、嘱託職員 80%という司書資格保有率となっている。また、業務委託スタッフについても基本的に司書資格取得者を配置している。

本学図書館の開館日程および開館時間帯は、各学舎（深草・大宮・瀬田）の学年暦をはじめこれまでの入館者数の状況を考慮して設定している。特に、第 1 学期定期試験を実施する学部の多い深草図書館、瀬田図書館では、7 月の第 2 週から試験終了日となる 8 月初

旬まで、土曜日は開館時間を延長し、日曜日にも開館している。第2学期定期試験の場合は、12月の第1週から試験終了日となる2月初旬まで、冬期休業期間および大学入試実施日を除く土曜日は開館時間を延長し、日曜日にも開館している。また、大宮図書館では、文学部における卒業論文の作成や文学研究科および実践真宗学研究科における修士論文作成のために、2009年度から年末年始の開館日を増加させている。さらに、深草図書館では、日曜日にも社会人研究科生向けに授業を実施していることから、2004年度から、夏期・冬期・春期の各休業期間を除く日曜日に開館している。主に法科大学院生が利用する深草図書館分室では、学習スペースを、24時間提供している。

図書館の閲覧席数は、大学データ集（参考）表33のとおり、学生収容定員に対し約15%を確保しており、適切なスペースが提供できている。各館には閲覧スペース以外に、書誌目録（参考図書）コーナー、雑誌・新聞コーナー、インターネットコーナー、視聴覚コーナー等を設け、利用者サービスの向上に努めている。なお、無線LAN環境も各館で整備している。また各館には、DVD、CDの視聴覚資料も数多く所蔵しており、これらの資料を閲覧するための視聴覚機器を設置し、授業に関連する教材の視聴もできるようにしている。

学習室は、各館ともゼミやクラスの課題に対応するため多くの学生に利用されており、図書館に所蔵する諸資料を活用した効果的な学習が行われている。さらに深草図書館では、2012年度から「グループ学習エリア」（座席数60席、可動式什器、ホワイトボード）を設置し、アクティブ・ラーニングに対応した図書館内における学習環境を整備し、学生に提供している。

なお、前回認証評価において、「深草図書館のインターネット端末は、ほぼ毎日満席なので、情報機器の配置がやや不十分と思われ、今後の改善が望まれる。」と助言を受けた。

指摘を踏まえ、2009年9月の図書館システムリプレイス時に深草図書館のインターネット端末を30台から40台に増設し、あわせて、2010年度から、図書館のWebサービス（My R-WAVE）を学内外からより簡便に接続できるように環境を整備し、図書館内外の利用環境を充実させることによって、助言を受けた事項は改善された。

3) 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備

国内では、国立情報学研究所の提供する目録所在情報サービス（NACSIS-CAT/ILL Catalog Information Service）に加入している。NACSIS-CATでは、オンライン共同分担目録方式による全国規模の総合目録データベースの作成にあたり、他大学にも書誌情報を提供し協力している。またNACSIS-ILLでは文献複写や資料現物の貸借の依頼および受付を電子化することによりサービス向上を図っている（資料7-4 p.87）。このような図書館相互協力の取り組みは、私立大学図書館協会や大学コンソーシアム京都の加盟館間においても実施している。国外では、British Library Document Supply Centre（BLDSC）等と同様のサービスで提携している。さらに大連図書館、ハーバード大学イェンチン図書館と図書館の利用、調査、研究等において協定を締結し、相互交流を図っている。

2010年6月から、学術機関リポジトリの整備を進めており、博士学位論文や学内紀要論文を主なコンテンツとして収集・公開している。これらのコンテンツをホームページにて提供することによって、本学の教育研究成果を社会に還元している（資料7-5）。

4) 資料公開と施設開放

資料公開としては、先述のとおり本学が所蔵する貴重な学術資料を中心にデジタル化し、「龍谷大学図書館コレクション」としてホームページ上に公開し、広く内外の利用に供している。また、学術機関リポジトリのコンテンツもその整備を図っている。

図書館が所蔵する学術資料を広く社会に公開することを目的とし、入館無料の展覧を毎年開催している。この展覧は大宮図書館が主催し、国指定重要文化財である大宮学舎本館展覧室にて開催している。2011 度に開催した「良如宗主ー近世本願寺の礎を築いた宗主ー」と「和歌と物語」の2つの展覧には、合わせて約 1,500 名の来場者があり、学内外で評価されている。また、国内外の博物館・美術館等からの依頼に対し、図書館が所蔵する学術資料の出陳も盛んに行っている。

さらに、施設開放を社会や地域へのサービスの一つとして捉え、REC 会員や滋賀県下の高校生に図書館を開放して利用に供している。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

1) 教育環境の整備

本学では、学生の学習環境の充実をめざし、以下のように施設を整備している。

深草学舎においては、学部共通コースに所属する学生の交流スペースとして「学部共通コースコモンルーム」を設置し、また教員と学生が講義時間外での指導および相談等を含めて交流することで、学生の学修意欲を高める場として「ラーニングクロスローズ」を設置している。

瀬田学舎においては、社会学部の福祉教育・研究のための実習棟、理工学部での実験棟や実習室、様々な設備等、教育課程に対応した環境を整備している。また、論理的に考える能力を養い、それに伴う表現の技術を高めることを目的とした「ライティング・センター」を設置し、学生に供している。

なお、ラーニングクロスローズやライティング・センターについては、その教育効果の検証は十分にはできていない。

研究科生への支援としては、研究科毎に合同研究室を設けている。また、研究生および特別専攻生（博士後期課程退学者、修士課程修了者または博士後期課程修了者）で、大学院において研究の継続を希望する者については、低廉な費用で大学施設の利用を認めている。

その他、ゼミの教育研究活動や合宿等に利用できるセミナーハウス「ともいき荘」、「龍谷荘」の研修施設を有している。

教育支援体制としては、研究科生による TA や学部学生による教育補助員の制度を活用し、授業支援を行っている。これらは、「教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドライン」を教務会議にて確認しており、各学部は本ガイドラインに沿って必要な教育補助員・TA・チューター等を配置している（資料 7-6）。

その他、支援体制として、①「ゼミ教育補助費」（ゼミにおける学生の発表や論集の発行等に係る経費の補助費。ゼミ単位で年間学部生 1 名あたり 1,100 円、研究科生 1 名あたり 2,600 円を補助。）、②「教学促進費」（授業内の講演会実施のため講師謝礼・交通費）、③「学生教育指導費」（ゼミにおける学外活動のための補助費）等がある。また研究科生に

は、「ゼミ教育補助費」の他、④「大学院生研究援助費」（学会発表の援助費や論文製本費）があり、学生の研究を支援するための制度を整備している。

■「ゼミ教育補助費」「教学促進費」「学生教育指導費」「大学院生研究援助費」実績（2011年度）

①ゼミ教育補助費

学部	予算(A) (円)	執行(B) (円)	執行率(B/A) (%)
文学部	5,206,000	5,129,799	98.5
経済学部	1,780,000	1,651,700	92.7
経営学部	2,543,000	2,486,950	97.7
法学部	2,413,000	1,910,524	79.1
政策学部	402,000	289,415	71.9
理工学部	3,276,000	3,243,300	99.0
社会学部	2,783,000	2,579,300	92.6
国際文化学部	1,662,000	1,648,070	99.1
共通コース（深草）	562,000	464,150	82.5
教養教育科目（深草）	127,000	96,600	76.0
合 計	20,754,000	19,499,808	93.9

②教学促進費

学部	予算(A) (円)	執行(B) (円)	執行率(B/A) (%)
文学部	8,083,000	8,011,655	99.1
経済学部	1,223,000	1,158,010	94.6
経営学部	1,018,000	558,082	54.8
法学部	985,000	671,495	68.1
政策学部	675,000	554,569	82.1
理工学部	2,611,000	2,073,607	79.4
社会学部	1,031,000	922,921	89.5
国際文化学部	1,917,000	1,373,762	71.6
共通コース（深草）	824,000	733,667	89.0
教養教育科目（深草）	550,000	443,581	80.6
教養教育科目（瀬田）	397,000	395,049	99.5
合 計	19,314,000	16,896,398	87.5

③学生教育指導費

学部	予算(A) (円)	執行(B) (円)	執行率(B/A) (%)
文学部	750,000	707,339	94.3
経済学部	450,000	423,805	94.1
経営学部	443,000	421,338	95.1

法学部	800,000	602,757	75.3
政策学部	251,000	76,200	30.3
理工学部	292,000	158,286	54.2
社会学部	481,000	480,270	99.8
国際文化学部	571,000	428,030	74.9
共通コース（深草）	252,000	128,405	50.9
合 計	4,290,000	3,426,430	79.8

④ 大学院生研究補助費

研究科	予算(A) (円)	執行(B) (円)	執行率(B/A) (%)
文学研究科	3,042,000	2,941,913	96.7
経済学研究科	501,000	376,000	75.0
経営学研究科	509,000	366,000	71.9
法学研究科	688,000	438,000	63.7
政策学研究科	292,000	261,000	89.4
理工学研究科	4,789,000	3,693,948	77.1
社会学研究科	857,000	729,296	85.1
国際文化学研究科	410,000	306,255	74.7
法務研究科	462,000	462,000	100.0
合計	11,550,000	9,574,412	82.9

（出典：教務部資料により作成）

2) 情報教育環境の整備

情報教育を推進する情報実習室は、深草学舎 13 室、大宮学舎 5 室、瀬田学舎 15 室（理工学部および社会学部専用施設を除く）の合計 33 室を設置しており、合計で 1,812 台の PC を設置している。セルフラーニング室を深草学舎 3 室、大宮学舎 2 室、瀬田学舎 2 室の合計 7 室設置し、自学自習に PC を合計 331 台設置している。授業期間中は、深草および大宮学舎では 9 時から 21 時 35 分（平日）、9 時から 17 時（土曜日）、瀬田学舎では 9 時 20 分から 19 時 30 分（平日）、9 時 20 分から 17 時（土曜日）で利用が可能である。情報実習室以外には、ラーニングクロスローズ（深草学舎）、学部共通コースコモンルーム（深草学舎）、各研究科の大学院合同研究室（3 学舎）や教材作成室（3 学舎）に、複数台の PC をそれぞれ設置し利用可能としている。これらは全学舎で統一した情報教育環境として 2009 年度に整備した。

セルフラーニング室の利用は堅調であり、授業期間中であるか否かを問わず、3 学舎で常時利用されている。特に定期試験前や卒業論文、修士論文作成の時期は利用者が多く、セルフラーニング室の席数が不足する場合があります。使用されていない情報実習室を開放することで対応している。

情報実習室やセルフラーニング室における利用者支援は、業務委託業者のサポートを受けつつ、学生スタッフ（LA）が中心となって行っている。

情報実習室等の整備の他では、第4次長期計画事業の一つである「ユビキタス教育環境整備事業」の一環として、2007年度からWebサービスの本格運用とeラーニング関連の取り組みを実施してきた（資料7-7, 7-8）。

Webサービスについては、全学統合認証システムと連携した学内の様々な情報やサービスへの入り口である「ポータル」システムを中心に、「Webシラバス」や「Web履修登録」のサービスを提供するとともに、提供内容の機能強化を図り、学生の学修における利便性の向上や職員の業務負担軽減を図った（資料7-9～7-13）。

eラーニング関連の取り組みとしては、2006年度に試行導入した「龍谷大学eラーニングシステム」を実運用に切り替えた他、講義コンテンツを配信するストリーミング配信サーバーを導入する等、情報ネットワークを介した教育や自学自習の基盤環境を整備した。

「ユビキタス教育環境整備事業」と並行して、2006年度から2011年度にかけては、ネットワーク基盤の整備の一環として、無線LANサービスの充実に取り組んだ（資料7-14）。無線LANのアクセスポイントについては、学生・教員の要望に応える形で大講義室や学生交流スペースを中心に設置を進め、無線LANサービスの利用エリアは、サービス開始当初の約100カ所から、現在では276カ所へと拡充している（資料7-15）。これにより、情報実習室設置のPC以外からも充実したユビキタス教育環境を提供することが可能となった。

また、教育活動における情報機器の有効活用を促進するために、2007年度から4カ年計画で「普通教室における全学的なマルチメディア機器整備」を実施し、教室規模や用途に合わせ、プロジェクター、DVDプレーヤー、PC等の増設や更新を行った。さらに、2012年度は、小規模教室（収容定員90名以下）を対象に、コンピュータ等を効率的に運用することにより多様な授業が行えるように重点的に整備を行った（資料7-16）。

さらに、学生の学内での学習活動における利便性向上を目的として、2011年度は、学生証（磁気のみ）にICカード（非接触タイプ）機能を追加し、生協電子カードの学内利用が可能になった（資料7-17, 7-18）。また、教育用メールサービスの更新にあたり、Google Appsのサービスの一つであるGmailを導入した（資料7-19）。これにより、以前のメールサービスよりも保存容量が大幅に増え、就職活動等でメールの受信が増える時期においても、容量不足を気にすることなく利用することが可能となった。

3）研究支援制度

本学の研究支援体制として、深草学舎にあっては研究部（深草）、人間・科学・宗教総合研究センター事務室が、大宮学舎にあっては仏教文化研究所事務室が、瀬田学舎にあっては研究部（瀬田）が、それぞれ研究にかかる事務処理を担っている。各学舎における主な研究支援スタッフ（専任事務職員および嘱託職員）数は次のとおりである。

深草学舎：18名（専任9、嘱託9）、大宮学舎：専任1名、瀬田学舎：11名（専任5、嘱託6）。

また、研究支援に関する情報は『研究支援ガイド』にまとめ、毎年全教員に配付している（資料7-20）。

本学における研究支援の概要は以下のとおりである。

ア) 個人研究室

24 時間利用可能な個室（特別任用教員は共同使用）が整備されている。冷暖房が完備されており、貸与 PC（WindowsOS または MacOS）を通して学内 LAN 経由でネット接続も可能である。その面積は、大学データ集（参考）表 26 のとおり、1 室あたりの面積として 22.50 m²以上を確保している。

また、机、椅子、パイプ椅子、書架、更衣ロッカー、電話機、ホワイトボード、電気スタンド、ごみ箱、ファイリングキャビネット等が標準装備されている。

イ) 共同研究室

各学舎に共同研究室を複数設置しており、各学舎間の接続が可能な TV 会議システムやプロジェクター等を配備することにより、共同研究活動に供している。

ウ) コピーカード

研究上必要なコピーについて、年間 3,000 枚まで大学が経費を負担している。学内に設置されているコピー機（図書館、資料室等）に付属のリーダーにコピーカードを差し込んで使用することで、各自の使用枚数の管理をしている。

エ) パソコンの貸与

研究用にパソコンを 3 年または 5 年の期間で貸与している。スペック等の異なる数種の内から選択が可能となっている。また、プリンター、スキャナー等の周辺機器は後述の個人研究費による購入が可能になっている。

オ) 情報機器テクニカルサポート

情報機器に関する技術的支援のために PC サポート室を設け、各学舎に業務委託による専門スタッフを配置し、教員からの要請に対応している。

カ) 研究サポート室

FAX 機、紙折り機、ポスタープリンター等を配した研究サポート室を深草学舎、瀬田学舎に整備している。

キ) 個人研究費、個人研修費

2011 年度実績：深草学舎：223 名（内研修費 0 名）、大宮学舎：84 名（内研修費 1 名）
瀬田学舎：209 名（内研修費 21 名）

専任教育職員等の個人研究（研修）にかかる経費として、毎年一定額を上限に、「個人研究費支出要項」に基づき支給している。

< 1 人あたりの年間予算額 >

- ・ 個人研究費 41 万円 特別任用教員を除く専任教育職員
 24.6 万円 特別任用教員、ミュージアム教員
- ・ 個人研修費 21 万円 理工学部実験（実習）講師・助手

20.5 万円 社会学部特別任用教員実習助手、文学部特別任用教員助手

・ 主な支出範囲

出張旅費、図書費、学会年会費、消耗品費、情報機器および周辺機器の購入費等、その他研究上特に必要と認められたもの。

ク) 出版助成 (2011 年度実績 : 6 件)

研究成果の公開を目的とした学術図書を刊行する場合、「出版助成規程及び出版助成金取扱い要領」に基づき、その出版に必要な経費の一部を助成することとしている。その助成率は直接出版経費の 40%を限度とし、全学研究運営会議で審査・決定している。

ケ) 国際会議等出席者への旅費補助 (2011 年度実績 : 45 件)

本学専任教育職員が外国において開催される国際学術団体が主催する国際学会又は研究会等にパネリスト、報告者、司会者若しくはこれらに準ずるものとして招請され出席する場合、「国際会議等出席者への旅費補助規程」に基づき、旅費の一部を補助 (毎年度原則 1 人 1 回上限 25 万円) している。

コ) 原稿掲載料助成 (2011 年度実績 : 12 件)

研究成果等を専門雑誌に投稿掲載する場合、「原稿掲載料助成規程」に基づき、専門雑誌等の発行者が請求する原稿掲載料相当額 (上限 10 万円、共同執筆の場合は共同執筆者人数で除した額) を助成している。

サ) 全国学会開催補助 (2011 年度実績 : 8 件)

本学で全国学会大会を開催する場合、「全国学会開催補助に関する規程」に基づき、開催経費の一部を補助している。その補助額は、アルバイト謝金額 (1 日 1 名 3,000 円) および学会参加者数 (1 名 2,000 円) に応じて算出される額を合算して算出し、総額で 32 万円を上限としている。

シ) 国際学術会議開催補助 (2011 年度実績 : 0 件 申請なし)

学術の国際交流の推進を目的とする国際会議を開催する場合、「国際学術会議開催補助に関する規程」に基づき、開催費の一部を補助している。その補助額は、アルバイト謝金 (@ 1 日 1 名 3,000 円)、運営会議等の昼食費等 (@ 出席者 1 名 1,000 円) および国際学術会議参加者数 (@ 1 名 5,000 円) を合算して算出し、1 件当たり総額 32 万円を上限に支出している。全体の補助総額は 200 万円を上限としている。

ス) 理工学学術研究助成基金制度 (理工基金) (2011 年度実績 : 3 件)

創立 350 周年を記念して理工学部を開設した際に、理工基金を設立し、理工学に関する学術研究の振興と優れた学術研究を格段に発展させるため、理工学部教員の研究活動に対して助成している。

助成対象者は、本学の専任教育職員としての身分を有する者で、本学の理工学部または科学技術共同研究センターに所属する者を対象としている。総合研究、指定研究には他機

関に所属する者も参加が可能である〔2012 年度予算総額 500 万円（採択研究 4 件分）、基金 4 億 3,594 万 6,218 円〕。

セ）リサーチアシスタント（RA）・博士研究員（PD）

研究センター・付置研究所等において、リサーチアシスタント任用規程に基づき、必要な RA を、また、博士研究員任用規程に基づき、必要な PD を配し、人的な支援を行っている（資料 7-21）。

ソ）その他、研究支援の補助的サービス

- ①研究資料のコピー（全学舎）
- ②図書館貸出図書の返却（深草学舎・瀬田学舎）
- ③郵便物の投函（深草学舎・瀬田学舎）
- ④研究用資料の切り貼り（深草学舎・瀬田学舎）
- ⑤FAX の送受信（深草学舎）
- ⑥学会・研究会の開催支援（全学舎）

4）研究員制度

「研究員規程」等に基づき、学問水準の向上および教育の充実発展を図るため一定期間研究に専念できるよう研究員制度を設け、研究専念時間を確保している。研究員の種類には、国外・国内・特別・短期国外・短期国内・交換があり、期間は 1 年間または 6 か月間（短期の場合 1 か月以上 3 か月以内）である。

研究員になることができるのは、以下の勤務年数資格を満たし、それ以前の研究員としての「研究成果」報告等義務を履行している者としている。

ア）国外研究員・国内研究員（2011 年度実績：国外 9 件、国内 3 件）

本学の専任教育職員として 3 年以上通常勤務した者、または特別研究員終了後 4 年を経過した者を対象とし、本学の旅費関連規程に基づき旅費を算出し、研究員 1 名あたり、国外研究員の場合は総額 300 万円上限、国内研究員の場合は総額 100 万円を上限として支給する。

イ）特別研究員（2011 年度実績：14 件）

本学の専任教育職員として 10 年以上勤務した者を対象とし、1 年間又は 6 か月間研究に専念する期間を与える。

ウ）短期国外・国内研究員（2011 年度実績：短期国外 6 件、短期国内 3 件）

本学の専任教育職員として 3 年以上通常勤務した者を対象とし、本学の旅費関連規程に基づき旅費を算出し、研究員 1 名あたり、国外の場合は総額 180 万円上限、国内の場合は総額 20 万円を上限として支給する。

5) 外国人研究員制度

「外国人研究員規程」に基づき、外国の大学、その他研究・教育機関に所属し、日本における学術研究・調査のため一定期間、各学部および付置研究所に受け入れることを学長が許可した外国籍を有する者を、外国人研究員として受け入れている。外国人研究員には、客員研究員および委託研究員の2種類がある。受入期間は1年以内で、特別の事情があると認められる場合は、さらに1年以内に限り受入期間を延長することがある。

外国人研究員に対しては個人研究室やパソコンの貸与、RINSカード（本学図書館の各種サービスが利用可能となる専用カード）発行による図書館利用の便宜等をはかっている。

ア) 客員研究員（2011年度実績：4件）

本学との研究員交換協定による研究員および学長が当該学部の教授会または研究所の議を経て許可した研究者を受け入れている。

イ) 委託研究員（2011年度実績：0件 申請なし）

外国の大学その他研究・教育機関から委託を受け、学長が当該学部の教授会の議を経て許可した研究者を受け入れている。

6) プロジェクト研究専任研究員制度（2012年度実績：2名）

「プロジェクト研究専任研究員規程」に基づき、人間・科学・宗教総合研究センターの下に設置するプロジェクト研究に対し、研究員として参画する本学専任教育職員が研究活動に注力できるよう支援している（任期1年、プロジェクト研究の期間内を限度に任期の更新可）。

処遇：(1)授業科目担当のノルマコマ数から2時間分減ずることができる。

(2)教授会および研究科委員会の出席義務は原則免除。

(3)教授会又は研究科委員会において選出する諸委員（主任を含む）については、原則免除。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

本学では、「龍谷大学 研究活動に関する指針」を定め、全教員に配布している『研究支援ガイド』に掲載し、明示している。このことにより、研究者の責務・法令等の遵守・公正性・個人情報保護・安全配慮・利益相反にかかる注意を喚起しつつ、研究活動を適正かつ円滑に遂行し、社会からの信頼を確保し維持することに努めている。

また、研究倫理遵守に必要な措置として、次の関連規程を整備している。

1) 人を対象とする研究に関する倫理委員会規程

生命科学の分野等人を対象とする調査、実験およびこれらに基づく研究を行う場合、被験者等の人権への配慮が必要である。このため、2011年度第8回評議会（2011年9月29日開催）で審議の上当該規程を整備した。

人を対象とする研究については、2012年4月5日に倫理審査申請を受け、人を対象

とする研究に関する倫理委員会規程に基づき、複数回にわたり開催された当該倫理委員会の審査を経て、学長名の判定結果通知がなされた。このことにより、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究を遂行し得る体制が、規程整備のみならず実質的に整った。

2) 動物実験規程

大学等における動物実験を伴う生命科学研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、動物の健康増進に係る研究分野の進展においても必要な手段である。

本学の研究分野においては動物実験はなされておらず、授業の一部において死後の動物を解剖するにとどまっていたが、科学的観点、動物愛護の観点および環境保全の観点等から 2011 年度第 9 回評議会（2011 年 10 月 13 日開催）で審議の上当該規程を整備した。

3) 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程

研究活動における不正行為や研究費の不正使用の度重なる発覚を受けて、大学等の研究機関は不正を防止する体制等を整備することが求められている。

本学においては、「公的研究費の適正な管理に関する規程」を定め、公的研究費の不正使用を防止する等対応してきたが、研究活動における不正行為（捏造、改ざん、盗用）にも対応する必要から、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」の新たな制定と、これに伴い重複することとなる「公的研究費の適正な管理に関する規程」の廃止に向け、現在、学内の関連規程との整合を図りつつ、2013 年度春の規程制定に向け鋭意準備を進めている。

また、年度当初に科研費受給者向けの説明会を各学舎で開催し、その説明会において不正行為がなされぬよう周知・徹底を図っている。

2. 点検・評価

[基準の充足状況]

本学は、「教育研究等に係る施設整備に係る整備方針」を定め、方針に基づき教育研究等に係る施設設備を計画的に整備している。

各学舎の教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学設置基準を上回る広さの校地・校舎を配備するとともに、キャンパスアメニティの充実にも積極的に取り組んでいる。

また、教育研究を支援する図書館環境、情報教育環境を整備しているほか、TA 等の教育支援制度、個人研究費の支給や出版助成、一定期間研究に専念できる研究員制度等の研究支援を充実させている。

以上のような取り組みにより、教育研究活動を行うための学習環境や教育研究環境を概ね整備できていると判断する。

(1) 効果が上がっている事項

1) 校地・校舎、施設・設備整備関係

地球温暖化対策として、エネルギー使用量削減のための具体的な取り組みを行い、エネ

ルギー使用量の削減を図った。2012 年 3 月現在、対 2005 年比エネルギー使用量削減率は原油換算（原単位）で-6.48%、CO₂換算（原単位）では-8.84%となった。加えて、エコキャンパス実現に向けた基本方針やエネルギー削減実績等をホームページで公表し、啓発活動を推進している。

2) 図書館機能の整備

ア) 図書館における学習支援機能の充実

深草図書館において、学習支援機能の充実を図るため、ラーニング・コモンズ構想を検討している。その前段階として、2012 年度から「グループ学習エリア」を設置し、アクティブ・ラーニングへの対応を開始した。その結果、連日多くの学生が利用している。今後は利用実態を分析し、将来的なラーニング・コモンズの具体的計画へと役立てることとする。

イ) IT を活用した図書館サービスの展開

図書館システムのリプレイスを定期的実施する際、Web サービスを始めとした最新の機能の充実に努めている。また、リンクリゾルバシステムを導入し、電子ジャーナルやデータベースの検索機能を向上させ、教育・研究の利便性を高めることができた。また、図書館内の随所に無線 LAN を設置したことで、電子媒体に対応したユビキタスな情報環境が整備できた。

このような施策により、IT を活用した利用者へのサービスが向上している。

3) 情報教育環境の整備

「Web シラバス」については、授業の進捗に合わせた講義計画の変更に伴う最新情報の提供や授業資料のダウンロード機能等を備えることにより、履修登録時期（4 月、9 月）以外の月における閲覧のべ人数が 2009 年度の 57.0%から 2011 年度の 61.9%に上昇する等、年間を通じて利用されるようになっている（資料 7-22）。

また、「Web 履修登録」については、学生の履修登録時にエラーチェックを行うことにより、登録エラーが減少し、履修科目の早期確定が可能となった。

4) 研究環境の整備

専任教員（特別任用教員を含む）には、個人研究室等の様々な環境整備がなされている。全員に一律に与えられる個人研究（研修）費、付置研究所の共同研究等を支える研究費、文部科学省私立大学戦略的研究基盤形成支援事業採択研究における研究高度化に対応する研究費等、多様な形態をもって研究支援がなされている。また、様々な助成制度により、個人研究や共同研究を支援する環境や条件が整備されている。

研究専念時間については、「研究員規程」に基づき、国内外で研究に専念する機会が得られるよう配慮されている。研究を支援する PD や RA についても「博士研究員任用規程」や「リサーチ・アシスタント任用規程」に基づく任用が可能となっている。

5) 研究倫理

研究倫理に関する各種規程の整備の結果、研究遂行上の倫理的配慮がなされた研究が実行されうる体制が概ね整った。研究者の責務・法令等の遵守・公正性・個人情報保護・安全配慮・利益相反に係る注意を喚起しつつ、研究活動を適性かつ円滑に遂行し、社会からの信頼確保・維持が図られつつある。

(2) 改善すべき事項

1) 校地・校舎、施設・設備計画

第5次長期計画の推進に併せ、新たな施設整備を展開しているが、今後、既存建物の維持・管理を含めた総合的な施設整備を検討する必要がある。

その際には、「教育研究に係る施設設備に関する整備方針」に基づき、バリアフリー化、省エネルギーの推進、防災対策、旧耐震の建物の耐震補強計画も合わせて検討する必要がある。

2) 図書館機能の充実

外部データベースの必要性は十分認識しているが、その購入・維持経費が非常に高額であり、図書費全体に占める比重が年々高まってきている。このことにより、図書館予算の中で、紙媒体と電子媒体との導入をいかに効果的・効率的に実施するかについて、予算の配分も含めた指針等の策定が急務となっている。

3) 教育環境の整備

ラーニングクロスローズやライティング・センターにおける教育的効果が十分には検証できていない。

4) 情報教育環境の整備

2007年度から本格運用を開始した、インターネット上で授業運営にかかる様々な機能を提供する「龍谷大学eラーニングシステム」は、利用科目数が増加傾向であるが、総開講科目数からすると約2%の利用率である(資料7-23)。また、ストリーミング配信サーバーによるオンデマンド配信を一部の授業で行ったが、活発な利用は見られなかった。

情報通信技術が進展するに伴い、教育・学習活動においても、これらの技術はより有効な活用が可能になっていくことから、eラーニングツールのさらなる利用促進が課題となっている。

5) 研究環境の整備

2015年度の農学部設置に向けて、必要となる研究室や共同研究室的確保を行う必要がある。

また、研究上の不正行為の防止と対応について規定する研究倫理に関する規程制定が急務である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 校地・校舎、施設・設備整備

地球温暖化対策の取り組みをさらに推進するために、これまでの削減実績や今後の削減目標、具体的な取り組み内容等の情報を積極的に発信し、省エネルギー推進に対する学内構成員の意識を高めることとする。

2) 図書館機能の充実

ア) 図書館における学習支援機能の充実

これからの図書館は、従来の静穏な学習空間を提供するだけではなく、グループ学習等の多様な「学びのかたち」の変化に応じた柔軟な学習空間の提供が求められている。今後も、各学舎に設置されている図書館の機能を検証し、引き続き各学舎に応じた学習支援機能の具体策を段階的に計画・実施する。

2015 年に深草学舎に完成する予定の「新 1 号館」(仮称)において、図書館スペースを設けるとともに、従来の静穏な学習スペースとグループ学習等ができるコミュニケーションエリアとを共存させるための配置や什器を検討している。

また、学習空間の創出に併せ、利用者サービスの強化を図りつつ、情報検索講習会等の開催についても、これまで以上に積極的に取り組むこととする。

イ) IT を活用した図書館サービスの展開

今後も情報通信技術やメディアの多様化に応じたサービスの提供を継続するとともに、時間や場所を問わずに学びをナビゲートできるよう、e-mail、FAQ 等を利用した遠隔利用サービスの推進を強化していく。また、レファレンスデータの蓄積等もさらに促進し、これらを電子化することにより、効率的な学習支援サービスを提供していく。

3) 情報教育環境の整備

近年、スマートフォンをはじめとする様々な無線端末が学生や教員に普及しつつあるため、無線 LAN の利用者の増加により無線 LAN を活用した授業展開ができる。

また、2011 年度に導入した Google Apps について、「カレンダー」や「ドライブ」等のサービスの提供を開始することで、PC、スマートフォン等から時間や場所を問わずアクセスできるため、スケジュールの管理や共有化、オンライン上での文書作成や共同編集等ができ、学習における時間の有効活用が可能となる。

さらに、学生証の IC カード化により、出欠管理を始めとする教育に関する各種サービスへの展開策を図ることができる。

4) 研究環境の整備・研究倫理

引き続き、多様な研究支援の充実に努めていく。

（２）改善すべき事項

１）校地・校舎、施設・設備整備

今後、「教育研究等環境に係る施設設備に関する整備方針」に基づき、総合的な施設整備を検討するに当たっては、「包括的な学生支援体制検討委員会」や「障がい学生支援委員会」「学友会（中央執行委員会）」等からの意見を取り入れ、利用者のニーズを適切に反映できるように、関連部署が連携して対応することとする。

また、さらなる省エネルギーの推進や防災対策、旧耐震の建物の耐震補強計画等、ハード（施設面）の整備を進めるとともに、マニュアルの整備等を推進することでソフトの充実に努めることとする。

２）図書館機能の充実

年々高騰してきている外部データベースの導入維持費用を鑑み、その適切性の担保のために、図書委員会の下に外部データベース検討ワーキンググループを設置し、以下の４点について検討してきた。

- ①外部データベースの現状と課題
- ②外部データベースの導入基準の策定
- ③外部データベースの今後の展開
- ④外部データベースに関連した図書館施策

その結果、2012 年度第 3 回図書委員会（2012 年 12 月 4 日開催）にて、「基幹的外部データベースの選定方針」を策定するとともに、図書委員会の下に「基幹的外部データベース委員会」を置き、選定・評価・見直しを行うこととなった（資料 7-24, 7-25）。

３）教育環境の整備

ラーニングクロスローズやライティング・センターの利用実態を調査する。さらに、ライティング・センターについては、各学部に対し、その教育成果に関する意見を求め、改善につなげるとともに、より有効な学習支援のための環境整備について、教務会議で検討する。

４）情報教育環境の整備

「龍谷大学 e ラーニングシステム」やストリーミングによる授業コンテンツの配信といった e ラーニングの各サービスについては、利用者数や利用開講科目数が少ないということが現状の課題となっている。今後は、授業担当者への浸透、コンテンツの充実を図るとともに、組織的な運営・支援体制を構築し、一層の活性化を図る。これにより今後、e ラーニングが学習ツールとして有効に活用されるように推進していく。

５）研究環境の整備・研究倫理

農学部の新設に向け、研究推進に必要かつ十分な個人研究室と共同研究室が確保されるよう、引き続き検討をすすめる。

また、研究上の不正行為に対応する研究倫理に係る規程については、2013 年春の制定に向け鋭意検討を重ねる。

4. 根拠資料

- 7- 1 2012 年度 図書館図書収書計画
- 7- 2 LIBRARY GUIDE 図書館利用ガイド 2012
- 7- 3 2011 年度深草図書館・瀬田図書館講習会実績
- 7- 4 2011（平成 23）年度事業報告書－資料編＜学内版＞－
- 7- 5 龍谷大学学術機関リポジトリ（R-SHIP）登録コンテンツ数・利用統計
- 7- 6 教育補助員・TA・チューター制度の運用ガイドラインについて
（既出 資料 4(3)-1）
- 7- 7 「学生一人一人の目標設定と実現を助けるプロジェクト」および「ユビキタス教育環境に整備プロジェクト」に関する具体的実施方策の検討について
- 7- 8 「4 長特定事項（ユビキタス等）推進費」にかかわる事業計画及び予算（案）について（2005 年度第 3 回総合情報化機構会議資料）
- 7- 9 PC 版ポータル TOP 画面
- 7-10 Web シラバス操作マニュアル（学生用）初版 2012 年 09 月 03 日作成
- 7-11 Web シラバス <https://capella.ws.ryukoku.ac.jp/RSW/SYLD110Init.do>
（既出 資料 4(3)-5）
- 7-12 Web 履修登録について
- 7-13 Web シラバスシステムの導入について（2006 年度第 3 回教務会議資料）
- 7-14 無線 LAN システムの運用開始について（報告）（2005 年度第 3 回総合情報化機構会議報告資料）
- 7-15 ryu-wireless アクセスポイント設置状況
- 7-16 普通教室におけるマルチメディア（AV）機器施設整備指針について（2012 年 2 月 8 日学長会）
- 7-17 情報化促進 WG の下に「学生証等統合型 IC カード化」に関するチームを設置する事及びその構成について（提案）（2010 年度第 4 回総合情報化機構会議提案資料）
- 7-18 学生証 IC カード化に伴う龍谷大学生生活協同組合員証機能（電子マネー機能含）の搭載について（提案）（2010 年度第 7 回総合情報化機構会議提案資料）
- 7-19 2011 年度卒業生以降に対する Gmail の取り扱い及び 2012 年度以降の在学学生、教員に対しての Google Apps の活用について（2012 年 2 月 8 日 第 4 回メディア教育委員会）
- 7-20 2012 研究支援ガイド
- 7-21 PD 及び RA 在籍状況
- 7-22 ポータルおよびシラバスへのアクセス統計
- 7-23 Moodle 利用科目数・ストリーミングサーバー配信サーバーを利用してオンデマンド配信を行った利用科目数
- 7-24 基幹的外部データベースの選定方針
- 7-25 基幹的外部データベース委員会内規

VIII. 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

1) 社会貢献にかかる基本方針の策定

本学は、「第3次長期計画」(1991～1999年度)の中で、地域社会の中で本学が果たすべき役割を強く認識し、本学の教育・研究の成果を地域社会に還元すること、また地域社会における様々な取り組みを本学に取り入れること、地域社会とともに発展することをめざし、「教育」「研究」という大学本来の使命に加え、「エクステンション(普及)」をも本学の使命として位置づけた。また、現在進行中の「第5次長期計画」でも、大学の保持する資源を地域社会に還元・普及することで、地域社会の発展に貢献するとともに本学の教育・研究の発展に資するという理念の下、以下のとおり方針を掲げ、大学が担うべき普遍的な社会貢献のあり方を示している(資料8-1)。

社会貢献にかかる基本方針

社会の要請に応じて、産業界や行政、NPO・NGO等と連携を図りながら、社会人等に対して、生涯にわたる多様な学びの機会を提供するとともに、研究や社会連携活動を通じて持続可能な社会形成に寄与する。

(出典：RYUKOKU VISION 2020)

また、2012年4月には学長の下に「社会連携・社会貢献連絡会議」を発足させ、「地域と社会に開かれた大学」となるための課題を検討・推進している(資料8-2)。

2) RECにおける事業推進方策

本学における地域社会との連携・協力を推進する専門機関として、1991年4月にREC(Ryukoku Extension Center)を設置し、現在も多様なエクステンション活動を展開している(資料8-3)。このRECで行う事業は、「Ryukoku Extension Center 設置規程」第3条において、以下のとおり定めている(資料8-4)。

- ①地域社会との交流推進に関すること
- ②「産・官・学」連携協力による教育・研究活動の推進に関すること
- ③教育・研究のインフォメーションに関すること
- ④その他RECに適する事業の推進に関すること

今日までの約20年間、この規定に則した諸事業に取り組んできたが、今後は社会の要請をよりの確に捉えた事業実施を目指し、そのために推進方針を策定することが必要であると判断し、大学が定める「社会貢献にかかる基本方針」の下、特にRECの事業の柱となる「産官学連携事業」、「地域連携事業」、「生涯学習事業」に関する推進方針を、2012年度1回REC会議(2012年7月25日開催)において、以下のとおり明文化した。

【産官学連携事業の推進方針】

大学における学術研究に対して、産業界等の各種方面から、具体的な課題解決のために大きな期待が寄せられるようになってきた。

REC 事業を通して社会的要請に対して積極的に応え、大学の持つ研究開発能力を積極的に活用して各種課題の解決に取り組み、研究成果や専門知識の社会還元・普及に努める。

(出典：2012 年度 1 回 REC 会議<2012 年 7 月 25 日開催>資料より作成)

【地域連携事業の推進方針】

地方分権の成熟に伴い、地域の独自性が発揮されてくることにより、各々の地域が抱える課題は多様化してきている。

地域が抱える諸問題の解決や地域の活性化に向けて、地方公共団体や地域住民とも連携しながら、本学が有する資源を地域社会へ提供することで地域社会に貢献していく。

(出典：2012 年度 1 回 REC 会議<2012 年 7 月 25 日開催>資料より作成)

【生涯学習事業の推進方針】

生涯学習時代を迎えて一般市民の学習意欲は高まり、これに伴い広く学習機会の提供が求められている。

長年培われてきた研究・教育の成果を、REC の生涯学習事業を通じて、一般市民が継続的かつ総合的に学ぶことができるよう、積極的に公開講座を提供していく。

(出典：2012 年度 1 回 REC 会議<2012 年 7 月 25 日開催>資料より作成)

3) その他の社会連携・社会貢献における方針

本学における社会貢献・社会連携事業の中心は REC が担っているが、その他にも、社会貢献にかかる基本方針に基づき、社会貢献に関係する組織が方針・目的を定め、各事業を展開している。

ア) 知的財産センターにおける事業

本学では、2003 年度に発明規程を制定したことを機に、2005 年度に知的財産センターを設置し、本学の学術研究の振興を図り、知の創造に資するとともに、学術研究の成果を本学の知的財産として管理・活用・保護・育成することにより、社会の発展に寄与することを目的とし、本学の知的財産の啓発・発掘・権利化を展開している(資料 8-5)。

また、2011 年度には、知的財産に係る権利の原則機関帰属の方針に従い、龍谷大学の職員等が創作した知的財産に係る権利等の取り扱い等について、「発明規程」を整備した(資料 8-6 p. 369)。その上で、学術研究成果の活用を通じた社会貢献を図るとともに、学術研究の振興及び人材育成のさらなる推進に資することを目的として、「龍谷大学知的財産ポリシー」を定めた(資料 8-7)。このことにより、本学の使命と知的財産活動、研究成果の知的財産化、知的財産活動の促進、知的財産の管理・活用体制等本学における知的財産に関する基本的な考え方を示している。

イ) 矯正・保護総合センターにおける事業

本学は、浄土真宗本願寺派の歴史と伝統に根ざす宗教教誨・篤志面接委員の活動を継

承・発展させるため、犯罪や非行を犯かしてしまった人たちの社会復帰のための諸事業を展開してきた。1977年には特別研修講座「矯正・保護課程」を開設した（資料8-8）。2002年度には文部科学省学術研究高度化推進事業アカデミック・フロンティア・センター（AFC）として、「矯正・保護研究センター」を立ち上げた（資料8-9）。さらに2010年度には、これまでの矯正や更生保護に関する教育および研究の実績を踏まえて、「矯正・保護の分野に関する教育、研究及び社会貢献のための活動を総合的に推進し、各分野の活動の発展と向上に寄与すること」を規程に定め、研究・教育・社会貢献を三事業一体で展開する「矯正・保護総合センター」を創設した（資料8-10,8-11）。矯正・保護総合センターでは、毎年度、社会との連携および協力関係を積極的に構築するための具体的な活動方針を、センター委員会において定めている（資料8-12）。

（２）教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

本学では、「社会貢献にかかる基本方針」に則り、関係する各部署において、以下に掲げる諸事業を展開することにより、教育研究の成果を社会に還元している。

なお、最近の社会貢献に関する本学の取り組みとして、以下の２件を紹介する。

＜地域貢献型メガソーラー発電所の設置＞

本学は、2013年7月の稼働をめざし、和歌山県印南町と深草学舎に、全国初となる地域貢献型メガソーラー発電所「龍谷ソーラーパーク」を設置することとなった。

この事業は、科学技術振興機構の実施する事業「地域に根ざした脱温暖化・環境共生社会」に採択された本学の研究開発プロジェクト「地域再生型環境エネルギーシステム実装のための広域公共人材育成・活用システムの形成」の研究成果をもとにこのモデルを考案し、本学を始め、和歌山県印南町や株式会社京セラソーラーコーポレーション等計5者が連携し実施するものである。

この事業展開により、太陽光発電の収益を地域社会に還元するとともに、社会課題の解決に資する事業や再生可能エネルギーの普及モデルとなることをめざしている。

＜深草町家キャンパスの開設＞

本学では、2013年4月より、深草学舎の近隣にある京町家を、学生や教職員と地域住民との協働活動・交流等の場となる「深草町家キャンパス」を開設することとした。

この事業は、文部科学省による「大学改革実行プラン」にある「地域再生の核となる大学づくり（COC[Center of Community]）構想の推進」に沿ったものである。利用の対象は、子供、大学生、高齢者、留学生等、異世代、異文化といった多面的な地域連携事業を展開する予定で、近隣の自治連合会や商店街振興組合等と連携しながら、地域交流・協働事業や教育・研究関連事業を積極的に展開し、学生による主体的活動の支援や地域活性化の一翼を担うことをめざしている。

１）RECにおける事業展開

RECは、京都学舎や瀬田学舎を中心に、大阪や東京においても社会貢献活動を推進しており、大学の知的資源を活用して地域の中小企業を総合的・多面的に支援している。協定

の締結や、委員会組織への参画等様々な形で、滋賀、京都を中心とした地域の行政機関や自治体(11)、金融機関(7)、その他経済諸団体(19)等との連携を図っている(資料8-13)。

自然・応用科学分野では、地域の中小企業と学内研究者との共同で研究シーズの権利化から移転を行う国の委託研究開発事業の採択を受けて産官学のチームで取り組む等、主に中小企業の活性化を中心に、地域社会の発展・活性化に積極的に取り組んでいる。また、広く一般社会に対しては、ホームページで保有特許の公開をするとともに、官や民の主催による各種の展示会等にも積極的に参加している。2012年度は、滋賀、京都で20件、東京(関東)で4件、大阪では10件の展示会に参加した。滋賀、京都は地元金融機関や経済団体が主催する展示会への参加が多く、一方、東京は5千人～2万人規模の展示会への参加が多い。また、大阪では独立行政法人科学技術振興機構(JST)が主催する展示会に年3回参加している。いずれも学内の研究成果の公開に努めており、2012年度は前年度を11件上回る35件を出展した(資料8-14)。

人文・社会科学分野では、主に生涯学習事業を通じて、広く一般市民や職業人に対して研究・教育の成果を普及・還元している。学外組織との連携協力による教育研究の推進については、地域の特性を活かした新たな商品開発や商業の活性化に対するフィールド活動をする等、積極的かつ活発に展開している(資料8-15)。

各年度の事業実施については、年度当初のREC会議において「産官学連携事業の推進方針」、「地域連携事業の推進方針」、「生涯学習事業の推進方針」を確認し、その方針に基づいた事業を審議するため、REC常任会議を置いている(資料8-4)。REC常任会議は各事業を分掌する主任により構成されているが、主任は各事業の実施に向けた提案をそれぞれ事業部会議で協議する。現在、REC常任会議の下には、生涯学習事業について協議する「教育交流事業部会議」と、産官学連携事業について協議する「産官学連携事業部会議」を設置している(資料8-16, 8-17)。

ア) 教育研究の成果を元にした生涯学習事業

本学の生涯学習事業は、1977年に当時設置していた文学部、経済学部、経営学部の専任教員による、人文科学・社会科学系の公開講座を「龍谷講座」として無料で実施したことからスタートしている。「龍谷講座」は、2012年度に開講した7講座を加えると36年間で768講座の開講を数える。有料講座「RECコミュニティカレッジ」は1992年にスタートした。2012年度は403講座を開講している。他にも小学生を対象とした「龍谷ジュニアキャンパス」や知的障がいのある市民向け講座「ともいき大学」等、RECでは毎年440以上の講座を開講している(資料8-18, 8-19)。

生涯学習事業については、全ての学部から選出される教員をもって構成する「教育交流事業部会議」において、本学が展開する幅広い分野の教育研究成果を積極的に公開することを前提に事業実施の協議を重ねており、全学的な取り組みとなっている。

＜龍谷講座の開催＞

深草学舎で開催する龍谷講座は、「現代社会の要請に応え、龍谷大学における研究の成果を地域社会に還元し、大学の社会的使命の一端を果たすこと」を目的とした無料講座である。1977年10月に第1回を実施して以来、2012年12月末現在で768回の講座を実施し

てきた（資料 8-18, 8-19）。1 シリーズを 3 ～ 4 回の講座で構成し、年間 2 シリーズを実施しており、テーマは人文科学、社会科学、自然科学を中心とした幅広い分野にわたる。

2012 年度は文学部臨床心理学科開設記念連携講座として「シリーズ『人とところ』」を 7 講座開講した。

また、後期開講の 4 講座は、2011 年度から京都市伏見区の区制 80 周年記念事業を機にスタートした「伏見連続講座」とも連携し、より一層地域に根づいた講座を実施した（表 8-1）。

表 8-1 2012 年度「龍谷講座」一覧

開催日	テーマ	参加者数
（前期）文学部臨床心理学科開設記念連携講座 シリーズ「人とところ」		
5 月 19 日	人の成長とところの発達－親鸞聖人のところに学ぶ－	164
5 月 26 日	「叱る」と「怒る」の違い－子どもへの理解とかかわり方－	123
6 月 16 日	「片付けられない人」は ADHD？ －障がいとカタよりの違い－	140
伏見区誕生 80 周年記念事業「伏見連続講座」提携講座 （後期）文学部臨床心理学科開設記念連携講座 シリーズ「人とところ」		
10 月 6 日	過保護・過干渉のすすめ－新しい親子関係を地域が支える－	71
10 月 13 日	「支援」から「共生」へ－子育て支援と地域コミュニティ－	50
12 月 15 日	傾聴 聴いていると聴いているつもりのちがい －伏見区の事例から－	109
12 月 22 日	高齢者支援－家族と地域のかかわり－	67

（出典：REC コミュニティカレッジパンフレット）

< 龍谷講座（産学連携）の開催 >

2009 年度から、大阪梅田キャンパスで企業や NPO と学内外の団体それぞれの特徴を活かした無料の産学連携型龍谷講座を実施している。パナソニック株式会社、野村證券株式会社、鳥取県との連携講座を開講し、現役社会人や若年層にも学習機会を提供している。

「パナソニック提供龍谷講座 in 大阪」では、パナソニック（資金提供）、NPO 法人関西 NGO 協議会（講座企画・公開レポート作成）と本学（会場提供・HP および受付システム管理・受講者管理）の三者で社会貢献・国際協力入門講座を開講している（資料 8-20）。18 回の幅広いテーマ設定とし、1 講座単位での申し込みを可能としているが、参加者は毎回一定数を確保できている（表 8-2）。

表 8-2 2012 年度「パナソニック提供龍谷講座 in 大阪」講座一覧

開催日	テーマ／担当者	参加者数
5 月 9 日	地域社会からみたグローバリゼーション／ （特活）AM ネット理事	94

5月16日	わたしたちの難民問題／(公財)アジア福祉教育財団 難民事業本部関西支部支部長代行	74
5月23日	子ども兵、社会復帰支援の現場から／ (特活)テラ・ルネッサンス理事長	83
6月6日	インドから見る「援助」の現実／ (認定特活)ソムニード事務局長代行	93
6月13日	人身取引受け入れ大国？日本の現実／ (特活)ポラリスプロジェクトジャパン代表	71
6月20日	マス・メディアとアフリカの紛争／ 大阪大学国際公共政策研究科准教授	67
7月4日	パレスチナでの収入創出支援の経験から／ (公社)日本国際民間協力会 (NICCO) 事務局長	54
7月11日	法整備を通じた国際協力とは／ カンボジア市民フォーラム世話人・元 JICA 長期専門家	53
7月18日	国際協力で培われたコミュニケーションスキル／(特活)市民 活動センター神戸理事長・(認定特活)ソムニード代表理事	77
9月5日	社会をよくする投資と金融／高崎経済大学経済学部教授・ (特活)社会的責任投資フォーラム共同代表理事	78
9月12日	企業市民活動、現在そしてこれから／ 1) 武田薬品工業(株)コーポレート・コミュニケーション部シ ニアマネージャー・2) パナソニック(株)コーポレートコミュ ニケーション本部社会文化グループ グループマネージャー	64
9月19日	最新！現地取材レポート／ アジアプレス・インターナショナル	88
10月3日	市民社会を創る“もう一つのメディア”／ (特活)エフエムわいわい代表理事	54
10月10日	“よい”国際協力とはなにかー評価の方法／ 大阪大谷大学人間社会学部准教授	54
10月17日	貧困はなくせる？新たなライフスタイルを考えよう／(特活) アクセス・共生社会をめざす地球市民の会理事・事務局長	53
11月7日	“フェアトレード”で世の中を変えられる？？／ (株)福市 (LOVE&SENSE) 代表取締役	59
11月14日	水をめぐる世界の動き～中南米を中心に／ (特活)アジア太平洋資料センター代表理事	61
11月21日	政府開発援助は政府任せでいいのか／ 龍谷大学経済学部教授	62

(出典：REC 資料より作成)

＜REC コミュニティカレッジの開講＞

本学の教育研究の分野を、「仏教・こころ」「文化・歴史」「文学」「自然・環境」「くらしと健康」「外国語」「資格」の各コースに分類し、幅広い年齢層を対象とした市民向けの生涯学習講座「REC コミュニティカレッジ」を 1992 年度から開講している（資料 8-18, 19）。

瀬田学舎、深草学舎、大宮学舎に加え、2005 年度後期からは東京で、2006 年度後期からは大阪梅田キャンパスでも開講している。東京では、2011 年度から明治大学と包括協定の下で、相互キャンパスで大学の特色ある講座を実施している（資料 8-21）。

また、2009 年度からは、受講者の継続的な学習を支援するとともに受講意欲の向上促進を目的とした REC コミュニティカレッジ終身会員制度を導入した（資料 8-22, 8-23）。同じく 2009 年度には、履修証明制度を導入して、文化・歴史コース内に「古文書解読基礎プログラム」を開設し、2011 年度のプログラム終了時には 12 名の修了者を出した（資料 8-24, 25）。加えて、2011 年度からは REC 設立 20 周年を機に、年 3 回の特別講演会を REC 会員向けに無料で開催している（資料 8-18, 8-19）。

このように、毎年、講座の内容、制度、サービスを向上させた結果、REC コミュニティカレッジの受講者数、講座数、会員数はここ数年、安定している（表 8-3）。

表 8-3 「REC コミュニティカレッジ」受講者数、講座数、会員数の推移表

年度	受講者数	講座数	会員数 (内、終身会員数)
2008	9,691	365	2,754
2009	10,739	417	3,264
2010	10,502	395	3,222(26)
2011	10,527	374	3,697(71)
2012	11,725	403	3,699(143)

（出典：REC 資料より作成）

2008 年度から、瀬田学舎で開講する REC コミュニティカレッジを対象に「子ども一時預かりサービス」を実施している（資料 8-18, 8-19）。子育て期の市民でも「学びの機会」を持てるよう、講座の会場である REC ホール内に無料の託児室を設けた。多様な世代の学習意欲に対応できるよう制度を整えて、利用者も一定数確保できている（表 8-4）。

表 8-4 子ども一時預かりサービス 利用者数一覧

年度	対象講座数	利用者数
2008	66	266
2009	67	303
2010	66	266
2011	65	294
2012	61	113

（出典：REC 資料より作成）

＜龍谷ジュニアキャンパス実施＞

2010 年度に REC コミュニティカレッジの「親子カレッジコース」を独立・発展させて、「龍谷ジュニアキャンパス」を開設し、本学教員や学生が講師を務めて小学生に学びの場を提供している。本学が立地する京都市伏見区や滋賀県大津市瀬田地域のみならず、広範な地域から参加者が集まっていることで、講座に対する需要とともに、それに応えられていることが確認できた（資料 8-26）。

イ）学外組織との連携協力による教育研究の推進

本学は、1994 年の REC ホール竣工を機に産官学連携事業を積極的に推進している。組織的な事業推進体制としては、産官学連携事業の取り組みを具体的に協議する「産官学連携事業部会議」を「REC 常任会議」の下に設置し、理工学部 の 6 学科から推薦された教員が構成員となって、産・学・官とのあらゆる連携協力に対応し、社会に貢献できる事業について推進している。

また、産学官連携事業を具体的に推進するシステムとして、企業の顕在化していない技術面での課題の相談に応じることから始め、教員が持つ研究シーズとマッチングさせ、経済産業省の委託事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）や、自治体等の委託事業（大阪府ものづくりイノベーション支援プロジェクト）等の採択につなげる、また知的財産移転事業につなげる、というスキームを形成している。

＜新技術説明会（独立行政法人科学技術振興機構主催）等、シーズ発表の実施＞

明治大学と共催で実施している「龍谷大学・明治大学 新技術説明会」は 2010 年度より開催し 2012 年度で 3 回目を迎えた（資料 8-27）。また関西私立大学知的財産連絡協議会（加盟校総数 8 校）主催の「関西 8 私大 新技術説明会」については 2009 年度より参加しており、発明者自身が企業関係者を対象に実用化を展望した技術説明・シーズ発表を行い、広く実施企業・共同研究パートナーを募る方式のイベントである。いずれも独立行政法人科学技術振興機構（JST）が本学とならび主催として運営に参加しており、独立行政法人中小企業基盤整備機構の後援、全国イノベーション推進機関ネットワークの協力を得て開催し、企業等への技術移転に大きく貢献している。

これ以外にも、学外での展示会・各経済団体等が実施するシーズ発表会で企業が求めている適切なシーズを毎年約 20 件発表し、その後の技術相談やサポート、レンタルラボへの入居等、産学連携につなげている（資料 8-14）。特に、滋賀県内で実施される展示会・シーズ発表会への参加を積極的に行っており、そこから中小企業のニーズを把握し、結果的に地域の中小企業の技術支援に発展している。中小企業との産学連携の成果事例の一つとして、1999 年に REC レンタルラボへ入居したゼロワンプロダクツ株式会社と理工学部教員との共同研究で開発した新素材が、2009 年に「ものづくり日本大賞」経済産業大臣賞を受賞した（資料 8-28）。

＜受託研究・奨学寄付金による研究＞

産官学連携の成果事例としては、経済産業省が実施する国内製造業の国際競争力強化と新たな事業創出を目指し、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する革新的かつハ

イリスクな研究開発等を促進することを目的とした「戦略的基盤技術高度化支援事業」に、2011年度から過去3年間、毎年採択されている。2009年度は「高精度ガラス光学レンズ用金型素材の原料となるナノSiC粉末の実用化製造プロセスの開発」プロジェクトが採択され、企業2社とともに研究開発に取り組んでいる（研究期間2009年度末まで）。また、2010年度は「ポリウレタン塗布形成皮膜の高機能化・高性能化に関する研究開発」プロジェクトが、2011年度は「新規低温拡散表面処理による高耐久性アルミニウムダイカスト用金型の開発」プロジェクトが採択され、本学と国・企業の三者が、プロジェクトによっては他大学を加えた四者による産学連携体制の下で研究開発に取り組んでいる。

かねてより、国の経済を牽引していく産業分野（重要産業分野）の競争力を支えるための重要基盤技術の高度化等に向けて、中小企業が行う革新的かつハイリスクな研究開発や、生産プロセスイノベーション等を実現するための研究開発を、企業と共に実施している（資料8-29）。

受託研究および奨学寄付金については、2011年度は受託研究48件で研究費は230,488,048円、奨学寄付による研究22件で寄付金17,390,000円であった（資料8-30 p.31-34）。これまでも、2004年度以降、毎年総額1億円以上の受託研究費・奨学寄付金を獲得し続けている。

ウ）地域交流・国際交流事業への積極的参加

＜福祉フォーラム事業＞

1998年に瀬田学舎の社会学部に地域福祉学科および臨床福祉学科を開設したことを機に、全学的に福祉をテーマとした取り組みを行う福祉フォーラムをRECに設置した（資料8-3 第9条の2）。規程において、「福祉フォーラムは、本学の建学の精神を生かしつつ、全ての人が健全で安らかな生活ができるように、地域の文化・社会・経済的土壌に応じた健康長寿社会の形成を図ることに寄与するものとする」という設置理念の下、「福祉フォーラムは、自治体や福祉・保健・医療機関及び企業等と連携することにより、共同研究の拠点を形成し、福祉について研究・教育事業を行うものとする。また、地域住民の積極的な社会参画を図り、住民が社会福祉についての関心と理解を深め、自らの生活の質の向上に努める意欲を高める事業を運営することを目的とする」としている（資料8-31）。

福祉フォーラム事業を円滑に運営し、事業の促進を図るために龍谷大学福祉フォーラム会議を置いているが、2012年度には、滋賀県社会福祉協議会、社会福祉法人障害児者相談センター相談支援専門員、大津市社会福祉協議会も構成員となっている。

福祉フォーラム事業では、福祉専門職を対象とし、現場で活躍するスペシャリストを招いて調査等のスキルを学ぶ実践的な講座「専門セミナー」や、地域住民の福祉啓発活動のための講演会「共生塾」を、それぞれ年数回開催している。また、地域住民や地域社会で活動している人々に焦点を当て、「共生」「協働」をキーワードとして広く一般市民を対象に講演会やシンポジウム「福祉フォーラム」を開催している（資料8-32）。2010年度は「無縁社会を生きる一つのつながりの再生と創造」、2011年度は「東日本大震災－生き方の転換点－～この経験から何を学ぶか～」、2012年度には「世代間共生のゆくえ－若者の居場所・中高年の居場所－私たちはわかりあえるのか」と、その時々合うタイムリーな問題を取り上げた（表8-5）。

表 8-5 2012 年度福祉フォーラム事業一覧

開催日	事業・テーマ	申込件数
5 月 13 日	第 9 回専門セミナー（全 4 回） 「子どもの放課後を豊かなものにするために -大人（専門職）は何をすればいいのか-」	31 件
6 月 3 日		40 件
7 月 1 日		54 件
9 月 30 日		49 件
7 月 7 日	第 10 回共生塾 「障害者虐待防止法が大切にしたいこと -障がいのある人やその家族と地域がつながる第一歩へ-」	78 件
11 月 17 日	福祉フォーラム 2012 「世代間共生のゆくえ 若者の居場所・中高年の居場所 -私たちはわかりあえるのか-」	232 件
2 月 9 日	第 10 回専門セミナー 「調査票調査（アンケート調査）の技法をマスターする」	25 件

（出典：REC 資料より作成）

運営にあたっては、本学教職員のみならず滋賀県や大津市の社会福祉協議会も参画し、多くの人々が共に福祉を考える場を提供している。福祉フォーラムでは、大学と地域社会との福祉ネットワークの構築のために会員制度を設けており、福祉専門職のみならず地域の一般住民も含めて約 90 名が会員登録している。会員に対しては「福祉フォーラム通信」の発行や事業に関する情報、ならびに運営委員との交流機会を提供し、本事業への理解を深めながら、共に連携の強化を図っている（資料 8-33）。

＜文理融合分野での地域連携＞

京都地域の経済活性化を図るための文理融合分野での産官学連携に取り組んでいる。2003 年に、京都における産・学・公の様々な機関が相互に情報を共有しながら、連携と協働を進めるための基盤として設立された「京都産学公連携機構」が選定する新たな事業として、産業の創出を目的とした「文理融合・文系産学連携促進事業」に、過去 4 件が採択された（表 8-6）。

また、「京都産学公連携機構」による「提案型産学公連携促進事業」にも 2007 年に 1 件採択された（表 8-7）。「提案型産学公連携促進事業」は、京都における産官学連携の推進に寄与する先導的・挑戦的な事業を支援することで、新事業・新産業の創出を図ることを目的として実施されている。このような事業にも積極的に応募し、産官学の連携強化による地域活性化プロジェクトを推進している。

表 8-6 「文理融合・文系産学連携促進事業」採択事業一覧

採択年度 実施年度	研究会名／研究代表者	テーマ
2004 2005	京都南部自転車ビジネス研究会 伊達浩憲経済学部助教授（現教授）	自転車を用いた新しい地域交通システムおよびコミュニティ・ビジネスの創出
2005 2006	伏見新エネルギー研究会 松岡憲司経済学部教授	京都南部地域における新エネルギー利用の促進と地域経済活性化のモデルの検討
2006 2007	京都ものづくり中小企業の縁むすび事業研究会 辻田素子経済学部助教授（現教授）	大企業退職者を利用した、京都のものづくり中小企業支援のモデルの構築
2007 2008	京都コミュニティ放送活性化研究会 松浦さと子経済学部助教授（現政策学部准教授）	地域メディア「コミュニティ放送」における市民の情報発信支援およびネットワークの構築

(出典：REC 資料より作成)

表 8-7 京都産学公連携機構「提案型産学公連携促進事業」採択事業

採択年度 実施年度	研究会名／研究代表者	テーマ
2007 2008	龍谷大学西本願寺門前町総合調査チーム 井口富夫経済学部教授（現准教授）	「京都 GARE(ギャレ)門前町振興計画」東西両本願寺門前町に「にぎわい」を取り戻すために、この地域に展開する仏壇・仏具業等の伝統的工芸品の制作技術の応用展開により、新たな美術品産業を創出する。

(出典：REC 資料より作成)

＜学生の地域連携活動の支援＞

一部の学生は、授業等の正課活動、クラブやその他学内組織による正課外活動において地域活性化やまちづくりに向けた活動を行っている。教学カリキュラムの中で、学部単位で自治体等と連携協定を結び活動している学部がある一方、ゼミ単位、または学生の自主的な活動として地域と連携した活動を行う事例も増えている。そのような地域連携活動を支援する京都市の制度「学まちコラボ事業」にも毎年、複数の活動が採択されている（表 8-8）。

表 8-8 2012 年度「学まちコラボ事業」認定事業一覧

事業名	団体名	活動区
深草 SOSUI（疏水）物語	みらいの環境を支える龍谷プロジェクト	伏見区

人をつなげる縁側プロジェクト	人をつなげる縁側プロジェクト 実行委員会（立命館大学と連携）	下京区
三十六歌仙まちなか博物館構想	龍谷大学門前町サークル	下京区

（出典：REC 資料より作成）

エ）REC 事業に対する学外からの評価

REC が展開する産官学連携・生涯学習等における教育研究成果の還元における取り組みは、経済産業省が実施する「ハイ・サービス日本 300 選」にも選ばれ、イノベーションや生産性向上に役立つ先進的な取り組み（ベストプラクティス）として評価された（資料 8-34）。

2）研究に関する事業

科学技術共同研究センターが毎年 1 月上旬に主催する新春技術講演会（1990 年～2013 年：24 回開催）にて、行政機関や地元の経済団体、中小企業に向けて、理工学部の教員等が、最新の研究動向を講演会、ポスター発表という形で公開している（資料 8-35）。また、人間・科学・宗教総合研究センターの下、研究高度化推進事業として（文部科学省の私立大学戦略的研究基盤形成支援事業採択分含む）「人間・科学・宗教オープン・リサーチ・センター」「アジア仏教文化研究センター」「地域公共人材・政策開発リサーチ・センター」「アフラシア多文化社会研究センター」等が研究を展開しているが、イベント（展示会等）、叢書出版、紀要発行、ホームページによる公開等を通して、研究成果の社会還元を図っている。

3）知的財産センターにおける事業

社会還元をめざした知的資源の発掘のため、知的財産アドバイザーによる教員ヒアリングや発明等の相談を実施している。また、知的財産活動に貢献した学内研究者に対して発明奨励費を付与することで、新たな特許出願や研究成果の進捗へつなげている（資料 8-36, 8-37）。発明奨励費については、2010 年度は発明新人奨励費 2 人と発明功労奨励費 3 人、2011 年度は発明新人奨励費 6 人と発明功労奨励費 1 人に授与している。結果として特許出願件数は、新規採用教員からの出願も含み、2009 年度 20 件、2010 年度 18 件、2011 年度 23 件、2012 年度 23 件となっている（資料 8-38）。

知的財産を社会に還元するための産官学連携活動としては、学術研究の成果（研究シーズ・出願特許等）を活用し、企業等との共同研究を推進している。さらに官または民の主催で開催される各種の発表会・展示会等（学術研究の成果発表）に積極的に参加することで研究成果を広く公開し、研究成果に基づく知的財産の社会への還元に努めている（資料 8-39）。特に独立行政法人科学技術振興機構（JST）主催の新技术説明会において年 2 回発表したり、イノベーションジャパンへ出展することで、新しい企業とのつながりも増え、出願特許（単独出願）の技術移転や新たな共同研究（受託研究を含む）を促進している。

また、主として本学学生に向けて年 2 回開催している「知的財産セミナー」は、広く一般市民にも聴講を呼びかけており、社会貢献の一環となっている（資料 8-40）。

4) 図書館における事業

図書館では、社会貢献にかかる基本方針に基づき、利用者のサービス向上をめざして本の貸借や文献複写等を行う図書館間相互協力を行っている。国外では、British Library Document Supply Centre (BLDSC) 等とも同様のサービスで提携している。また、目録所在情報サービス (NACSIS-CAT/ILL: 国立情報学研究所提供) を利用し、他大学にも書誌情報を提供し協力している。さらに、社会や地域へのサービスの一つとして、REC 会員や滋賀県下の高校生に図書館を開放して利用に供している。

2010 年 6 月から、学術機関リポジトリ整備を進めており、博士学位論文や学内紀要論文を主なコンテンツとして収集しており、これらをホームページ上で公開することによって、本学の教育研究成果を社会に還元している。また、大宮図書館では、国宝や重要文化財に指定された文化財を含め、特色ある様々な学術資料を豊富に所蔵している。これらのコレクションを順次デジタル化し、「龍谷大学図書館コレクション」としてホームページ上で公開している。今後はさらに多くのコンテンツを掲載することで、より一層の充実を図りたいと考えている。

また、国指定重要文化財である大宮学舎本館の展覧室において、大宮図書館が所蔵している学術資料を一般公開（入館無料）している。2010 年度に開催した「大谷探検隊展－将來品と個人コレクション－」には、1,300 名を越える来場者があり、学内外で高く評価された。2011 年には、本学の創設者といえる本願寺第 13 代良如宗主の 350 回忌を記念した「良如宗主－近世本願寺の礎を築いた宗主－」および「和歌と物語」の 2 つの展覧を開催した。

5) 龍谷ミュージアムにおける事業

2011 年 4 月、本学の研究成果ならびに所蔵する学術資料を広く一般に公開するとともに、地域活性化と社会貢献の一翼を担うことをめざし、創立 370 周年記念事業の一環として、本願寺正面に地下 1 階地上 3 階建ての龍谷ミュージアムを開設した（資料 8-41, 8-42）。この博物館では、インドでの仏教の誕生からアジアへの広がり、そして日本の仏教の展開までを視野に入れ、仏教を中心とする文化財を広く公開することを通じて、多くの方々に仏教文化への理解を深めてもらうとともに、学術研究を推進し、その成果を社会に発信することをめざしている。

開館初年度の 2011 年度は、1 年を通して開館記念特別展「釈尊と親鸞」を 6 期に分けて開催し、国内外から 12 万人を超える来館者を集め、広く社会に教育研究成果を還元した（資料 8-43）。

展覧会の開催に加え、教育・普及活動の一環として、展覧会図録の発行、団体観覧者等に対するミュージアム教員による展示解説、関連する講演会を開催する等、利用者の内容理解を促進する取り組みも、積極的に行っている（資料 8-44～8-46）。

さらに、本学が開催する REC 講座や外部団体が開催する講座へのミュージアム教員の講師派遣や、行政、地域住民等で取り組んでいる「下京区活性化検討委員会」や地域住民が街おこしとして取り組む「植柳まちづくりプロジェクトチーム」が主催する事業への参画を通して、地域活性化事業にも取り組んでいる（資料 8-47, 8-48）。

6) ボランティア・NP0 活動センターにおける事業

「営利を目的としないボランティア活動を通じて、相互に学びあうサービスラーニングという共生の理念を具現化し、本学の教育研究に寄与する」ことを目的に、2001 年にボランティア・NP0 活動センターを設立した(資料 8-49, 8-50)。その事業内容は、①ボランティア・NP0 活動を通じた人材育成および教育支援に関する事項、②本学の教育研究活動とボランティア・NP0 活動との連携に関する事項、③本学の教育研究活動に相応するボランティア・NP0 活動の環境整備に関する事項等とし、単に学生のボランティア活動を支援するだけではなく、社会問題の解決に自立的・継続的に取り組む NP0・NGO との幅広い連携を強く意識し日々活動に取り組んでいる(資料 8-51～8-53)。

地域社会との関係を重視し、学生ができる限り地域社会との接点を持てるために、本センターと諸団体との共催事業も行っている。このような機会や諸団体からの学生に対するボランティア依頼に学生自らが応えることによって、社会貢献に寄与している。

その効果として、諸団体から感謝状や表彰状を授与されている(資料 8-54)。

- ①2008 年 7 月 11 日 中華人民共和国駐大阪総領事館より中国四川大震災義捐金のへ感謝状
- ②2008 年 8 月 5 日 日本赤十字よりミャンマー・サイクロン災害救援金への感謝状
- ③2010 年 9 月 28 日 特定非営利活動法人テラ・ルネッサンスより使用済みインクカートリッジ回収活動への感謝状
- ④2010 年 12 月 11 日 一般社団法人環びわ湖大学・地域コンソーシアムより「環びわ湖大学地域交流フェスタ 2010」で「地域をフィールドとする学生活動」の事例発表で「活動奨励賞」を受賞
- ⑤2011 年 1 月 27 日 財団法人学生サポートセンターより「学生ボランティア団体支援」の助成団体に採択され、表彰状を受賞
- ⑥2011 年 2 月 16 日 グアム準州知事より浜辺の清掃ボランティア活動への感謝状

7) 矯正・保護総合センターにおける事業

教育活動としては、矯正・保護課程を着実に発展させ、開設以来のべ 1 万人を超える受講生を受け入れてきた(資料 8-55)。一般(学外)受講者の受け入れにも積極的に取り組み、2011 年度に 55 名、2012 年度に 56 名を受け入れた(資料 8-56, 8-57)。課程受講者には、矯正や更生保護の現状を知るため、講義科目とは別に、施設参観として刑務所・少年院等の関連施設を参観する貴重な機会(資料 8-58, 8-59)を提供している。

研究活動としては、高度化推進事業 8 年間の成果を継承し、現在、センターでは、「刑事立法プロジェクト」を始めとする 7 研究プロジェクトと 17 のサブ・プロジェクトを推進している(資料 8-60)。これまで、全 32 巻の『矯正講座』、全 9 号のセンター研究年報および全 11 冊の研究叢書を刊行し、研究成果を公開している(資料 8-61～8-63)。文部科学省科学研究助成等の国内助成のみならず、Open Society Institute (OSI) のような海外の団体からも助成を得ており、国際社会にも研究成果を還元している。また、2011 年 10 月に開催したセンター開設記念国際シンポジウムには 319 名の参加があった(資料 8-64)。このシンポジウムはホームページ上でも同時配信し、2,000 件を越えるアクセスがあった。同年 8 月神戸で開催された第 16 回国際犯罪学会では、「龍谷プログラム」を企画し、基調

講演やセッションを主催した。

社会貢献事業では、先述のような一般市民に対する教育の開放や、研究の公開に努める一方で、保護司や更生保護に携わる実務者等のネットワークづくりを目的とした矯正・保護ネットワーク講演会を2011年12月、2012年3月と11月に開催したところ、いずれも160名を超える参加者があった（資料8-64）。そして、2011年からセンター通信『きょうせいほご』を年2回発行し、矯正・保護関係機関および関係団体（約1,300機関・団体）、一般市民（約1,300名）を対象に配布し、センターの各事業活動について周知に努めている（資料8-65）。また、薬物依存症回復支援者研修プログラムを3年間で10回開催した（資料8-66）。この研修プログラムは、REC公開講座にも提供した（資料8-67）。

以上のように、センターの活動方針に沿った各事業を通じて、成果の社会還元に努めている。なお、センターが社会貢献事業の重点的な取り組みとして掲げる更生保護活動の一般市民参加の推進役となる保護司等の更生保護関係者や関係諸機関等とのネットワーク構築に関しては、緒に就いたばかりであり、より一層充実した取り組みの実施が今後の課題である。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、「社会貢献にかかる基本方針」を定め、方針に基づき様々な社会連携・社会貢献活動を行っている。

1991年4月には地域社会との連携・協力を推進する専門機関としてREC（Ryukoku Extension Center）を設置し、「産官学連携事業の推進方針」、「地域連携事業の推進方針」、「生涯学習事業の推進方針」に基づき、多岐にわたる様々な事業を推進している。

その他、知的財産センター、図書館、龍谷ミュージアム、ボランティアNP0活動センター、矯正・保護総合センターといった組織や施設においても、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

また、学生が主体的な活動として取り組む地域連携事業に対しても積極的に支援している。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元していると判断する。

（1）効果が上がっている事項

1）RECにおける事業

ア）教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

生涯学習事業では、本学の教育・研究成果の公開を目的とした講座を開講している。中心となる「REC コミュニティカレッジ」は、受講者数を5年前の2008年度の9,691名から2012年度の11,725名にのばした。また、単年度に複数講座を受講する受講者にとって有利な会員制度の利用者は、2008年度の2,754名から2012年度の3,699名となった。内容も、文学部教員を中心とした講師が担当する「仏教」「文化」「歴史」をテーマとした講座から、理工学部教員が担当する「自然」をテーマにしたものまで、幅広い分野の講座を開講し、それぞれに受講者を得ている。また、「終身会員制度」や「履修証明制度」、「子ども一時預かりサービス」のように、一般市民の生涯学習に対する意欲向上を喚起する制度や

サービスを充実させ、継続的履修につなげることができている。2011 年度からは、主に REC 会員を対象とした「特別講演会」（無料）を年 3 回開講している。このような取り組みに対し、「REC コミュニティカレッジ」に対する受講者の満足度を見ると、2011 年度は「講座内容」に対する評価が「とても良かった」「良かった」合わせて約 87%（有効回答 3,835 名中）、担当講師に対する評価が「とても良かった」「良かった」合わせて約 84%（有効回答 2,774 名中）であった。

「龍谷講座」ではこれまでの大学単独で開講した講座に加えて、2011 年度後期からは京都市伏見区や、龍谷大学遺族会「ミトラ」等、学内外と連携して、より一層地域に根づいた講座を実施する等事業を推進し、受講対象者である地域住民の要求に応えることができた。2011 年度後期の受講者満足度は「良かった」が 74.5%（有効回答 462 名中）であった。

また、「龍谷ジュニアキャンパス」は、小学生を対象に本学教員や学生が講師を務め、スポーツ、自然観察、文化・芸術の講座を開講しているが、2012 年度からは雨天プログラムや代替日をあらかじめ設定する等の措置をとった。公式サイト開設やメールマガジンの毎月配信等の広報強化にも努めた結果、認知度も向上し年間受講者は 600 名以上で推移しており、次世代教育への関与を深めている。

大阪梅田キャンパスでは、パナソニック株式会社や野村證券株式会社、鳥取県等企業や自治体との連携講座を開講した他、東京では明治大学と相互キャンパスで講座を実施する等生涯学習講座の内容の幅を広げ、新たな受講者からの支持を得ている。

イ）学外組織との連携協力による教育研究の促進

本学での産官学連携事業は、研究シーズを活用して企業ニーズとのマッチングに努めた結果、企業等の資金による受託研究をはじめ、経済産業省の委託事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）や自治体等の委託事業（大阪府ものづくりイノベーション支援プロジェクト）等に採択された。事業の進捗管理、関連企業間の調整等を行うことにより、学外研究資金による研究開発を推進することができている。受託研究および奨学寄付金については、2011 年度は、研究者、REC、研究部の積極的な連携強化の結果、受託研究費 230,488,048 円、奨学寄付金 17,390,000 円をそれぞれ獲得することができた。このことに伴い本学は、2004 年度以降、毎年総額 1 億円以上の受託研究費・奨学寄付金を獲得し続けており、研究にかかる外部資金獲得額は順調に推移している。社会的要請に対して積極的に応え、大学の持つ研究開発能力を積極的に活用して各種課題の解決に取り組み、研究成果や専門知識の社会還元・普及に努めることができている。

ウ）地域交流事業への積極的な参画

福祉フォーラムは、構成員として学外委員を当てる等して、本学の建学の精神を活かしつつ、地域住民や社会福祉現場の専門職を対象に、教育事業を中心とした社会貢献活動を行った。特に、福祉専門職を対象とする「専門セミナー」は自前で研修を行えない福祉施設にとって評価が高く、社会福祉系の学科を有する本学にとって社会的責任を果たすことができた。「福祉フォーラム 2012」では、「世代間共生のゆくえ」をテーマとし、今日の世代間のずれについて世代間相互の理解を深める共生のあり方について考える機会となっており、2008 年度からの参加者は、例年約 200 名前後を確保しており、2012 年度については

232名の参加者があった。

地域連携に関しては、京都地域の経済における活性化を図るために、学生の地域連携活動を支援し、大学と地域が一体となったまちづくりや地域の活性化に取り組んでいる（資料）。これらは、それぞれ自治体が設けた事業に採択され、地域社会に貢献することができる。

2) 研究に関する事業

1990年から大津市で開催している新春技術講演会は、産官学が一堂に会するイベントとして定着し、2013年1月開催の第24回講演会においては500名を越える参加者を得た。参加者へのアンケートの結果、地元の産業界等から好評を得ており、継続開催が強く望まれている。

3) 知的財産センターにおける事業

本学の特許出願件数は、過去3年で毎年20件前後と安定しており、学術研究における成果を社会へ還元する方策の一つとして学内で認知されていると考える。このことは知的財産アドバイザーによる教員へのヒアリングや、発明等の相談業務および発明奨励費等の取り組みによる成果であり、特許出願件数の現状維持・増のため、今後さらに伸ばすべき点であると認識している。

また、新技術説明会等の技術移転イベントへの出展を通して、新たな企業との共同研究が開始されたことや、民間企業への特許権等の移転も行われていることから、徐々にではあるが本学から社会への「知」の還元が行われており、社会貢献という観点でも使命を果たしている。

4) 龍谷ミュージアムにおける事業

2011年度、約12.5万人の入館者を獲得した展覧会の開催に加え、展示解説や講演会等の博物館活動により、本学が有する知的資源を発信することができており、広く社会に還元することができている。また、街に開かれた博物館をめざした、地域住民や行政との連携による事業の実施は、地域活性化の一助となっている。

5) ボランティア・NPO活動センターにおける事業

センターのボランティアコーディネーターやボランティア活動の情報提供により、自発的にボランティア活動に参加する学生が増えている。

データ集計を開始した2004年度は、国内で台風や地震による大規模災害が多く発生したことから、学生に対し災害ボランティアへの参画を呼びかけたことにより、多くの学生がセンターへ来室した。その後、2006年度および2007年度は学生の来室者が減少しているが、2008年度以降は年々増加している。

2011年度では、ボランティア募集やイベント等の依頼があった公益法人・NPO・社協・行政・地域等団体数はのべ1,210団体、学生の来室者はセンター設立以来最多となる、のべ768人であった。

(2) 改善すべき事項

1) RECにおける事業

ア) 学外組織との連携協力による教育研究の促進

産官学連携においては、これまで REC、研究部、知的財産センターの各部署が、それぞれ目的に沿った社会貢献等に関する事業を展開しているが、組織間の連携によるスケールアップが十分できておらず、学外組織との連携協力による教育研究についてもより一層促進できる余地がある。また、今後も国や地方自治体等の学外組織が求める連携協力に応じていくために必要な学内シーズの育成等が十分には整っていない。

イ) 地域交流・国際交流事業への積極的参加

各自治体・経済団体等の協議会・委員会・研究会・例会等への教員の参画や、地域をフィールドとした教育研究活動を把握するシステムが確立していない。自治体・経済団体等とのより有効な連携体制を構築するために、学内における情報の総合的な把握と、それを可能にする全学的な組織や規程の整備が必要である。

2) 知的財産センターにおける事業

特許出願件数は安定しているものの、発明を創出する研究者は理工学部の一部の教員に特定されており、特許出願件数の現状維持もしくは増加させるためには、発明を創出する研究者の裾野を拡げることが必要であるが、それは今後の課題であると認識している。

3) 龍谷ミュージアムにおける事業

龍谷ミュージアムが所蔵する学術資料のデータベース化や公開については、ホームページを活用した研究成果の社会への発信が十分できていない。

4) 矯正・保護総合センターにおける事業

近年、更生保護事業の重要性が再認識され、その機能強化とともに制度全般の改革が国によって進められている。センターにおいても活動方針に基づき、センターの各事業活動について社会的認知度や理解度を高めるための情報発信を行うとともに、保護司等の更生保護関係者や関係諸機関等に対して、ネットワーク構築の働きかけを行うことが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) RECにおける事業

ア) 教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動

生涯学習では、大阪で、パナソニック株式会社や野村證券株式会社、鳥取県等企業や自治体との連携講座を開講した他、東京では明治大学や滋賀県との連携講座を開催している。今後は、さらに他大学や自治体と連携した講座を実施して、地域社会に望まれる教育研究の成果を提供する。

イ) 学外組織との連携協力による教育研究の促進

産官学連携事業は、技術相談から研究開発支援、知的財産支援、国際的なイノベーション支援につなげるための基本スキームに立ち返り、理工系の産官学連携を一層推進する。具体的には、レンタルラボのインキュベーション施設機能を最大限活用して、学外組織と共同研究を展開し、その研究成果を社会に発信する。研究成果を出した後も、関わった企業等の技術成長を促し、更に世界的な特許を基に国や自治体の政策を視野に入れたビジネス展開を推進する。

ウ) 地域交流事業への積極的参加

福祉フォーラム事業では、大学と地域社会との福祉ネットワークの構築をめざし、個人会員を募ったところ、2011年度は福祉専門職と一般住民を合わせて94名の会員を得ることができた。2012年度は若干の減少傾向が見られたが、事業規模としては、今後もより一層の会員増が望まれる。

文理融合分野での地域連携や学生の地域連携活動の支援では、地方自治体や地域等、学外からの連携希望の情報を周知徹底することに努めたい。

2) 研究に関する事業

新春技術講演会等の成果が上がっている事業であるが、今後も、常に学術の進展や社会ニーズを敏感に捉え、地域社会と共に発展させていく必要がある。そのためには、科学技術共同研究センター、REC および知的財産センターがさらに強固に連携し、学術の進展や社会のニーズを機敏に捉え共有していく。

3) 知的財産センターにおける事業

本学の特許出願件数は毎年安定しているが、今後の出願件数の維持・増加のため、知的財産アドバイザーによる発明等の相談業務や発明奨励費の活用等について引き続き積極的に取り組むとともに、学内の研究シーズ情報を早期に把握し、限られた出願特許（学術研究の成果）を有効に活用するためにも、発表会（出展・プレゼンテーション等）を戦略的に実施していく。

また、特許出願を促進・サポートするとともに、その権利化や技術移転（共同研究含む）へといったサイクルを意識した取り組みを実践していく。

4) 龍谷ミュージアム関連事業

入館者に対する展示解説の質向上と回数増を目標に発進力をさらに高め、展示解説ができる本学博物館学芸員課程学生を中心としたスタッフを募り、2013年4月を目処に育成・組織化する。

5) ボランティア・NPO 活動センターにおける事業

センターが開催する会議への学生スタッフの参画や事業に参加する個々の学生のみならず、学生が組織する諸団体（公認サークルや同好会等）との連携も推進し、参加を促している。その結果、ボランティア活動に自発的に関わる学生が増加した。

教養教育科目として開講する「ボランティア・NPO 入門」へより多くの学生が受講するよう働きかけ、これをきっかけに市民社会の担い手としてどのように社会に貢献できるかを考え、具体的に行動できる人材を育成する。

(2) 改善すべき事項

1) REC における事業

ア) 学外組織との連携協力による教育研究の促進

国や地方自治体、企業等から必要とされる産官学連携を更に推進していくためには、REC、研究部、知的財産センターの組織的な連携強化が欠かせない。

2012 年度より、REC と研究部が学内における研究、産官学連携に関する情報を相互に把握できるように、互いがそれぞれ所管する会議の構成員となるよう規定を改正した。また、REC フェロー・REC 産官学連携コーディネーターを研究部でも活用し、シーズ発掘・育成支援のコーディネート機能強化が図られるよう、兼務することとなった。この取り組みから、若手研究者のシーズを発掘・育成し、中・長期的な視点に立った研究支援を推進しつつ、5～10 年後を見据えた企業等との連携を進める。

イ) 地域交流事業への積極的な参画

2012 年度、地域連携を主眼とした社会連携・社会貢献を推進する施策として、学長の下に「社会連携・社会貢献連絡会議」を設置した。この会議においては「組織間の情報共有に関すること」、「学内外への情報発信に関すること」、「推進に向けての検討に関すること」、「『社会連携・社会貢献機構』(仮称) の設置に向けての検討に関すること」等を審議する。この取り組みにより、地域連携事業の全学的な推進体制を構築する。

2) 知的財産センターにおける事業

研究者が特定されている現状に対し、その裾野を拓げるためにも啓発活動に注力し、知的財産研修会や知的財産セミナーを開催するとともに、発明奨励費の全学的な周知（ホームページでの紹介や『龍大月報』への受賞者紹介等）に努めつつ、2012 年度より REC 主催の産官学連携連絡会議に研究部とともに参加し連携を深めていく。

3) 龍谷ミュージアムにおける事業

魅力ある展覧会の開催と併せて、所蔵する学術資料をホームページにて公開することを前提に、デジタルコンテンツのデータベース化を推進し、ミュージアムにおける知的資源を広く社会に還元するための事業を促進する。

4) 矯正・保護総合センター関連事業

保護司をはじめとする関係諸機関や更生保護関係諸団体に対し、矯正・保護に関する講演会等の取り組みを通じて、ネットワークの構築に向けた取り組みを行う。

4. 根拠資料

8- 1 RYUKOKU VISION 2020 (既出 資料 1-3)

- 8- 2 社会連携・社会貢献連絡会議の設置に関する暫定要項
- 8- 3 本学 HP「REC について」
<http://rec.seta.ryukoku.ac.jp/about/index.html>
- 8- 4 Ryukoku Extension Center 設置規程
- 8- 5 知的財産センター規程
- 8- 6 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)
- 8- 7 知的財産ポリシー
- 8- 8 2012 年度 特別研修講座「矯正・保護課程」受講要項・シラバス
- 8- 9 龍谷大学矯正・保護研究センターパンフレット
- 8-10 矯正・保護総合センター規程
- 8-11 龍谷大学矯正・保護総合センターパンフレット
- 8-12 2012 年度 矯正・保護総合センター活動方針とその基本的な考え方
- 8-13 地方行政機関・経済団体との連携との連携事例 (平成 24 年度実績)
- 8-14 2012 年度イベント・出展一覧
- 8-15 龍谷大学 地域連携事例集
- 8-16 教育交流事業部会議
- 8-17 産官学連携事業部会議
- 8-18 REC コミュニティカレッジ 2012 年度前期パンフレット
- 8-19 REC コミュニティカレッジ 2012 年度後期パンフレット
- 8-20 2012 年度パナソニック提供龍谷講座
- 8-21 明治大学と龍谷大学との包括協定・覚書について
- 8-22 REC 会員規程
- 8-23 REC コミュニティカレッジ終身会員制度に関する要項
- 8-24 REC コミュニティカレッジ履修証明制度に関する要項
- 8-25 REC コミュニティカレッジ「古文書解読基礎プログラム」
- 8-26 龍谷ジュニアキャンパス 2012
- 8-27 龍谷大学・明治大学 新技術説明会
- 8-28 第 3 回ものづくり日本大賞受賞者一覧 (経産省資料)
- 8-29 産官学連携事例一覧
- 8-30 2011 (平成 23) 年度事業報告書ー資料編ー<学内版>ー (既出 資料 7-4)
- 8-31 龍谷大学福祉フォーラム運営規則
- 8-32 龍谷大学福祉フォーラム
- 8-33 龍谷大学 HP「(福祉) フォーラム通信」
<http://rec.seta.ryukoku.ac.jp/welfare/communication.html>
- 8-34 「ハイ・サービス日本 300 選」(近畿経済産業局産業部サービス産業室公表資料)
- 8-35 新春技術講演会／開催日・会場・講演者一覧
- 8-36 発明奨励費取扱内規
- 8-37 発明奨励者選考細則
- 8-38 特許出願等件数一覧
- 8-39 出展等一覧

- 8-40 知的財産セミナー一覧
- 8-41 龍谷大学 龍谷ミュージアム
- 8-42 龍谷ミュージアム規程
- 8-43 龍谷ミュージアム来観者数
- 8-44 2011 年度 龍谷ミュージアム図書・図録販売冊数
- 8-45 2011 年度 龍谷ミュージアム団体申込数・展示解説講義数
- 8-46 龍谷ミュージアム 講演会開催一覧
- 8-47 2011 年度 龍谷ミュージアム 講座等講師派遣状況
- 8-48 2011 年度 地域社会との共同事業実施状況
- 8-49 龍谷大学ボランティア・NPO 活動センター規程
- 8-50 龍谷大学ボランティア・NPO 活動センターパンフレット
- 8-51 大学ボランティアセンターの可能性
- 8-52 2011 年度活動報告書
- 8-53 広報誌「ボラゴン」
- 8-54 諸団体からの感謝状、表彰状 6 種類
- 8-55 矯正・保護課程 受講者数の推移（1977～2012 年度）
- 8-56 2012 年度 矯正・保護課程科目別・学部当別受講者数一覧
- 8-57 矯正・保護課程 一般（学外者）受講者数の推移（1977～2012 年度）【グラフ】
- 8-58 矯正・保護課程「施設参観」参観先一覧（1977～2012 年度）
- 8-59 2012 年度 矯正・保護課程 施設参観実施状況一覧
- 8-60 2012 年度 矯正・保護総合センター 研究プロジェクト一覧
- 8-61 矯正講座刊行一覧
- 8-62 矯正・保護総合センター研究年報一覧
- 8-63 矯正・保護総合（旧研究）センター叢書一覧
- 8-64 2011-2012 年度開設記念シンポジウム・矯正・保護ネットワーク講演会開催状況
- 8-65 龍谷大学矯正・保護総合センター通信「きょうせいほご」Vol. 2
- 8-66 薬物依存症者処遇プログラム薬物依存症者回復支援セミナー
- 8-67 REC コミュニティーカレッジ（2011 年度前期講座）提供講座

Ⅸ. 管理運営・財務

1. 「管理運営」

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学では、2010 年度から「第 5 次長期計画」に基づき、計画完了時点の到達目標として「2020 年の龍谷大学像」を明確に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50 を超えるアクションプランを策定し、改革を推進している（資料 9(1)-1, 9(1)-2）。

このように、多岐にわたる事業を長期計画に基づき、包括的かつ着実に展開するとともに、様々な課題に適切に対応していくためには、大学執行部のリーダーシップと、大学構成員間および組織間の連携・協力体制が重要となる。このような認識に基づき、「大学審議決定機関に関する規程」で規定する 3 つの審議決定機関「評議会」「部局長会」「学長会」の内、「部局長会」を大学執行部として位置づけている（資料 9(1)-3）。

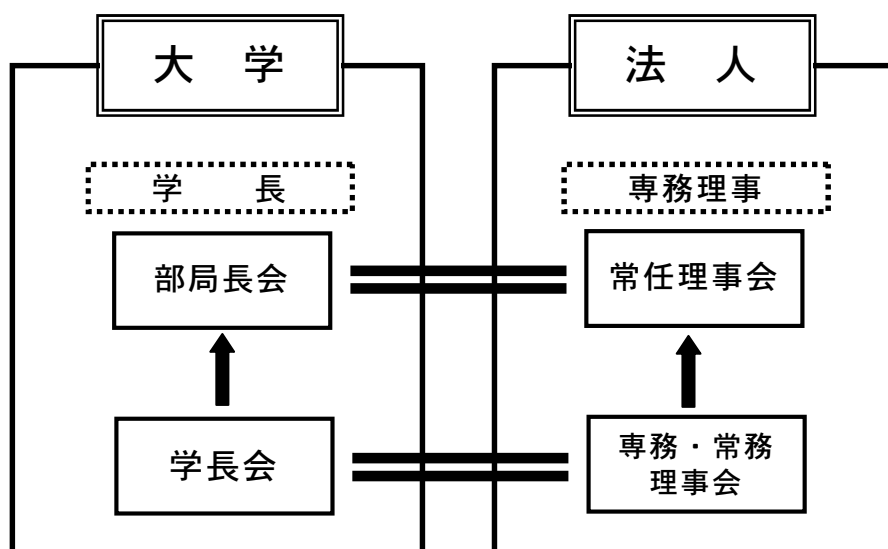
本学の運営体制および執行部の役割分担等については、毎年度始めの部局長会において確認した上で、各教授会や事務協議機関を通じて、以下のとおり全学の構成員に示し、周知している（資料 9(1)-4～9(1)-7 p. 1）。

2012（平成 24）年度「大学」及び「学校法人」の運営体制について
—大学執行部の役割及び業務分担について—

I 大学運営と学校法人運営との関係について

本法人では、責任ある法人運営体制を確立するため、大学の審議決定機関として位置づける「部局長会」及び「学長会」を、学校法人においては「常任理事会」及び「専務・常務理事会」として位置づけている。（寄附行為改正：2011 年 4 月 1 日施行）

「部局長会」と「常任理事会」の構成員、「学長会」と「専務・常務理事会」の構成員はそれぞれ同じであり、会議運営方法については、「部局長会」と「常任理事会」、「学長会」と「専務・常務理事会」を同一的に運営する。



Ⅱ 運営体制について

（１）部局長会

大学執行部は「部局長会」である。

部局長会構成員（常任理事会構成員）は、経営者（理事）としての観点に立脚し、担当理事制により業務をそれぞれ分担しつつ円滑に業務を執行する。担当理事は、担当業務の執行にあたって、当該業務担当の部長と十分に協議を行うとともに、事務協議機関を積極的に活用し効率的な運営に努めることとし、具体的には、長期的・短期的な重要課題等に関する意思決定及び政策的な判断などをおこなうにあたって、当該業務担当部長に対して全学的な見地からその方向性を示し推進するとともに、当該業務担当部長を通して各事業等の進捗状況や達成状況について管理する。

第５次長期計画にかかる諸課題をはじめ大学・法人の重要業務については、業務分担はもとより部局長会が主体的に取り組み、計画策定、遂行に向けて一致協力して進める。

なお、部局長会のもとに、次のとおり「学部長会」及び「予決算会」を置くこととする。

①学部長会

部局長会の審議事項のうち、教学に関する全学的な連絡・調整事項を審議するために、部局長会のもとに学部長会が置かれている。学部長会が審議する「部局長会から委任された教学に関する事項（「大学審議決定機関に関する規程」第 22 条第 2 号）」の具体的な内容については「学部長会の運営に関する申し合わせ」のとおりとする。

②予決算会

部局長会の審議事項のうち、予算編成基本方針、予算及び決算に関する事項を審議するために、部局長会のもとに予決算会が置かれている。予決算会が審議する事項は、予算編成の基本方針並びに予算及び決算に関する事項（「大学審議決定機関に関する規程」第 24 条第 1 項）とする。

（２）学長会

学長会は「部局長会に提案する事項」および「部局長会から委任された事項」について審議決定する。

学長会と部局長会は、相互に協同・協調しつつ、円滑な大学運営を行う。

学長会が審議する「部局長会から委任された事項（「大学審議決定機関に関する規程」第 19 条第 1 項第 2 号）」の具体的な内容については「学長会の運営に関する申し合わせ」のとおりとする。

Ⅲ 役割について

（１）学長（専務理事）

学長は、大学（法人）業務全般を統括する。

学長の不在および事故等があるときは、学長が指名する副学長が代行する。

（２）副学長（常務理事）・事務局長（常務理事）・総務局長（常務理事）

副学長、事務局長及び総務局長は、学長を補佐し、担当業務を分担する。

（３）学部長（理事）・学長室長（理事）

学部長及び学長室長は、教学・研究・管理運営等の業務を分担し、「部局長会（常任理事会）」に政策を提案し、執行する。その担当業務の立案・執行にあたっては、必要に応じて副学長、事務局長、総務局長および学長補佐と調整を行う。

（４）学長補佐

学長補佐は、具体的施策の企画・立案、学長の意思形成・政策判断の支援及び事業執行の調整を行うスタッフとする。大学の教育、研究及び管理運営において大学政策として特に重要であると認められる特定事項について、学長の指揮の下、強化・推進する。学長会・部局長会・評議会には必要に応じ同席者として出席する。

（５）部長職位者及び学長補佐の審議参加（同席者）

①「部局長会」への審議参加（「大学審議決定機関に関する規程」第14条）

部局長会の審議に大学院法務研究科長、総務部長、財務部長及び教学部長を加える。また、必要に応じ学長補佐を加える場合がある。ただし、議決権は有しない。

②「学長会」への審議参加（「大学審議決定機関に関する規程」第18条第2項）

学長会の審議に総務部長、財務部長、瀬田事務部長及び教学部事務部長を加える。また、必要に応じ学長補佐を加える場合がある。ただし、議決権は有しない。

（出典：2012年度第1回部局長会<2012年4月5日>資料）

１）意思決定プロセスの明確化

本学における意思決定のプロセスは、「大学審議決定機関に関する規程」において定められている。同規程第2条では、龍谷大学の審議決定機関として「評議会」「部局長会」「学長会」を置くこと、また第3条以降では各審議決定機関の位置づけや構成、審議決定事項等を定めており、明確である。

評議会は、大学内の最高意思決定機関として位置づけており、大学執行部である部局長会構成員に加え、各教授会および事務職員からの選出評議員によって構成され、各部局の部長職位者も同席の下、全学的な合意形成を図る機関である。評議会では、大学執行部である部局長会からの提案に対して、選出評議員の意見を踏まえながら全学的な見地で審議がなされている。また、重要案件については、選出評議員を通じて各教授会や事務職員会との間で往復審議し、学内構成員の意見を踏まえた上で意思決定するとともに、意思決定プロセスを学内構成員が共有できるようにしている。

部局長会は、大学の通常業務の執行を審議決定するとともに、大学執行部として位置づけられており、学長、副学長、事務局長、総務局長、学部長、学長室長で構成されている。同構成員は、全てが法人理事でもあることから、部局長会では、経営的な観点も踏まえな

がら大学執行部としての政策判断等が行われている。また、部局長会における審議内容については、学部長から各教授会を通じて教育職員へ報告するとともに、総務局長から事務部長会への報告や課長会を通じての報告により事務職員へ伝達されており、意思決定の審議過程の共有がなされている。

学長会は、部局長会への提案事項、また部局長会から委任された事項について審議する機関であり、学長、副学長、事務局長、総務局長で構成されている。学長のリーダーシップにより大学運営を明確かつ円滑に進めていく役割を有するとともに、迅速な意思決定を進めるための機動性も有している。

第5次長期計画の諸事業をはじめ、各部局等からの諸事業に関する提案は、これらの審議決定機関において審議を重ね、大学執行部のリーダーシップの下に全学的な合意形成を図り、事業を遂行している。

2) 教学組織と法人組織の権限と責任の明確化

本学の設立母体は浄土真宗本願寺派であり、本法人の理事体制はそのような設立経緯を踏まえた体制となっている。寄附行為第6条において、理事長には浄土真宗本願寺派総長が就任（非常勤）することとなっていることがその象徴であり、理事長の指示の下で法人業務を執行していくために、寄附行為第7条において大学（教学組織）のトップである学長が専務理事に就任し、併せて寄附行為第13条において、専務理事が理事長と同様に法人の代表権を有することとなっている。

このような運営体制は、浄土真宗本願寺派と龍谷大学との間で築かれた信頼関係に基づくものであり、教学組織における意思決定を尊重した法人運営が行うことができるという利点がある一方で、理事体制の形骸化や、責任所在の不明確化に繋がるおそれも指摘されていた。これらを踏まえ、第5次長期計画では「管理運営体制の整備・強化」を課題の一つとして位置づけ、法人の管理運営体制を強化し、経営責任をより明確にした自律的な法人運営が行うことができるよう、2011年度に管理運営体制の見直し（寄附行為の変更）を行った。

主な変更点は次のとおりである。法人の常任理事会の構成を大学における部局長会（大学執行部）の構成と同一に変更し、学内理事者による責任ある法人運営を行うよう整備するとともに、専務理事（学長）を中心にリーダーシップが発揮できる体制を構築した。また、法人に学長会と同一の構成員による専務・常務理事会を新設し、法人運営が円滑かつ機動的に遂行できるよう整備した。このことにより、学内理事が、大学と法人のそれぞれの運営に責任を持って携われるようになるとともに、教学組織と法人組織との関係について規定上においても明確に示すこととなった。

その結果、理事長に対しては従来と同様に、適宜意向を確認しながら、専務理事である学長のリーダーシップの下で、大学執行部（部局長会構成員）が大学運営と法人運営の双方に責任を持ち、第5次長期計画における諸事業等を推進していくことができるようになった。

3) 教授会の権限と責任の明確化

教授会の審議決定事項は、「龍谷大学学則」第64条に定められている（資料9(1)-7）。

具体的には教育職員に関する人事や教育課程の編成、入学や卒業等学籍に関する事項、学業評価に関する事項等、各学部の教育研究に関する審議決定権を有しており、これらの事項について権限と責任を持っている。各学部では、教授会規程に基づき教授会で各種案件を審議決定し、学部運営を行っている。

また教授会は、大学執行部（部局長会）の構成員でもあり法人理事にも就任（寄附行為第8条第1項第10項）する学部長および大学の最高意思決定機関である評議会の構成員である評議員の選出権限を有しており、間接的ではあるが大学運営においても重要な役割を果たしている。

評議会や部局長会での審議事項については、学部長や選出評議員を通じて教授会に報告している。また、重要な案件については、評議会や部局長会と教授会との間で往復審議を行っており、教授会からの意見が学内の合意形成に十分反映するよう工夫している。

このように、教授会は当該学部の教育研究に関して責任を果たすとともに、大学運営においても主体的に携わっており、その権限と責任は明確である。

（２）明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

１）関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用

本法人は、寄附行為第3条において、教育基本法および学校教育法に従い浄土真宗の精神に基づく教育を施すことを目的としている旨を定めるとともに、教学組織としての大学においても、学則で同様の法令および浄土真宗の精神に基づき教育を行うことを定めており、それらの目的を達成することを第一義として、管理運営に関する諸手続きを各種規程等に定めている。

法人に関する事項については、寄附行為第3章および第4章において、理事会や評議員会等の構成員や審議事項等をはじめとした具体的な運営事項を定めている。大学に関する事項については、学則において、教育に関する事項等をはじめとした大学の重要事項に関する管理運営内容を定めるとともに、大学の意思決定に関する詳細事項については、「大学審議決定機関に関する規程」において定めている。

これらの管理運営に関する基本的な学内規程に基づき、各部局等が取り扱う事業に関する規程や要項を定めており、法人運営、大学運営は、これらの規程等に基づいて行っている。

なお、これらの学内規程等は、『龍谷大学例規集』として取りまとめられ、大学執行部、教員部長および全事務職員に配付するとともに、ホームページ上でも例規検索システム「REIKI-BASE」を開設し、教職員のアクセスを可能としている。各部局からの提案、審議の際には、その根拠となる規程等との整合性を確認の上、事業が遂行されている（資料9(1)-8）。

２）学長、学部・研究科長および理事（学務担当）等の権限と責任の明確化

本学の「学長選挙規程」では、前文において「学長は、学則に定める目的を達成するために、創立以来の学風と伝統および大学自治の慣行を尊重し、教育・研究の充実、発展に努めるとともに、円滑、適正な大学運営をはからなければならない」と定めている（資料9(1)-9）。学長は、この定めを厳格に履行することを基本に、大学の代表として教学に関す

る執行権限を有するとともに、教学運営上の責任を有している。また寄附行為第7条において、学長は法人の専務理事にあたること、第13条では理事長と同様に法人の代表として業務を執行する旨を定めており、法人運営に関する権限と責任を有している。

学部長は、教授会の責任者として、学則第64条および教授会規程で定めるとおり、教授会の招集権限等を有するとともに、教授会の審議決定事項である教育課程の編成や教育職員の人事等に関する事項について最終的な責任を有している。つまり、教授会運営を通じて、学部における全ての教学事項を執行する最終的な権限と責任を有していることとなる。一方、学部長は、寄附行為第8条第1項において法人の理事にあたることとなっており、学部長理事として、法人運営についても権限と責任を有している。本学では担当理事制をとっており、学部長理事は、大学内の諸事業を分担し、それぞれの担当業務に対して、全学的な観点で業務を遂行していく権限と責任を有している。

研究科長については、研究科委員会を招集し、研究科の教学運営に関して審議決定するとともに、研究科における全ての教学事項を執行する権限と責任を有している。

3) 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性

本学における学長の選考方法は、「学長選挙規程」において、学長の要件や選挙権者、選出方法等について明確に定めるとともに、選挙管理委員会や学長候補者選考委員会を設けて適切に手続きが進められるよう定めている。

学部長の選考方法は、各学部において「学部長選挙規程」を整備しており、選挙権者や選出方法等について定めている。研究科長の選考方法についても、各研究科において研究科長選挙規程を整備しており、学部長選挙と同様に、選挙権者や選出方法等を定めている。

学長および学部長、研究科長の選考にあたっては、全ての構成員が選挙権者となって選挙が行われており、構成員の意向を反映する選出方法が確立されている。また、いずれの選挙においても、規程の定めに基づき実施されている。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

本学の事務組織および事務分掌は「事務組織規程」に規定し組織を整備している（資料9(1)-10）。

事務組織は、学長の統括の下に系統的に構成し、連携を図り一体となって事務機能を発揮している。事務全般を統理するため学長の下に事務局長を置き、事務局長の下に総務局長を置いている。その上で、総務局長の下に教育、研究、社会連携、管理運営等の各部、室またはオフィス（以下「部等」という。）を編成し、適正な数の事務職員を配置している。また、必要がある場合は、部等に課を置くことができる旨、規定している。

事務組織の新設や既存組織の見直しの際には、常任理事会（部局長会）および評議会の議を経て「事務組織規程」を改正している。部、課の具体的配置人数については、部長職位者を構成員として総務局長が招集する部長会議、および課長職位者を構成員として総務部長が招集する課長会議において審議の上、総務局長が決定している（資料9(1)-11）。

近年の事務組織の新設としては、2007年10月に、仏教系総合博物館の開設に向けた事務を行う「龍谷ミュージアム開設準備室（2010年4月に龍谷ミュージアム事務部に改称）」を、2009年9月に、政策学部の開設に向けた事務を行う「政策学部設置事務室（2011年4

月の学部開設後は政策学部教務課に改称)」を設置した。また 2010 年 4 月に、これまで総務課が行っていた法務・裁判関連業務と、人事課で行っていたハラスメント関連業務を専門的・一元的に担う「法務課」を、2011 年 4 月に大学の自己点検・評価や認証評価について恒常的・総合的に業務を担う「大学評価支援室」、瀬田学舎に新学部「農学部」を開設（2015 年 4 月）するため 2012 年 6 月に「新学部設立事務室」を設置した。

なお、図書館等同一部署が複数の学舎に設置されている部署や、複数の課を設置している部については、当該部等の部長職位者に権限を委譲し、部内での職員配置人数の割り振りを柔軟に行うことを可能としている。

事務職員の職務区分については、専任事務職員の他に、嘱託職員、アルバイト職員、非常勤職員という区分を設け、職務に応じて業務を遂行することができるよう、職員を配置している。嘱託職員は定型的な一般業務や専門業務を遂行するために、アルバイト職員は一時的な業務量の増加に対応するために、それぞれ必要な部署に、配置している。また非常勤職員としては、法務、渉外、知的財産に関する高度な専門知識を有する専門アドバイザーおよび学医を配置している。これらの職務区分を設け職員を配置することにより、専任事務職員が、企画立案・方針策定業務といった大学アドミニストレータとしての俯瞰的業務を担うことができるよう、環境を整備している。なお、職務区分にかかわらず事務職員の採用にあたっては、「事務職員採用内規」に基づき学長が招集する採用試験委員会に採用計画を諮り、一般公募方式により実施している（資料 9(1)-12）。

専任事務職員の人事異動については、毎年度、「人事異動における基本方針」を常任理事会（部局長会）に諮った上で実施している（資料 9(1)-13）。この基本方針では、人事異動は、長期的・総合的な視野に立って実施し、大学改革を積極的に推進する事務態勢の整備を図る、という考え方を原則としている。その上で、「事務職員の適所の配置による大学業務の高度化・多様化への対応」、「職員一人ひとりの職能および専門性を発揮し、本学の発展に貢献でき得る人事配置」、「入職後 10 年程度の事務職員については複数部署での職務経験を積み、大学業務を総合的に掌握できる人事配置」、「職務経験を通じて特定の分野において優れた職務能力を持つ人材については、特定職務を遂行できる人事配置」の 4 項目を基本方針として挙げている。

事務職員の年齢構成は、30 歳代の中堅層を頂点として、概ねバランスのとれたものとなっている。特に 45 歳以下の事務職員は全体の 70%を占め、かつ年代毎に相応数が在職しており、年齢構成上、事務組織の安定した運営を担保している。

また、女性の事務職員は全体の 23.4%であるが、これは 46 歳以上の女性の事務職員が少ないためであり、45 歳以下では 29.8%となっている。

（４）事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

本学は 2009 年度に人事制度改革を行った。これは、事務組織の機能向上を図り、専任事務職員一人ひとりが自覚と責任を持ち、高度な専門職集団として能力の向上に努めることを目的とするもので、「資格制度」、「評価制度」、「研修制度」を改革の柱としている。

１）資格制度

専任事務職員に対しては、勤務年数および職務遂行能力に応じて 10 段階の資格を設け、

職務遂行する上でのモチベーションや能力開発の意欲を向上させる制度を整備している。資格については「事務員及び医務員人事規程」および「事務員及び医務員の資格等に関する細則」に規定し、それぞれ「資格要件（職能）」「基礎資格（滞留年数）」の昇格基準を定めている（資料 9(1)-14, 9(1)-15）。役職への任用は、定められた資格を有することを必要としている。資格の昇格審査にあたっては、前述の規程に基づき学長が委員を指名し、総務局長が招集する事務員等昇格候補者推薦委員会において昇格候補者を決定している（資料 9(1)-16）。決定した候補者を学長に推薦するとともに、昇格審査の対象者全員に対し、審査結果を内示している。審査結果に不服がある場合には「事務員等資格昇格における不服申し立てに関する細則」に基づき不服申し立てが可能となっている（資料 9(1)-17）。

また、資格とは別に、意欲と目標を持って部等の職務の高度化を図ることを目的として、専任事務職員を 2 つのコース（総合職型スタッフ・コース、特定職務型スタッフ・コース）に区分している（資料 9(1)-18）。専任事務職員は原則として総合職型スタッフ・コースに所属し、様々な部等において勤務するが、一定の資格（副参事Ⅰ）に達した職員を対象として、職務経験を通じて培った得意分野で長期間継続して勤務することができる「特定職務型スタッフ・コース」の所属申請を受け付けている。本人の申請に基づき特定職務型スタッフ認定会議を開催の上、大学が必要と判断する場合に適用している。

2) 評価制度

専任事務職員に対して導入している評価制度には、キャリア面談プロセスと評価プロセスを設けている。個人が自己の能力を客観的に把握し、優れているところは伸ばし、劣っているところは改善しながら、資質・能力の向上を図り、ひいては組織としての総合力を高めることを目的としている。

キャリア面談プロセスとして、職員はまず、年度当初に上司が作成した部署方針目標設定シートを踏まえキャリア面談シートを作成し、個人の年間業務目標を設定する。その上で上司との期首面談を行い、設定した業務目標の内容の妥当性について意見交換し、業務目標を確定する。その後は業務目標達成に向けて業務を遂行し、期中に行う中間面談で目標達成の進捗状況を上司と確認し、必要に応じて業務目標の修正を行う。その後、期末に業務目標の達成状況をまとめ期末面談を行い、キャリア面談シートを完成する。

次に評価プロセスとして、キャリア面談シートの結果をもとに、評価シートを作成する。評価シートは、保有能力として 6 項目（業務知識・スキル、企画力、判断力、コミュニケーション能力、計画実行能力、マネジメント能力）、発揮能力として 4 項目（規律性、協調性、積極性、責任性）が設けられており、職員は、保有能力と発揮能力について自己評価を行い、その後、上司が上司・部署評価を行う。上司・部署評価については、評価者で構成する評価確認会議を開催し、意図的・恣意的な評価や寛大化・厳格化等の点において評価エラーがないか確認をしており、評価エラーが認められると判断した場合には再評価を要請する等、評価が極端に偏ることに対する被評価者の不安を取り除く策を講じている。最終的に決定した評価はフィードバック面談時に説明を行い、今期を振り返り良かった点や改善すべき点を伝え、次期に向けた指導を行うこととしている。

なお、評価制度は、個々の事務職員の能力を向上させる人材育成のための制度と位置づけており、資格制度と連動させていない。

3) 研修制度

本学の SD に関する取り組みとしては、主に「組織目標達成研修」、「自己啓発型研修」、「選抜研修」が挙げられる（資料 9(1)-19～9(1)-21）。

「組織目標達成研修」は、資格制度の各資格に応じた知識や能力の習得を目指し、採用後概ね 10 年目までの資格（主事補、主事、副参事Ⅱ）の全職員を対象として集合研修を実施している。2011 年度は 10 種の研修を実施し、のべ 157 名が受講した。主事補では、集合研修の他に、大学政策、教学、研究、国際化、入試、キャリア開発、エクステンション等の大学各機能に関する単位制・講義型の研修も実施しており、職員経験年数が浅い職員の大学機能の理解を支援している。

「自己啓発型研修」は、職務に応じた職能や専門性の向上をめざし、自主的な能力開発を支援し、テーマを自由に設定できる研修と、特定のテーマ（PC スキルアップ、大学行政管理学会、英語能力修得等）から選択できる研修を実施している。

学外団体が主催する研修に職員を派遣する「選抜研修」について、2011 年度は日本私立大学連盟が実施する研修に 14 名、大学コンソーシアム京都が実施する研修に 3 名を派遣した。

この他、指名制の海外研修プログラムを 1979 年から 1995 年まで実施し、合計 68 名の職員を海外に派遣してきた。1996 年以降、自己応募型の研修に改めて実施したが、2007 年度に指名制で研修団を組織し、海外の高等教育について研修する「海外高等教育研修」を再開した。1 期 2 年間を実施期間（事前研修、実地視察、事後研修）として、現在 3 期目を迎え、これまでに計 23 名が参加した（資料 9(1)-22）。

また、日本私立大学連盟の各種研修実施を支援する研修運営委員として 2007 年度以降、毎年 3 名を派遣しており、外部研修での運営委員としてのノウハウを学内の研修にも取り入れている。

さらに、事務職員の資質向上の一環として、一定期間職員が大学関連団体に出向している。これまで大学コンソーシアム京都へ 15 名、放送大学学園へ 8 名、大学基準協会および大学入試センターへ各 1 名の出向実績を有する（資料 9(1)-23, 9(1)-24）。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、大学の運営体制および執行部の役割分担等について毎年度始めに確認し、教職員に周知している。また、第 5 次長期計画に基づき、計画完了時点の到達目標として「2020 年の龍谷大学像」を明確に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50 を超えるアクションプランを策定し、全学が一体となって改革を推進している。このような大学の管理運営は、明文化された規程に基づき着実に行われている。

また、事務組織を機能させるため、事務組織を必要に応じて新設、再編するとともに、2009 年度に人事制度改革を行い、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、概ね適切な管理運営を行っている判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）管理運営体制の整備・強化

第５次長期計画では、高等教育を取り巻く環境の変化に対して従来にも増して適切かつ迅速に対応すること、また理事体制の実質化や責任所在の明確化等を図る必要があること等を踏まえ、「管理運営体制の整備・強化」を課題の一つとして位置づけた。

この課題について検討を重ねた結果、2011 年度から、常任理事会の構成員の変更、専務・常務理事会の新設、副学長の増員等の種々の改善を実施し、学内理事が法人運営および大学運営の両方に責任を持って携わることができる体制、学長（専務理事）のリーダーシップをより発揮できる体制を整備した。また担当理事制についても、各理事が担当する事業項目を絞り込む等し、担当する事業に集中的に携われるように改善した。

このような改善を行った結果、大学執行部が牽引役となって諸課題への対応や諸事業を推進する環境が整備され、例えば第５次長期計画の重要課題である「農学部の設置」「国際文化学部のキャンパス移転」「広報基本戦略の策定」「財政基本計画の見直し」をはじめとしたアクションプランがすでに実行段階に至っている。また、これらのアクションプランを実施するにあたっては、学内の諸規程に基づいて審議決定手続きを行うとともに、必要に応じて全学構成員から意見聴取を行う等、構成員の理解を得ることに重きを置きながら審議を進めている。

２）人事制度

研修制度の中でも、主事補研修における単位制・講義型の研修では、受講者の大学機能の理解はもとより、講師を務める専任事務職員にとっても、自部署の業務についての総括や、後輩指導、後輩理解のきっかけとなっている。

「海外高等教育研修」は、情報収集能力はもとより、物事の考え方に対する視野・視点の広がりや、客観的状況把握能力等、大学運営全般に対する事務職員としての総合的な資質の向上に寄与している（資料 9(1)-25）。また、研修参加者のみならず、全事務職員を対象とする講演会の開催を始め、研修実施後には報告書をまとめ、全事務職員を対象とする報告会を開催しており、研修の経過や成果を広く事務職員全体に還元している。

日本私立大学連盟への研修運営委員の派遣により蓄積したノウハウをもとに、2011 年度に採用後 5 年目までの若手職員（44 名）を対象とした「合宿研修」を学内のセミナーハウスにおいて、企画から運営までを一貫して学内資源で実施した（資料 9(1)-26）。合宿研修により、同世代の職員との交流や、運営委員との世代を超えた交流による連帯感等、大学運営にあたっての当事者意識が醸成されている。

出向制度については、出向から帰任した職員が出向先で身につけた知識やスキル、経験を活かした企画・立案を行っている。また、他の職員に良い刺激を与える等、組織の活性化に寄与している。

（２）改善すべき事項

１）第５次長期計画の実施展開

第５次長期計画では 50 を超えるアクションプランを計画し、これに基づく事業として「実施案」を策定し、実施展開を図っている。事業によっては、検討段階の案件も複数あ

るものの、概ね順調に進捗している。しかし、一部の事業（実施案）では遅れが生じており、プロジェクト・マネジメントの観点から、進捗管理や運営体制の見直しを含め、その改善に取り組んでいる。

2) 人事制度

事務職員に関しては、「特定職務型スタッフ・コース制度」が実施後2年を経過しているが、その効果の測定が今後の課題である。「評価制度」については、実施後間もないことから、その効果の検証を行うまでには至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

1) 人事制度

事務職員に対する「資格制度」、「評価制度」、「特定職務型スタッフ・コース制度」については、各制度の目的を踏まえて、人事制度改革の効果が顕在化するように、継続して評価・改善に取り組む。その中で、「研修制度」については、人事制度の柱の一つとして、他の制度と有機的に連関するように評価・改善に取り組む。海外高等教育研修については、現在実施している研修会や報告会に加え、実地視察研修前後等の研修経過についても非参加者と情報を共有する機会を設ける等、開かれた研修となるよう改善を行う。

さらに、「出向制度」については、限られた人員の中で継続的に職員を派遣し、当該職員の視野を広げるとともに、会得した知識や経験を事務組織全体に還元できる仕組みを構築する。

(2) 改善すべき事項

1) 第5次長期計画の実施展開

大学執行部が中心となって第5次長期計画における全ての事業（実施案）の進捗状況を改めて見極め、検討途上にある事業については、担当理事と各部局との連携を強化し具体的な検討を推し進める。

また、全ての事業の進捗状況を全学的に共有し、事業の推進に対する各部署の意識を向上させる。

2) 人事制度

事務職員の「特定職務型スタッフ・コース制度」が実施後2年を経過したことから、所属職員についての実績、自己評価および所属長による評価を分析し、改善事項を提示する。

「評価制度」については、1年経過後に実施したアンケートの分析を行い、改善事項の洗い出しと具体的改善方策を随時実行する。

4. 根拠資料

9(1)- 1 RYUKOKU VISION 2020 (既出 資料 1-3)

9(1)- 2 RYUKOKU VISION 2020 アクションプラン

9(1)- 3 大学審議決定機関に関する規程

- 9(1)- 4 学校法人龍谷大学寄附行為
- 9(1)- 5 学部長会の運営に関する申し合わせ
- 9(1)- 6 学長会の運営に関する申し合わせ
- 9(1)- 7 平成 24 年度 学則・諸規程 (既出 資料 1-1)
- 9(1)- 8 龍谷大学例規集
- 9(1)- 9 学長選挙規程
- 9(1)-10 事務組織規程
- 9(1)-11 2012 年度事務員等配置人数表
- 9(1)-12 事務職員採用内規
- 9(1)-13 2012(平成 24)年度事務職員の人事異動について
- 9(1)-14 事務員及び医務員人事規程
- 9(1)-15 事務員及び医務員の資格等に関する細則
- 9(1)-16 事務員等昇格候補者推薦委員会細則
- 9(1)-17 事務員等資格昇格における不服申し立てに関する細則
- 9(1)-18 総合職型スタッフ及び特定職務型スタッフに関する規程
- 9(1)-19 事務職員研修規程
- 9(1)-20 2012 年度研修要項
- 9(1)-21 2011(平成 23)年度研修参加状況
- 9(1)-22 海外高等教育研修報告書 (2008 年度・2010 年度)
- 9(1)-23 事務職員出向規程
- 9(1)-24 事務職員の出向先に関する細則
- 9(1)-25 海外高等教育研修アンケート結果について
- 9(1)-26 2011(平成 23)年度合宿研修報告書
- 9(1)-27 寄附行為中の専務理事の事務処理
- 9(1)-28 平成 24 年度 学則・諸規程 (学長解任請求規程) (既出 資料 1-1)
- 9(1)-29 副学長規程
- 9(1)-30 学校法人龍谷大学理事会名簿
- 9(1)-31 2011 (平成 23) 年度 事業報告書
- 9(1)-32 2012 (平成 24) 年度 事業計画書

Ⅸ. 管理運営・財務

2. 「財務」

1. 現状の説明

（１）教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

大学を取り巻く環境が激変する中、教学の維持・発展を図る上で、健全な財政基盤を確立していくことは必須の課題である。本学は、第４次長期計画（2000年度～2009年度）を完遂し、現在、第５次長期計画（2010年度～2019年度）に基づく諸事業を展開しているが、その各事業を財政的に裏づけ、かつ長期的・安定的な財政基盤を確立するために、第４次長期計画実施にあたり 2002 年 1 月に策定した「財政基本計画」を、2010 年 7 月、第５次長期計画事業実施に先立って改訂した。本計画の基本理念についてはこれまでの「財政基本計画」を踏襲しており、その詳細は以下のとおりである（資料 9(2)-1）。

【「財政基本計画」の基本理念】

- ・ 財政は、教学を中心とした大学の運営方針に従属し、教学展開に必要な資源調達を使命とするものであるが、同時に大学運営の制約条件でもあることに留意する。
- ・ 高等教育機関をめぐるさまざまな動向の中で、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を計ることが、長期財政を確立する上での大きな課題であり、「教学創造こそ財政」の認識に立つ。
- ・ 第５次長期計画に基づき、資金を教学創造という質的发展に重点投資し、「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」のある財政を構築する。

（出典：財政基本計画）

【「財政基本計画」の詳細】

理 念	目 標	具体的施策
主 体 性	教学組織を中心とした各事業主体の自律性を促進し、的確な教学支援財政を確立する。	①教学主体予算の充実と評価 ②事業評価システムの継続実施（事業主体の自己評価による事業成果の確認と翌年度予算配分への反映） ③事業目的別予算科目の充実（独自の事業目的別予算による的確な事業内容の把握）
安 定 性	厳しい大学環境の中にあって、安定的な財源の確保と、安全な財政運営を目指す。	①学生定員の確保 ②学外資金の獲得 ③教員・事務職員定員枠（人件費枠）の設定（教学主体の自主性確保と財政的制限設定） ④借入金の方向性（固定資産取得のための財源の一つとしての認識）
健 全	指標数値に照らした長期的財政の健全性を計るとともに、金融リス	①財政検証システムの構築（ガイドポストと財務比率との対比による財政的制限の設定）

性	クの増大に対処するためのリスクマネジメント体制を強化する。	②資金運用の体制維持（責任体制の明確化と安全で効率的な資金運用の実施） ③経常的経費の総額抑制（既設予算からの捻出<スクラップアンドビルド>による経常的事業の新規展開） ④長期財政計画の策定
社会性	大学財政の社会的責任を自覚し、教学アカウントビリティに対応した財政を展開するとともに、学生や社会等から理解が得られるかたちでの情報開示に努める。	①学費制度の方向性（現行学費制度の維持とその改定方針） ②財政公開の充実

（出典：財政基本計画）

本学は「財政基本計画」の基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

教育研究を安定して遂行するための財政的基盤を確立し、将来にわたって永続的に維持し続けるためには、「財政基本計画」に則した財政運営を行うことが重要であり、中でも、単年度・短期的な財政運営だけでなく長期的な視点での財政見通しを立てた上での財政運営が肝要である。本学では、長期計画事業の推進を財政的に裏づけるため、これらの事業を盛り込んだ向こう 10 年間にわたる長期的な財政計画を表す「長期財政計画」を策定し、毎年度の財政履行状況を注視しつつ、随時更新している（資料 9(2)-2）。

第 4 次長期計画期間、本学は長期財政計画に則した財政運営を行った結果、当初計画の範囲内で事業を完遂できた他、第 4 次長期計画終了時点における自己金融資産（累積消費収支差額、第 2 号基本金、第 4 号基本金、減価償却累計額の合計）残高は、当初計画と比較しておよそ 46 億円の上方修正となった。このように、第 4 次長期計画は教育研究の発展を図りつつも、それと同時に実質黒字を積み上げることで資金的に財政基盤を確立した期間であった。

これに対し、第 5 次長期計画期間、本学は教育研究のさらなる充実と新たな展開を図るため、教育研究に関連した多くの大型事業を実施することとし、自己金融資産の一定額を、財政の健全性が損なわれない範囲で投資することとしている。これにより、学生や社会から評価される教育基盤、研究基盤が確立し、安定的な学生確保や多様な外部資金の獲得につながり、ひいては「教学創造こそ財政」という意味での財政的基盤が確立することとなるのである。

その他、財政基本計画では、財政の安定性を確保することを目的として、「教員・事務職員定員枠（人件費枠）」を設定し、各学部が定められた人件費枠の中で必要とする教員数を計画的に確保することにより教学の充実を図るとともに、消費支出に占める割合の高い人件費に上限を設けることで、消費支出の総額抑制を図っている。また、財政の健全性を

確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定しており、予算、決算、その他大型事業実施にあたっては長期的な財政見通しを立て、これらに基づく財務比率を算出し、ガイドポストとの対比によって財政状況を検証している。

次に、本学における単年度ベースで見た財政の現状について示す。なお、消費収支計算書における各数値は大学部門、貸借対照表における各数値は法人全体の数値をそれぞれ表す。

2011 年度決算における消費収支の概要は、帰属収入総額が 238 億 7 百万円となり、その内から基本金組入額 15 億 5 千 9 百万円を控除した 222 億 4 千 8 百万円が消費収入の部合計となった。一方、消費支出は 247 億 2 百万円となり、その結果、24 億 5 千 4 百万円の消費支出超過が生じた。ただし、この大幅な消費支出超過は、「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」(平成 23 年 2 月 17 日付け 22 高私参第 11 号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)が発出されたことに伴い、退職給与引当金については、これまで、期末要支給額の 50%を基にして計上していたが、当年度から期末要支給額の 100%を基にして計上することとなり、これまでの計上額との差額を退職給与引当金特別繰入額として 30 億 4 千 3 百万円計上したことによるものである。なお、この特殊要因を除いた場合の 2011 年度収支実績は、5 億 8 千 9 百万円の消費収入超過ということとなる(資料 9(2)-3)。

以上の消費収支計算の結果、資産総額は 1,365 億円(前年比 6 億 5 百万円増)、負債総額は 131 億円(前年比 27 億 1 百万円増)となり、正味財産は 1,234 億円(前年比 20 億 9 千 5 百万円減)となった(資料 9(2)-4)。

また、2011 年度決算における財務比率について、貸借対照表関係比率では、自己資金構成比率が 90.4%、流動比率が 122.9%、総負債比率が 9.6%と、良好な財政状態が確認できる。これに対して、消費収支計算書関係比率では、退職給与引当金計上基準変更に伴う一時的な要因を除くと、消費支出比率が 91.0%、帰属収支差額比率が 9.0%、人件費依存率が 64.2%、教育研究経費比率が 32.6%、学生生徒等納付金比率が 79.8%と、こちらも良好な財政状態が確認できる。

このように、財政基本計画を策定した 2002 年以降、それに則した財政運営によって、学生納付金や受験料収入、寄付金収入、資産運用収入等の帰属収入を安定して確保し、また、人件費や教育研究経費等の消費支出の適正化を図ったことで、教育研究を安定して遂行するための財政的基盤が確立した。本学が 2005 年に R&I(株式会社格付投資情報センター)から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も「AA-」を維持し「安定的」との評価を受けていることから、安定的な財政基盤が確立したことを裏付けていると言える(資料 9(2)-4)。ただし、長期財政計画では、一時的ではあるが第 5 次長期計画期間中に消費支出比率が財政ガイドポストにおける警告数値 93%以上で推移する見込みとなっている。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

本学では、予算編成および予算執行について、教学・財政の両立と永続性、予算執行の適切性・効率性を維持するために、予算要求、査定、予算案の作成、予算案の審議決定、執行、事業評価、監査、決算の手續・処理基準等に関して以下のような規程等を定めている。

- ・学校法人龍谷大学経理規程

本法人の経理について基準を定め、経理事務の正確かつ迅速な処理を図り、もって法人会計の能率的運営と教育研究活動の発展に資することを目的とする（資料 9(2)-5）。

- ・予算統制等に関する規程

予算編成の手續および予算執行上の権限と責任ならびに内部監査制度等を定め、大学の円滑な業務遂行に資することを目的とする（資料 9(2)-6）。

- ・学校法人龍谷大学固定資産および物品調達規程

本法人の固定資産および固定資産以外の物品の調達または売却の手續きの基準を定め、これらの適切な処理を行うことを目的とする（資料 9(2)-7）。

- ・決裁手續取扱要項

予算統制等に関する規程第 20 条に基づく予算等業務執行決裁権限の委譲等に係る取扱いを定める（資料 9(2)-8）。

なお、これらの規程等に基づく業務処理の適正を促すための一環として、法人の監事監査とは別に、大学内に内部監査制度を設け、内部監査室を設置している。

予算編成のプロセスであるが、本学の予算は、長期計画（2009 年度までは第 4 次長期計画、2010 年度以降は第 5 次長期計画）の事業遂行と、その実施を裏付ける長期財政計画に基づいて編成している（資料 9(2)-9）。予算は、長期計画を計画的・効果的・効率的に実施するために重要な意味を持つものであり、そのため予算編成のプロセスを重視している。この立場から、次のような予算編成手續きをとっている（資料 9(2)-10）。

予算編成の基本方針については、事務局長が「予算編成の基本方針原案」を作成した後、学長会（専務・常務理事会、以下「学長会」）で審議の上、予決算会への提案・審議を経て、部局長会（常任理事会、以下「部局長会」）にて「予算編成の基本方針案」を確定し、学長が評議会に提案し、評議会で審議決定（大学としての基本方針案を決定）する。その後、基本方針案を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会に提案を行い、理事会と評議員会において、学校法人としての「予算編成の基本方針」を決定している。

予算については、各部署の「部門予算原案」作成の前に、前年度の新規事業等について、各部署の自己点検・評価に基づいて事業評価を行い、その結果を次年度予算編成に反映させ、効果的な予算編成に資することとしている。各部署からの新規事業計画の提案・審議（学長会→予決算会→部局長会→評議会で大学案を決定）を行い、新規事業の評議会決定に基づいて担当部署が新規事業を盛り込んだ内容の「部門予算原案」を作成し、予算要求を行う。各部署からの「部門予算原案」について財務部査定等を経て、事務局長が「予算原案」を作成し、学長会で審議の上、予決算会での提案・審議を経て、部局長会の「予算案」を決定する。学長は「予算案」を評議会に提案し、評議会で審議決定（大学としての予算案を決定）する。その後「予算案」を理事長に報告し、その了承を得た後、理事長が理事会および評議員会に提案し、評議員会の意見を聴取した上、理事会で「予算」を決定する。

また、例年、10 月から 12 月の期間に当該年度事業の見直しや変更に対応するため、補正予算を編成するとともに、必要に応じ随時当該事業への予算措置を講じ、事業遂行に支障が生じないように配慮している。編成プロセスは当初予算編成の場合に準じる。

続いて、本学における予算編成および予算執行の特長についてであるが、予算編成に際しては、年2回行う「事業評価」（6月と11月に実施）により当該事業の達成度や効果、影響等の評価し、効果的な予算配分を行っている。各部署からの予算要求を新規事業予算と経常予算の2段階に分け、長期計画に基づく新規事業については、その目的や内容、手段、効果を取りまとめた計画書に基づき、事前に審議を行った上で経常予算を含めた予算編成を行っており、長期計画事業への重点的な予算配分を可能としている。

また、部局長会が基本方針や予算案を審議する前に、部長職位者で構成し学長が議長となる「予決算会」を開催し、各部署の事業執行責任者である部長職位者による事前審議で全学調整を図るとともに、事業部署の意思が予算編成に反映するよう配慮している。予算は事業目的別科目により編成しており、事業の目的や内容を的確に捉えることができるとともに、事業担当部署においてはその事業目的毎に必要な予算を編成・執行できるため、事業の実体に則した予算措置を講じることができる。

次に、本学における予算編成および予算執行の特長の一つとして挙げている「事業評価」についてであるが、これは事業内容やその事業がもたらす結果、成果等を財政的な視点から検証・評価し、事業の選択や重点化、再構築（スクラップアンドビルド）を図り、限られた財源の有効かつ効果的な配分を行うための手法の一つである。事業実施部署による事業の「目的」「手段」「成果」「予算執行状況」等を踏まえた自己評価をもとに、その事業に対する「ニーズ」「役割」「経済性」「効率性」「有効性」「予算規模」等の視点から検証・評価を加え、最終的には当該事業の「継続」「改善」「廃止」等を検討している。これは、予算とともに成果も重視した財政計画への変革、評価視点とコストを常に意識した事業の企画・運営、職員の政策形成能力向上等の効果が期待されるものである。この事業評価を実施することにより、次の3つの目標達成を目指している。

- ①事業の目的・位置づけを明確化した上で、事業の重点化・再構築を図ること
- ②成果重視の事業運営と予算編成を進めること
- ③最小の経費で最大の効果を上げるよう費用対効果を客観的に判断した上で次年度以降の予算に反映させること

なお、年2回実施する事業評価は、第1回目は6月に、第2回目は11月にそれぞれ行っている。評価対象事業は各年度170件～220件、評価が改善・Cまたは2以下とされた事業は各年度5～9件であり、各年度の事業における成果や妥当性は概ね認められている（資料9(2)-11）。

最後に、過去5年間（2007年度～2011年度）の予算編成および予算執行についての現状を分析すると次のとおりとなる。

当該期間の予算編成については、各年度の「予算編成の基本方針」に基づき、2007年度：1回の補正を含む合計2回、2008年度：2回の補正を含む合計3回、2009年度：2回の補正を含む合計3回、2010年度：3回の補正を含む合計4回、2011年度：2回の補正を含む合計3回、それぞれ予算編成を行った。なお、予算編成の基本方針をはじめ、予算および補正予算の編成にあたっては、いずれも予決算会から理事会までしかるべき会議体での審議を経ており、適切な手続きのもと編成がなされている。

当該期間の予算執行について、公認会計士による定期監査（各年度16回）および決算監査（各年度8～9回）において、改善に関する特記すべき指摘はなく、適正な予算執行

がなされたと評価されている。ただし、内部監査人による定期監査では、一部の事務処理に不備があり、是正が求められている（資料 9(2)-12）。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的發展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

また、長期的な視点での財政運営を行うため、「長期財政計画」を策定し、財政の健全性を確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定している。

これらの取り組みにより、本学が 2005 年に R&I（株式会社格付投資情報センター）から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も「AA-」を維持し「安定的」との評価を受けていることは、安定的な財政基盤が確立したことの裏付けとなっていると言える。

以上から、必要かつ十分な財政基盤を確立し、財務を概ね適切に行っていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

財政基本計画の策定およびそれに則した財政運営により、新たな事業提案や予算編成の際には、その審議過程において、常に財政的視点からの考察、意思決定がなされるようになり、その結果、長期的な財政基盤が確立されている。以下、具体的な財政効果を示す。

○受験料収入の基礎となる志願者数は予算編成時の目標である 4 万 5 千人以上（法人全体）を達成しており、その結果、学生生徒等納付金比率 77%以上を維持している。

○2009 年度の創立 370 周年記念事業に併せて募金活動を展開したことで、2009 年度末までにおよそ 22 億円の寄付金収入を獲得した。

○国際的に経済状況が不安定な中、資産運用においても運用財産を毀損することなく毎年度 1.5%前後の安定した利息収入を獲得している。

○既存の全ての学部において 2011 年度から収容定員増を図ったことにより、2014 年度まで、学生生徒等納付金収入が増加することとなる。その結果、「教員・事務職員定員枠（人件費枠）」の枠内での新たな教員の採用が可能となり、財政の健全性は維持しつつも、さらなる教学体制の充実を図ることとなる。

○教育研究経費については、消耗品費等を中心に経費を削減（5 年間で-16%）しつつも、教育研究経費比率を 32%以上の水準（全国私立大学法人（医歯系法人を除く）2011 年度平均 30.9%）を維持している。また、管理経費比率を 7.1%以下（同平均 8.7%）の水準を維持している。

（２）改善すべき事項

本学の財政運営について、過去 5 年間（2006 年度～2011 年度）の決算推移では、資産総額が 102 億 6 千 8 百万円の増加に対して負債総額が 5 億 5 千 2 百万円の増加にとどまっており、併せて自己資金構成比率が 90%超で推移していることから、ストック上は大変良

好であることが確認できる。一方、フローでは、消費支出比率は5年間で9.3ポイント上昇しており、長期財政計画における今後の財政見通しにおいても、一時的ではあるが第5次長期計画期間中に消費支出比率が財政ガイドポストにおける警告数値 93%以上で推移する見込みとなっている。現在の社会状況に鑑みると、今後帰属収入の大幅な増加は困難であり、消費税の増税などによる消費支出のさらなる増加も懸念されるため、フロー上、特に帰属収支上でのバランス（消費支出比率）の改善が喫緊の課題である。

また、本学は依然として収入の大半を学生納付金に依存し、支出に占める人件費の割合が大きいという私立大学に共通した財政構造となっている。今後は、このような財政構造上の課題を少しでも解消するために、補助金をはじめとして、受託研究費等の外部資金の獲得を目指し、学生納付金のみに頼らない収入の多様化に向けた努力が必要となる。

3. 将来に向けた発展方策

（1）効果が上がっている事項

第4次長期計画期間（2000年度～2009年度）、本学は財政基本計画に則した財政運営を遵守したことで、この間の自己資金（基本金および累積消費収支差額）は289億円増加、自己資金構成比率は9.1ポイント増加し、第5次長期計画を策定するための十分な財政基盤を確立した。また、第5次長期計画開始（2010年度）から現在まで、長期財政計画どおり順調に財政運営がなされている。学生納付金が収入の大半を占める本学の財政的安定性は、学生（受験生）を確保してはじめて成り立つのであり、学生確保のためには魅力ある教学展開が不可欠である。つまり、教学と財政は表裏一体の関係にあり、そのことを基本理念とした「財政基本計画」を遵守した財政運営を今後も継続することで、さらなる財政的基盤の確立を目指す。

また、本学では教学・財政の両立と永続性、予算編成及び予算執行の適切性・効率性を維持するため、新規事業を含む予算編成から予算執行、決算、事業評価、内部監査等学内での審議プロセスを確立している。今後も、規程に則した審議プロセスを遵守することで、財政の健全性・安定性の確保に努める。

（2）改善すべき事項

第5次長期計画開始とともに財政基本計画を改訂して長期財政計画を改める等、教育研究支援財政の確立に向けた財政施策を具体化したことは、本学財政の健全性・安定性を維持する上で評価すべきものであるが、これらの計画を実行するためには、毎年度の財政運営が計画どおり安定的なものでなければならない。特に、第5次長期計画は教育研究のさらなる充実や新たな展開を行う関係上、人件費、教育研究経費をはじめ、ハード面充実のための施設設備取得に伴う資産的支出や、各施設設備を維持するための管理維持費や減価償却費など、多額の支出が想定されるため、経常経費の無駄を削減し効率的な経費支出に努めるとともに、資産的支出が効果的な投資となるようにしなければならない。消費支出が増加傾向にある中で、既存事業の継続や新たな事業の展開については、事業評価や新規事業にかかる予算審議で慎重審議の上、既存事業の廃止・縮小を見据えた、徹底した事業見直しを図り、事業の重点化や再構築を行い、経費の削減を目指す。

また、本学では、帰属収入に占める学生納付金の割合は非常に大きい。しかし、昨今の

社会情勢から見て学生納付金の飛躍的な増加を見込むことは困難であり、受験料等の手数料についても同様である。長期にわたる安定的な財政基盤を確立するためには、帰属収入のおよそ 77%を学生納付金が占める本学財政の構造的特徴を明確に認識し、「教学創造こそ財政」の立場に立って教学改革を促進するとともに、補助金をはじめとして、外部資金の獲得をめざし、学生納付金のみに頼らない収入の確保に向けて取り組む。

4. 根拠資料

- 9(2)- 1 『龍谷大学財政基本計画』の改訂について (既出 資料 3-12)
- 9(2)- 2 長期財政計画《第 5 次長期計画第 5 回(通算第 41 回)更新》
- 9(2)- 3 消費収支計算書【内訳表、決算書レベル】及び消費収支計算書関連財務比率
- 9(2)- 4 貸借対照表及び貸借対照表関連財務比率
- 9(2)- 5 学校法人龍谷大学が AA-を堅持-2005 年から 8 回目の格付更新 (2012. 9. 14)
<http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=4250>
- 9(2)- 6 学校法人龍谷大学経理規程
- 9(2)- 7 予算統制等に関する規程
- 9(2)- 8 学校法人龍谷大学固定資産および物品調達規程
- 9(2)- 9 決裁手続取扱要項
- 9(2)-10 2012(平成 24)年度 予算編成の基本方針
- 9(2)-11 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算・決算にかかる審議状況
- 9(2)-12 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算執行にかかる事業評価結果
- 9(2)-13 2007(平成 19)年度から 2011(平成 23)年度までの予算執行にかかる会計監査状況
- 9(2)-14 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 監査報告書
- 9(2)-15 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 決算書
- 9(2)-16 2007(平成 19)年度～2012(平成 24)年度 財産目録

X. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、私立大学としての自主性、自律性を重んじつつ、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。その実現のため、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証（内部質保証）することが必要であると考えている。

1) 自己点検・評価活動と結果公表

本学は、1991年に自己評価制度検討委員会を設置して以来、自己点検・評価活動を継続的に実施しており、2003年には「大学評価に関する規程」および「大学評価に関する細則」を定め（資料 10-1, 10-2）、自己点検・評価、外部評価、認証評価機関への評価申請に伴う諸活動とその評価結果に対する対応等を行ってきた。

2010年度には、本学の内部質保証に関する方針として、以下の「龍谷大学内部質保証のあり方について」（2010年度第44回部局長会〈2011年3月24日開催〉承認）を定め、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から内部質保証システムを確立し、大学の「質」を保証することに対して積極的に取り組むこととした（資料 10-3）。

龍谷大学内部質保証のあり方について

大学進学率の向上により日本の高等教育は、ユニバーサル段階に移行した。社会人や留学生を含め、様々な背景を備えた学生が進学しており、大学教育に求められるニーズも多様化・細分化している。その一方で少子化やグローバル化が進行する中、大学教育の質（水準）を維持・向上し、国際的に通用する人材の育成が重要となってきた。

こうした中、本学は、自主・自律のもと、建学の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

本学では、その実現のために、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証することが必要であると考えている。

こうした認識の下、大学としては、「機関（組織）としての自己点検・評価」と本学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から大学の質を自ら保証（内部質保証）することが重要であるとする。

「機関（組織）としての自己点検・評価」については、「大学評価に関する規程」に基づき、本学の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的・体系的に実施し、大学の質の維持・向上と社会的使命の達成を目的とする。

「教員個人の諸活動に対する自己点検」については、基本的にFD活動推進の一環として実施する。加えて研究活動や社会貢献活動等に関する活動実績を積み重ね、自己研鑽として自らの資質向上・改善に繋げていくことを目的とする。

以上の2つの相互に関連し合う課題について、本学独自の内部質保証システムを確立し、教育研究水準の維持・向上に努め、大学の質保証をめざす。

(出典：2010年度第44回部局長会<2011年3月24日開催>資料)

2011年度からは、この方針に基づき、「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の2制度を毎年度実施している。

本学の内部質保証の方針、自己点検・評価の実施体制、関連規程、上述の2制度の概要は、ホームページにおいて公表している（資料10-4）。ただし、自己点検・評価や教員活動自己点検の結果については、現在公表していない。今般、これらの情報も公表することを前提に、公表する情報の可否や範囲等のガイドラインを定めるため、2012年度第43回部局長会（2013年3月21日開催）において、「大学評価に係る公表の方針」を策定した（資料10-5）。今後、この方針に則り、順次公開していくこととしている。

なお、過去の大学認証評価、法科大学院認証評価および併設短期大学の短期大学認証評価の点検・評価報告書については、基礎データ、認証評価結果とともにホームページで全て公表している（資料10-6）。

また、外部評価としては、「株式会社格付投資情報センター（R&I）」による評価を受け、その結果、2005年から8回目となる「AA-（ダブルA マイナス）」（方向性：安定的）の格付けを維持している。評価結果である「NEWS RELEASE」は、ホームページにおいて公表している（資料10-7）。

2）教育情報等の公表

教育研究活動等に関する情報の公表を促進することを趣旨とした2010年の学校教育法施行規則等の改正を契機として、本学では、2011年4月から「学校法人龍谷大学情報公開規程」（以下「情報公開規程」という。）および「情報公開規程に関する細則」を施行した（資料10-8, 10-9）。本学における情報公表は、「本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上に資することを目的とする」（情報公開規程 第1条）としており、大学が有する情報の積極的な発信・公表に取り組んでいる。

情報公開規程では、公表する情報を法令上求められる事項だけにとどまらず、「学校法人及び学校の基本情報」をはじめ、教育、研究、社会貢献、管理運営の全領域をカバーする11の分野に整理し、規定している。また、同規程第3条第3項に「公開情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする」と規定し、規程に定める以外の情報も積極的に情報公表していくこととしている。

情報公開規程および細則に定める情報公表は、全てホームページにおいて行っており、ステークホルダー（在学生・高校生・保護者・卒業生等）が必要とする情報に簡便にアクセスできるよう、大学ホームページのTOPページに「情報公表」のバナーを設置し、本学

の財務情報を含む 152 項目にわたる情報（2013 年 3 月 1 日現在）を情報公表の専用サイトに集約し、公表している（図 10-1, 資料 10-10, 10-11）。

図 10-1 「情報公表」 ホームページ

情報公表(基礎データ)

龍谷大学は、「学校法人龍谷大学情報公開規程」に基づき、教育情報及び財務情報をはじめとする本学の情報について、公表してゆきます。

📄 [学校法人龍谷大学情報公開規程\(PDF13KB\)](#)

📄 [情報公開規程に関する細則\(PDF23KB\)](#)

● 学校法人及び学校の基本情報

● 財務及び経営に関する情報

● 教育活動に関する情報

● 研究活動に関する情報

● 学生生活・課外活動に関する情報

● 社会貢献・連携活動に関する情報

● 進路・進路支援に関する情報

● 校地・校舎等の施設・設備に関する情報

● 大学評価に関する情報

● コンプライアンス・社会的責任に関する情報

● 学則・諸規程等に関する情報

（出典：http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html）

（２）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

本学独自の内部質保証システムを整備するため、方針（龍谷大学内部質保証のあり方について）に基づき、2011 年度から「自己点検・評価制度（機関・組織の自己点検・評価）」「教員活動自己点検（教員個人の諸活動に対する自己点検）」の 2 制度を毎年度実施している。

「教員活動自己点検」については、「Ⅲ．教員・教員組織」の章で述べているため、ここでは機関・組織の自己点検・評価を実施する「自己点検・評価制度」について述べる。

１）自己点検・評価の実施

自己点検・評価制度の目的として、以下 3 点を掲げている。

（１）質保証のための改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立

自己点検・評価の結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムを構築し、それを機能させ、本学の教育研究の質の維持・向上を図る。

（２）大学活動の重点化と大学業務の改善を推進

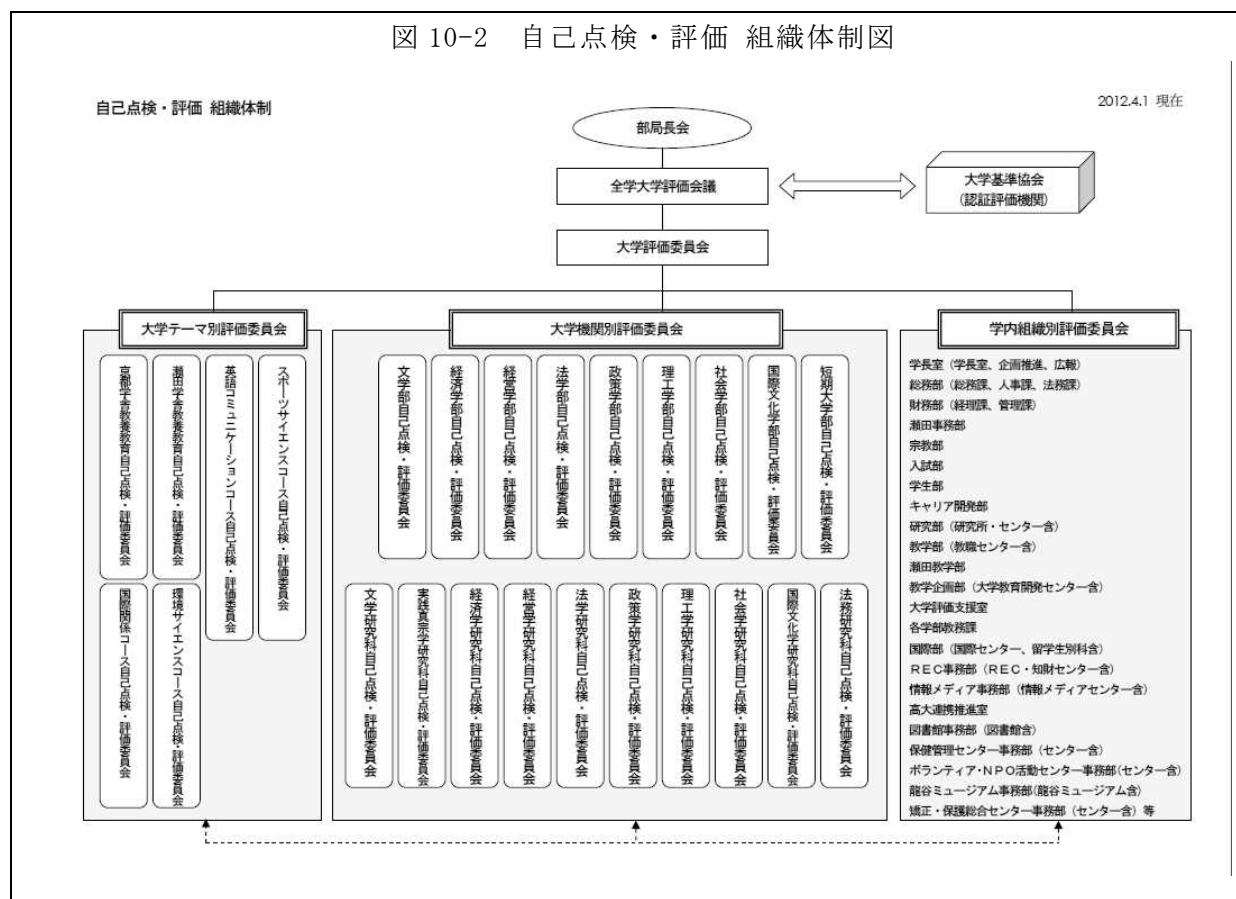
自己点検・評価活動により明らかになった長所・改善課題等を踏まえ、事業の見直し・整理を行い、事業の重点化を図るとともに大学業務の改善を推進する。

（３）自己点検・評価を通じた社会に対する説明責任の遂行

大学は、公共性の高い高等教育機関であることから、教育研究等の状況について、自ら点検・評価し、その結果を公表することが法的に義務づけられている。そのため、本学では、自らの活動状況について点検・評価を行い、その結果を積極的に情報公開し、社会に対する説明責任を果たす。

その上でまず、実施に伴う体制整備のため、全学大学評価会議の下に大学評価委員会を設置するとともに、制度全ての学部等（各学部、各研究科、各学舎教養教育、各学部共通コース）に自己点検・評価委員会を設置し（図 10-2）、委員会内規を制定した。

図 10-2 自己点検・評価 組織体制図

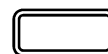


(出典: http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/evaluation/pdf/03_taisei_01_1.pdf)

本制度実施に当たっては、大学基準協会の点検・評価項目に準拠しつつ、独自の視点を加えたものを設定した。制度の内容としては、学内各機関（組織）が自らの判断と責任においてその諸活動について点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価シート」にまとめ、そのシートを基に全学大学評価会議が点検・評価し、評価結果を学内各機関（組織）にフィードバックするものである。2012年度については、大学基準協会の「大学データ集（参考）」をもとに作成した点検・評価の基礎資料を活用し、以下の内容で実施した（資料10-16）。

2012年度 自己点検・評価制度スケジュール

【各組織】自己点検・評価の準備



は各組織の実施内容

①2012年3月～

○各組織において次年度の評価項目の確認、必要な各種参考データの収集を開始。

【各組織】自己点検・評価



②4月～5月15日（火）

- 前年度の活動について、各組織において自己点検・評価を実施。
- 各組織において、「自己点検・評価シート」を作成。
- 各組織において、「自己点検・評価シート」及び「参考データ」を自己点検・評価データベースシステムに登録・格納。



【大学評価委員会】

③5月22日（火）～7月10日（火）

- 大学評価委員会において、評価結果（原案）を作成。



【大学評価委員会・各組織】

④7月11日（水）

- 各組織に「評価結果（原案）」の提示、各組織において内容を確認。



【大学評価委員会・各組織】

⑤7月17日（火）～8月3日（金）

- 各組織に「評価結果（原案）」の内容を説明し、意見交換を実施。



【大学評価委員会・各組織】

⑥9月27日（木）

- 全学大学評価会議において、大学評価委員会が作成した「評価結果（案）」を審議・決定。



【各組織】

⑦9月28日（金）

- 「評価結果」の公示。各組織は、異議申立を行うことができる。



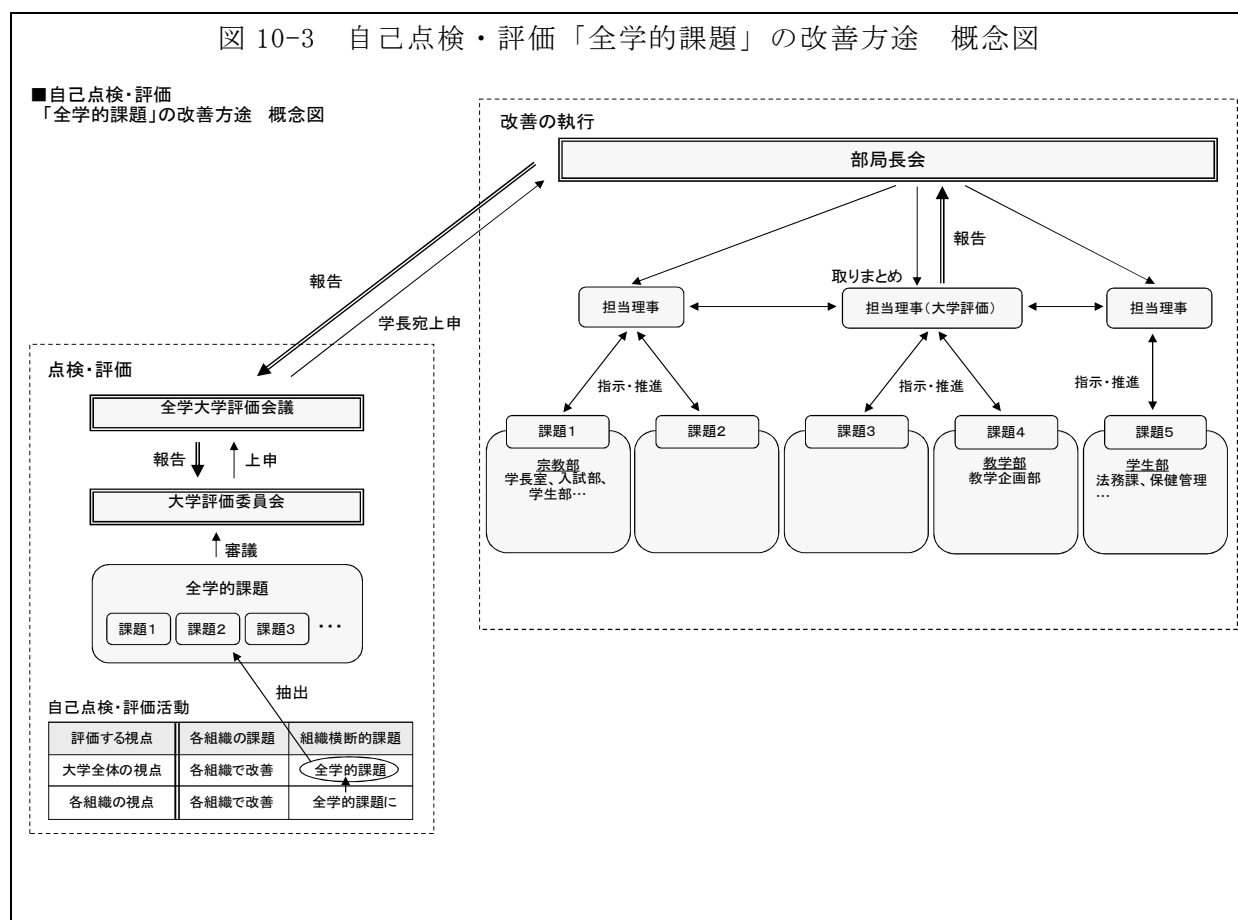
【当該組織のみ】

⑧10月22日（月）

- 全学大学評価会議から「改善勧告」「努力課題」等の提言を受けた組織は、当該組織で改善計画書を作成し、大学評価支援室に提出する（〆切：10月22日）。
- また、2013年3月中旬に「改善勧告」「努力課題」等にどのように対応したかについて、改善報告書（改善進捗状況）を提出する。

各機関（組織）が改善計画を策定し、それに基づく改善活動を推進している。各機関（組織）が単独では改善が難しい事項については、「全学的課題事項」として部局長会が改善するための体制を審議・決定し、組織横断的に改善活動を推進している（図 10-3）。

図 10-3 自己点検・評価「全学的課題」の改善方途 概念図



（出典：2012 年度第 23 回部局長会<2012 年 10 月 11 日開催>資料）

2) コンプライアンスの推進

本学は、社会の一員としての責務を果たすため、常に法令・社会規範・倫理を遵守することに取り組んでいる。特にコンプライアンスに関しては、2011 年度から法律行為を専門に取り扱う事務組織として法務課を設置した。法律分野において優れた知識と経験を持つ専門家（法務アドバイザー 1 名<元教員(労働法)>、その他事務職員 1 名<法律の実務家>）を配置し、教職員の法令遵守に関する意識を向上させること、および学内における不正・法令違反等の事象を未然に防止すること等を目的とし、業務に関する法律相談を受け、法令遵守に関する研修会（2012 年度は 2 回開催）を必要に応じて実施している。

また、法務課は、法令・条例の改正に関する情報収集のため『官報』を定期購読し、法令改正等を確認している。

私立学校に影響する法令改正等は、監督官庁である文部科学省または自治体から、書面により各学校法人に周知されているが、法務課では、できる限り早く法令改正の情報を得ること、かつ幅広く法令改正を把握することに努めている。このことは情報収集だけを目的としているのではなく、担当職員が法令改正に数多く触れることにより、法律に強い職員に成長することを期待してのことである。

3) 法令遵守に即した規程整備

法務課は、法令改正を正確に把握した後、当該法令改正が学内規程の制定・一部改正を要するか否かを判断し、関係部署への情報提供および規程制定・一部改正の指示を徹底している。

規程制定・一部改正の立案については、法務課は提案部署からの相談・協議を受け、趣旨・規程内容・様式等を確認する。また各種法令や他の規程との整合性も確認するとともに、組織規範として実効性にも留意している。

2011年度においては、学校教育法施行規則の改正を受け、教育情報の公表を定めた「学校法人龍谷大学情報公開規程」「情報公開規程に関する細則」を制定し、龍谷大学における「情報公表」のあり方を定めた。しかし、不正・法令違反等の防止策、および不正・法令違反が起きた場合、早期に発見する仕組みがまだ不十分であると思われる。

4) 行動規範・ガイドラインの策定

本学では、教員・職員一人ひとりが、法令・社会規範・倫理等を遵守し、適正に業務を遂行するため、各業務において必要とされる行動規範・ガイドラインを策定して進めている。

主なものとしては、誰もが尊重され学び、働くことができる環境を維持・向上することを目的とした「ハラスメント防止等に関する規程」、研究者（教員）の研究活動における規範・倫理としての「研究活動に関する指針」、「研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規程」（検討中）、また著作物利用に関するルールとしての「著作物利用に関する指針」（検討中）、本学で勤務する者（事務職員）として役割・責務を定めた「事務職員の行動指針」、また省エネルギー施策や地球温暖化防止を目指した「エコキャンパス実現に向けた基本方針」等がある（資料 10-13, 10-14）。

（3）内部質保証システムを適切に機能させているか。

自己点検・評価制度については、その成果や課題について、2012年度第1回全学大学評価会議（2012年4月19日開催）において総括を行った（資料 10-15）。

2006年度の大学認証評価受審以後、全学的な自己点検・評価活動は実施せず、一部の学部や各組織等の自主的活動に任せている状況であったが、2011年度からの制度実施により、学内全ての組織等が自己点検・評価を実施し、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができた。

一方、点検・評価結果を改善につなげられるよう、適切な実施時期の検討や改善を進めていくためのシステム作りが課題である。このような観点で制度総括を行い、毎年度必要な改善を行っており、内部質保証システムの確立という点においても、点検・評価を改善につなげる取り組みを行っている。

2. 点検・評価

〔基準の充足状況〕

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等

を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という2つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できていると判断する。

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証システムの整備

2011年度より、学内全ての組織等が毎年度自己点検・評価を実施することで、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという本学独自の質保証、質向上のための仕組み（内部質保証システム）を整備することができた。

また、自己点検・評価で顕在化した改善事項は、各組織等において自主・自律的に改善の取り組みを進めていくが、単一の組織では取り組むことが難しい等、全学的な課題事項があることも顕在化した。これらの全学的課題については、部局長会において解決の方途を検討することとなった。本制度の実施により、全学的課題の抽出および改善に取り組む仕組みを整備することができた。

２）コンプライアンスの推進

法令・社会規範・倫理等の遵守については、教員採用時の法的リスクについての研修会を実施し、任期付き教員採用時の注意すべき点等を法務アドバイザーが説明することにより、採用責任主体である各学部長の法的リスクへの理解が深まった。

（２）改善すべき事項

１）不正・法令違反等の防止策

研究活動における不正行為および研究費の不正使用については対応しつつあるものの、その他の不正・法令違反等の防止策および不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定が不十分である。

３．将来に向けた発展方策

（１）効果が上がっている事項

１）内部質保証システムの整備

内部質保証のためのシステムは一定程度の整備を行うことができたが、自己点検・評価の質を高め、実質化していくためには、学内での内部質保証システムの構築とそのためのマネジメントの確立のための取り組みの具体化が求められる。個別的、具体的な課題としては、評価への理解を深める方策や評価者の研修、点検・評価の効率化等が必要であり、点検・評価を通じて各組織等における成功事例が創出できるよう、さらなる支援強化をしていく。

2) コンプライアンスの推進

法令・社会規範・倫理等の遵守については、法務課と各部署が連携の上、各担当業務に必要な指針・ガイドラインの策定を進める。

(2) 改善すべき事項

1) 不正・法令違反等の防止策

不正・法令違反等の防止策、および不正・法令違反が起きた場合に早期に発見する仕組み（対応策）等の策定を検討する。また、事例・留意点等を構成員に周知する。

4. 根拠資料

- 10- 1 大学評価に関する規程 (既出 資料序-1)
- 10- 2 大学評価に関する細則 (既出 資料序-2)
- 10- 3 龍谷大学内部質保証のあり方について (既出 資料序-3)
- 10- 4 自己点検・評価 (内部質保証)
<http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/evaluation/evaluation.html>
- 10- 5 大学評価に係る公表の方針
- 10- 6 認証評価
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/appraisal.html
- 10- 7 学校法人龍谷大学が AA-を堅持-2005 年から 8 回目の格付更新 (2012. 9. 14)
(既出 資料 9(2)-5) <http://www.ryukoku.ac.jp/news/detail.php?id=4250>
- 10- 8 学校法人龍谷大学情報公開規程
- 10- 9 情報公開規程に関する細則 (既出 資料 4(1)-6)
- 10-10 情報公表
http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/info_disclosure/information/index.html
- 10-11 財務情報 <http://www.ryukoku.ac.jp/about/outline/finance.html>
- 10-12 自己点検・評価シート (2011 年度・2012 年度)
- 10-13 龍谷大学事務職員の「行動指針」について
- 10-14 エコキャンパス実現に向けた基本方針
- 10-15 自己点検・評価制度<2011 年度実施>の総括について
- 10-16 大学データ集 (参考)

本報告書は、本学が 2006 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、適合認定を受けたに次いで、2013 年度に申請するために作成したものである。

この終章では、本章において点検・評価項目毎に記述した内容を概括し、以下のように要約する。

1. 本章の要約

(1) 理念・目的

本学では、「建学の精神」のもと、第 5 次長期計画期における「使命」「基本方針」および「2020 年の龍谷大学（将来像）」を設定している。また、第 5 次長期計画において明確化した「教育にかかる基本方針」を踏まえ、教学主体である各学部が掲げる「人間養成」の理念・目的と「学生に修得させるべき能力等の教育目標」からなる教育上の目的を各学部の「教育理念・目的」として「学則」に定めている。

これらは、主として印刷物の配付やホームページへの掲載によって、教職員や学生、社会に周知・公表している。その他、教職員や学生に対しては、宗教行事、教授会、履修登録説明会などの場を活用して周知している。

なお、2011 年度から開始した全学的な自己点検・評価制度において、建学の精神の周知状況について検証した結果、一部で誤解が生じている事実が判明した。そこで、教職員や学生が共通の認識を持てるよう、部局長会において、建学の精神にかかる表現の位置づけを改めて整理し、明文化した。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、教育理念・目的等を適切に設定し、公表していると判断する。

(2) 教育研究組織

教育組織については、第 5 次長期計画に基づき学部・研究科の新設、学科・専攻の再編等を行っており、大学を取り巻く環境に応じた教育の多様化への対応という点では一定達成できていると判断できる。ただし、各学部において、教養教育と専門教育が有機的に連携した教育システムが的確に構築されているとは言い難く、教育の個性化・高度化をめざす上で課題が残っている。

研究組織については、4 つの付置研究所や 9 つの研究センターにおける研究プロジェクトの成果から、活発な研究活動が行われていると判断できるが、2015 年に予定されている国際文化学部の深草学舎への移転や瀬田学舎における農学部の新設を見据えた付置研究所の新設や再編の検討が課題である。

なお、2011 年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、教育研究組織の適切性も含め毎年度検証する仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、本学の建学の精神に基づき、概ね適切な教育研究組織を整備していると判断する。

（３）教員・教員組織

本学では、「学校法人龍谷大学就業規則」「教育職員選考基準」、各学部の教員人事に関する規程および「龍谷大学研究活動に関する指針」に、求める教員像あるいは研究者像を明示している。ただし「求める教員像」を明確に定めるには至っていない。

また、本学の教員組織は、各学部・研究科の教育理念・目的を実現するために教育課程の編成を確立するとともに、大学設置基準の必要教員数を十分に満たす人数をもって構成し、全学的な方針である「補充人事手続について」および各学部が自ら策定する「教員採用計画」に基づき、財政基本計画である「教員人件費枠」を踏まえつつ、教員組織を整備している。ただし、「教員組織の編制方針」として定めるには至っていない。

教員の募集・採用・昇格は、「教育職員選考基準」および各学部が定める教員人事規程に基づき行っている。各学部が補充人事を進めるにあたって、人事手続きの適正な実施および全学的調整を図るため、毎年度、学部長会において「補充人事手続について」を確認している。

教員の資質向上については、大学や各学部、研究会が主催する各種研修会の他、2011年度から教員活動自己点検を全教員対象に自己研鑽を目的として実施している。

以上のことから、求める教員像や教員組織の編制方針に準ずる方針を定め、それに基づき教員組織を整備していると判断する。

（４）教育内容・方法・成果

１）教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

本学の「教育にかかる基本方針」に基づき定められている各学部・研究科の「教育理念・目的」を踏まえた「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」は、全学共通事項として「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る基本方針」と「学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針の策定に係る『記入要領』」に基づき、各学部・研究科にて策定し、『履修要項』の冒頭およびホームページに明示している。

なお、2011年度から全学的な自己点検・評価制度を実施し、学部・研究科の「学位授与の方針」と「教育課程編成・実施の方針」を毎年度検証する仕組みを構築しているが、周知と検証という点については、さらに強化する必要があると認識している。

以上のことから、建学の精神を具現化するために、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」は概ね適切に明示していると判断する。

２）教育課程・教育内容

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、各学部・研究科が定める「教育理念・目的」、「学位授与の方針」との整合を教育課程において確保するために策定され、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（科目区分・構成等）を確立している。これらを具現化したものが、各学部・研究科の授業科目群となっている。

教育内容に関しては、その整備状況や、教育にかかる各方針との整合に関わる事項について、全学的あるいは学部横断的・研究科横断的に審議・決定する機関を整備している。

以上のような取り組みから、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」

に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成していると判断する。

3) 教育方法

学部・研究科における「教育課程編成・実施の方針」は、「学位授与の方針」に対応して、具体的なカリキュラム（プログラム、科目区分・構成、科目、履修順序の考え方、授業形態等）を確立し、明示している。

履修の仕方や、試験、成績評価、単位認定などの方法については、『履修要項』に明示し、履修登録説明会で学生に周知している。また、単位制度の実質化を図る観点から、履修科目登録の上限設定については、理工学部を除き、1年間の上限を年間50単位未満に設定している。

シラバスには、「講義概要」、「到達目標」、「授業内容・方法」、「授業計画」、「成績評価の方法」「授業時間外における予・復習等の指示」「参考文献」等を明示している。

教育改善活動を全学的に推進する組織として、大学教育開発センターを設置している。また、各学部・研究科に設置されている「FD委員会」の活動を全学的に情報共有するため、大学教育開発センターのもとに「学部FD協議会」と「大学院FD協議会」を置いている。

以上のような取り組みにより、「学位授与の方針」および「教育課程編成・実施の方針」に基づき、適切な授業形態を採用するとともに、教育方法の改善に積極的に取り組んでいると判断する。

4) 教育成果

これまで、授業改善を目的とした「学生による学期末の授業アンケート」について実施してきたが、学生自身の学修成果を把握する方策は十分講じていなかった。

2011年度に理工学部と国際文化学部が試行的に実施した『学位授与の方針』に関する達成度調査の結果について、教務会議において情報を共有している。2012年度には、5学部が同調査を実施し、その他の学部も学部独自で調査を行うこととなっている。

学位授与に関する手続きは、龍谷大学学位規程に基づき、各学部教授会において厳格に運用している。

研究科においては、学位規程の他、各研究科が定める学位に関する要項や内規に基づき、研究科委員会において厳格に運用している。研究科の学位審査及び修了認定は、研究科により審査基準に差異があるものの、その内容を『履修要項』に明示しており、これに基づき審査が行われている。

以上のような取り組みから、評価方法や評価指標の開発に努めているが、学修成果を把握し、検証するという点では達成が十分ではないと判断し、今後の課題と認識している。

(5) 学生の受け入れ

大学としての「入学者受入れの方針」に加え、各学部・研究科の「入学者受入れの方針」は、「学位授与の方針」との整合性・適切性に配慮し、入試方法や入試科目との関係については「教育課程・編成実施の方針」との整合性・適切性が図れるように定めている。

各学部における入学定員及び収容定員は、教育研究上の諸要件や、教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境を確保することを前提に設定し、学則に定めてい

る。また、入学者数比率（入学定員に対する入学者数の割合）及び在籍学生数比率（収容定員に対する在籍者数の割合）が適正に管理されるよう、学部の管理・責任のもと、各教授会において慎重に合否判定を行っている。

ただし、ほとんどの研究科において定員を充足できていない。この問題は全学的な取り組みとして、現在、大学院政策推進委員会にて改善策を検討している。

以上のような取り組みから、学生の受入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行っているとは判断する。

（６）学生支援

本学は、「修学支援の方針」、「学生生活支援の方針」、「キャリア支援の方針」から構成する「学生支援の方針」を定め、方針に基づき様々な学生支援を行っている。

とりわけ、第５次長期計画においては、2020年における本学の将来像の一つとして、「正課・課外活動を通じて、学生の主体的な活動を積極的に支援するとともに、学生自らの人間的な成長を促し、自律的に行動する学生を輩出する大学となる」ことを掲げ、「主体的活動の推進と自立性・公共性の醸成」「奨学金制度の充実」「課外活動強化策の検討」といった施策について重点的に取り組んでいる。

以上のような取り組みにより、学生が学修に専念できるよう、修学支援、生活支援および進路支援を概ね適切に行っていると判断する。

（７）教育研究等環境

本学は、「教育研究等に係る施設整備に係る整備方針」を定め、方針に基づき教育研究等に係る施設設備を計画的に整備している。

各学舎の教学展開や立地条件等の特性を活かしつつ、大学設置基準を上回る広さの校地・校舎を配備するとともに、キャンパスアメニティの充実にも積極的に取り組んでいる。

また、教育研究を支援する図書館環境、情報教育環境を整備しているほか、TA等の教育支援制度、個人研究費の支給や出版助成、一定期間研究に専念できる研究員制度等の研究支援を充実させている。

以上のような取り組みにより、教育研究活動を行うための学習環境や教育研究環境を概ね整備できていると判断する。

（８）社会連携・社会貢献

本学は、「社会貢献にかかる基本方針」を定め、方針に基づき様々な社会連携・社会貢献活動を行っている。

1991年４月には地域社会との連携・協力を推進する専門機関として REC（Ryukoku Extension Center）を設置し、「産官学連携事業の推進方針」、「地域連携事業の推進方針」、「生涯学習事業の推進方針」に基づき、多岐にわたる様々な事業を推進している。

その他、知的財産センター、図書館、龍谷ミュージアム、ボランティア NP0 活動センター、矯正・保護総合センターといった組織や施設においても、社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

また、学生が主体的な活動として取り組む地域連携事業に対しても積極的に支援してい

る。

以上のような取り組みにより、教育研究の成果を広く社会に還元していると判断する。

（９）管理運営・財務

１）管理運営

本学は、大学の運営体制および執行部の役割分担等について毎年度始めに確認し、教職員に周知している。また、第５次長期計画に基づき、計画完了時点の到達目標として「2020年の龍谷大学像」を明確に掲げ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学運営」「財政・施設整備計画」の主要課題について、50を超えるアクションプランを策定し、全学が一体となって改革を推進している。このような大学の管理運営は、明文化された規程に基づき着実に行われている。

また、事務組織を機能させるため、事務組織を必要に応じて新設、再編するとともに、2009年度に人事制度改革を行い、事務職員の意欲・資質の向上を図る仕組みを構築している。

以上のような取り組みにより、大学の機能を円滑かつ十分に発揮するため、概ね適切な管理運営を行っているとは判断する。

２）財務

本学は、「財政基本計画」に則した財政運営を行っており、その基本理念である「教学創造こそ財政」の認識のもと、学生や社会から評価される教学内容を創造し、「安定的な学生確保」や「多様な外部資金の獲得」を図ることにより、そこから得られた資金をさらに教学創造という質的発展に重点投資を行い、教学支援財政の確立に向けた「主体性」「安定性」「健全性」「社会性」の高い財政運営を目指している。

また、長期的な視点での財政運営を行うため、「長期財政計画」を策定し、財政の健全性を確保することを目的として、各種の財務比率数値にガイドポストを設定している。

これらの取り組みにより、本学が2005年にR&I（株式会社格付投資情報センター）から「AA-」の格付けを取得して以降、現在も「AA-」を維持し「安定的」との評価を受けていることは、安定的な財政基盤が確立したことの裏付けとなっていると言える。

以上から、必要かつ十分な財政基盤を確立し、財務を概ね適切に行っていると判断する。

（10）内部質保証

本学は、内部質保証に関する方針として、「龍谷大学内部質保証のあり方について」を定め、この方針に基づき、「機関（組織）としての自己点検・評価」と、大学の教育研究等を支える「教員個人の諸活動に対する自己点検」という２つの視点から内部質保証システムを確立すべく、積極的な取り組みを行っている。

自己点検・評価活動を毎年度、継続的に実施していくことにより、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという仕組みを整備することができている。

以上のような取り組みにより、教育の質を保証する制度は概ね整備できているとは判断する。

2. 自己点検・評価の継続的取り組み

これまで、本章の各基準に示したことは、2011年度から新たになった本学の自己点検・評価制度の下で毎年取り組んでいる自己点検・評価に基づくものであり、自己点検・評価で顕在化した改善事項は、全学的あるいは各組織等において自主・自律的に改善に向けた取り組みを進めている。

しかしながら、新たな自己点検・評価制度の導入によって改善事項の抽出は飛躍的に進捗したが、この取り組みを一過的なものとして終わらせるのではなく、継続的に実施してこそ本学の内部質保証が維持できるものと確信している。また、これらの内部質保証システムが確立してこそ、本学の未来が存在するともいえる。

そこで、本学の自己点検・評価制度に基づく内部質保証システムの現状と課題、そして今後の展望について以下に述べる。

3. 本学の内部質保証システムの理念・目的

大学進学率の向上により、日本の高等教育はユニバーサル段階に移行した。社会人や留学生を含め、様々な背景を備えた学生が進学しており、大学教育に求められるニーズも多様化・細分化している。その一方で少子化やグローバル化が進行する中、大学教育の質（水準）を維持・向上し、国際的に通用する人材の育成が重要となってきた。

こうした中、本学は、自主・自律のもと、建学の精神である浄土真宗の精神に基づく個性豊かな特色ある教育研究活動等を展開し、有為の人間を育成するとともに、学術文化の向上や社会の発展に貢献することをめざしている。

本学では、その実現のために、教育・研究の向上を図り、自らの活動を点検・評価し、独自の方法で大学の質（教育研究の質）を自ら保証することが必要であると考えている。

こうした認識の下、「機関（組織）としての自己点検・評価」と本学の教育研究等を支える「教員個人としての自己点検」という2つの視点から大学の質を自ら保証（内部質保証）することが重要であると考えている。

「機関（組織）としての自己点検・評価」については、「大学評価に関する規程」に基づき、本学の教育研究等に関する自己点検・評価を継続的・体系的に実施し、大学の質の維持・向上と社会的使命の達成を目的としている。

「教員個人としての自己点検」については、基本的にFD活動推進の一環として位置づけ、「教育」「研究」「社会貢献」「大学管理運営」の4つの項目について自ら設定した目標に対する到達度を測り、その結果を資質向上・改善に繋げていくことを目的としている。

以上の2つの相互に関連し合う課題について、本学独自の内部質保証システムを確立し、教育研究水準の維持・向上に努め、大学の質保証をめざしている。

4. 「機関（組織）としての自己点検・評価」の現状と課題

本学の内部質保証システムの一視点である「機関（組織）としての自己点検・評価」として、2011年度から新たな自己点検・評価制度（以下「本制度」）を実施し、2011年度（評価対象年度は2010年度）、2012年度（評価対象年度は2011年度）と継続して実施している。

本制度の目的は、以下の3点である。

- ① 質保証のための改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立
- ② 大学活動の重点化と大学業務の改善を推進
- ③ 自己点検・評価を通じた社会に対する説明責任の遂行

本制度の実施に伴う体制整備として、全ての学部等（各学部、各研究科、各学舎教養教育、各学部共通コース）に自己点検・評価委員会を設置するとともに、委員会内規を制定し、併せて、学内第三者として評価実務を担う大学評価委員会委員を増員し、大学評価委員会の再構成を行っている。

この体制の下、各組織等が自らの判断と責任においてその諸活動の点検・評価を行い、その結果を「自己点検・評価シート」にまとめ、シートを基に全学大学評価会議（評価実務は大学評価委員会が実施）が学内第三者的な立場で点検・評価し、全ての組織等への説明と意見交換を経た上で、評価結果をフィードバックしている。

これによって、2006年度の大学認証評価受審以後、一部の学部や各組織等の自主的活動に委ねている状況であった自己点検・評価活動が、学内全ての組織等が自己点検・評価を実施し、課題や改善点等を明らかにして改善計画を立て、それに基づく改善活動を推進していくという本学独自の質保証、質向上のための仕組み（内部質保証システム）として整備された。

自己点検・評価で顕在化した改善事項は、各組織等において自主・自律的に改善の取り組みを進めているが、単一の組織では取り組むことが難しい等、全学的な課題事項があることも顕在化した。これらの全学的課題については、部局長会において解決の方途を検討し、部局長会の下、組織横断的に改善に取り組むこととなった。本制度の実施により、全学的課題の抽出及び改善に取り組む仕組みに対し、一定程度の整備を行うことができた。

しかしながら、内部質保証システムが整備されたからといって、機械的に改革・改善が進行するわけではない。

毎年度行っている全学大学評価会議における制度総括においては、主に以下のような課題が指摘されている。

- ① 大学総合評価の取り組みの具体化
- ② 各組織等における「評価－改善」の取り組みの具体化
- ③ 改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立
- ④ 教員活動自己点検との連関

5. 「機関（組織）としての自己点検・評価」の今後の展望

本学の内部質保証システムは、新自己点検・評価制度の下で機能し始めたばかりであり、自己点検・評価の精度は、改善を重ねながら向上させていかなければならない。精度を向上させるためには、何よりもまず、学内における評価文化の醸成が最重要と考えている。

こういった状況の中で、先に挙げた課題に対する今後の展望は以下のとおりである。

① 大学総合評価の取り組みの具体化

現在の自己点検・評価制度は、学内で完結している。しかしながら、有為の人間を社会に送り出す使命を有している大学である以上、社会的な評価を受けることは重要であると考えている。そのため、今後、外部評価の導入、社会への公表を実現し、真の「大学総合

評価」としていくことが必要である。この点については、学内における評価文化の醸成を推進しながら、外部評価のための自己点検・評価、公表のための自己点検・評価にならないよう慎重に検討していく。

② 各組織等における「評価－改善」の取り組みの具体化

各組織等における評価の取り組みによって明らかになった改善の課題（教育、研究、社会貢献、大学管理運営）を実施する上で、各組織等における改善執行のシステム（特に全教職員による改善執行のシステム）が整っておらず、組織再編等を含めた「評価－改善」を具体化するための取り組みを行っていく。

③ 改革・改善マネジメント（内部質保証システム）の確立

大学の質の維持・向上のためには、各組織が、客観的なデータや資料に基づいて方針や目標に照らした点検・評価を行い、改善・改革につなげるという意識、評価文化を醸成する必要がある。

内部質保証のためのシステムは一定程度の整備を行うことができたが、自己点検・評価の質を高め、実質化していくためには、学内での内部質保証システムの構築と、そのためのマネジメント確立のための取り組みを具体的に進める必要がある。また、個別的具体的な課題としては、評価への理解を深める方策や評価者の研修、点検・評価の効率化等が必要であり、また、点検・評価を通じて各組織等において成功事例が創出されるよう、さらなる支援強化が必要であると考えている。

6. 「教員活動自己点検」の現状と課題

教員活動自己点検については、2010 年度第 44 回部局長会（2011 年 3 月 24 日開催）において、「2011 年度試行的に実施し、2012 年度からの本格導入をめざす」とし、加えて「本制度の本格導入にあたっては、2011 年度の試行状況等を踏まえ、部局長会で慎重に検討する」としていた。

この制度の意義と目的は、部局長会において制定した「教員活動自己点検に関する実施要項」に、次のように規定している。

- ・各教員が自己の活動を点検し、教育研究その他諸活動の維持、改善及び向上を図る。
- ・前号の取組を通して、本学の教育研究活動等を活性化し、高等教育機関としての教育研究の質を保証する。
- ・教員活動の結果をデータベース化し、情報共有及び課題解決に活用する。

また、部局長会にて、「教員は自らの意思と責任で、自身の活動を点検し、教育研究活動等の維持・改善・向上に意欲的に取り組むことが必要である。さらに、その教育研究活動等を支える大学の管理運営活動に積極的に参画することが求められる。こうした教員の活動は、個々の教育研究水準の維持・向上だけでなく、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上等に繋がり、教員相互の自己研鑽や課題解決にも役立つと考える」ことを確認した。

2012 年度第 5 回全学大学評価会議（2012 年 11 月 8 日開催）において、2011 年度の試行的実施における制度総括を行った結果、個々の教育研究水準の向上のみならず、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上に寄与できるものと判断し、今後も継続して実施していくべきものであるとの結論に至った。

これによって、毎年度必要な検証を行うことを前提に、本制度を 2012 年度以降も継続的に実施することとなった。

制度の導入により、教員各自が自身の教育研究等の活動に対し自己点検を行う機会となり、自ら検証・確認を行うことで明らかになった諸課題に対し、改善に結びつけるための自己研鑽の場として活用された事例や教員同士が互いの点検結果を参考にし合い、自身の活動に役立てることにつながった事例もあるが、毎年度必要な検証を行うことが前提となっていることからわかるように、改善すべき点はある。以下、主な点を示す。

- ① 教員の作業量を考慮した効率化の推進
- ② 目的達成度の向上
- ③ 組織としての活用

7. 「教員活動自己点検」の今後の展望

教員活動自己点検は、2011 年度に導入した制度であり、当初は、自ら点検を行う教員やデータを活用する学部等の組織において、作業負担や制度に対する戸惑いもあった。

こういった状況の中で、先に挙げた課題に対する今後の展望は以下のとおりである。

① 教員の作業量を考慮した効率化の推進

試行的実施となった 2011 年度は、教員自らによる各種データ入力や点検シートの送受信など、教員個々の作業が多く発生した。そこで、ホームページ上で教員個々が目標や活動結果等を直接入力するとともに、毎年度のデータを蓄積できる「教員活動自己点検システム」の構築に取り組んだ結果、2013 年 2 月に稼動し、2012 年度期末からの活用が可能となった。

さらに、2013 年度においては、個々の研究業績や学内における役職や所属委員会等、既存の各種データを機械的に取り込むことで、各教員の負担減につながり、より効率的な運用が可能となる。

② 目的達成度の向上

本制度への認識不足や開始時期の遅れ、データ入力等の疲労感等により、検証できた点検結果を改善へ結びつけるまでに至らない状況が見受けられた。2 年目となる 2012 年度においては、制度に対する認識の浸透やシステムの稼動等により、所期の目的を達成するための取り組み強化が期待できる。特に、本制度が改善のための評価であることの認識を浸透させ、評価のための評価にならないように努める。

③ 組織としての活用

本制度は、教員個人の諸活動への点検・改善に資するとともに、特に「教育領域」に関しては、学部等や学部横断的な組織（教養教育、学部共通コース）における活用も視野に入れていた。しかし、その認識や体制が整わず、現在では十分に活用されていない。そこで、データ活用により FD 活動等が推進されることをめざし、各組織において実効性等について検討し、その活用方策を策定することが望まれる。

さらに、各学部および学部横断的な組織等で取り組まれた評価内容に教員活動自己点検結果がどのように反映されるのかという点について、大学全体の教育研究活動の活性化と質向上等に繋げるための全学的な活用方策を策定することが望まれる。

8. 結語

本学の内部質保証システムは、新自己点検・評価制度の下、機能し始めたばかりである。そのため課題も多く出てきている。

しかしながら、従来は一課題一組織という体制で行われてきた改善活動、つまり課題そのものも組織の体制に応じて矮小化されてしまう構造が蔓延していた状況に対し、全学大学評価会議、大学評価委員会の充実によって、組織横断的に取り組まなければ改善できない課題を抽出することが可能となり、大学執行部の下に改善活動を推進する仕組みが機能していることは、本学の将来に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

本学は、今後も「改善のための評価」という認識を全構成員が共有し、決して「評価のための評価」に堕することがないように推進していく所存である。

以 上